

令和7年第5回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 8月12日(火曜日)

会期 1 日間

閉 会 8月12日(火曜日)

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
8. 12	火	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 議員全員協議会 閉 会

令和7年第5回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 7 年 8 月 1 2 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和7年8月12日 午前10時12分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令和7年8月12日 午前11時50分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番		
会 議 録 署 名 議 員	6 番 議 員		喜屋武 功			
	7 番 議 員		伊 集 守 吉			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	仲 本 正 一	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子		
	企 画 振 興 課 長	徳 峯 惣 一 郎	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	住 民 生 活 課 長	比 嘉 利 彦		
	福 祉 課 長	安 次 富 規 昭	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		
	こ だ も 未 来 課 長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学 校 教 育 指 導 主 事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和7年8月12日（火曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第38号	安谷屋第2地区貯水池整備工事（その1）工事請負契約について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定

○議長（名幸利積）

ただいまから令和7年第5回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時12分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時12分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、喜屋武 功議員及び伊集守吉議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第2. 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日

間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 議案第38号 安谷屋第2地区貯水池整備工事（その1）工事請負契約について

○議長（名幸利積）

日程第3. 議案第38号 安谷屋第2地区貯水池整備工事（その1）工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第38号 安谷屋第2地区貯水池整備工事（その1）工事請負契約について。

議案第38号

安谷屋第2地区貯水池整備工事（その1）工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。

記

1 契約の目的 : 安谷屋第2地区貯水池整備工事（その1）

2 契約の方法 : 指名競争入札

3 契約金額 : ￥276,001,000-

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥25,091,000-）

4 契約の相手方 : 沖縄県沖縄市池原二丁目15番35号
有限会社 明城建設
代表取締役 長濱 邦彦

令和7年8月12日 提出
北中城村長 比嘉 孝 則

入札の結果、工事請負契約書のかがみ等については添付してありますので、お目通しのほうをお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

質疑いたします。

この件については、新年度から予算が決まって、これまでのスケジュールとこのスケジュールの中でJVは組めなかったのか。

あと、工事規模は金額によって指名業者のランキングがあるのか。

村内のB、Cランクの単体での指名はできなかったのか。この3点をお願いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

比嘉議員の御質疑にお答えします。

まず今回の発注工事のためのこれまでの業務日程については、業者選定を行いまして、指名委員会、あと事業者への通知、資料配付、質疑応答の締め切り、それを終えての入札という流れになるんですけども、まず業者選定が令和7年6月6日、これに応じて指名委員会、令和7年6月9日、執行伺い、これは入札を指名委員会で確定した業者への入札を執行してよいかというところが、令和7年6月25日、事業者へ

の通知が令和7年7月1日、同日資料も配付しております。質疑応答が令和7年7月14日締め切りとなっております。入札が令和7年7月23日に執り行っております。

今回JV工事での発注ができなかったのかというお話だったんですけども、これはJV工事を仮にやった場合、でも通常の指名競争入札よりも時間がかかることは大体把握されていると思うんですけども、通常そういった2者JV、もしくは3者JVというやり方があるんですけども、恐らくそういった施工業者が組み合わせを決めるのには通常の1社のみ、単体発注よりもやはり時間がかかる。恐らくこれまでのあれでは1週間、ないしは2週間前後は余分にかかるかと思われまます。ただし、今回JV工事があまり適切ではないと考えたのは、工事の内容。今回の発注予定では土工事、掘削工及び土砂運搬工ですね、これと土の改良工事が主なものです。こういった工事の場合、国からも土質の改良工事に関してはJV等の工事では発注すべきではないという通知も来ております。通知といたしますか指導ですね。こういったものが来ておまして、ただしJVを組んだ場合、今回の予算規模が3億円ぐらいになりますので、例えば2者のJVでやる場合はどうしても資本金3億円を何パーセントずつかの割当てが必要になってくるんですけども、2者の場合はどうしても小さいほうでも3割以上で、もし3者で組む場合には20%以上の資本金負担が必要になってきます。こうした場合に単純に3億円で

掛けてみますと2者の場合は最低でも9,000万円の負担が必要、3者の場合は6,000万円が必要となり、現在の村の業者に、村が発注する公共工事に関しては5,000万円以上の工事はAクラス以上のものが望ましいという規定もございますため、仮にJVを組んだ場合、それもB及びCの場合でもAの方が望ましいというような状況になります。そのためにただ工事の内容自体も土工事がメインとなるんですけれども、今回は貯水池の工事でありまして、約80メートル掛ける80メートルのエリア内での工事となります。そのため施行班が多数入って、これを管理しないといけない人間が多数必要というような工事ではございません。そのためにこれはJVで発注するにはそぐわないのではないかと判断いたしまして、村長に進言してこのやり方で行ってきたいということを申し上げたところで

す。あと、先ほども説明の中で申し上げたとおり、基本的に今5,000万円以上の発注工事であれば、指名競争入札の場合10社以上を指名すべきということもうたわれておりますので、今回の入札に関しては村内の商工会に属されている方が指名業者の11社中7社来られました。これは7月1日付にいただいた資料で確認したところですが、令和5年度までの名簿を再確認したところ10社は当時商工会のメンバーだったというふうに把握しております。

取りあえず御質疑に関しては以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

JVを組むには時間がかかると。あと、年度内だと7か月しかないですよ。今から決まっていますね。この7か月でもタイムスケジュール的にはぎりぎりなのか、余裕があるのか、その辺はどうですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

私どもの手元に工事設計書の見直し、発注予定の分の設計書が上がってきた際に、まずこの工事ボリュームを確認します。そして年度内で確実に追われるかどうかの工期が設定できるかどうかをまず検討します。このときに工期を考えた場合に約220日程度の工期が必要ではないかということで設計業者にも確認したところそのとおり。と言いますのが、今年度から週休2日制を必ず取り入れなさいということもございまして、このあたりも加味したものでこの工期を設定しております。そうした場合に、年度内に終わるために3月末までに終わらなければいけない場合には、8月の上旬ぐらいまでにはどうしても工期をスタートしないとけないというところもございまして、実際入札を行ってからの臨時議会の開催のお願いをしたところで、本日となったところで

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

今回は、国、県の補助は9割以上はありますね。もちろん工期が次年度に延びた場合、次年度以降の国、県からの補助金の影響は。あと今の段階ですよ、令和8年度分の国、県補助金は確約されているか、確認です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

現在、この工事につきましては国から80%、県から11%の補助金をいただいて実行するような工事となっております。次年度の補助金に関

しましては、私どもは幾ら欲しいということは要望しているんですけれども、まだ確約はされておられません。今年度、この工事が多少伸びたとかいろんな問題が発生した場合には次年度以降への補助金の要求額ですね、この辺にも影響は出る可能性はあるかと思われまます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

よろしくお願ひします。

今、悟議員のほうからもいろいろありましたが、関連して。そもそもこの安谷屋第2地区貯水池整備工事というのが、大分前からそういう計画があったと聞いております。今回、今年度までずれ込んできたというのが用地買収等で遅れてきたという話も聞いてきたんですが、実際のところこの事業をやろうという、それを決めた年度、それはいつ頃だったのか。

また、これを今年度どうしても進めていかないといけない。そういった理由、それがどういったところでしょうか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

申し訳ございません。事業のスタート自体は、この安谷屋かんがい地区に関する土地区画整理につきましては、もともと民間の団体ですね、地権者の団体が進められて始められた事業です。このときにはかんがい設備が整っていないため、改めてこの地権者からの要望でかんがい施設工事をやってほしいという要望を受けて、国や県に要望してこの事業の予算を取ってきたところでございます。ただし、ちょっと細かい年数までは申し訳ございません。手元の資料にはござ

いせんので、ただ、今関係する地主さんたち、約130筆ほどございますので、こういった方々の要望で取り進めた事業でもございますので、私どもといたしましてはできるだけ早くかんがい施設工事を完成した上で農業の発展に寄与できたらと考えております。

以上です。

失礼しました。平成24年にこのかんがい施設に関する事業を国、県に相談して、平成28年頃にたしか実施することになったというふうに覚えております。県からも指導があったんですけども、1事業で大体10年間では終わらせるようにというような内々での指導もございまして、できましたら1年でも早く私どもも完成に行いたいと考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

そうですね、おっしゃるとおり事業はなるべく早めに進行していったほうが農業に従事される皆さんのためにも大変よいことだと思います。じゃあいわゆる10年近く、10年以上前からそういう計画をしていて、何も今さら近々にすぐ進めていかないといけないというところも薄いのかなとちょっと感じました。もちろん先ほど話したように早めに進めていくということには何の不満もないわけですが、なるべく早く進めたほうがいいと思います。

しかし、実際今物価高騰とか人件費高騰とかが叫ばれる近年、入札不調とかそういったことも行える場合もあるわけですね。実際今回も2業者が辞退をしており、もしかすると1回目、2回目、3回目でも不調に終わるかもしれないということと、また実際工事に入って、不発弾とかが見つかったりすると工事もストップして次年度以降に持ち越しということになるかもしれません。なのでいろんな形で翌年に繰り越していく可能性は十分あるわけですが、今回担当課

としては、例えば入札が不調に至った場合、工事の中で不発弾等何らかの問題が生じた場合の工程の延長、工程の変更、そういったプランも考えていらしたのか、どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

実施、工事とか現場に関しては様々な要素でそういった工事の遅れに関しては可能性はございます。これは実際に起こってみないとどう対応するかというのは、今さすがに口頭では申し上げにくいんですけども、こういったことで年度内で終わるべき工事ができなかった。ただし、年度内で一旦は完了させないといけないという話になりましたら、またそういった形で契約内容の変更を行って、年度内である程度の、翌年度に持ち越せるような形の工事にするとか、そういった考え方もできると思いますので、そういった様々な方法を考えていきたいと思いません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

了解しました。

しかし、入札不調とか業者が辞退するとか工期が遅れが生じるというのは、あながち考えられないことではないと思うんですよ。しかし、そこについてはBプランといいますか、工程の変更、それは事前に行行政の皆さんはある程度把握して、遅れるかもしれないという予定をしてそのプランも考えておくべきじゃないかなと。やはり工事を行うに至っては不発弾が見つかったり想定外のことが出てくることもありますので、そこもしっかり踏まえた事業の工程プランもやっていただければ、年度内に収まるのか。収ま

らない場合はどうするのか。そういった検討もすべきではあったんじゃないかなと思っております。されているかもしれないんですが、そこもしっかり準備をしておいてやっていただきたいと思えます。

最後の質疑になりますが、これまで本村の商工会等から村内企業の優先発注、そういった推進を訴えてこられたと思えます。私が知る限りでも2年ぐらいは連続で来ていると思えます。今回の事業、またこれまでの様々な行政が発注する事業について、例えば悟議員のほうからもありましたが、共同企業体方式、JV方式はなぜ執り行わなかったのか。また、JV方式を検討することは話合いの場が持たれたのか。それはどのメンバーで話し合うのか、話し合われた経緯。そういったことがあったのかどうかとどういったメンバーで話し合うのかというのを知りたいと思えます。

先ほど担当課長のほうからJVをした場合に二、三十%の負担増ということもありました。確かに安い公費で大きな成果を得たほうがもちろんいいと思えますが、これまでの商工会からの陳情とかそういったものを見ると、やはり本村の事業者もしっかり育て上げていかないと、ほかの市町村に取り残されていくのではないかと危惧をしております。大きな業者、そして本村の小さな業者、そういった業者ががっちりタッグを組んで本村の事業所もしっかり成長していく。骨太の北中城村をつくっていく。そういったことが非常に大事じゃないかなと思ってます。二、三十%の負担増というのは確かに大きいと思えますが、今後を見据えた北中城村を支えていくのは本村の事業者の皆さんですので、そこもしっかり育てていくということも考えていくべきじゃないかなと思っております。

もう一度、最後の確認ですが、今回JV方式を取り入れることを検討されたのか。検討されたメンバーはどういった構成メンバーなのか。

いつ頃相談されたのか。それを最後の質疑としたいと思います。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

工事設計書の見直しが完了した段階で工期の設定、工期の確認と発注方法について検討いたします。この発注方法に関しましては内部で委員会とかという場合は設けておりません。これは私がまず調べて、現在の国からの指導のやり方とかを調べた上で逆に最適であろう方式を村長に進言した上で許可をいただいて、これを進めていっているところです。

今回、比嘉議員が御心配される村内企業の育成等につきましては、これまでも私どもも村全体で前向きに検討してやっているところでございます。先ほど負担が20%、30%増えるというのは言葉的に意味合いが違いますので、これは訂正させてください。請負金額に対して、2者の場合は30%を必ず負担しないとイケないというのがございますので、ちょっと意味合いが違っていましたのでその分は訂正させてください。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉正志議員の御質疑にお答えいたします。

私とJVについての議論はございませんけれども、ただ起案として私のところに回ってまいりました。そこで皆さんからの提言があって、週明けに朝イチで農林水産課長と調整しまして、その起案について伺ったところで、当然私たちはこれまでずっと商工会からの要請等もございます。また、商工会との意見交換会等も毎年行っておりますので、そういったところで商工会は地元企業優先ということで毎回毎回言われて

おりますので、各課長ともそれは肝に銘じていると思っております。

ただ、今回のJV方式についての起案について、それをどう対処するかということだったんですけれども、それについては時間的ないともがなかったものですから、翌日に入札を控えた段階では厳しいものがありましたので、そのまま決行することといたしました。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

先ほどの答弁で業者選定が6月6日で、本日この臨時議会が8月12日となっております。その中で、村長の今の答弁で時間的いとまがないとおっしゃっていましたが、この期間、約2か月の期間の間、この流れがスムーズなのか。できればもっと早くできなかったのか。その辺の流れについてお願いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

私どもは、こういった事業の執行に関しては一番スムーズにやるべきということを心構えて進めているところで、今回の執行については特に遅れたという意識はございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

もう一つ、今回の工事の指名について、村内企業優先発注の要請に関わるということで、建設文教常任委員会から所管事務調査の結果で、また提言書も出されていますよね。村長提言書を受けて、村長が1人でお聞きしたと聞いていますが、その後の流れ、どういう形で全庁体制で説明を行ったのか。どういう方向で行くのか

という話をしたのか。その辺の経緯をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

川上議員の質疑にお答えします。

たしか金曜日に皆さんから提言がございました。もう5時前でしたので、それから総務課長に命じまして、全課長にこれをコピーして配るようという事で申し上げました。そして週明けに担当の農林水産課長とその話をいたしました。そういう状況で各課等の長には周知を図ったつもりでございます。ただそれが今回については、もう既に入札の執行も詰まっておりますので、なかなかそれを変更することについては時間的に厳しいものがあったということでございます。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

私のほうから補足説明をさせていただきます。

7月14日に所管事務調査ということで、建設文教常任委員会より私が呼ばれて、この事業内容について説明をいたしました。発注方法についてもその際に委員会の場で説明もしております。ちょうどこの日が、7月14日は月曜日だったと思うんですけども、この翌週から村長は葛巻町のほうに出張に行かれておまして、戻られてから、7月18日ですかね、こういった所管事務調査がありましたという報告もしていたところです。

ただ、これが週明けに村長から議会より提言が出されたということで、それで村長のところに赴きましてその後の対応ですね、所管課としてはこうしたいというような意見交換をしたところでした。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

流れについては把握しました。村長にお聞きしたいんですけども、これまで正志議員からの質疑にもあったとおり、村内企業優先発注については毎年議会で議論されていますよね。その中で村長の考え、多分村でいろんな工事、いろんな入札があるかと思いますが、そのときに村長から各課に、できれば優先発注をお願いとかという文言があるのか。村長の考え、その辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

発注のたびに私から各課の長に申し上げてはおりませんが、基本的に庁議で、毎回の庁議ではございませんけれども、年に何回か各課等の長には発注優先については村内企業を優先するようという事で申し上げているつもりでございます。これまでも、今回もそうですけれども、これについてもできるだけ早く各課等の長に周知を図ってくれと総務課長に命じたところでございます。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

同じことの繰り返しになるとは思いますけれども、2点ぐらい確認させてください。

先ほどから村内企業優先発注という言葉も出てきています。私は議員になってから10年以上たっていますけれども、毎年議会の中で9月頃かな。来年度の予算を決める間に商工会より村内発注、村内企業優先ということでやっていると。これは村長のほうにも多分来ていると思います。

その中で、先ほど来しっかりやっているとい

うふうにお話しされていますけれども、されていないから我々の建設文教常任委員会に要請という形で、重い文言で来ています。されていないからここ数年村内の建設業、または土木業、本社を移しています。この状況について村長はどう思われているのか、1点目です。

それと我々が村長に要請して2日しかなかったということですが、差し迫っているということですが、その流れの報告がない。我々はしっかり全員で、議長も含めてお願いしていたはずなのに、報告もなしにそのまま進められていくということ自体も私ちょっと問題なのかなと思っております。その点もですね。

先ほど来、この工事に関しては国からもJVは望ましくないとおっしゃっていますけれども、そういったJVをやらないと村内の企業は育たないんですね。民間から何億という事業が受けられるのか。村が育てないといけないと私は考えています。ですから村長のリーダーシップにおいてしっかりそういった形で先ほどからありました、村長がこれすぐ回ってきて、ああ分かったと印鑑を押すんじゃないで、これは村内企業、JVでできないのかというふうな確認もあってしかるべきだと思いますけれども、この辺どういうふうな考えになっているのかお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間議員の御質疑にお答えします。

まず、村内業者の育成につながっていないんじゃないかということがございます。ただ、私としては指名の名簿を見て、ああ、村内業者が入っているなど。基本的には私たちの入札というのは村内業者を優先させて、今指名を取っております。そこに落札するのかもしれないかということがございますので、落札、必ずしもそれを誘導するということには大変難しいものがあ

ると思いますので、ただそれはしっかり職員としてはやっていると思います。しかもまた、入札の参加については村内業者を中心とした名簿をつくっている。そのように思っておりますので、適正に、しかもまた村内企業が優先ということでやっていると思っております。ただ、これが実際つながっていないということであれば、別にまたどういう方法があるのか。商工会の皆さんも行政に対してまた御指摘をいただければと思います。私たちは法的に適正にそれが対処できるのであれば、十分検討をしてみたいと思います。

それから提言に対する報告がないということがございました。ただ、私としては私だけの考え方じゃなくて、原課の、所管課の皆さんの意見も聞いてこれに対応するというのが望ましいかと思います。ただ、提言書というのは私は多分、提言に対する回答。それは例えば皆さんから文言提言にもし回答を求めるところがあれば、私たち行政のほうにも回答期限はいつまでとか、そういったあたりが示されていれば、私はすぐ対処できたと思いますけれども、なかなかそこが私としてははっきり自覚できなかったものですから、皆さんに対する報告が遅れたということになります。

これからいたしますと、私たち行政が今やっていることは、皆さんの御指摘は村内の商工業者の振興につながっていないのではないかと、これが意見としてありますので、これから私たちはどうしたらいいのか。もっともっと商工業者の皆さんとお話し合いをしてみたいと考えております。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今お答えになった村内企業を優先していますよ、村内の業者ですよ、もしくは商工会員ですよという話がありますけれども、どういった資料

を村長は見て言っているのか、ちょっと分からないんですけども、我々に来て入札結果としての資料では住所とかは載っていないんですね。しかも我々が問題にしているのは、この業者が村内に本社を置いているのか置いていないのか。それによっても相当変わってくるんじゃないかなと思っています。ただ、商工会の会員だから、村内に支社があるからとか、そういう部分でやればもちろん広がっていきます。しかし、先ほどから言っているようにそういうことでずっとやってきているから、なかなか大きい工事は村内では取れないねということで、多分何社かは村外に行っている。本社を移している。大変残念なことですけども。だから本来はそういった部分を少し考えてもらいたい。今回こういう形で初めて商工会のほうからも要望があったというのは、本当に重大な案件ではないのかと思います。

それで先ほど全員協議会の中で村長以下課長が集まって話をし、もしこれが否決になると賠償金が請求されますという話をしていました。この賠償の請求というのは事例があるのか。払った事例があるのか。その辺も聞きたいです。その辺顧問弁護士と話されて、この弁護士も結構そういった事例は当たってきているという話はしていました。ということはちゃんとやらないといけないという事例があると思いますけれども、その辺はどういうふうに話されているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

前段の質疑に対して、非常に今回は商工会からそういった要請を議会が受けたと。私たち行政のほうには要請としては来ておりませんが、議会のほうに来たということで、これについてはどう考えるかということですが、確かに商工会が危機的な状況ということであれば、

我々にもその要請をしていただきたいということがございます。ただそういう状況であるというのであれば、私たちはどうすれば、行政として取るべき姿勢を、やり方、手法等をぜひ御教示いただきたい。ただ、私どもも補助事業ですから適化法といういつも念頭にありますので、いかにしてどう適正に執行していくかということがいつも頭にあって、それに追われてなかなか皆さんの趣旨に、意向に沿うようなことができなかつたかもしれませんけれども、こういったことは皆さんの要望があればしっかりとみんなで共有して対処してまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

裁判例があったというのは先ほど全員協議会の中でも御説明したところではあるんですけども、この際に論点となったのが議決に違法性があるかどうか。議決の内容、理由ですね。どういう理由で議決されたのか。否決されたのか。というようなところが争点になった裁判がございました。このときには違法性がなかった。つまり議決の理由に合理性があったと判断された事例がございまして、この際には賠償を請求されていたんですけども、却下された事例はございました。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。さっき違法性と言いましたけれども、違法性ではなくて、この議決したのに対して根拠があるかないかということだと思います。我々も今回の入札の流れ、事務的処理というのは何ら違法性はないと思っています。ただ、これが村民、いわゆる村内業者のためにな

っているのか、なっていないのか。今までこう
いうことで来ているからそういうふうな話にな
ってきていますよと私は考えています。だから
合理性、根拠は十分にあると思います。それも
含めてですけれども、先ほどから課長が国から
の通達とか何とかと言っていますけれども、こ
の部分に関してちょっと見えてこない部分があ
るので、資料請求としてどういったものがある
のか確認したいので、その辺も、質疑ではな
いんですけれども、最後に資料請求という形で
終わらせてもらいます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

1点だけ質疑をしたいと思います。

今、上間議員からもありましたけれども、
我々議会は一生懸命、商工会の要請文のために
毎年9月頃その要請文が来ますけれども、正直
言って個人的には、我々議会はそんなにけんけ
んがくがくで議論した覚えはないです。何かさ
も我々が一生懸命やって……。感じました。今
回残念ながら村内業者に委ねるという判断が下
され、行政は下されなかったようなんですけれど
も。私は、村長あるいは行政の皆さん方は、今回
についてはいわゆる村民のために判断を下したの
かなど。商工会も非常に決まらなかった、判断
しなかったということについては、苦渋の選択
の中で決められたと思いますけれども、その辺
りは村長いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私としては、入札のたびに、入札の結果を見
ますと一喜一憂するところがあります。これが
村内業者であれば喜びますけれども、村外業者
であると落胆するところがございます。そうい

う気持ちでございますので、私たちは行政と適
正な執行と、村内の業者の落札ということが一
致すればとてもありがたいことではあるんです
けれども、いかんせんそれが一致しないところ
がございまして、これからできるだけ一致す
るようなことをしていきたいんですけれども、
その技術が私たちにはまだ見えてこないもの
ですからこれから研究してまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

そういうことで、今後もぜひ村民のためとい
うことで判断していただきたいと思います。よ
ろしくお願いします。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

今回、村長に14日に提言書を出していますね、
我々建設文教常任委員会で、その出した理由と
いうのがあるんですね。それと、また提言書
を出して翌週の水曜日、23日に入札が行われたま
での期間に対して問題視しているの、我々今
回の議会ではこの2点の中身を見たときに厳し
いという、私は認識しています。この際なので、
先ほど瀬上課長のほうから指名委員会が開かれ
ないで、担当課が指名して村長にお伺いを立て
たという、多分その意味だと思うんですけれど
も、私ちょっとびっくりしました。初めて。こ
ういう案件の場合には指名委員会が、指名委員
会されていますか。されている。さっき内部で
の委員会めいたものはないと言っていたので、
それはじゃあ訂正したとして、この際なので提
言書の前に我々建設文教常任委員会で報告書を
委員長がつくっているの、ちょっとかいつまん
で、なぜこの提言書に至ったかという理由を言
うんですけれども、商工会、建設業部会の意見

としては毎年村内企業優先発注の要請をしているが、指名の状況は要請活動とはほど遠い内容であり、村行政や議会は、北中城村商工会や建設業部会の存在価値や、村内企業の育成、成長に対してどう考えているのか。軽視されているのではないかと疑念すら感じていると言うんです。

実は、その建設業部会との意見交換会をして、一連の動きの中で、実は商業部会からも我々の意見も聞いてくれということで、昨日島袋公民館で意見交換会をしています。なぜかと言ったら不満だからなんですよ。毎年村内優先発注の要請をしているのに、結果成果が見えてこない。日頃村内の企業と村内の方々と一緒にやろうと言っていますよね。選挙でも村内優先発注というのを掲げたいと思いますよ。前にも言いました。羊頭狗肉になっているんです。形になっていない。もし、形になっていたら業部会が今回の安谷屋の大きい3億円規模の工事に対して不満を言わないです。意見交換しようと言わないですよ。ましてや商業部会からも。

先ほど瀬上課長のほうから11社の指名業者のうち7社が村内企業という扱いの表現をされていました。私たちの認識とちょっと違います。確かにその7社の中には会員はいると思います。私が見る限りでは、本社が北中城村の企業は1社、3社はもともと北中城村に本社があったけれども村外に移りました。建設業部会のメンバー、ほか7社は村外企業です。中には会員はいると思います。でも、北中城村に支社があるかどうか。ごめんなさい、私、調べていないから分からない。支社を持っているのか。どうですか。今回の指名の中身をよとして今後進むんだったら、村内企業優先発注というのは多分北中城村では実現できないだろうなと思っています。その点を村長もっと認識しないとイケないですよ。今回の私の建設文教常任委員会からの提言書を基に、何か勉強不足があったとか今

後研究しますというこんな言い方じゃないですよ。何年役場に関わっているんですか。何年指名に関わってきたんですか。それでもって民間企業というのは1日1日が勝負なんですよ。何百万円の仕事だけで回らないですよ。だから何億円の仕事が出たときには指名の中に、国は確かに単独発注のほうが望ましいと言っています。望ましいですよ、やるなどは言っていないです。だからJVを組んで村内企業を成長、育成させなさいと言っているんです。だからそれを組みきれないんだったら、私はこれは村長失格だと思っています。厳しい言い方かもしれないけど。成長、育成させるのが村の活力にもなって、村域経済の活性化にもなるんですよ。それが組めないのだったらちょっと私は厳しい。だからそういうのを受けて我々は建設文教常任委員会ですぐ話合いを持って、すぐ審議して、結論出して5項目の提言書を出したんです。提言書まで読みます。

提言書の一つ一つが根拠なんです。1、村内企業の育成強化と雇用拡大を図るため、目に見える形で村内企業優先発注を推進すること。2、村内企業の育成と成長のために予定価格が高い事業に対しては共同企業体方式（JV方式）で指名を行うこと。3、ここがちょっと、今建設業界が置かれた厳しい立場だと思うんですけども、近年建設投資の大幅な減少と人材不足、資材の高騰等に伴い社会資本等の維持管理が災害応急対策など地域の維持管理に不可欠な事業になってきた地域の建設業の経営環境が悪化している。建設業者の減少、小規模化が全国的に進んでおり、地域の社会資本整備や維持管理を将来にわたって持続的に行うために地域の担い手企業の確保に努めること。そういう背景があるから我々村として、当局としては村内から建設業界が逃げていかないように、潰れないように配慮しないとイケないんです。配慮していないから不満が来ているんです。4、村産品奨励

及び村内企業の優先使用について村当局が率先して地元、村民の方々に使用の奨励、啓発に努めること。5、村内事業の創出による景気の拡大を図り、村域経済の活性化を図ることという5項目をつくりました。それが形として表れているかというのがないから我々提言している。問題意識を持っているんです。これについてどうですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

先ほど喜屋武議員のお話の中で指名委員会の開催についてのお話がありましたので、追加して御説明いたします。

指名委員会は令和7年6月9日に実施しております。指名業者の決定を行っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武議員の大変厳しい御指摘がございました。皆さんからいただいた御提言5項目等については、これからどう対応するのか、全課に諮ってまいりたいと思います。その照会をしましてまた回答を得て皆さんにまた回答できればと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

今日、本会議に入る前に、全協のほうで全議員とのいろんな意見、やり取りがあって、その後、村長を含めて担当課長等、何名か来ていました。そこで今回なぜ単体発注に至るのかというのも集約できるものがあるんですけれども、1つが時間的な問題。1つが土工事中心のものになっているから。法律の問題。これを否決したら何かしらあるよということも言っていまし

た。もう一つは、もうびっくりしました。JVを組んだからいさかいが起こるから。こんな、もうこの4点の理由、もっと理由をいろいろ言っていたけれども、いさかいが起こるからJVよりも単発が望ましいみたいな感じを法令遵守で今までずっと仕事されている方がこういうことを言っては駄目ですよ。こう言うんだっただこでもいさかいありますよ。だからもっとクレーバーに答えてほしいんですよ。時間的な問題も年度内に工事を完了するのは望ましいです。もし、年度内にこの事業が完了しなかったときに実害がありますか。どんな害が出てくるか。結局繰越しもできますよね。でも繰越しが望ましいとは私言っていないですよ。何かしらクリアできる。土工事中心だから単発が望ましいという判断ではあるけれども、私が方々に聞いたら防衛内でも土工事で何億円の規模になったら、単発どころかJVでもぼんぼんある。他の市町村でも。なぜ北中城村が土工事なのに単発が望ましいと至っているのか。じゃあこの指名業者はみんな自前の重機を持っていますか。自前の重機を持っているということはオペレーターもいるんですよ。もちろんリースも可能かもしれないですよ。でもリースとなったらオペレーターはまたほかで探さないといけないから。そこまできちんと見て判断されているのかというのもちょっと私はおかしいと思っている。

法律の問題、先ほど上間議員からありました。前例の場合は違法性が見られなかったから却下となっているけれども、じゃあ私たちが今回JVでやってくれというものの背景はもちろん商工会の建設業部会から意見の要請があった。村内企業の優先育成というものを本丸を持って今提言しています。その村内企業の育成とか優先発注というのが違法性ありますか。違法性ないでしょう。ないのに全協でこれ否決したら裁判になるかもしれないという、ある意味ほかの方々への印象操作ですよ。これは否決したらま

ずいなみたいな。そんなやり方じゃないと思いますよ。これは一つ一つ答えてください。

また、私、今回問題視しているのは14日に村長に提言を出しに行ったときに、議長を含めて建設文教常任委員会の全員、相手は村長だけでした。議会対応に対しても私はちょっと。普通担当課長もいてしかるべき。秘書に当たる人。なぜかと言ったらやり取りで村長に聞き逃しもあるかもしれないです。メモる人がなぜいなかったのかというのをこれを答えてほしい。議会対応がどうかと思っている。

もう一つ、14日金曜日に提言書を出して、3時ぐらいだったので、仕事を終わるのに少ない時間ではあったけれども、翌週23日、前日22日丸一日あった。その中で8時、9時ぐらいに担当課長と村長はやり取りしたよと言っているけれども、でも私たち議会、建設文教常任委員会は慎重審議したんです。時間を割いて。それは私はとっても重いと思っています。議会のそういう提言。なぜかと言ったらその背景には商工会からのそういう重い意見があるから。通常、村長という権限がある人だったら、議会から来ているから、すごい重い内容だからちょっと入札延期しよう、1日、2日、3日でも。改めて緊急庁議なり緊急指名委員会でも開いてそんな話合いがあったかと思っただけ。

あと1点は、我々のJVという提案に対していろんな理由でできないという、このできない理由の報告がない。ただどさっきの答弁で、いつまでに回答しなさいという日付がなかったから、それはだからあまり重要視していなかったというのは、何か言葉尻をつかんだような感じの議論のやり取りで、こんな理由は私は通らないと思っていますよ。だからそういうのを受けて今回の指名の在り方が本当にいいんですかです。議会対応も含めて。これが普通だったら、我々も議論できなくなるし、今後こういう議決事項があったら議論すらできない。可決ありき、

否決すらできないとなったら、そうだったら私今日来ていないです。可決しかできないんだしたら。どうですか、局長。町村事務組合、議長会とかありますよね。これ聞いてください、ぜひ。否決できないのか。否決したらその先には裁判が待っているよ。議員の皆さん、腹くくれよということか。何のための議決権、しかも仮契約ですよ。我々の議決をもって本契約になるんですよね。だからその点も丁寧に説明できますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず、私が皆さんとの提言が手交されるということで、そのとき私もその日に知りまして、そこで対応するのは私だけかと、それは総務課と……、総務課長も別の日程がございましたので、私は課長、副村長を交えてやりたかったのですが、副村長も別件で出ていましたので、私一人で対応することにいたしました。また、内容等も聞いておりませんでしたので、ただ議会からの要請があるということで、じゃあ早くやりましょうということでその日程を受けたわけでございます。ですから皆さんからの提言について軽んじているわけではございませんけれども、私としては皆さんからの日程、私の日程に書いてありましたので、議会からの提言があるという話は面談ということであったと思います。そこで私だけで対応したという。基本的に議会からある場合は私だけでは対応しません。副村長か総務課長が対応いたします。しかし、お二人とも出ておりましたので、私1人で対応することといたしました。それについては私も、それ以外の誰か、総務係長だったかもしれませんが、対応する必要があったかと思えます。これは私としては反省をしたいと思えます。

それから議決、否決のことをおっしゃっていましたが、可決、否決はどちらもあると

いうことは当然私たちは承知しております。今おっしゃるような否決したら賠償とか、そういうことは生じるかもしれませんが、それは我々行政側が受けるものであって、皆さんに別に責めを問うているわけではございませんので、これは理解していただきたいと。今極端に我々がそれを操作するみたいで否決したらどうなるかと。当然に局長が相談しなくてもそれは皆さんは当然否決もできる。可決もできるということですので、そこは御理解ください。行政としては別にどちらに誘導しようとかそういうのはございません。ただ、皆さんの意見に従ってこの契約が成立するかしないかは議会の議決に寄るところがありますので、それに任せていいと思っております。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

喜屋武議員の質疑にお答えします前に、ちょっと確認をしたいんですけども、村長へ議会で提言書をお持ちになられたのは7月18日で間違いないでしょうか。所管事務調査をやったのが7月14日の5時以降なので、1週間後という意味で受け取ってよろしいですか。私も再確認したかったので。

先ほどの全員協議会の中で、JVを組むというので利点ばかりじゃない。逆に弱点というか、組織の中で改めて組むことによって負の面もありますよという意味合いで一例としてJVを組んだ業者間でのトラブルの発生事例が報告されているということを私は説明したつもりだったんですけども、それが完全にデメリットということで受け取られたのだったら私の説明しなかったことと違うものですから、そのあたりは説明を追加させていただきたいと思えます。

特に私どもにつきましても、商工会の会員の方、毎年メンバーが入れ替わるというお話も聞

いております。ただし、令和5年から名簿の更新については私どもの情報提供が滞っていたというところもございまして、さらに商工会との情報交換も村役場を挙げての情報交換をやっていたらと、今後も含めて考えていきたいと思えます。

ただし、これにつきましては、先ほど上間議員もおっしゃっていましたが、村に本社を置かれている業者、ないしは支店を置かれている業者、それ以外にも今度は商工会でのメンバーという保護したい方々への把握違いということもございまして。村内企業優先発注ということであれば、仮に指名を行う場合は全て村内業者をすべきであって、これではあくまでも今度は外の方から見たら談合を疑われかねないような状況にもなりかねませんので、あくまでも適正な競争性を持つための指名業者の選定を私たちは心がけております。こういったものを含めて今後ともこういった商工会の要請なども確認しながら、それと会員名簿の確認も含めて今後ともやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

何か捉え方がネガティブなんですよね。全協でもJV組んだからいさかいが起こる可能性があるとか、今も村内企業を多く指名入れると談合が出てくるかもと。どれだけ悪いことを村内企業はしているんですかみたいな感じで捉えているような感じもするけれども、そんなことはないんですよね。当初から、指名委員会が開催されたんだったら、指名委員会の委員長は副村長でしょう。これはメンツを見て、本当に優先発注になっていますかというのを見ないといけませんよ。私、素人です。素人から見ても明らかに村外、でも村外入れるなどは言っていないです。割合ですよ。前の村政がやっていると

きは8対2とか7対3とかという感じで村内企業が多かったと思うんです。なぜ今回3億円という億の規模の事業で商工会の建設業部会が不満を言うかというのも、普通指名委員会で判断すべきだと思います。それがちょっと足りなかったのかなと思っています。

2回目の質疑とかぶるんですけども、全協の中で否決したら裁判が起ころうかもしれないという内容は、私の中ではすごいインパクト、議会の存在価値に関わる問題だと思うので、私徹底して調べて次の一般質問で上げます。これにとらわれてしまったら意見が言えなくなる。それぐらい重要な、そこに至らしたものは何かというのを村長の責任が大きいんです。仮に裁判になったとする。なった理由はどこにあるかとなったら、否決した議員ですか。私は違うと思います。我々が18日に提言書を出して入札までの間にきちんと議論されていないから、それじゃあいかなよねということでも私たちが不満を持っているので、そこですよ。そこがちゃんとされていないから否決かもしれないということを見ると、この原因は誰になりますか。指名委員会の委員長になるのか、担当課長なのか、村長なのかということも考えてもらって、これについて答弁してほしいです。本当に業界は厳しいです。だからこそ育成して成長させないといけない。災害対応は商工会がやるんです、日頃、祭りの協力とか。なのに大きいのが出てきたら村外にとなったらそれは怒りますよ。だからその点考えてもらって、あと1つある。

役場の方々が村内優先発注に希薄じゃないかなと思っている1つの例が、3年前議員になったとき、私が役場に来たときにC o c o水夢とか麦飯石とかいろんなメーカーの水の業者の車が止まっているんです。なんで北中城村は大庭たばこがあるのに、大庭たばこの恩恵も受けて村内企業なのにその水を使っていないんだと思って当時の副村長に言いました。なんで大庭

たばこの水を使っていないんですかと言ったら、ウオーターサーバーが各課にあって、各課の判断で各課でそれぞれお金を出し合ってウオーターサーバーを置いていますと言っていました。だったら、副村長が各課に指示して、村内企業だからそこを使うように言いなさいと言ったら、いや、こんなことまで私から言えないと言っていました。私はもう、それに尽きたかなと思った。あんまり村内企業に意識が向いていないんだなと。今こんな話をしたらある意味印象操作かもしれないけれども、だからそこにもっと意識向けて、たくさんありますよね、扱っている品目が。一つ一つここはしつこく村内企業とやらないと。行政と住民、商工会との信頼関係というのはなくなりますよ。ましてや今から議決でしょう。そことの信頼関係、議会と商工会との信頼関係も今まさに試されているというところを感じているので、最後に何かあればお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武議員の質疑にお答えします。

まず、裁判等に対する責めということをおっしゃっていましたが、私たちの責めについては当然行政側にあると思っておりまして、行政側が責任持ってそれに対処するということになると考えております。

それから村内品の愛用、登用等、そして今指名委員会の問題もございました。指名委員会についても今後はしっかりと村内企業の発注等に心がけていく。そしてまた、今7対3、8対2というのがございましたけれども、そういった面も含めてしっかりと議論して指名委員会のほうでそれを踏襲してまいりたいと思います。

また、村内の産品についてもしっかりと支援を我々は心がけていきたいと思っています。これをまた全職員にしっかりと周知してまいり

たいと考えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは反対の意見を述べたいと思います。

今日、この場でいろいろ質疑をしています。私議員として考えるところは、やはり村内優先企業育成ができていない。それに尽きます。しっかりやっていただければこの事業に対してもすんなり行くでしょう。事務的にも問題はないやり方でもあります。しかし、先ほどから言っているように村内企業優先ができていないところ、村民優先ではないというところ。それをしっかり考えていただいて皆さんに対しても意見をいただいて、皆さんで可決か否決かやっていくのが筋だろうと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

次に原案に賛成者の発言を許します。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

それでは議案に賛成の立場から討論いたしま

す。

用地買収等でこれまで滞っていた事業がようやく動き出し、水の確保が難しい地域だった地区の耕作放棄地の解消にもつながり、今後我が北中城村の農業振興が期待される事業で、事業が遅れば次年度以降にも影響を及ぼし、農業振興へ期待している村民への影響も出ます。また、入札自体には何ら問題もなく、落札業者も何の落ち度もない。否決されれば国や県、村民や業者等から村行政への信頼が失墜してしまう。

この件については3月の当初予算にも計上されており、予算委員会においても金額は把握済みで質疑も交わされた。毎年商工会から村内優先発注等の陳情を委員会付託せず、本会議において全会一致で採択しているにもかかわらず、村内優先発注等の質疑や要望は出ず、あの時点で意見が出ていればこういう事態は避けられていたのではないかと。強いて言えば落ち度があったのは議会で、議会が怠慢だったと私は議員として反省しています。しかし、会計年度独立の原則からしても、タイムスケジュール的にもぎりぎりの入札であり、建設文教常任委員会と商工会との意見交換の場では今回できなくても次回以降に反映させてほしいというのが私の認識です。

村長に提出した提言書にも今後の本村の政策、指名の在り方に可能な限り反映されていることを望みますと記載されており、これを機に村当局は村内企業への発注の在り方などを再考し、次回以降、このような問題が生じないように対応を強く望みます。

村民の立場に立ち、村民が不利益を被らないため、大所高所から冷静に判断し、議案には賛成いたします。

○議長（名幸利積）

次に原案に反対者の発言を許します。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、私は本議案に対して反対の立場から討論をさせていただきます。

私の先ほどの質疑の中でも本事業に関わる件については、平成24年、平成28年あたりからこの事業について取り組んで来られたかと思えます。これまで多くの時間をかける中で、そして本村商工会からこういった村内企業の優先、そういった育成強化のために目に見える形で推進していくということを我々提言もしてきたにもかかわらず、そこが活かされていなかった。これまで十分村内企業に優先発注することに考えるいとまはあったにもかかわらずそれが活かされていないところが非常に大きな問題だと思っております。

本村では教育委員会のほうでジョブシャドウイングとか、本村の児童生徒に対する取組、将来この子たちが大きくなって成長して、知識と知恵をつけてきたときに、本村の企業にそういった受皿があるのか。抜けていく企業が、どんどん村外に出ていくんじゃないか。先細りするような北中城村が襲ってくるんじゃないかなと思っております。

今回、私はこの入札の結果については何ら瑕疵はないと思っているんですが、入札に至る前提に問題があるかと思っております。本村の未来をつくっていく上でも、単なる入札の審議ではなく、本村の未来を占う上での大きな議決だと思っておりますので、今後も本村の企業を優先発注することにより、骨太の北中城村をつくっていただくよう行政の皆さんにはしっかり頑張ってくださいたく、今回は反対の立場から討論させていただきました。

以上です。

○議長（名幸利積）

次に原案に賛成者の発言を許します。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

私は、賛成の立場から討論させていただきます。

私は商工会にも深く関わってきました。今現在の行政の前の行政は商工会からいろいろと要望努力もしましたけれども、村内業者を決めたことについては私の記憶する限りは1回もなかったと思います。しかし、現在の行政については村内業者が優先されている傾向にありませんか。今回この件については、私は商工会のためにはその問題も克服してもらいたい。

村内業者のためもちろん大事けれども、私は選挙でも申し上げましたけれども、村民のためにぜひ頑張ってくださいたい。村内業者もちろん大事です。我々もそれに関わってきましたので、また今まで非常に商工会が苦勞した、特に建設業ですね、土建業が苦勞したのを知っています。そういった中からも今の行政はそのあたりもかなり努力されているので、今回については私は賛成したいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

次に原案に反対者の発言を許します。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

本議案につきまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

建設業を取り巻く今の環境、取っても地獄。受注しなければますます地獄。そういう厳しい建設業界であります。そういう中で反対の立場で討論をさせていただきます。

村発注大型工事の企業体の取組について。村が発注する大型工事における企業体の取組としては、共同企業体の結成や地元業者優先の入札制度などが上げられます。企業体は複数の建設会社が協力して大規模工事を請け負うための1つの会社を立ち上げるわけでありまして。技術力や経営基盤の弱い企業が単独で受注困難な大型工事に参加できる手段である。本村においても地元業者の受注機会を増やし、地域経済の活性化を図る配慮が必要である。地元業者企業体も

入札の原資が税金であることから、公共性や公益性が重視されなければならない。自治体は住民から税金を徴収し、自治体の住民のために支出をします。地元企業が潤って税収が上がることに期待をしなければなりません。地元業者の売上げが上がり、利益が増えれば、税収が増え次の施策につながるのであります。

村商工会、建設業は村の産業構造においても重要な位置を占めている。村内企業が工事を受注することによる村内の経済波及効果である。経済波及効果をさらに高めるためにも村内企業の受注促進は欠かせない。企業体工事は村外企業が代表者となる工事についても、構成員として村内企業が参画することは技術力の向上やノウハウの蓄積につながり、村内建設業の成長の機会となる。村内発注工事は村内建設業の成長と発展に欠かせない重要な位置を占めている。

行政には村内建設業の発展と村経済の活性化のためにも村内企業の参入機会の拡大と受注額増加に資する取組をさらに強化することを求めたい。また、提言書に対して内容を精査して対応状況の説明がないまま入札を執行している。そのことに対しても抗議をしたいと思います。

以上をもって反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

次に原案に賛成者の発言を許します。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

議案第38号 安谷屋第2地区貯水池整備工事（その1）工事請負契約について、原案に賛成の立場で討論いたします。

この工事は、事務手続上、何の法的違反もないことはみんな共通認識をしております。入札は7月23日に行われております。建設文教常任委員会委員長から議長へ、そして村当局へ提言書を提出したのが7月18日であります。7月18日から7月23日の間は金、土、日、月、火とな

っており、実質事務ができるのは入札まで2日に迫っております。事務手続上、私も公務員をしていた関係で非常にその状況は目に見えております。JVを組むにもいろんな条件を記さないといけないし、必要な要綱等の変更をするにも本当に時間を要することは十分考えられます。変更したとしても1か月遅れの契約となり、第1期工事は明許繰越をせざるを得ないこととなります。

長年、農業振興に村は一生懸命やってきました。そして農業従事者103筆の方たちも工事を遅らせることは願っておりません。不利でもあります。また、工事請負契約者への信頼も薄れてしまう。私は村の発展には分断するのではなく、対立もしてはいけないと思っております。商工会もそして村も一緒になってこの村を発展させるには十分な理解と協力が必要だと考えております。

これを踏まえまして、今後緊密に意見交換をすることを望んでおります。村の発展に全力を尽くしてほしいと考えております。今回の請負契約については、私は賛成であります。

○議長（名幸利積）

次に原案に反対者の発言を許します。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

原案に反対する立場から意見を述べさせてもらいます。

私ちょっとびっくりです。ここまで議論が、反対討論、賛成討論が出るぐらい活発になるとは思ってもみませんでした。それはなぜかという、当局の進め方の中で、議会も村内優先発注というのも基本の基本で、当たり前で当たり前と思っただけです。ただ時間がないとか、法令に沿っているからという理由で、そこが村内優先企業の発注を超えてくるというのが、私の中ではあり得ない。さっき全協の中でも言ったんですけれども、常に法令遵守でやっていま

す。私たちは法のどこに瑕疵があるかというのはなかなか議論できない。そういう専門知識を兼ね備えていないから。だけどその事業の在り方、たくさんありますね、いろんな事業が。それが村民利益にかなっているのか、かなっていないのか。発注の仕方が今回村民利益にかなっているか、かなっていないかという議論なんです。だからそこに、ここまでさっき、賛成討論の中に分断とあったんですけれども、ここまで分断されると思わなかったですね。

一言で言うならば、ちょっとはやり言葉、今回の事案は行政ファーストで物事を進めるのか。行政が決めたならこれが正しい。断固、どんな意見があってもこれを通していくという行政ファーストなのか。ただし、この事業の内容はそぐわない、村民利益にかなわない。言わば村民ファーストですよ。そこをどっち取るかが皆さんに試されるものだと思っているので、私は次があるからいいじゃないんですよ。今なんです。今この事業に対して十分議論できる時間もあったと思います。週末18日金曜日の3時に提言書出して、入札まで連休を挟んで正味2日。でも、さっきも言いましたよ、延期してでもこの案件は議論すべきだったと思います。ちゃんと議論していれば今回の状況にはなっていないかと思っていますよ。なっていないから今になっているので。

だから私は、この議案に対しては反対です。今後も怖い。優先発注というのをいろんな理由でもって削いでしまったら、本当に北中城村の発展はないと思っていますので、皆さん御理解のほどをよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

次に原案に賛成者の発言を許します。

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

私は賛成の立場から討論いたします。

建設文教常任委員会は、7月14日に北中城村

商工会会長、副会長、建設部会役員から北中城村発注工事に関わる村内企業の指名状況について意見聴取を行いました。その後、役場に戻り入札について農林水産課に説明を求めました。課長は今回の安谷屋かんがい施設工事については、基礎、躯体工事が中心で単体発注が望ましく、JV方式にすると時間を費やしてしまうと説明しました。その説明について委員からは特に意見はありませんでした。

建設文教常任委員会は、今後の本村の政策、指名の在り方に可能な限り反映されることを望みますということで5項目の提言をまとめました。7月18日に村内企業優先発注に関する提言書を村長に手交しました。その席で商工会から、今回厳しければ次回以降しっかり取り組んでほしいとの意見があったと委員から報告がありました。また、私もその認識でした。ほかの委員からも異論はありませんでした。

本事業は国からの決定通知が6月20日に届き、用地買収の契約が6月25日、土地の登記が7月15日に完了し、7月23日に入札が執行されました。工期についても120日かかることから入札をやり直した場合、年度内に工事が完了しない。さらに2期工事も遅れることが懸念されます。かんがい用水は安定した農作物の生産だけでなく、環境保全や地域社会の維持にも重要な役割を果たしていると思います。農業従事者の立場も考慮することも同時に大切なことだと思います。

また、今回の入札において何ら瑕疵もなく適正に行われていることから、私は本議案に対して賛成いたします。

○議長（名幸利積）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 安谷屋第2地区貯水池整備工事（その1）工事請負契約についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

賛成、反対が同数です。したがって地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決をします。

議案第38号 安谷屋第2地区貯水池整備工事（その1）工事請負契約については、議長は可決とします。よって議案第38号 安谷屋第2地区貯水池整備工事（その1）工事請負契約については原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和7年第5回北中城村議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 名 幸 利 積

署名議員 喜屋武 功

署名議員 伊 集 守 吉

令和7年第6回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 9月 5日（金曜日） 会期 22 日間
 閉 会 9月 26日（金曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
9. 5	金	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 行政報告 議案説明 議員全員協議会
9. 6	土	休 会		各自研究
9. 7	日	休 会		各自研究
9. 8	月	本会議 委員会	午前10時	質疑、委員会付託省略、討論、決定（条例、補正予算等） 質疑、委員会付託（決算認定等）、委員会審査（付託案件）
9. 9	火	委員会	午前10時	委員会審査（決算書質疑抜き出し・各課通知）
9. 10	水	本会議	午前10時	一般質問
9. 11	木	本会議	午前10時	一般質問
9. 12	金	本会議	午前10時	一般質問
9. 13	土	休 会		各自研究
9. 14	日	休 会		各自研究
9. 15	月	休 会		各自研究 （敬老の日）
9. 16	火	委員会	午前10時	委員会審査（各課聞き取り）
9. 17	水	委員会	午前10時	委員会審査（各課聞き取り）
9. 18	木	委員会	午前10時	委員会審査（各課聞き取り）
9. 19	金	委員会	午前10時	委員会審査（各課聞き取り）
9. 20	土	休 会		各自研究
9. 21	日	休 会		各自研究
9. 22	月	委員会	午前10時	委員会審査
9. 23	火	休 会		各自研究 （秋分の日）
9. 24	水	委員会	午前10時	委員会審査（委員長報告まとめ）
9. 25	木	委員会	午前10時	議員全員協議会
9. 26	金	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、決定（決算認定、陳情、決議等） 閉会中の継続審査及び調査の申し出 閉 会

令和7年第6回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 7 年 9 月 5 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和7年9月5日 午前10時02分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和7年9月5日 午前11時48分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番		
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		大 城 律 也			
	9 番 議 員		上 間 堅 治			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與 那 城 世 代 子			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	仲 本 正 一	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長			
	企 画 振 興 課 長	徳 峯 惣 一 郎	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	住 民 生 活 課 長	比 嘉 利 彦		
	福 祉 課 長	安 次 富 規 昭	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		
	こ だ も 未 来 課 長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学 校 教 育 指 導 主 事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和7年9月5日（金曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4	議案第39号	北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
5	議案第40号	北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	〃
6	議案第41号	北中城村下水道条例の一部を改正する条例について	〃
7	議案第42号	令和7年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について	〃
8	議案第43号	令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	〃
9	議案第44号	令和7年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	〃
10	議案第45号	令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について	〃
11	議案第46号	令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について	〃
12	認定第1号	令和6年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	〃
13	認定第2号	令和6年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
14	認定第3号	令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
15	認定第4号	令和6年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
16	認定第5号	令和6年度北中城村下水道事業会計決算の認定について	〃
17	議案第47号	令和6年度北中城村水道事業剰余金処分について	〃
18	議案第48号	令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分について	〃

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
19	議案第49号	中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について	説 明
20	議案第50号	損害賠償の額の決定及び和解することについて	〃
21	報告第6号	令和6年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告につ いて	報 告
22	報告第7号	令和6年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比 率の報告について	〃
23	報告第8号	令和6年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足 比率の報告について	〃
24	報告第9号	令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書 について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和7年第6回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時02分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時02分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。令和7年6月から8月の会務報告を行います。

6月3日、第4回6月定例議会の議会運営委員会を開催しました。

4日、北中城村まつり活性化委員会総会が開催され出席しました。

5日、北中城村シルバー人材センター定時総会が開催され出席し、挨拶を述べました。

6日から13日まで、第4回6月定例議会を開催しました。

9日、平和の礎名前を読み上げる集いが開催され出席し、刻銘を読み上げました。

15日、第43回ふれあいクリーンアップ大作戦がしおさい公苑で開催され参加しました。

16日、議会活性化調査特別委員会が開催され出席しました。

23日、沖縄全戦没者追悼式が糸満市摩文仁で開催され多数の議員と共に出席しました。

24日、議会活性化調査特別委員会が開催され出席しました。

26日、一般社団法人北中城村観光協会定時総会が開催され出席し、挨拶を述べました。

27日、沖縄県緑化推進委員会北中城村支部定期総会が開催され出席しました。

同日、第3回北中城村議会報告会・意見交換会を開催しました。

30日、村民劇「比嘉太郎物語」実行委員会設立総会が開催され出席しました。

7月1日、第1回北中城村育英会理事会が開催され出席しました。

2日、北中城村商工会の地元産品奨励及び地元企業優先使用の要請受入れを行いました。

3日、令和7年度北中城村青少年育成協議会村民大会が開催され出席し、挨拶を述べました。

7日、第75回社会を明るくする運動総理大臣メッセージ等伝達式が開催され出席しました。

8日、県産品優先使用要請訪問団の受入れを村長部局と共に行いました。

14日～16日、姉妹町村の岩手県葛巻町において、町制施行70周年記念式典が開催され、村長、総務課長と共に出席しました。

14日に、友好市町歓迎交流会、15日に葛巻町70周年並びに一般社団法人葛巻町畜産開発公社創立50周年及び葛巻高原食品加工株式会社創立40周年合同記念式典、合同祝賀会が盛大に開催されました。

17日から18日の間、中部地区町村議会議長会県内視察研修会が今帰仁村で、ふるさと納税の取組み、今帰仁城を活用した観光事業をテーマに開催され副議長が参加しました。

18日、村内企業優先発注に関する提言書を建設文教常任委員会と共に村長に提出しました。

23日、北中城村交通安全推進協議会総会が開催され出席し、挨拶を述べました。

8月3日、第11回トロピカル沖縄交流学童軟式野球大会・第4回宜野湾市長旗学童軟式野球大会・台湾親善交流会が開催され出席しました。

5日、葛巻町青少年姉妹町村訪問団歓迎夕食会が開催され多くの議員と共に出席しました。

8日、第5回8月臨時議会の議会運営委員会を開催しました。

同日、中部地区町村議会議員、事務局職員研修会が嘉手納町で開催され多くの議員と共に出席しました。

12日、第5回8月臨時議会を開催しました。

19日、町村議会正副議長・正副委員長研修会が南風原町で開催され出席しました。

22日、第56回中部地区老人クラブ大会がうるま市で開催され出席しました。

23日、第29回しまくとうば語やびら大会が開

催され出席しました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に諸般の報告として、9月2日に議会運営委員会を開きましたので報告します。

また、令和7年6月定例会以降に受理しました請願・陳情は、配付しました請願・陳情処理一覧表のとおりとなっておりますので御承知おきください。

また、村監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年6月から令和7年8月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お配りしておりますので御参照ください。

また、村教育委員会より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、令和6年度北中城村教育事務点検評価報告書が提出され、お手元にお配りしてありますので御参照ください。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、大城律也議員及び上間堅治議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第2. 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月26日金曜日までの22日間にしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日から9月26日までの22日間に決定しました。

日程第3. 行政報告

○議長（名幸利積）

日程第3. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、私のほうから令和7年6月から令和7年8月までの行政報告を行います。

まず6月2日、沖縄総合事務局開発建設部との行政懇談会がうるま市で行われ参加いたしました。本村からはインターチェンジの機能拡充とロウワープラザの跡地利用に係る支援について要請いたしました。

6月5日、北中城村シルバー人材センター総会が行われ挨拶を述べました。

6月9日、「平和の礎」名前を読み上げる集いに参加いたしまして、戦没者の名を私も読み上げいたしました。

6月15日、ふれあいクリーンアップ大作戦がしおさい公苑で行われ挨拶を述べました。

同じく6月15日、慰霊の日チャリティーコンサートが中央公民館で行われました。後にそのコンサートの収益の一部が村のほうに寄附を受けたところでございます。

6月18日、健康・美・長寿推進協議会第1回シンポジウムが京丹後市で行われ、ウェブ参加をいたしました。村の紹介、そして村の健康長寿の紹介をいたしました。

6月23日、沖縄全戦没者追悼式が糸満市の平和祈念公園で行われ参加いたしました。

同じく6月23日、喜舎場のほうでも慰霊祭が行われ参加をし、挨拶を述べました。

6月27日、島袋小学校ジョブシャドウイング出発式が島袋小学校で行われ参加いたしました。私もメンターとして参加しまして、2人の小学生が私のほうにつきました。

7月2日～4日、全国町村下水道推進大会が高知県で行われ、上下水道課の職員と共に参加いたしました。

7月8日、県産品奨励月間実行委員会による県産品優先使用に関する要請を村長室で受けました。

7月9日、夏の交通安全県民運動出発式が北谷町のニライセンターで行われ、街頭での運動に参加いたしました。

7月10日、短期留学生出発式が那覇空港で行われまして、今年は本部町が新たに加わり8市町村の参加となり、合計で67名が参加いたしました。今回は北中城村が実行委員会の長となりますので、挨拶を述べました。

7月14日～16日、葛巻町町制施行70周年記念式典に議長、総務課長の3名で参加いたしました。特に葛巻町の姉妹町村に対する、いわゆる我が村に非常に配慮していただいた式典の次第等になっていたような気がいたします。議長の乾杯の音頭、そして私の挨拶、それから乾杯の音頭をさせていただいた大変有意義な式典でございました。

7月16日、葛巻町からの帰り、横浜ベイスターズの事務所へ表敬訪問いたしまして、これまでの村内の子供たちに対する支援について御礼を申し上げました。

7月18日、ソフトバンクとの地域活性化に関する包括連携協定に調印をいたしました。

7月22日、消防管理者会議、事務調整会議を消防のほうで行いました。

7月23日、北中城村交通安全推進協議会総会が中央公民館で行われ挨拶を述べました。

7月29日～31日、中部市町村会要請活動を内閣府で行い、沖縄担当大臣に要請をいたしました。その後、茨城県の境町という自治体、ふるさと納税で名をはせた境町でございまして、視察に行きました。

8月1日、北谷町町制施行45周年記念式典・

祝賀会に参加いたしました。

8月3日、与那原大綱曳まつりが与那原町で行われ、伝統のある綱曳で、多くの町民が参加をしての盛大に行われた綱曳でございました。

8月5日、葛巻町姉妹町村訪問研修団歓迎会を役場のほうで行っています。中学生、生徒たちの訪問を受け、歓迎の挨拶を述べました。

8月18日、中部市町村定例会に出席いたしました。

同じく8月18日に、令和7年度沖縄県農林水産部と中部市町村会との行政懇談会が沖縄市NBCで行われ、本村は牡蠣養殖の漁業権獲得への支援をお願いしたところでございます。

8月23日、第29回しまくとぅば語やびら大会が中央公民館で開催されました。今回は3名が参加いたしております。私も挨拶を述べました。

8月28日～9月2日、ハワイ沖縄移民125周年記念祝賀行事がハワイ州のほうで行われました。移民125周年と沖縄県とハワイ州の姉妹提携40周年の式典に参加しました。式典は盛大に行われ、多くの方々が参加いたしております。それからまた、マウイ島の郡庁舎にも訪問いたしまして、山火事の際の支援に対するお礼を受けたところでございます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第4．議案第39号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5．議案第40号 北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第6．議案第41号 北中城村下水道条例の一部を改正する条例について

日程第 7. 議案第 4 2 号 令和 7 年度北中城村一般会計補正予算（第 2 号）について

日程第 8. 議案第 4 3 号 令和 7 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 9. 議案第 4 4 号 令和 7 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 10. 議案第 4 5 号 令和 7 年度北中城村水道事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第 11. 議案第 4 6 号 令和 7 年度北中城村下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第 12. 認定第 1 号 令和 6 年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13. 認定第 2 号 令和 6 年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14. 認定第 3 号 令和 6 年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15. 認定第 4 号 令和 6 年度北中城村水道事業会計決算の認定について

日程第 16. 認定第 5 号 令和 6 年度北中城村下水道事業会計決算の認定について

日程第 17. 議案第 4 7 号 令和 6 年度北中城村水道事業剰余金処分について

日程第 18. 議案第 4 8 号 令和 6 年度北中城村下水道事業剰余金処分について

日程第 19. 議案第 4 9 号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

日程第 20. 議案第 5 0 号 損害賠償の額の決定及び和解することについて

○議長（名幸利積）

日程第 4. 議案第 39 号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 20. 議案第 50 号 損害賠償の額の決定及び和解することについてまでの 17 件を一括議題とします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

ではまず、議案第 39 号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

(令和2年法律第8号)による改正前の法人税法 (以下「令和2年旧法人税法」という。)第81条の22第1項の規定による申告書を提出する令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人若しくは当該連結親法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係にある同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。

(観光地形成促進地域における課税免除)

第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第4項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和9年3月31日までの間に、沖振法第7条の2第8項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に従って、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設を新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第7条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第8条第1項に規定する主務大臣の確認を受けたものに限る。)について、当該対象施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和9年3月

(令和2年法律第8号)による改正前の法人税法等 (以下「令和2年旧法人税法」という。)第81条の22第1項の規定による申告書を提出する令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人若しくは当該連結親法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係にある同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。

(観光地形成促進地域における課税免除)

第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第4項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和7年3月31日までの間に、沖振法第7条の2第8項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に従って、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設を新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第7条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第8条第1項に規定する主務大臣の確認を受けたものに限る。)について、当該対象施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和7年3月

31日までの間に、沖振法第29条の2第8項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に従って、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の9第1項の表の第2号の第3欄に掲げる事業の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるもの_____

_____）に限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの_____

又は機械及び装置並びに器具及び備品_____

_____で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等（沖振法第29条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第31条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

31日までの間に、沖振法第29条の2第8項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に従って、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の9第1項の表の第2号の第3欄に掲げる事業の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるもの_____

_____（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。））にあつては租税特別措置法第10条の5の5第1項又は第42条の12の6第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）に限る。）に限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの_____

又は機械及び装置並びに器具及び備品_____

_____（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。））で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等（沖振法第29条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第31条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業イノベーション促進地域における課税免除)

第5条 村長は、産業イノベーション促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和9年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第8項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、沖振法第3条第9号に規定する、製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備

_____であって取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品

_____で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第35条の3第6項に規定する認定事業者で、沖振法第36条に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(促進区域における課税免除)

第6条 村長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済

(産業イノベーション促進地域における課税免除)

第5条 村長は、産業イノベーション促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和7年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第8項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、沖振法第3条第9号に規定する、製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備

(特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)であって取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品

(特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第35条の3第6項に規定する認定事業者で、沖振法第36条に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該建築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(促進区域における課税免除)

第6条 村長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済

牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が令和10年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「同意日」という。）から令和10年3月31日までに促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者（地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、課税を免除する。

牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が令和7年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「同意日」という。）から令和7年3月31日までに促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者（地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、課税を免除する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後に新設され、又は増設される施設について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。

続きまして、議案第40号 北中城村水道事業
給水条例の一部を改正する条例について御提案

申し上げます。

議案第40号

北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について

北中城村水道事業給水条例（平成10年北中城村条例第1号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月5日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

沖縄県企業局から購入する浄水単価の引き上げ及び物価高騰などによる費用の増加、施設の老朽化や耐震化対策などの更新費用を確保し、安定した水道事業の運営を継続するため水道料金の改定を行う必要がある。

なお、この条例は令和7年12月1日から施行し、令和8年1月分水道料金より適用する。

北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例

北中城村水道事業給水条例（平成10年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正例規						現行例規					
別表（第23条関係）						別表（第23条関係）					
省略						省略					
専用給水装置	家事用	8立方メートルまで	1,213	9立方メートルから	196	専用給水装置	家事用	8立方メートルまで	990	9立方メートルから	160
			円	30立方メートルまで	円				円	30立方メートルまで	円
				31立方メートルから	208					31立方メートルから	170
				50立方メートルまで	円					50立方メートルまで	円
				51立方メートルから	227				51立方メートルから	185	
				500立方メートルまで	円				500立方メートルまで	円	
				501立方メートル以上	245				501立方メートル以上	200	
				円	円				円	円	
	営業用	10立方メートルまで	2,083	11立方メートルから	227		営業用	10立方メートルまで	1,700	11立方メートルから	185
			円	30立方メートルまで	円				円	30立方メートルまで	円
				31立方メートルから	239					31立方メートルから	195
				100立方メートルまで	円					100立方メートルまで	円
				101立方メートルから	263				101立方メートルから	215	
				1,000立方メートルまで	円				1,000立方メートルまで	円	
				1,001立方メートル以上	282				1,001立方メートル以上	230	
				円	円				円	円	
	官公署用	12立方メートルまで	2,083	13立方メートルから	270		官公署用	12立方メートルまで	1,700	13立方メートルから	220
			円	円	円				円	円	

		500立方メートルまで				500立方メートルまで	
		501立方メートルから	319 円			501立方メートルから	260 円
		1,000立方メートルまで				1,000立方メートルまで	
		1,001立方メートル以上	355 円			1,001立方メートル以上	290 円
臨時用	1立方メートルにつき		490 円		臨時用	1立方メートルにつき	400 円
省略				省略			

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

続きまして、議案第41号 北中城村下水道条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第41号

北中城村下水道条例の一部を改正する条例について

北中城村下水道条例（平成9年3月31日条例第6号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

下水道事業においては、収益の柱である下水道使用料収入が事業費用を大幅に下回っており、一般会計からの繰入金によって経営を維持している状況である。事業運営の健全化を図る観点から下水道使用料の引き上げが必要なため、条例の一部を改正するものである。

なお、この条例は令和7年12月1日から施行し、令和8年1月分下水道使用料より適用する。

北中城村下水道条例の一部を改正する条例

北中城村下水道条例（平成9年北中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
------	------

(使用料の算定)

第22条 省略

区分		水量	料金 (単位： 円)
種別			
一般	基本料金	10立方メートルまで	558
汚水	超過料金 1立方メートルにつき	10立方メートルを超え 30 立方メートルまで	74
		30立方メートルを超え 50 立方メートルまで	87
		50立方メートルを超え 100 立方メートルまで	99
		100立方メートルを超える もの	112
浴場業汚水		1立方メートルにつき	50
臨時用		1立方メートルにつき	100
連合専用		1 1戸あたりの使用量については、一般汚水を適用する。 2 使用量算定の基礎となる水量は、各戸均等に使用したものとみなす。	

2・3 省略

(使用料の算定)

第22条 省略

区分		水量	料金 (単位： 円)
種別			
一般	基本料金	10立方メートルまで	450
汚水	超過料金 1立方メートルにつき	10立方メートルを超え 30 立方メートルまで	60
		30立方メートルを超え 50 立方メートルまで	70
		50立方メートルを超え 100 立方メートルまで	80
		100立方メートルを超える もの	90
浴場業汚水		1立方メートルにつき	40
新規			
連合専用		1 1戸あたりの使用量については、一般汚水を適用する。 2 使用量算定の基礎となる水量は、各戸均等に使用したものとみなす。	

2・3 省略

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

議案第42号 令和7年度北中城村一般会計補

正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第42号

令和7年度北中城村一般会計補正予算(第2号)について

令和7年度北中城村の一般会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和7年9月5日 提出

令和7年度北中城村一般会計補正予算（第2号）

令和7年度北中城村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ505,292千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,114,094千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方特例交付金		17,685	305	17,990
	1 地方特例交付金	17,685	305	17,990
13 地方交付税		1,506,000	15,391	1,521,391
	1 地方交付税	1,506,000	15,391	1,521,391
15 分担金及び負担金		87,829	2,675	90,504
	1 負担金	87,829	2,675	90,504
17 国庫支出金		1,867,128	129,723	1,996,851
	1 国庫負担金	1,281,740	98,518	1,380,258
	2 国庫補助金	492,315	30,728	523,043
	3 委託金	93,073	477	93,550
18 県支出金		1,476,426	51,804	1,528,230
	1 県負担金	497,129	49,259	546,388
	2 県補助金	926,874	2,545	929,419

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 寄 附 金		204,001	100	204,101
	1 寄 附 金	204,001	100	204,101
21 繰 入 金		470,359	34,220	504,579
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1	436	437
	2 基 金 繰 入 金	470,358	33,784	504,142
22 繰 越 金		20,000	215,583	235,583
	1 繰 越 金	20,000	215,583	235,583
23 諸 収 入		87,796	12,691	100,487
	3 雑 入	86,195	12,691	98,886
24 村 債		136,500	42,800	179,300
	1 村 債	136,500	42,800	179,300
歳 入 合 計		9,608,802	505,292	10,114,094

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		94,821	1,180	96,001
	1 議 会 費	94,821	1,180	96,001
2 総 務 費		1,542,177	138,694	1,680,871
	1 総 務 管 理 費	1,325,408	126,349	1,451,757
	2 徴 税 費	125,494	12,060	137,554
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	65,886	285	66,171
3 民 生 費		3,767,534	267,326	4,034,860
	1 社 会 福 祉 費	1,565,922	239,404	1,805,326
	2 児 童 福 祉 費	2,201,612	27,922	2,229,534
4 衛 生 費		1,112,593	1,559	1,114,152
	1 保 健 衛 生 費	647,163	1,559	648,722
5 農 林 水 産 業 費		564,878	1,919	566,797
	1 農 業 費	548,424	1,915	550,339
	3 水 産 業 費	13,420	4	13,424
6 商 工 費		151,260	2,901	154,161
	1 商 工 費	151,260	2,901	154,161
7 土 木 費		465,879	80,434	546,313
	2 道 路 橋 梁 費	164,958	20,944	185,902
	3 都 市 計 画 費	246,064	59,490	305,554
9 教 育 費		1,162,790	11,279	1,174,069

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	226,722	△15,741	210,981
	2 小学校費	209,767	5,811	215,578
	3 中学校費	134,076	712	134,788
	5 社会教育費	314,871	20,432	335,303
	6 保健体育費	277,354	65	277,419
歳 出 合 計		9,608,802	505,292	10,114,094

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
アワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地取得費	令和7年度～令和12年度	541,000千円に利率5%以内及び延滞金を加えた額
沖縄県町村土地開発公社アワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地取得事業資金借入金に対する債務保証	令和7年度～令和12年度	541,000千円に利率5%以内及び延滞金を加えた額

第2表 債務負担行為補正

2. 変更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
公園施設照明灯賃借料	令和7年度～令和16年度	28,530	令和8年度～令和17年度	30,030
合 計		28,530		30,030

第3表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急自然災害防止対策事業債 (仲順地区急傾斜崩落対策事業)	10,000	(借入方法) 証書借入又は地方証券発	5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる財政)	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
デジタル活用推進事業債 (公立学校情報機器整備事業)	33,000	行の方法による。 (借入先) 財政融資資金、地方公共 団体金融機構資金、その他	融資資金及び地方公共団体 金融機構資金について、利 率の見直しを行った後にお いては当該見直し後の利 率)	ただし、村財政の都合によ り繰上償還または低利債に 借換えすることができる。
計	43,000			

第3表 地方債補正

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・ 減災事業債 (J-ALERT受信 機入替え委 託業務)	3,500	(借入方法) 証書借入又 は地方証券発 行による。 (借入先) 財政融資資 金、地方公共 団体金融機構 資金、その他	5%以内(た だし、利率見直 し方式で借入れ る財政融資資金 及び地方公共団 体金融機構資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては 当該見直し後の 利率)	30年以内の 償還、その他 借入先の融資 条件による。 ただし、村財 政の都合によ り繰上償還ま たは低利債に 借換えするこ とができる。	3,200	変更なし	変更なし	5年以内の 償還、その他 借入先の融資 条件による。 ただし、村財 政の都合によ り繰上償還ま たは低利債に 借換えするこ とができる。
計	3,500				3,200			

詳細につきましては、副村長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（仲本正一）

議案第42号 令和7年度北中城村一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

まず、5ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正の追加が2件ございます。アワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流

施設用地取得費、期間が令和7年度から令和12年度、限度額が5億4,100万円に利率5%以内及び延滞金を加えた額となっております。

続きまして、沖縄県町村土地開発公社アワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地取得事業資金借入金に対する債務保証、期間及び限度額は先ほどの用地取得費と同じとなっております。この2件につきましては、村立体育館及びスポーツクラブ用地部分用地取得に関する債務負担行為を5年間延長するために計上しております。

6 ページをお願いします。

公園施設照明灯賃借料につきまして、供用開始時期の変更により限度額を2,853万円から3,003万円へ変更をしております。期間については、令和7年度から令和16年度までを令和8年度から令和17年度に変更しております。

7 ページをお願いします。

第3表地方債補正の追加がございます。緊急自然災害防止対策事業債、事業名、仲順地区急傾斜崩落対策事業、限度額1,000万円を追加しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、デジタル活用推進事業債、事業名、公立学校情報機器整備事業、限度額3,300万円につきましては、令和7年度より新設された地方債を、補助裏分と地方単独分に充てる形として追加しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。

8 ページをお願いします。

第3表地方債補正の変更がございます。緊急防災・減災事業債のJ-A-L-E-R-T受信機入替え委託業務につきまして、起債協議額の決定に伴い、限度額を350万円から320万円へ変更をしております。起債の方法、利率につきましては変更なしで、償還の方法につきましては、受信機の耐用年数に応じて償還年数を5年以内と変更しております。

次に歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

11 ページをお願いします。

13款1項1目1節地方交付税の1,539万1,000円の増につきましては、基準財政需要額が増額となったことに伴いまして、財源不足分として交付される普通交付税が増額算定されることによる補正増となっております。

15款分担金及び負担金、1項負担金、4目土木負担金、1節道路橋りょう費負担金、267万

5,000円の増につきましては、平成31年度に完了しているライカム地区電線共同溝建設負担金の確定に伴う予算計上となっております。

17款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、11節障害者自立支援給付費等国庫負担金、9,851万8,000円の増につきましては、障害者自立支援給付費等国庫負担金と障害児入所給付費等国庫負担金、それぞれの給付費見込が増となったことによる補正でございます。

12 ページをお願いします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、29目地方創生交付金、3節地方創生臨時交付金（物価高騰対応重点支援）、3,060万円の増につきましては、今回の地方創生臨時交付金となります。詳細につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

18款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、10節障害者自立支援給付費等県負担金、4,925万9,000円の増につきましては、国庫支出金同様それぞれの給付費見込が増となったことによる補正でございます。

13 ページをお願いします。

18款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、4節児童福祉費県補助金、641万7,000円の増につきましては、主に沖縄県保育所等食材料費負担軽減事業費補助金の計上となっており、これは食材料費の高騰によって保護者の負担が大きくなることを抑えるためのものとなっております。

続きまして、18款2項5目教育費県補助金、13節教育振興費県補助金、387万2,000円の減につきましては、公立学校情報機器整備事業の契約額確定に伴い、沖縄県公立学校情報機器整備事業補助金が減となったことによる補正でございます。

14 ページをお願いします。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、5,431万2,000円の増につきまして

は、補正予算の財源不足を補うための基金繰入金となります。

続きまして、21款2項5目ふるさと応援基金繰入金、2,728万7,000円の減につきましては、主に公立学校情報機器整備事業の財源を地方債へ組み替えたことによる減額補正でございます。

続きまして、21款2項22目地域福祉基金繰入金、675万9,000円の増につきましては、主に福祉事業に充当するための基金繰入金となっております。詳しくは歳出で説明いたします。

22款1項1目繰越金、2億1,558万3,000円の補正につきましては、令和6年度決算に伴う繰越金の補正でございます。

15ページをお願いします。

24款1項村債、5目災害復旧事業債、2節緊急自然災害防止対策事業債、1,000万円の追加につきましては、仲順散策路の法面復旧工事に伴うものとなっております。

続きまして、24款1項6目教育債、3節デジタル活性推進事業債、3,300万円の増につきましては、公立学校情報機器整備事業に伴うものとなっております。

次に歳出について、主な補正について御説明いたします。なお、人件費等の増減につきましては説明を省略させていただきます。

16ページをお願いします。

1款1項1目議会費、8節旅費、118万円の増につきましては、議会常任委員会の所管事務調査に係る費用弁償及び職員の特別旅費となっております。

17ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、7節報償費、226万3,000円の増につきましては、自治会長退職報奨金となっております。今回は荻道と和仁屋自治会長が対象となります。

同じく12節委託料、277万9,000円につきましては、主に固定資産評価審査委員会決定取消請求訴訟事件の結果に対する弁護士委託料の決定

に伴うものであります。

続きまして、2款1項16目財政調整基金費、24節積立金、1億1,779万2,000円の増につきましては、地方財政法に基づき令和6年度決算剰余金の2分の1を積み立てるものであります。予算成立後の積立現在高は2億6,295万円となる予定でございます。

18ページをお願いします。

2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費、12節委託料、576万7,000円の増につきましては、主に固定資産家屋評価支援業務委託料の経費となっております。内容としましては、大型マンションと戸建て住宅に対するものとなっております。

20ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、12節委託料、397万9,000円の増につきましては、主に避難行動要支援者避難確保事業の委託料となっております。令和6年度の繰越事業の追加分として計上しており、地域福祉基金を充当しております。

続きまして、3款1項5目介護保険事業費、12節委託料、287万円4,000円の増につきましては、主に県の介護保険事業計画に合わせるため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行うものであり、こちらも地域福祉基金を充当しております。また、同じ説明にあります在宅医療・介護連携事業委託料につきましては、減額補正しております。

続きまして、3款1項8目障害者自立支援諸費、19節扶助費、1億9,704万3,000円の増につきましては、障害福祉サービス費、障害児通所給付費等の今後の支出見込みを計上しております。

21ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、9目臨時福祉給付金、18節負担金、補助及び交付金、2,860万円の増につきましては、住民税確定により定

額減税給付金の支払いに不足が生じた場合、追加で給付をする給付金となっております。

22ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目保育所費、18節負担金、補助及び交付金、1,213万8,000円の増につきましては、主に沖縄県保育所等食料費負担軽減事業費補助金の決定に伴ったものであり、認可保育所、認可外保育所が対象となります。同様に23ページ、3款2項4目児童館費、18節負担金、補助及び交付金、99万2,000円の増につきましても対象経費となっております。

ページ飛びまして、27ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、18節負担金、補助及び交付金、282万7,000円の増につきましては、主に「地域通貨まーい」に係る追加の原資分となっております。地方創生臨時交付金を活用し、総額192万7,000円となっております。

28ページをお願いします。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、10節需用費、408万2,000円の増につきましては、不足している道路修繕費を補正する形となっております。

続きまして、7款2項2目道路新設改良費、14節工事請負費、1,000万円の増につきましては、令和6年5月の大雨の影響で一部崩落した仲順地区の散策路通路に対して崩壊防止対策を実施するものであります。

続きまして、7款2項2目16節公有財産購入費、505万円の増につきましては、主に村道大城登又線（中城公園アクセス線）整備事業内の用地取得に係る予算計上となっております。不動産鑑定評価額が当初見込みを上回ったため、沖縄振興公共投資交付金内の予算内で財源組替えし、残りを単独事業として計上しております。

29ページをお願いします。

7款土木費、3項都市計画費、1目都市計画

総務費、27節繰出金、6,000万円の増につきましては、下水道事業特別会計の繰出金となっております。

続きまして、7款3項3目公園費、13節使用料及び賃借料、150万円の減につきましては、LED照明の供用開始の変更に伴い、今年度のリース代が不要となったことによる補正でございます。

30ページから34ページの9款教育費につきまして、教育委員会のほうから御説明をいたします。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

教育委員会の歳出につきまして、主な補正について御説明申し上げます。

31ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、1節報酬（会計年度任用職員）、124万6,000円の増額につきましては、北中城小学校へ特別支援員を新たに1名配置するものでございます。

同じく31ページ、10節需用費、414万2,000円のうち施設修繕費250万円につきましては、北中城小学校体育館アルミドアやメイン玄関ドアの修繕のほか、両小学校の一般修繕の不足が見込まれることから補正を行うものでございます。

同じく31ページ、2目教育振興費、13節使用料及び賃借料15万円のうち、翻訳アプリ使用11万円は、外国籍の児童に対しまして、教師が会話をしますと画面に翻訳されるアプリ、2ライセンスの使用料であります。17節備品購入費、6万6,000円はアプリを使用する際に、先生が身に着けるヘッドセットの購入費となっております。

32ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費、54万円のうち50万円は、一般修繕

の不足が見込まれることから補正を行うものでございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

9款社会教育費、5項社会教育費、2目公民館費、10節需用費、989万円の増額につきましては、熱田公民館及び渡口公民館の空調機器が故障し、修繕を行うための経費となっております。

同じく2目公民館費、18節負担金、補助金及び交付金、45万2,000円の増額は、沖縄県地域振興協会からの助成金が新たに決定されたためであり、仲順自治会への補助金となっております。

す。

続きまして、3目文化財保護費、18節負担金、補助金及び交付金の1,000万円の増額につきましては、中城城跡共同管理協議会の管理事務所の老朽化に伴い建て替えを行うための経費となっております。

私からは以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第43号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第43号

令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和7年9月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,302千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,213,685千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 国庫支出金		0	5,095	5,095
	2 国庫補助金	0	5,095	5,095
11 繰越金		1	46,316	46,317
	1 繰越金	1	46,316	46,317
12 諸収入		150,436	△46,109	104,327
	4 雑入	150,433	△46,109	104,324
歳入合計		2,208,383	5,302	2,213,685

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		79,317	5,302	84,619
	1 総務管理費	61,081	291	61,372
	2 徴税費	18,107	5,011	23,118
歳出合計		2,208,383	5,302	2,213,685

詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは、議案第43号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

5ページをお願いします。

歳入、5款国庫支出金、2項国庫補助金、7目国民健康保険制度関係準備事業費補助金、495万円につきましては、令和8年度からスタートする子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修費に係る補助金となっております。

また、9目社会保障・税番号制度システム改修費補助金14万5,000円につきましては、マイナカードと保険証の一体化に関連する広報事業の補助金となっております。

11款繰越金、1項繰越金、2目その他の繰越

金、4,631万6,000円につきましては、令和6年度国保会計の決算による繰越金でございます。

続きまして、12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠かん補填収入、4,610万9,000円の減につきましては、令和6年度決算において実質収支の黒字に伴うものがございます。

続きまして、歳出のほうを御説明いたします。7ページをお願いします。

1款総務費、1目賦課徴収費、12節委託料、495万円につきましては、歳入において説明のとおり、子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修費となっております。

続きまして、21節補償補填及び賠償金、6万1,000円につきましては、社保継続と国保の加入に関する問合せに対して試算を誤ったことにより、国保への加入案内を行いました。これにより被保険者へ本来不要であった支払いをさせてしまったため、社保との差額分を賠償するものです。

説明は以上でございます。

中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

○村長（比嘉孝則）

では続きまして、議案第44号 令和7年度北

議案第44号

令和7年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和7年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和7年9月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和7年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,744千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ336,173千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		285,591	△1,597	283,994
	1 後期高齢者医療保険料	285,591	△1,597	283,994
3 国庫支出金		0	2,310	2,310
	1 国庫補助金	0	2,310	2,310
6 繰越金		1	1,031	1,032
	1 繰越金	1	1,031	1,032

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	334,429	1,744	336,173

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		4,451	2,310	6,761
	1 総務管理費	1,550	2,310	3,860
2 後期高齢者医療広域連合納付金		329,256	△1,002	328,254
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	329,256	△1,002	328,254
3 諸支出金		622	436	1,058
	2 繰出金	1	436	437
歳出	合計	334,429	1,744	336,173

詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは、議案第44号 令和7年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

5ページをお願いします。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料、159万7,000千円の減につきましては、令和6年度決算による滞納繰越分の収入見込み分を減額修正して計上したものでございます。

続きまして、3款国庫支出金、1目国庫補助金、1節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、231万円につきましては、令和8年度からスタートする子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修費に係る補助金となっております。

6款繰越金、103万1,000円につきましては、

令和6年度決算剰余金を計上しております。

続きまして、歳出をお願いします。

6ページをお願いします。

1款総務費、1目一般管理費、12節231万円につきましては、歳入で説明したとおりシステム改修費の委託料となっております。

7ページをお願いします。

2款高齢者医療広域連合納付金、100万2,000円の減につきましては、過年度の調定見込み分に対する納付金の減でございます。

8ページをお願いします。

3款諸支出金、2項繰出金、1目他会計繰出金、43万6,000円につきましては、令和6年度決算に伴う事務費等の精算分として一般会計へ繰出しするものとなっております。

説明は以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第45号 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第45号

令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について

令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和7年9月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度北中城村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 水道事業収益	568,827千円	0千円	568,827千円
第1項 営業収益	531,749千円	0千円	531,749千円
第2項 営業外収益	37,076千円	0千円	37,076千円
第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
<u>支 出</u>			
第1款 水道事業費用	610,526千円	25,217千円	635,743千円
第1項 営業費用	608,563千円	25,217千円	633,780千円
第2項 営業外費用	961千円	0千円	961千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

水道事業会計の補正につきましては、収益的収支のほうで補正がございますので、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第45号 令和7年度北中城村

水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、支出、1款水道事業費用、1項営業費用2,521万7,000円の増となっております。2目配水及び給水費2,521万7,000円の増で、内訳としまして、4節委託

料が409万7,000円の増、内容としまして、当初予算で計上しておりました水道修理工事に係る人件費が、県単価の引き上げにより水道業者と協議を行い、見直したことによります。

6節修繕費が2,112万円の増で、内容の主なものとしまして、社会福祉協議会へ給水する配水管の鋼管からさびによる赤水が確認され、中央公民館入口付近から分岐する鋼管延長約270メートルの劣化によるもので、急遽、中央公民館入り口から社会福祉協議会前までの既設鋼管

の布設替えが必要となることから、仮設配管による切り回しが必要となったためであります。そのほか給水管からの漏水修繕が10件発生したことによります。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第46号 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第46号

令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和7年9月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度北中城村下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 下水道事業収益	409,750千円	0千円	409,750千円
第1項 営業収益	155,695千円	0千円	155,695千円
第2項 営業外収益	254,054千円	0千円	254,054千円
第3項 特別利益	1千円	0千円	1千円
<u>支 出</u>			
第1款 下水道事業費用	412,363千円	4,080千円	416,443千円

第1項 営業費用	385,901千円	4,080千円	389,981千円
第2項 営業外費用	25,461千円	0千円	25,461千円
第3項 特別損失	1千円	0千円	1千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

補正予算（第2号）につきましては、収益的支出のほうで補正がございます。詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第46号 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、支出、1款下水道事業費用、1項営業費用、408万円の増となっております。1目管渠費、408万円の増で、内訳としまして、7節修繕費が408万円の増、内容としまして、熱田団地付近に設置してありますマンホールポンプに異物（モップ状）が混入し、ポンプへの吸い込みができなくなり、4月

から7月まで6回発生しております。そのたびにポンプの引き上げ異物撤去に要する費用が1回当たり8万円程度となっているため、これまで要した費用48万円となっております。また、異物の混入は故意によるものと考えられることから、警察のほうへ被害届を提出して監視強化を図っております。

また、喜舎場2号マンホールポンプの操作盤の不具合による部品交換と渡口5号マンホールポンプのポンプ修繕費として360万円となっております。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第1号 令和6年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

認定第1号

令和6年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度北中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和7年9月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和6年度 北中城村一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額 9,793,182,304 円
 歳出決算額 9,498,748,022 円
 歳入歳出差引額 294,434,282 円

令和6年度北中城村一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
1	村税	2,742,571,000	2,922,746,883	2,822,077,869	2,792,533	97,876,481	79,506,869
	1 村民税	975,905,000	1,066,854,574	1,021,301,579	1,625,583	43,927,412	45,396,579
	2 固定資産税	1,581,036,000	1,659,275,132	1,608,557,649	927,150	49,790,333	27,521,649
	3 軽自動車税	74,668,000	79,785,436	75,386,900	239,800	4,158,736	718,900
	4 村たばこ税	110,962,000	116,831,741	116,831,741	0	0	5,869,741
2	地方譲与税	39,514,000	40,497,000	40,497,000	0	0	983,000
	1 地方揮発油譲 与税	9,348,000	9,429,000	9,429,000	0	0	81,000
	2 自動車重量譲 与税	27,914,000	28,859,000	28,859,000	0	0	945,000
	5 森林環境譲与 税	2,252,000	2,209,000	2,209,000	0	0	△ 43,000
3	利子割交付金	621,000	615,000	615,000	0	0	△ 6,000
	1 利子割交付金	621,000	615,000	615,000	0	0	△ 6,000
4	配当割交付金	6,218,000	6,218,000	6,218,000	0	0	0
	1 配当割交付金	6,218,000	6,218,000	6,218,000	0	0	0
5	株式等譲渡所 得割交付金	13,868,000	13,868,000	13,868,000	0	0	0
	1 株式等譲渡所 得割交付金	13,868,000	13,868,000	13,868,000	0	0	0
6	法人事業税交 付金	39,758,000	38,261,000	38,261,000	0	0	△ 1,497,000
	1 法人事業税交 付金	39,758,000	38,261,000	38,261,000	0	0	△ 1,497,000
7	地方消費税交 付金	459,462,000	459,462,000	459,462,000	0	0	0
	1 地方消費税交 付金	459,462,000	459,462,000	459,462,000	0	0	0

歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
8	ゴルフ場利用 税交付金	2,198,000	2,553,336	2,553,336	0	0	355,336
	1 ゴルフ場利用 税交付金	2,198,000	2,553,336	2,553,336	0	0	355,336
9	環境性能割交 付金	4,600,000	4,605,000	4,605,000	0	0	5,000
	1 環境性能割交 付金	4,600,000	4,605,000	4,605,000	0	0	5,000
10	国有提供施設 等所在市町村 助成交付金	73,034,000	73,034,000	73,034,000	0	0	0
	1 国有提供施設 等所在市町村 助成交付金	73,034,000	73,034,000	73,034,000	0	0	0
11	施設等所在市 町村調整交付 金	243,269,000	243,269,000	243,269,000	0	0	0
	1 施設等所在市 町村調整交付 金	243,269,000	243,269,000	243,269,000	0	0	0
12	地方特例交付 金	89,627,000	89,627,000	89,627,000	0	0	0
	1 地方特例交付 金	89,627,000	89,627,000	89,627,000	0	0	0
13	地方交付税	1,617,215,000	1,596,076,000	1,596,076,000	0	0	△ 21,139,000
	1 地方交付税	1,617,215,000	1,596,076,000	1,596,076,000	0	0	△ 21,139,000
14	交通安全対策 特別交付金	2,715,000	1,946,000	1,946,000	0	0	△ 769,000
	1 交通安全対策 特別交付金	2,715,000	1,946,000	1,946,000	0	0	△ 769,000
15	分担金及び負 担金	87,592,000	76,733,765	76,185,325	0	548,440	△ 11,406,675
	1 負担金	87,592,000	76,733,765	76,185,325	0	548,440	△ 11,406,675
16	使用料及び手 数料	58,416,000	65,454,230	65,448,230	0	6,000	7,032,230
	1 使用料	27,260,000	31,069,680	31,069,680	0	0	3,809,680
	2 手数料	31,156,000	34,384,550	34,378,550	0	6,000	3,222,550
17	国庫支出金	2,207,454,000	2,082,533,126	1,933,701,889	0	148,831,237	△ 273,752,111
	1 国庫負担金	1,157,782,000	1,153,195,706	1,153,195,706	0	0	△ 4,586,294
	2 国庫補助金	937,981,000	814,918,775	666,087,538	0	148,831,237	△ 271,893,462
	3 委託金	111,691,000	114,418,645	114,418,645	0	0	2,727,645
18	県支出金	1,094,018,000	1,023,758,449	1,002,557,649	0	21,200,800	△ 91,460,351
	1 県負担金	524,283,000	511,822,415	511,822,415	0	0	△ 12,460,585

歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
	2 県補助金	514,142,000	455,751,616	434,550,816	0	21,200,800	△ 79,591,184
	3 委託金	55,593,000	56,184,418	56,184,418	0	0	591,418
19 財産収入		50,899,000	50,701,461	48,809,291	0	1,892,170	△ 2,089,709
	1 財産運用収入	50,097,000	50,293,505	48,401,335	0	1,892,170	△ 1,695,665
	2 財産売払収入	802,000	407,956	407,956	0	0	△ 394,044
20 寄附金		171,711,000	190,809,470	190,809,470	0	0	19,098,470
	1 寄附金	171,711,000	190,809,470	190,809,470	0	0	19,098,470
21 繰入金		505,558,000	501,656,985	501,656,985	0	0	△ 3,901,015
	1 特別会計繰入金	655,000	654,585	654,585	0	0	△ 415
	2 基金繰入金	504,903,000	501,002,400	501,002,400	0	0	△ 3,900,600
22 繰越金		332,636,000	332,636,467	332,636,467	0	0	467
	1 繰越金	332,636,000	332,636,467	332,636,467	0	0	467
23 諸収入		99,404,000	103,048,533	102,825,793	0	222,740	3,421,793
	1 延滞金、加算金及び過料	1,600,000	2,625,227	2,625,227	0	0	1,025,227
	2 村預金利息	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	3 雑入	97,803,000	100,423,306	100,200,566	0	222,740	2,397,566
24 村債		168,842,000	146,442,000	146,442,000	0	0	△ 22,400,000
	1 村債	168,842,000	146,442,000	146,442,000	0	0	△ 22,400,000
歳 入 合 計		10,111,200,000	10,066,552,705	9,793,182,304	2,792,533	270,577,868	△ 318,017,696

歳出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出 済額との比較 A-B
1 議会費		99,245,000	97,696,313	0	1,548,687	1,548,687
	1 議会費	99,245,000	97,696,313	0	1,548,687	1,548,687
2 総務費		1,732,659,560	1,684,199,316	12,859,000	35,601,244	48,460,244
	1 総務管理費	1,515,578,560	1,475,548,370	12,859,000	27,171,190	40,030,190
	2 徴税費	132,226,000	128,069,757	0	4,156,243	4,156,243
	3 戸籍住民基本台帳費	59,615,000	58,562,476	0	1,052,524	1,052,524
	4 選挙費	23,355,000	20,397,470	0	2,957,530	2,957,530
	5 統計調査費	552,000	314,251	0	237,749	237,749

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
	6 監査委員費	1,333,000	1,306,992	0	26,008	26,008
3 民生費		4,120,992,000	3,906,868,995	92,718,000	121,405,005	214,123,005
	1 社会福祉費	2,192,936,000	2,044,455,475	87,856,000	60,624,525	148,480,525
	2 児童福祉費	1,928,056,000	1,862,413,520	4,862,000	60,780,480	65,642,480
4 衛生費		994,711,000	966,919,484	0	27,791,516	27,791,516
	1 保健衛生費	608,333,000	582,217,618	0	26,115,382	26,115,382
	2 清掃費	386,378,000	384,701,866	0	1,676,134	1,676,134
5 農林水産業費		133,202,000	127,647,723	0	5,554,277	5,554,277
	1 農業費	125,427,000	120,021,411	0	5,405,589	5,405,589
	2 林業費	3,934,000	3,906,710	0	27,290	27,290
	3 水産業費	3,841,000	3,719,602	0	121,398	121,398
6 商工費		160,790,000	152,974,900	0	7,815,100	7,815,100
	1 商工費	160,790,000	152,974,900	0	7,815,100	7,815,100
7 土木費		853,362,000	618,352,644	215,510,000	19,499,356	235,009,356
	1 土木管理費	54,568,000	51,217,255	0	3,350,745	3,350,745
	2 道路橋梁費	453,416,000	228,543,703	215,510,000	9,362,297	224,872,297
	3 都市計画費	345,378,000	338,591,686	0	6,786,314	6,786,314
8 消防費		284,402,000	282,057,860	0	2,344,140	2,344,140
	1 消防費	284,402,000	282,057,860	0	2,344,140	2,344,140
9 教育費		1,288,495,000	1,227,781,195	14,298,000	46,415,805	60,713,805
	1 教育総務費	104,362,000	102,363,440	0	1,998,560	1,998,560
	2 小学校費	380,818,000	356,556,331	7,975,000	16,286,669	24,261,669
	3 中学校費	112,758,000	100,064,005	3,397,000	9,296,995	12,693,995
	4 幼稚園費	76,452,000	74,006,391	0	2,445,609	2,445,609
	5 社会教育費	365,421,681	353,837,740	2,926,000	8,657,941	11,583,941
	6 保健体育費	248,683,319	240,953,288	0	7,730,031	7,730,031
10 災害復旧費		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 農林水産業施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 公共土木施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
11 公債費		434,287,000	434,249,592	0	37,408	37,408
	1 公債費	434,287,000	434,249,592	0	37,408	37,408
12 諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
	1 普通財産取得費	1,000	0	0	1,000	1,000
13 予備費		9,051,440	0	0	9,051,440	9,051,440
	1 予備費	9,051,440	0	0	9,051,440	9,051,440
歳 出 合 計		10,111,200,000	9,498,748,022	335,385,000	277,066,978	612,451,978

歳入歳出差引残額 294,434,282 円

うち基金繰入額 0 円

又は

歳入歳出差引歳入不足額 0 円

このため翌年度繰入繰上充用金 0 円

北中城村長 比 嘉 孝 則

詳細については、副村長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（仲本正一）

認定第1号 令和6年度北中城村一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。

決算書の前につづられている説明書の4ページをお願いします。

決算収支の状況について御説明いたします。

令和6年度の一般会計決算規模は、歳入総額97億9,318万2,000円、歳出総額94億9,874万8,000円となり、前年度に比べ、歳入が9,356万7,000円の減、増減率がマイナス0.9%、歳出が5,536万4,000円の減、増減率がマイナス0.6%となっております。

歳入歳出差引額は2億9,443万4,000円となり、実質収支が2億3,558万3,000円、単年度収支がマイナス4,930万1,000円、実質単年度収支がマイナス6,796万2,000円となっております。

続きまして、予算の執行状況をお願いいたします。

歳入予算の執行率は96.9%（対前年度比較0.2ポイントの減）、歳出予算の執行率は93.9%（対前年度比較0.2ポイントの増）となっております。

5ページをお願いします。

歳入の状況について御説明いたします。

歳入については、村税が前年度に比べ4,673万9,000円の増、増減率が約1.7%となっております。主な要因といたしましては、固定資産税（土地）の評価替えの影響と、軽自動車の課税台数が影響となっております。

国庫支出金につきましては、制度改正があった児童手当国庫負担金と北中城村橋梁長寿命化修繕事業による補助金が増額となったことから5,414万7,000円の増、増減率が約2.9%の増となりました。

その他の増減が大きい項目といたしましては、地方特例交付金が7,355万1,000円の増、増減率が約457.5%の増額となりました。主な要因といたしましては、定額減税減収補填特例交付金の減収分を補填するため、国が自治体に交付したことによるものとなっております。

また、繰入金につきましては、財政調整基金からの取崩しの影響で前年度に比べて2億6,556万6,000円の減、増減率約34.6%の減となりました。

6ページをお願いします。

歳出の状況について御説明いたします。

目的別歳出決算額につきまして、主な増減と前年度比較について御説明いたします。土木費が北中城村橋梁長寿命化事業、北中城小学校交通安全対策工事や道路等整備事業が増加したことなどにより、約23.8%の増となりました。民生費につきましては国の政策に基づき行った物価高騰支援給付金事業と公定価格の増加に伴って、特定教育・保育施設整備費補助金（施設型給付）が増額したことなどの影響により約1.4%の増となっております。総務費は前年に実施したネットワーク強靱化システム機器更改業務の完了と、公共施設整備基金積立金への積立金減額などから約4.8%の減となりました。衛生費につきましては妊婦健診料、新型コロナワクチン予防接種の受診者数が減少したことなどの影響で約8.0%の減となっております。

続きまして、性質別歳出決算額の主な増減と前年度比較について御説明いたします。扶助費につきましては物価高騰支援給付金事業と特定教育・保育施設整備費補助金の増額、報酬改定のあった障害福祉サービス増額などの影響により約11.4%の増となっております。人件費につきましては会計年度任用職員勤勉手当の導入と支給制度を変更したことにより約8.4%の増となっております。繰出金は国民健康保険特別会計への繰出金などにより約23.9%の減となっております。補助費等につきましては村内認可保育施設の整備支援完了による就学前教育・保育施設整備費補助金の減額などの影響で約7.0%の減となりました。

8ページをお願いします。

自主財源と依存財源につきまして御説明いた

します。

村税、繰入金等の自主財源の総額は41億545万4,000円で、前年度に比べて3億392万3,000円の減、増減率が6.89%の減となっております。自主財源比率は41.92%となっております。増額の主な内容といたしましては、繰入金が前年度と比較して約2億6,000万円の増額となっております。

地方交付税の国庫支出金等の依存財源の総額につきましては56億8,772万8,000円で、前年度に比べて2億1,035万6,000円の増となっております。依存財源比率は58.08%で、3.84ポイントの増となっております。

一般財源と特定財源の状況について御説明いたします。

一般財源の総額は64億9,119万4,000円、一般財源比率66.28%で、前年度に比べて8,987万3,000円、増減率が1.40%の増となっております。また、特定財源の総額につきましては33億198万8,000円、特定財源比率33.72%となっております。前年度と比較して1億8,344万円の減となっております。

9ページをお願いします。

将来にわたる財政負担の状況について御説明いたします。

地方債現在高の状況につきまして、令和6年度末の地方債現在高は44億2,389万9,000円で、前年度末より2億7,023万1,000円の減となっております。要因といたしましては、令和6年度中の償還額が借入金を上回ったことによるものとなっております。

次に債務負担行為の状況について御説明いたします。債務負担行為に係る令和7度以降の支出予定額は83億2,243万4,000円となっております。主な内訳といたしましては、沖縄県町村土地開発公社北中城支社所有のサウスプラザ地区用地取得費4億3,789万円、アワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地取得費5億

3,562万6,000円、新一般廃棄物処理施設整備事業29億1,730万8,000円、新一般廃棄物処理施設運営費31億5,004万円となっております。

積立金現在高の状況について御説明いたします。

積立金の令和6年度末現在高は18億1,192万4,000円で、前年度末より6,425万4,000円増加となっております。主な積立金の増減といたしましては、財政調整基金が1,866万1,000円の減、減債基金が1億2,656万2,000円の減、公共施設整備基金が5,473万8,000円の増及び一般廃棄物処理施設建設等基金が1億円の増となっております。全体としては基金積立額が取崩額を上回っております。

10ページをお願いいたします。

主な財政指標について御説明いたします。

主な財政分析指標につきましては、実質収支比率が4.8%（前年度5.9%）、公債費負担比率が6.7%（前年度6.8%）、財政力指数が0.63（前年度0.63）、経常収支比率が85.8%（前年

度82.9%）となっております。

実質収支比率は、前年度と比べ1.1ポイントの減となっております。これは事業費の精査・効率化や税収の伸びなどが影響しております。財政力指数は前年度と同じ数値となっております。経常収支比率は、前年度と比べ2.9ポイントの増となっております。引き続き経常経費の抑制と一般財源収入増に努めてまいります。

財政健全化法に基づく指標は、実質赤字・連結実質赤字はございません。実質公債費比率、将来負担比率はともに早期健全化基準を大きく下回り健全な状態となっております。

11ページ以降に一般会計の決算における主要施策の成果説明書を掲載しておりますので、御確認をお願いします。

私からは以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第2号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御提案申し上げます。

認定第2号

令和6年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和7年9月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和6年度 北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額	2,153,193,994 円
歳出決算額	2,106,877,459 円

歳入歳出差引額 46,316,535 円

令和6年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
1 国民健康保険 税		388,536,000	445,822,331	388,183,020	973,900	56,665,411	△ 352,980
	1 国民健康保険 税	388,536,000	445,822,331	388,183,020	973,900	56,665,411	△ 352,980
4 使用料及び手 数料		269,000	425,500	425,500	0	0	156,500
	1 手数料	269,000	425,500	425,500	0	0	156,500
5 国庫支出金		3,010,000	3,721,000	3,721,000	0	0	711,000
	2 国庫補助金	3,010,000	3,721,000	3,721,000	0	0	711,000
6 県支出金		1,426,421,000	1,399,279,053	1,399,279,053	0	0	△ 27,141,947
	1 県負担金・補 助金	1,426,420,000	1,399,279,053	1,399,279,053	0	0	△ 27,140,947
	2 財政安定化基 金支出金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
8 財産収入		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 財産運用収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
10 繰入金		304,725,000	305,725,664	305,725,664	0	0	1,000,664
	1 他会計繰入金	304,724,000	305,725,664	305,725,664	0	0	1,001,664
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
11 繰越金		42,784,000	42,783,519	42,783,519	0	0	△ 481
	1 繰越金	42,784,000	42,783,519	42,783,519	0	0	△ 481
12 諸収入		28,947,000	13,238,003	13,076,238	0	161,765	△ 15,870,762
	1 延滞金、加算 金及び過料	1,415,000	1,614,192	1,614,192	0	0	199,192
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	4 雑入	27,531,000	11,623,811	11,462,046	0	161,765	△ 16,068,954
13 市町村債		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 財政安定化基 金貸付金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳入合計		2,194,694,000	2,210,995,070	2,153,193,994	973,900	56,827,176	△ 41,500,006

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
1	総務費	77,720,400	75,214,734	0	2,505,666	2,505,666
	1 総務管理費	60,689,400	59,860,259	0	829,141	829,141
	2 徴税費	16,903,000	15,316,561	0	1,586,439	1,586,439
	3 運営協議会費	128,000	37,914	0	90,086	90,086
	4 趣旨普及費	0	0	0	0	0
2	保険給付費	1,354,074,000	1,281,564,053	0	72,509,947	72,509,947
	1 療養諸費	1,147,074,000	1,094,822,410	0	52,251,590	52,251,590
	2 高額療養費	189,100,000	172,150,043	0	16,949,957	16,949,957
	3 移送費	50,000	0	0	50,000	50,000
	4 出産育児一時金	17,000,000	13,851,600	0	3,148,400	3,148,400
	5 葬祭費	800,000	740,000	0	60,000	60,000
	6 傷病手当金	50,000	0	0	50,000	50,000
3	国民健康保険事業費納付金	688,423,000	688,421,531	0	1,469	1,469
	1 医療給付費分	469,075,000	469,074,840	0	160	160
	2 後期高齢者支援金等分	161,537,000	161,536,154	0	846	846
	3 介護納付金分	57,811,000	57,810,537	0	463	463
4	共同事業拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 共同事業拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
6	保健事業費	60,395,000	58,079,816	0	2,315,184	2,315,184
	1 保健事業費	60,395,000	58,079,816	0	2,315,184	2,315,184
7	基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
8	公債費	2,000	0	0	2,000	2,000
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 財政安定化基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
9	諸支出金	4,236,000	3,597,325	0	638,675	638,675
	1 償還金及び還付加算金	4,236,000	3,597,325	0	638,675	638,675
10	予備費	9,841,600	0	0	9,841,600	9,841,600
	1 予備費	9,841,600	0	0	9,841,600	9,841,600

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
歳 出 合 計		2,194,694,000	2,106,877,459	0	87,816,541	87,816,541

歳入歳出差引残額 46,316,535 円

うち基金繰入額 0 円

又は

歳入歳出差引歳入不足額 0 円

このため翌年度繰入繰上充用金 0 円

北中城村長 比 嘉 孝 則

詳細については、担当課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは認定第2号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、事項別明細書にて御説明いたします。

260、261ページをお開きください。

歳入、1款国民健康保険税でございますが、調定額4億4,582万2,331円、収入済額は3億8,818万3,020円となっております。対前年度比で見ますと、前年度収入済額3億8,179万5,681円で、638万7,339円の増となっております。

保険税の収納率につきましては、今年度は全体で87.07%となり、前年度86.97%に対し0.1%の増となっております。また、時効によりまして160万2,412円が不納欠損となっております。

続きまして、262、263ページをお開きください。

6款県支出金でございますが、収入済額が13億9,927万9,053円で、前年度14億6,826万7,508円との比較では6,898万8,455円、4.70%の減となっております。これは主に普通交付金1億479万7,455円の減が理由となっております。

次に10款繰入金でございますが、収入済額が3億572万5,664円、前年度5億7,116万3,455円との比較では2億6,543万7,791円、46.4%の減になっております。主な理由として、その他一般会計繰入金的大幅な減によるものです。

次に268、269ページをお開きください。

歳入合計でございますが、予算現額21億9,469万4,000円に対し、収入済額21億5,319万3,994円、執行率98.1%となっており、前年度に対し2億7,146万9,637円、11.2%の減となっております。

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。

274、275ページをお願いします。

2款保険給付費でございますが、支出済額が12億8,156万4,053円、前年度13億8,077万2,996円に対しまして、9,920万8,943円、7.2%の減となっております。

次に278、279ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金でございますが、支出済額が6億8,842万1,531円、前年度との比較では8,460万5,605円、10.9%の減となっております。

6款保健事業費でございますが、支出済額が5,807万9,816円、前年度との比較では737万5,907円、14.5%の増となっております。

次に284、285ページをお願いします。

一番下の段の歳出合計でございますが、予算現額21億9,469万4,000円に対しまして、支出済額が21億687万7,459円で、執行率96%となっております。また、前年度の支出済額23億8,188万112円に比べ2億7,500万2,653円、11.5%の減となっております。

以上で説明を終わります。

なお、決算書に添付してあります令和6年度

北中城村国民保険事業の主要施策の成果、その他予算執行の実績を併せて御参照お願いいたします。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第3号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御提案申し上げます。

認定第3号

令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和7年9月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和6年度 北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 313,951,365 円
歳出決算額 312,919,412 円
歳入歳出差引額 1,031,953 円

令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
1 後期高齢者医療保険料		267,679,000	267,168,417	264,638,537	64,302	2,465,578	△ 3,040,463
	1 後期高齢者医療保険料	267,679,000	267,168,417	264,638,537	64,302	2,465,578	△ 3,040,463

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
2	使用料及び手 数料	49,000	82,700	82,700	0	0	33,700
	1 手数料	49,000	82,700	82,700	0	0	33,700
5	繰入金	47,505,000	47,506,360	47,506,360	0	0	1,360
	1 一般会計繰入 金	47,505,000	47,506,360	47,506,360	0	0	1,360
6	繰越金	1,313,000	1,312,996	1,312,996	0	0	△ 4
	1 繰越金	1,313,000	1,312,996	1,312,996	0	0	△ 4
7	諸収入	708,000	410,772	410,772	0	0	△ 297,228
	1 延滞金、加算 金及び過料	24,000	31,800	31,800	0	0	7,800
	2 償還金及び還 付加算金	621,000	378,972	378,972	0	0	△ 242,028
	5 雑入	63,000	0	0	0	0	△ 63,000
歳 入 合 計		317,254,000	316,481,245	313,951,365	64,302	2,465,578	△ 3,302,635

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済 額との比較 A-B
1	総務費	3,412,000	3,058,827	0	353,173	353,173
	1 総務管理費	1,339,000	1,125,164	0	213,836	213,836
	2 徴収費	2,073,000	1,933,663	0	139,337	139,337
2	後期高齢者医 療広域連合納 付金	312,498,000	308,858,913	0	3,639,087	3,639,087
	1 後期高齢者医 療広域連合納 付金	312,498,000	308,858,913	0	3,639,087	3,639,087
3	諸支出金	1,277,000	1,001,672	0	275,328	275,328
	1 償還金及び還 付加算金	621,000	347,087	0	273,913	273,913
	2 繰出金	656,000	654,585	0	1,415	1,415
4	予備費	67,000	0	0	67,000	67,000
	1 予備費	67,000	0	0	67,000	67,000
歳 出 合 計		317,254,000	312,919,412	0	4,334,588	4,334,588

歳入歳出差引残額

1,031,953 円

うち基金繰入額	0 円
又は	
歳入歳出差引歳入不足額	0 円
このため翌年度繰入繰上充用金	0 円

北中城村長 比 嘉 孝 則

詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

認定第3号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、事項別明細書にて御説明いたします。

決算書の291、292ページをお開きください。

歳入の主なものとして、1款後期高齢者医療保険料、調定額2億6,716万8,417円に対し、収入済額2億6,463万8,537円となっております。前年度収入済額2億186万5,173円との比較では6,277万4,364円、31.1%の増となっております。これは、主に年齢到達による新規加入者の増に伴うものとなっております。

次に5款繰入金、1目一般会計繰入金、収入済額4,750万6,360円、前年度4,131万4,931円に対し、619万1,429円で15%の増となっております。

続きまして、293、294ページをお願いします。

歳入合計でございますが、予算現額3億1,725万4,000円に対し、収入済額が3億1,395万1,365円で、収入率は98.96%、前年度2億4,526万1,555円に対し6,868万9,810円、28%の増となっております。

続きまして、295、296ページをお開きください。

歳出の主なものとしたしまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、支出済額が3億885万8,913円で、前年度2億3,954万9,114円に対し6,930万9,799円で、28.93%の増となっております。これは新規加入者の保険料増加に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の増であります。

次に297、298ページをお願いします。

一番下の段を御覧ください。歳出合計でございますが、予算現額3億1,725万4,000円に対し、支出済額が3億1,291万9,412円で、前年度2億4,394万8,559円に対し689万7,083円、28.27%の増となっております。

説明は以上でございますが、こちらも決算書に添付してあります令和6年度北中城村後期高齢者医療保険事業の主要施策の成果、その他予算執行の実績について詳しく載っておりますので、そちらも併せて御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第4号 令和6年度北中城村水道事業会計決算の認定について御提案申し上げます。

認定第4号

令和6年度北中城村水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度北中城村水道事業会計決算を、監査委員の意見（別冊）を添えて議会の認定に付します。

令和7年9月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

水道事業会計決算につきましては、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは認定第4号 令和6年度北中城村水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

13ページをお開きください。

事業の概況といたしまして、令和6年度における給水戸数は7,865戸で、前年度に比べ60戸増、給水人口は1万7,871人、前年度に比べ73人減で、普及率は100%となっております。

年間配水量は、268万8,792立方メートル（うち民間235万5,535立方メートル、基地33万3,257立方メートル）となっており、前年度に比べ5万2,498立方メートル増（うち民間4万9,811立方メートル増、基地2,687立方メートル増）となっております。

1日最大配水量は7,600立方メートルで、1日平均配水量は7,367立方メートルとなりました。

有収水量は、257万3,795立方メートル（うち民間224万538立方メートル、前年度比1.93%増、基地33万3,257立方メートル、前年度比0.81%増）で、有収率は95.72%で前年度に比べ0.2ポイント減となっております。

財政状況といたしましては、収益的収入が5億3,547万9,845円で、前年度に比べ1.21%増、これに対して、収益的支出は5億2,650万4,746円で、前年度に比べ7.69%増で897万5,099円の

純利益となっております。

資本的収支については、資本的収入148万5,000円に対し、資本的支出8,423万7,711円で、収支不足額8,275万2,711円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と減債積立金で補填しました。

主な事業としては、補助事業として喜舎場ポンプ場機械設備（機器・弁・配管）更新を実施し、村単独事業として、和仁屋地内配水管改良工事及び宜野湾北中城線道路改良工事に伴う配水管移設工事のほか、水質検査を前年度と同様に実施しております。

経営に関する指標としまして、経営の健全性を示す経常収支比率は101.7%（前年度比6.51ポイント減）となっており、健全経営の水準とされる100%を上回っております。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率については97.73%（前年度比2.01ポイント減）となっており、令和6年10月より浄水購入費が引き上げられたことが要因と考えられます。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は59.7%（前年度比1.06ポイント増）、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は29.79%（前年度比29.46ポイント増）で、法定年数を経過した管路を一括計上したことによります。

また、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は0.05%（前年度比0.11ポイント減）となっております。これは、まだ更新需要のピークを迎えていないため、将来の更新需要に備え、現在の経営状況の改善（料金改定）

を行い、引き続き計画的な施設更新を行ってまいります。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第5号 令和6年度北中城村下水道事業会計決算の認定について御提案申し上げます。

認定第5号

令和6年度北中城村下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度北中城村下水道事業会計決算を、監査委員の意見（別冊）を添えて議会の認定に付します。

令和7年9月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

決算の詳細につきましては、担当課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは認定第5号 令和6年度北中城村下水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

11ページをお開きください。

事業の概況といたしまして、令和6年度における汚水処理戸数は3,004戸、使用人口は8,697人で、下水道普及率は65.4%、水洗化率は74.5%となっております。

また、年間総汚水処理量は149万3,331立方メートル（前年度に比べ3万6,475立方メートル、2.5%増）となっております。

財政状況といたしましては、収益的収入が3億7,251万5,674円（前年度比2.11%増）で、これに対して収益的支出が3億4,836万9,285円（前年度比5.56%増）で、2,414万6,389円の純利益となっております。

資本的収支については、資本的収入3億3,291万1,500円に対し、資本的支出3億9,300万8,998円で、収支不足額6,009万7,498円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金と建設改良積立金で補填しました。

補助金事業による工事については、公共下水道島袋汚水枝線工事（第35工区）延長514メートル、公共下水道島袋汚水枝線工事（第34-2工区）延長81メートル、公共下水道屋宜原汚水枝線工事（第7工区）延長134メートルを実施しました。

その他、住宅建築等に合わせて4件の公共まです設置工事を実施しております。

経営状況の指標としまして、令和6年度は2,414万6,000円の純利益を計上し、経常収支比率が前年度比3.61ポイント減の106.93%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っております。また、経費回収率は、前年度比1.9ポイント増の76.8%となっておりますが、100%を

下回っております。引き続き使用料の適正化や水洗化向上に向けて取り組んでまいります。

資産に関する指標としまして、管渠老朽化率は法定耐用年数（50年）を超えた管渠延長の割合を表した指標で、本村下水道事業は供用開始から27年を迎え管渠老朽化率は0%となっております。今後も管路点検やストックマネジメン

ト計画に基づいて、計画的に施設更新を行ってまいります。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第47号 令和6年度北中城村水道事業剰余金処分について御提案申し上げます。

議案第47号

令和6年度北中城村水道事業剰余金処分について

みだしのことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和6年度北中城村水道事業剰余金処分の議決を求めます。

令和7年9月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和6年度 北中城村水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,817,634,591	678,260,686	23,054,719
議会の議決による処分額	6,657,601	0	△ 23,054,719
建設改良積立金の積立	0	0	△ 11,397,118
利益積立金の積立	0	0	△ 5,000,000
資本金への組入れ	6,657,601	0	△ 6,657,601
処分後残高	1,824,292,192	678,260,686	(繰越利益剰余金) 0

水道事業剰余金処分計算書の詳細については、担当課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは議案第47号 令和6年度北中城村水

道事業剰余金処分について御説明いたします。表を御覧ください。

未処分利益剰余金2,305万4,719円のうち、建設改良積立金として1,139万7,118円、利益積立金として500万円、資本金への組入れとして665万7,601円を処分したく上程いたします。

以上です。

村下水道事業剰余金処分について御提案申し上げます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第48号 令和6年度北中城

議案第48号

令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分について

みだしのことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分の議決を求めます。

令和7年9月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和6年度 北中城村下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	256,770,800	74,617,615	47,269,748
議会の議決による処分数額	23,123,359	0	△ 47,269,748
減債積立への積立	0	0	△ 24,146,389
建設改良積立金の積立	0	0	0
資本金への組入	23,123,359	0	△ 23,123,359
処分後残高	279,894,159	74,617,615	(繰越利益剰余金) 0

別添処分計算書がございます。詳細については、担当課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは議案第48号 令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分について御説明いたします。表を御覧ください。
未処分利益剰余金4,726万9,748円のうち、減

債積立金として2,414万6,389円、資本金への組入れとして2,312万3,359円を処分したく上程いたします。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第49号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について御提案申し上げます。

議案第49号

中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、中部広域市町村圏事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年9月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事務に新たに読谷村が加わることに並びに障害福祉サービス事業者等の指導及び実地検査に関する事務に監査事務を新たに追加することに伴い、組合規約を変更する必要があるため、この案を提出する。

中部広域市町村圏事務組合規約 新旧対照表

旧	新
第1～第2条 (略)	第1～第2条 (略)
第3条 組合は、別表第1に掲げる市町村の次の事務を共同処理する。	第3条 組合は、別表第1に掲げる市町村の次の事務を共同処理する。
(1) 中部広域計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務	(1) 中部広域計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務
(2) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関する事。	(2) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関する事。
ア～ク (略)	ア～ク (略)
(3) 次に掲げる調査研究に関する事務。	(3) 次に掲げる調査研究に関する事務。
ア・イ (略)	ア・イ (略)
(4) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する事務のうち、社会福祉法人の指導監査に関する事務	(4) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する事務のうち、社会福祉法人の指導監査に関する事務
(5) クルーズ船の受入に関する事務	(5) クルーズ船の受入に関する事務

(6) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務

(7) 障害福祉サービス事業者等の指導及び実地検査に関する事務

(8) 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事務

第4条～第17条 (略)

別表第1 (第3条関係)

共同処理する事務	市町村
第3条第1号から第3号まで並びに第6号及び第7号に関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村
(略)	(略)
(略)	(略)
第3条第8号に関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 北中城村 中城村

別表第2・別表第3 (略)

別表第4 (第17条関係)

区分	市町村	負担割合
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第3条第6号に係る負担金	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村	均等割 5% 件数割 95%
第3条第7号に係る負担金	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村	均等割 10% 利用者数割 90%
第3条第8号に係る負担金	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町	均等割 5% 件数割 95%

(6) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務

(7) 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事務

(8) 障害福祉サービス事業者等の指導監査に関する事務

第4条～第17条 (略)

別表第1 (第3条関係)

共同処理する事務	市町村
第3条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに係る事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村
(略)	(略)
(略)	(略)
(削除)	(削除)

別表第2・別表第3 (略)

別表第4 (第17条関係)

区分	市町村	負担割合
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第3条第6号及び第7号に係る負担金	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村	均等割 5% 件数割 95%
第3条第8号に係る負担金	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村	均等割 10% 利用者数割 90%
(削除)	(削除)	(削除)

町 嘉手納町 西

原町 北中城村

中城村

続きまして、議案第50号 損害賠償の額の決定及び和解することについて御提案申し上げます。

議案第50号

損害賠償の額の決定及び和解することについて

次のとおり損害賠償の額の決定及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年9月5日 提出

北中城村長 比嘉 孝則

1. 損害賠償及び和解の相手方

（別紙参照）

2. 事件の概要

相手方は令和6年11月末をもって退職予定のため、協会けんぽを任意継続した場合の保険料と国民健康保険税を比較するために来庁したが、その際に村が誤った金額を試算したことによって、国民健康保険よりも保険料が安価であった協会けんぽに入る機会を逸させてしまった。

実際の課税額は協会けんぽ（任意継続）保険料よりも高額であったことから、相手方に損害を与えてしまったものである。

なお、本事件は令和6年度に起こったものであり昨年度も賠償したところであるが、任意継続制度には最大で2年間加入できることから、令和7年度保険料についても同様の賠償を行う必要がある。

3. 和解の要旨

- （1） 村は、相手方に対して、下記の額の損害賠償金の支払義務があることを認める。
- （2） 村及び相手方は、本件に関し、損害賠償の額のほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。但し、一部負担金の割合の差異によって生じる損害についてはその限りではない。

4. 損害賠償の額

60,940円

（協会けんぽを任意継続した場合の保険料と実際に課税された国民健康保険税との差額）

以上でございます。

日程第 21. 報告第 6 号 令和 6 年度決算に
基づく北中城村健全化判断比率
の報告について

○議長（名幸利積）

日程第 21. 報告第 6 号 令和 6 年度決算に基

づく北中城村健全化判断比率の報告についてを
議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第 6 号 令和 6 年度決算に基づく北中城
村健全化判断比率の報告について御提案申し上
げます。

報告第 6 号

令和 6 年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり健全化判断
比率を監査委員の意見を付して本会議に報告します。

令和 7 年 9 月 5 日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

令和 6 年度 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	5.5	46.5
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は
連結赤字額がないことを表す。

以上で報告第6号 令和6年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告といたします。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第22. 報告第7号 令和6年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について

○議長（名幸利積）

日程第22. 報告第7号 令和6年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、報告第7号 令和6年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について御提案申し上げます。

報告第7号

令和6年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり資金不足比率を監査委員の意見を付けて本会議に報告します。

令和7年9月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

資 金 不 足 比 率

比率名	令和6年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)	

注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

以上で報告第7号といたします。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第23. 報告第8号 令和6年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告について

○議長(名幸利積)

日程第23. 報告第8号 令和6年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(比嘉孝則)

報告第8号 令和6年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告について御提案申し上げます。

報告第8号

令和6年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり資金不足比率を監査委員の意見を付けて本会議に報告します。

令和7年9月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

資金不足比率

比率名	令和6年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)	

注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

以上、資金不足比率の報告を終わります。

○議長(名幸利積)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第24. 報告第9号 令和6年度沖縄県
町村土地開発公社事業報告及び
決算報告書について

○議長（名幸利積）

日程第24. 報告第9号 令和6年度沖縄県町
村土地開発公社事業報告及び決算報告書につい

てを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、報告第9号 令和6年度沖縄県町村土
地開発公社事業報告及び決算報告書について御
提案申し上げます。

報告第9号

令和6年度 沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和6年度沖縄県
町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を別紙のとおり提出いたします。

令和7年9月5日 提出
北中城村長 比嘉孝則

別添令和6年度の事業報告及び決算報告書を
添付してございます。

14ページと15ページ、北中城村に関わるもの
でございます。お聞きいただきたいと思ひます。

表側のほうに番号が付されておまして、番
号の3番、4番。3番目がサウスプラザ地区用
地でございます。前年度の繰越しとして、面積
は変わりません。そして金額につきましては4
億3,788万9,615円、これがサウスプラザ地区の
用地でございます。今年度の金額については
44万3,194円、そして次年度に繰り越す額とい
たしましては、面積は変わらず金額については
その分増えまして、4億3,833万2,809円でご
ざいます。

4番目のアワセゴルフ場跡地健康・スポーツ
交流施設用地取得事業につきましては、面積は
変わりませんが、前年度からの繰り越しとして
5億3,562万6,317円、そして今年度の増といた

しまして72万2,051円でございます。次年度
に繰り越す額といたしましては、5億3,634万
8,368円となっております。

以上で報告に代えさせていただきます。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時48分 散会

令和7年第6回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 7 年 9 月 5 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和7年9月8日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和7年9月8日 午前11時25分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番		
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		大 城 律 也			
	9 番 議 員		上 間 堅 治			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與 那 城 世 代 子			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	仲 本 正 一	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子		
	企 画 振 興 課 長	徳 峯 惣 一 郎	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	住 民 生 活 課 長	比 嘉 利 彦		
	福 祉 課 長	安 次 富 規 昭	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		
	こ だ も 未 来 課 長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学 校 教 育 指 導 主 事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第2号

令和7年9月8日（月曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第39号	北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第40号	北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託
3	議案第41号	北中城村下水道条例の一部を改正する条例について	〃
4	議案第42号	令和7年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
5	議案第43号	令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	〃
6	議案第44号	令和7年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	〃
7	議案第45号	令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について	〃
8	議案第46号	令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について	〃
9	認定第1号	令和6年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	質疑、委員会付託
10	認定第2号	令和6年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
11	認定第3号	令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
12	認定第4号	令和6年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
13	認定第5号	令和6年度北中城村下水道事業会計決算の認定について	〃
14	議案第47号	令和6年度北中城村水道事業剰余金処分について	〃
15	議案第48号	令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分について	〃
16	議案第49号	中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
17	議案第50号	損害賠償の額の決定及び和解することについて	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第39号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第39号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

1ページ、2点ほど質疑をさせていただきま。観光地形成促進地域における課税免除について、それから2つ目、情報通信産業振興地域における課税免除についてであります。

1番目、観光地形成促進地域というのは、この対象施設というものがどういうものなのかをお聞きしたいなど。それで、これについて村に対して、行政に対してどういう波及効果が期待できるのか、この辺も含めてお願いをいたします。

それから2番目、対象業種、それについて行政に対してどういう波及効果があるのか、その辺も含めて説明をお願いいたします。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

そもそもこの条例の制度自体が、一定の地域において企業立地等により地域振興を図ることを目的としておりますので、村においてどういったメリットがあるかと言うと、大型企業が村内に立地することによって地域振興が図れると

いうことですので、本村においては、いろいろ条例を見たら分かると思うんですが、1つ目に観光地形成促進地域、情報通信産業振興地域、産業イノベーション促進地域、促進区域、この4点について村内には該当するというので、これは沖振法に基づいてこの条例が制定されておりますので、ひっくるめて回答しますと村の地域振興に資する条例となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時03分 休憩

午前10時03分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

具体的な企業名というのは税情報ですので、これをこの場でお伝えすることはちょっと控えさせていただきたいと思いますが、令和6年度における本村の該当企業については5社が該当しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

大変大事な案件でありますので、ただ、それについて今課長からのお話では、対象施設がどういうものかという説明はできませんか。例えばゴルフ場であるとか、観光関係については村内でそういうものがあれば、もしお答えできれば施設名とか、どういうのが該当するか、お聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時05分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第39号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

**日程第2. 議案第40号 北中城村水道事業
給水条例の一部を改正する条例に
ついて**

○議長(名幸利積)

日程第2. 議案第40号 北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題と

します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号 北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例については、建設文教常任委員会に付託します。

**日程第3. 議案第41号 北中城村下水道条
例の一部を改正する条例について**

○議長(名幸利積)

日程第3. 議案第41号 北中城村下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号 北中城村下水道条例の一部を改正する条例については、建設文教常任委員会に付託します。

**日程第4. 議案第42号 令和7年度北中城
村一般会計補正予算(第2号)に
ついて**

○議長(名幸利積)

日程第4. 議案第42号 令和7年度北中城村一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

すみません、1点だけお願いします。

33ページ、9款教育費、5項社会教育費、2目の公民館費の需用費、渡口の公民館と熱田公民館の空調の取替え、これは財源内訳がその他の特定財源となっているんですけども、これは財政調整基金からなのかと、いつ頃自治会から要請・要望が出ていたのか。2点お願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質疑にお答えします。

財源につきましては、ふるさと応援基金を活用しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えします。

要望の時期につきましては、7月頃だったかと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これは今年度の7月の要望でよろしいですか。でしたら、児童館、公民館もあれなんですけれども、多分夏休みで最近ずっと、稼働率で言ったら児童館のほうが毎日子供たちがいて、月から土曜までいるじゃないですか。児童館から要望がないから出ないのか、それとも自治会から要望があったから充てようということになっているのか、その点どんなでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質疑にお答えいたします。

児童館については、たしか新設の要望だったかと思えます。今回の公民館につきましては既存の空調機が故障したということで、今施設の使用に支障を来しているということで修繕費として計上しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

お願いします。

今の悟議員の質疑に関連して、同じ33ページです。渡口公民館空調設備取替えと熱田公民館の空調設備取替えということですが、渡口公民館と熱田公民館の空調機器の台数と経過年数を知りたいと思えます。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えします。

申し訳ありません。正確な年数を現在持ち合わせていないんですけども、後で確認してお答えしたいと思います。おおむね20年は経過しているかと思えます。

台数につきましては、渡口公民館も熱田公民館も両方4台取り替える予定となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。私の質疑の趣旨は、多くの公民館、ほかのところもクーラーがあるところとないところがあるんですが、そういう取替工事を要望する自治会がどんどん増えてくるんじゃないかなと思ひまして、そういう耐用年数、経過年数とかを考慮してやっていただけるのかなと思ひまして、恐らく20年というのが今回基準

になっているというか、それぐらいだったら替えてくれるんだというのが何となく理解できました。

今回の修繕について、ふるさと応援基金という特定財源のほうからと先ほど説明があったんですけども、ほかにも何か有利な財源とかはなかったのでしょうか。コミュニティ助成事業ですか、そういったのを活用できなかったのかどうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質疑にお答えいたします。

今回は緊急だったものですから、補助金といったそういった財源を充てることはできなかったの、ふるさと応援基金ということで活用させていただきました。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

了解しました。

では、例えばほかの自治会もクーラーの修繕をお願いしたいとか、例えば仲順児童館のように新設でお願いしたいというところもあるかと思うんですが、もっと早めに当局のほうに要請・要望をすれば、そういったほかの事業等を活用して設置なり、修繕なり、結構前向きに動いていただけるものなのでしょうか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えいたします。

これまでもコミュニティ助成金等を活用しながらやってはおります。事前に御相談いただければ、こちらも前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

議案第42号、4点ほど質疑をさせていただきます。

7ページ、第3表地方債補正という用語があるんですが、教えていただきたいんですが、実際は事業費補正ではないかなというふうに思っております。この表現がもしそのままであれば、ちょっと説明をいただきたい。

それから歳出20ページ、3款1項1目12節委託料、避難行動要支援者避難確保事業委託料とあります。その委託料と業務内容、避難確保という事業ですが、どういう内容になっているのか御説明をお願いいたします。

それから33ページ、先ほどから質疑があります9款5項2目10節公民館費、需用費、渡口公民館、熱田公民館の空調設備取替工事があるわけですが、その内容は先ほどの説明で大体把握できました。それについて、ではこれが承認された場合は、取替え時期はいつになるのか、その辺の説明。私は熱田公民館に大体顔を出しているわけでありまして、高齢者の健康維持のためにフレイル予防とか、月曜日から金曜日までびっしり、この指導者が関わっているわけでありまして。今クーラーが全然効かない状況なんです。そういう状況の中でも一生懸命、二、三十名の高齢者の方が参加して一生懸命やっているわけでありまして、その環境整備を早くしていただきたいなというふうに思っております。話に聞くと、もっとかかるという自治会長からの報告もあるんですが、ここでは約700万円ぐらいということになっているんですけども、これが金額としては別にして、承認されたら一刻も早く取替工事にかかっていただきたい、そのように思っております。

それから歳出の3番目、33ページ、9款5項

3目18節、負担金、補助及び交付金、中城城跡共同管理協議会負担金、これは事務所であると思うんですが、北中城村に1,000万円計上されておりますけれども、これは両村共同管理でありますから、この事務所の全体の工事費が幾らになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質疑にお答えいたします。

地方債の補正につきまして、当初予算で計上していなかった地方債の補正、今回追加ということで7ページについては、2件の事業債を新たに起債するものとなっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

御質疑にお答えします。

補正予算書20ページ、3款1項1目社会福祉総務費の12節委託料、避難行動要支援者避難確保事業委託料につきまして、委託料全体の397万9,000円、全体のうち本委託に係る金額としては375万9,000円となります。事業内容については、現在進めています東海岸地域の要支援者と言われる方の個別避難計画作成を委託するもので、今現在、前年度の予算から繰越しした事業費でもって社会福祉協議会に委託して事業を進めているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えいたします。

取替えの時期ということなんですけれども、熱田公民館の場合はちょっと規模が大きくて、これから予算が通り次第、工事業者、自治会長とも調整しながら早急に取り組んでまいりたい

と思っております。

3目文化財保護費の中城城跡共同管理協議会の負担金、事務所の工事費なんですけれども、現在ある建物の取壊し費、新設費、あと建築確認等を全て含めて2,300万円程度ということになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

まず1番目の再質疑です。この地方債補正というのは、そのままいいということですか。表現になります。私は先ほど事業費補正じゃないかという質疑をさせていただきましたけれども、そのままの状態ということですか。

それから20ページですけれども、避難行動要支援者避難確保事業、地域を把握して、その取組内容を確認していただきたい。熱田、和仁屋、渡口は、高齢者が約30%ぐらい占めております。そのうちの半分は75歳以上なんです。そこにはフレイル予備軍もたくさんいらっしゃるだろうというふうに思っております。それから一人で避難できない障害者等もたくさん、30%いらっしゃるわけです。その中の半分は超高齢者ですので75歳以上、その辺もしっかり把握をして、その事業関係を確認していただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから公民館、これについては早速承認された後はぜひ取替工事に取りかかっていたいただきたい、そのように要望いたしたいと思っております。

それから3番目の中城城跡共同管理協議会負担金、北中城村は1,000万円負担となっているわけですね。全体では2,000万円なんですけれども、これは同じぐらいなのか。基本的には1対9と聞いているものですから、その辺は1対1でいいという感じなのか、再確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質疑にお答えいたします。

7ページの地方債の補正につきましては、起債の目的にある緊急自然災害防止対策事業債というのが起債の名称となっておりますので、記載されているのは実際の起債の名称です。この上の第3表の地方債補正につきましては、このような法律で定められている様式で地方債補正というふうに記載しております。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

御質疑にお答えします。

この避難行動要支援者避難確保事業については、ただいま名簿登録と、あと個別計画作成後の情報提供の同意を得るということで今進めていまして、先に団地の自治会を終えて、個別計画も今出来上がったところです。熱田自治会も確かに高齢者も多くて、そのうち要支援者の対象となる方が50名ほどいらっちゃって、そのうちで今同意をもらった方が約10名弱いますので、その方の個別避難計画も今作成が終わった段階で、今後また自治会に提供できるかなと思っていますので、全体的に高齢者含め、障害者も含め、その対象となる方にお会いなりして、事業を説明して同意をもらっているという状況です。

以上です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えします。

まず公民館の空調の取替えについては、暑い中頑張っていらっしゃるというのも十分承知しておりますので、できるだけ早急に取り組んでいきたいと思っております。

城跡の管理協の負担額なんですけれども、通

常の運営費については9対1ということで取り決められてやっておりますが、こういう建物等、施設等を建てる場合には両村1対1ということで管理協の中でも話し合われておりますので、御理解ください。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

まず20ページをお願いします。3款1項5目介護保険事業費の12節委託料、在宅医療・介護連携事業委託料と日常生活ニーズ調査委託料、副村長の説明では県の介護予防に合わせるためという御説明があったと思いますが、これが県とどのような形で進めていくのか。本村は介護保険広域連合にも入っていますので、そこの進め方も併せて御説明をお願いします。

それから25ページをお願いします。5款1項5目10節需用費、村内農道修繕費、これがどの場所で何か所あるのか御説明をお願いします。

それから28ページをお願いします。7款2項1目10節需用費、道路維持修繕費、こちらも同様で、どの場所で何か所あるのか御説明をお願いします。

それから下の2目、16節公有財産購入費、用地購入費が3件出ていますが、これは毎年出ていますが、うまくいく時期と最近ではちょっと交渉が進みそうという話も以前あったので、進捗状況をお願いします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

御質疑にお答えします。

予算書20ページです。3款1項5目介護保険事業の12節委託料287万4,000円ですが、まず内訳としまして在宅医療・介護連携事業委託料については、マイナス12万6,000円の減です。日

常生活ニーズ調査委託料については、300万円の計上となっております。この2つの事業の委託料は全く別物になりまして、上の在宅医療・介護連携事業委託料のマイナス12万6,000円については、この委託料は当初の中にエンディングノート作成という印刷製本費があったんですが、ちょっと内部の事情がありまして自前でやるということで、同じ10節需用費のほうに振り替えております。委託料自体は減にしております。御質疑のあった日常生活ニーズ調査委託料300万円については、本村の第10期の高齢者保健福祉計画策定のためのニーズ調査となりますが、今の計画が令和6年度から令和8年度の3か年なんですけど、次期の10期を策定する場合ですが、大体これまで前年度に策定、ニーズ調査も行っておりましたが、沖縄県が定める高齢者福祉計画等のニーズ調査、計画に合わせて、県がこのニーズ調査を全市町村取りまとめた上で、その結果、その分析等含めてやりたいということが今年度ありまして、急遽1年、前倒しでニーズ調査をしようというものになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

私のほうからは25ページ、5款1項5目10節の村内農道修繕費として計上した内容についてお答えいたします。

まず場所につきましては、熱田地区で2か所と安谷屋地区で1か所ございます。安谷屋地区におきましては、現在斜面地に沈砂池が設置してあるんですけども、そこに土砂が堆積しておりまして、これの浚渫が1か所。あと農道の側面に今樹木が繁茂しておりまして、これの伐採です。安谷屋地区におきましては農道部分に舗装の亀裂が入っておりまして、早急に修繕の

必要があるということで、この3か所分の予算を修繕費として計上させていただいているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

引き続き私のほうから28ページ、7款2項1目10節需用費、道路維持修繕費についてまずお答えいたします。

対象としておりますのが島袋地区のほうで、水路の修繕と湧水対策がございまして、それが島袋地区で2か所。もう一つが、これは喜舎場になりますか、琉銀前のほうでグレーチングの修繕が1か所。それともう一件、これは直接の修繕ではないんですけども、過去の仮設材、H鋼の鋼材が今ヤードのほうで仮置きをさせていただいているところではあるんですけども、当面使う見込みがないというところで、かなり物も古くなってきておりますので今回処分をしたいということで、合計4件が対象となっております。

それと用地買収のほうですけれども、2目16節公有財産購入費は公園アクセス線に係る部分でございまして、今年対象としておりますのが4筆ございまして、いずれもその相手方としては同じ人物となっております、その内の1筆につきましては相続関係を今整理しているというところです。基本的にはその事業に対して、用地買収に対しては前向きに対応いただいているというところで、これからまた具体的な単価のお話だとかというところに入ってはきまずけれども、今年度内での解決を見込んでいますというところがございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

じゃあ、再質疑を20ページのほうからお願いいたします。

まず在宅医療・介護連携事業のエンディングノート作成というところで、委託ではなく自前でやるというお話でしたが、これは職員が自宅に伺って、本人と一緒に作成していく流れでよろしいでしょうか。

あと一点、日常生活ニーズ調査委託料、これは県の高齢者福祉計画に合わせて前倒しというところで、これは広域連合は関わっていないのか、その辺もお願いします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

お答えします。

まず在宅医療・介護連携推進事業については、エンディングノートの印刷製本ですので、実際亡くなる前というか、元気なうちに私のエンディングはこうでありたいという冊子的なもので記入できるものですので、その印刷になりますので訪問ではありません。

続いて日常生活ニーズ調査委託料については、介護保険広域連合は介護保険の市町村を取りまとめてやっておりますが、実際各市町村、高齢者保健福祉計画をつくりますので、その中にももちろん介護保険事業も含まれておりますので、それを一旦生活圏域のニーズ調査をした上で県のほうがその動向、それを取りまとめて県全体のニーズをまとめていくという形になるので、介護保険広域連合は関わってはいますけれども、基本的に市町村独自の計画になります。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは私のほうから10点ほどお願いします。歳入14ページ、23款3項2目1節雑入です。

上のほうの3番から行きたいと思います。4点です。地域型保育施設運営負担金（令和6年度精算分）ということなんですけれども、こちらのほうの充当先をお願いします。

続いて下の子育てのための施設等利用給付交付金追加交付、これは令和5年度分の追加交付と言うんですけれども、令和6年度の決算で見ると令和5年度は償還金というふうに支出しているんですよ。なぜ償還金も出して、また再交付ということなのかというのがちょっと疑問にありますので、その理由、それとまた充当先をお願いします。

続いて15ページの子育てのための施設等利用給付交付金追加交付ということで、令和4年度分の追加交付が来ています。これは令和5年度決算で償還金があって、また今回令和5年度決算も終わっているのに、さらに令和5年度分がまた入ってくるのか。9,000円とちょっと小さいんですけれども、我々議会としては令和5年度分の決算は終わっているんですよ。なぜ令和5年度分がまたここに来るのかというのがちょっと疑問にありますので、これの説明をお願いします。

その下の子どものための教育・保育給付交付金、これは令和6年度の交付金ということなんですけれども、これも令和6年度追加交付とあるんですけれども、決算書を確認したけれども、令和6年度の決算書の中に見当たらないんですよ。この説明、あと充当先をお願いします。

それと全体的にこの4点ですけれども、これは県や国からの交付金、負担金というふうになっていますけれども、なぜ雑入扱いになるのか、それがちょっと疑問になります。この4点の雑入扱い、なぜ交付金が国や県から来るのが雑入になるのか、お聞かせください。

続いて歳出の20ページです。先ほどからありました3款1項1目12節委託料の避難行動要支援者避難確保事業委託料です。こちらのほうの

委託料の金額を教えてください。

続いて同じく20ページ、3款1項5目22節償還金、利子及び割引料、介護保険市町村負担金に係る返還金ということですが、これは説明に書かれているところなんですけれども、ちょっと説明の意味が分からないので詳しく説明をお願いします。

続いて28ページ、7款2項2目14節工事請負費、仲順散策路路面復旧工事、こちらのほうは起債で工事を行っていますけれども、この場所は、先ほど場所を言っていましたけれども、多分で私の感覚からすると土砂災害警戒地区になっていると思うんですよ。そうすると国・県からの補助もあるのかなというふうに思っていますけれども、起債で行った理由をお願いします。

それと29ページ、7款3項3目13節使用料及び賃借料、公園施設照明灯賃借料です。債務負担行為で期限を来年度にやって、限度額も増えています。今年我々議会では承認して、しっかりやってもらうという形で行っていましたけれども、なぜ今年度できなかつたのか。もちろん1年遅れるごとに、今物価高騰です。どんどん資材も上がって行って、人件費も今回最低賃金は沖縄県でも結構引き上げられています。そういった中での限度額引上げだろうなというふうには思いますけれども、なぜ今年度できなかつたのか、その理由をよろしくをお願いします。

続いて32ページ、9款3項1目10節の需用費、通学バス修繕費なんですけれども、バスを購入して現在新車で運行していると思うんですけれども、なぜ修繕が必要なのか、その理由をお聞かせください。

最後に33ページ、9款5項2目公民館費ですけれども、先ほどからもありましたけれども、ちょっと私のほうから別の観点から見ていきたいと思えます。約700万円と言っていましたか、この予算はふるさと応援基金を活用するという

ことでしたけれども、ふるさと応援基金の活用により7項目だったかな、幾つかの項目があります。この項目のどの項目に当たるのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

では私のほうからは歳入14ページ、15ページです。23款3項雑入にあります地域型保育施設運営負担金（令和6年度精算分）、続きまして子育てのための施設等利用給付交付金追加交付（令和5年度）、子育てのための施設等利用給付交付金と、続いて子どものための教育・保育給付交付金追加交付という形で4つの雑入についての御質疑でございますけれども、まず令和6年度精算分については、事業実績報告がある程度年度を越して例えば昨年度、令和6年度の事業でありましたら、令和7年度に国・県に対する実績報告をいたします。それに伴って追加で交付されるもの、あるいは返還されるものというものは、こういう形で令和7年度の中で取り扱っていきますので、そういった形で今回の雑入については追加交付されるものとなっております。

あと令和5年度、4年度の追加交付される分につきましては、実績報告は一旦済ませてはいるんですけれども、その後に修正があった場合、あるいは例えば本来給付されるべきものが過少に報告されてあったというものが後に分かった際には、こういう形で負担金等については精算することができますので、多くもらい過ぎた分は過誤として返しますけれども、さらに追加交付されるべきものがありましたよという場合には、こういった形で雑入で受けている状況でございます。

子どものための教育・保育給付交付金の追加交付という形で記載されておりますけれども、

決算書上のどの補助金に当たるかというものにつきましては、国庫の収入、あるいは県補助の収入という形で組み込まれているものではございませんけれども、また詳細については再度お伝えしたいと思いますが、なぜ雑入で組み込まれているかという部分についての御質疑について先にお答えさせていただきますと、事業を実施している年度については国庫負担金、支出金という形で受けることができますけれども、その事業年度に、今回の場合は多く一般財源から支払っている形でもって取り付けておりますので、後年度に精算されるもの、入ってくるものに関しては雑入で受ける一般財源に返すというような考え方になりますので、ですので雑入で受けていいというふうな形の、予算の科目解説等ではそういう取扱いが可能というふうになっておりますので、一般財源に返すという形になりますので、特に充当先もなく、一般財源に充てるというような考え方で雑入に入れているものでございます。

すみません、私からは以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

上間議員の御質疑にお答えします。

20ページです。3款1項1目社会福祉総務費、12節委託料、避難行動要支援者避難確保事業の額ですが、先ほど大城議員のときにお答えしましたが、全体の397万9,000円の委託料のうち、本事業委託料に係る費用については375万9,000円となっております。

続いて同じページの3款1項5目介護保険事業費、22節償還金、利子及び割引料の634万6,000円、介護保険市町村負担金に係る返還金の詳細ということですが、すみません、表示としては償還金のほうがよかったかなと考えています。これについては毎年度、介護保険広域連合に負担金として納める一般会計分と特別会計

分ということになるんですが、この内、特別会計の介護給付費に係る精算をしまして、それで毎年度多く払っていたら返ってくる。足りなければ負担金を追加する、精算して払うという仕組みになりまして、今回この634万6,000円については、特別会計分の介護給付費のものが、一旦負担していたものを精算すると足りなかつたので、その分の増額という形で計上させていただいております。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

それでは私のほうから28ページ、7款2項2目14節、工事請負費、仲順散策路法面復旧工事についてお答えいたします。

まず当該箇所は地滑り地域に位置するということはあるかもしれませんが、今回その被害があったところは散策路の下の部分の一部ということで、全体的な地滑りとは少し意味合いが異なりまして、一般的な地滑りの補助事業という対象となっていないと。通常地滑り対策事業となりますと県工事、県の所管工事にはなるんですけれども、今回の場合はあくまでも散策路の一部が崩落したということで、その復旧工事となっております。この復旧に当たりまして、いろいろなメニューを検討させていただいたんですけれども、一般的な補助事業の対象ではないということもあって、その起債に際しては緊急災害ということで、起債対象としては認められるということで、100%起債で今行っております。そういう経緯があったということでございます。

続いて29ページ、7款3項3目13節使用料及び賃借料、公園施設照明灯賃借料について、これはLED化を図りながら更新を行うということで、今年度途中からスタートができるということで当初予定をしていたところでありませ

れども、その後の作業と実際公募をかけて、一度図ってはみたんですけれども、企業側、意欲のある方、企業もあったんですけれども、資料が整わないとか、ある別の企業では今年度の実施が難しい、要は資材調達だとか作業的に難しいということもあって、今年度改めて公募をしてやる予定にはしておりますけれども、恐らく年度中の供用開始は難しいであろうというところで、実際の支払いを新年度4月に入ってからスタートということを考えまして、今年度分の150万円、これにつきましては発生を控えたというところがございます。新年度からのスタートということで、その分で債権のほうも半年ずれた分で、年度が1年ずれるという形で提案をさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

32ページ、9款3項1目学校管理費の中の通学バス修繕費の4万円なんですけれども、これにつきましては10月末と1月末に法定点検のほうが予定されておまして、その費用として計上しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

私のほうからは33ページの公民館の空調取替えに係る財源、ふるさと応援基金につきましては、ふるさと応援基金条例の第2条の第4号、教育文化等の振興に関する事業として取り扱っております。ただ、公民館というのが多目的な利用を目的としている施設なものですから、教育文化以外にも事業は行っているんですけれども、ふるさと応援基金条例の目的である北中城村の将来の発展であるとか、活力に満ちた地

域づくりに資することを目的とすることでふるさと応援基金条例がありますので、目的に合致しているだろうということで財政担当と話し合いをして、ふるさと応援基金から充当することを決めたところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

先ほど答弁いたしました歳入15ページの子どものための教育・保育給付交付金追加交付（令和6年度）の決算上の歳出の項目についてでございますけれども、決算書上の146ページ、148ページの備考の説明欄のまず146ページの特定教育・保育施設運営負担金（施設型給付）、それから148ページの地域型保育施設運営負担金というところの歳出につながるものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは歳入のほうからです。

充当先とか、そういったなぜ雑入になるかというのは理解しましたけれども、ただ先ほど言いましたが、金額は少ないんですけれども、決算が終わったのになぜまたこれに入ってくるのかというのが疑問であって、しっかり事業を精査して1年、本来はやっぱりこの出納期間内でやるべきものを大変な部分があるから1年置いてやっているというふうに私は理解しているんですけれども、なぜしっかりやったにもかかわらず、再度令和4年分の、令和5年に決算が終わった令和4年分を何でやるかというのがちょっと疑問になる。この辺はもう少し詳しくお願いします。

それとあと歳出の20ページです。避難行動要支援者避難確保事業委託料なんですけれども、

説明の中では去年、前年度からの事業でやっているということですが、令和5年度にも同じ項目で委託料が15万円支出されているんですよ。この令和5年度は15万円なのに、なぜ今回375万円委託料というふうになったのか、この辺も説明をお願いします。

それと同じページの介護保険市町村負担金は了解しました。

28ページの仲順散策路法面復旧工事というのは、できるだけ私のほうとしては補助金があったほうがいいのかなというふうには思っているんですけども、逆に言えば散策路がなければこういった地滑りが起こらなかったのかというも、今の話を聞くと少し疑問になります。この辺の因果関係はあるのか、ないのか、お願いします。

続いて公園施設照明灯賃借料ですが、説明を聞いたらか何か資料が足りなかったという話、準備できなかったという話をしていましたけれども、もしかしたらプロポーザルでやったのかなというふうに見受けられます。なぜプロポーザルでやったのかというのもちょっとまた疑問にあります。前回も同じような形でやったのかどうかは分かりませんが、指名競争でもいいのかなというふうに思いますけれども、この辺はなぜプロポーザルでやったのかというのをお聞かせください。

続いて通学バス修繕費なんですけれども、これは新車に対してだと思ってしまうんですけども、新車の法定点検は、半年は多分で無料なのかなというふうに思っているんですけども、この辺は新車を購入したときには1か月点検、半年点検まで無料になるはずですが、なぜ10月で点検を支出しないといけないのか、その辺をお願いします。

あと最後の33ページですが、私は村長が認めた事業かなというふうに思っていたんですけども、2つ目の話はいろいろしていたん

ですけども、いいです。ただ、ちょっとこの辺は注意していただきたいのが、自分の思っていた答えとちょっと違っていたんですけども、ふるさと応援基金というつながりでちょっと質疑をさせてください。村長、条例では確かに村長が必要と認める事業とあるんですけども、この前、前回の比嘉太郎の支出でも話しました。ふるさと納税のサイトでは、さきに言いましたように「村長に一任」とあって、「北中城村へのふるさと納税でいただいた皆様からの寄附は、下記の目的に沿った事業に充当し、有効活用させていただきます」というふうにあります。

「希望に満ちた子どもたちを応援する事業」とか、「多様化する消費者ニーズに対応した地域ブランドの構築」があって、7つがあって、あと最後に「村長に一任する」ということなんですけれども、私は表現を変えたほうがいいんじゃないかということでやったんですけども、まだまだ変わっていないということで、ちょっと納税者に対して誤解を与える表記じゃないかなというふうに思っています。納税者は絶対条例とかは見ません。こういったふるさと納税のサイトで、こういった事業に使われるのかということでやります。その中でこの7つでやって、最後に村長に一任ということは、この上の区分、内容で村長に一任だというふうに寄附者はやっていると思うので、この辺は再度お願いしたいんですけども、変更する余地はあるのか、もうそのまま行くのか。私はこれをやると裏と表があって、詐欺まがいじゃないかなというふうに思っています。そういうふうに表示すると2つ、裏表があって。この辺は担当課としてどういうふうに考えているのか、よろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

歳入14ページの過年度の修正がどうして行われるかというような御質疑であります。そういった修正が生じる状況といたしましては、まず事業者のほうからの修正の依頼があったり、あるいは今回の場合もそうなんですけれども、本来対象経費と思っていたものが、実は後に対象外経費であったというものが明らかになったというようなケースがございました。議員御指摘のように本来1回の実績報告でしっかりとチェックできていれば、こういったことは生じないものではあるんですけれども、こういった形で過年度の修正が行われたというところについては事務の至らなかつたところだと思いますので、以後気をつけていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

上間議員の御指摘にお答えします。

20ページ、3款1項1目の12節避難行動要支援者避難確保事業委託料については、私の記憶では令和5年はなくて、令和6年度の4月の津波警報を受けて、その後9月補正で半年分の事業費を組んでいますので、それを半分ほどは繰越しして今年度まで使っているという形ですので、多分議員のおっしゃった令和5年度の15万円の事業とは別物かと思われまひます。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

では、私のほうからは28ページの仲順散策路法面復旧工事、因果関係についてということなんですけれども、すみません。先ほど説明が不十分だったかなと思ひますが、地滑りという大きな山を崩す話の部分と表面的な崩れる部分、これはまず基本的に要因であったり、状況が異なります。当該箇所は県のほうで過去に地滑り

対策事業ということで、くいが打たれていたりというようなものは対策が行われている。今回生じたところは散策路の海側と申しますか、その斜面が大雨で崩れたというところで洗掘された形になっていまひて、その通路面の中が少しえぐれたような形になっていまひて、基本的にその被害の程度というのはその範囲でとどまると。ただ、これが散策路を造つたから生じたのかどうかとなると、正直よく分かりません。その結果なのか、たまたま生じたのか。というのが、その下流側も民地のほうですけれども、大雨で土砂が崩れている部分があります。というところでは、たまたま大雨でこの箇所の地質条件、状態からそういう崩れたものではないかなと思ひますけれども、具体的な因果関係というところの特定には至らないというところなんです。

続いて29ページ、公園施設の照明ですけれども、指名競争ができなかつたかというお話ですが、今回意図しているのがLEDのリース契約を想定で動いていまひて、通常最初に工事費を全て計上して一括で行う場合、工事発注として行う場合でありましたら指名競争であるんですけれども、賃貸ですので、そういった意味では企業側の意思の確認というところで、プロポーザルで行つたというところがございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

バスの3か月と半年の点検が無料じゃないかというお話だと思うんですけれども、普通の自動車の場合はサービスとかでそういったものを行つていたりするところもあると思うんですけれども、あれだけ大きなバスの点検になりますと、それなりに人工とか時間を要まひますので、かかつた分は請求するというところで、その費用

となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質疑にお答えいたします。

ふるさと応援基金についてですが、ホームページ上では北中城として「希望に満ちた子どもたちを応援する事業」、次に「多様化する消費者ニーズに対応した地域ブランドの構築」、次に「長年受け継がれる伝統芸能を保全する活動」、そして「観光客の心に響く観光地形成を促進する取り組み」、「グスク周辺の景観美化や環境保全活動に取り組む事業」、次に「健やかに暮らせる健康と福祉のまちづくり事業」、「暮らしを豊かにするための情報発信やイベントに関する取り組み」、まずこれを寄附者の方を選んでいただきまして、その項目に選べない方は、選べない方というか、それ以外の項目として「村長に一任」という項目がございます。寄附者は、上記の北中城村の項目のどれか選べない場合は村長に一任をするということですが、次にふるさと応援基金条例の第2条のほうで、次の各号に掲げるものの事業ということで事業がうたわれておりまして、最後に「その他村長が必要と認める事業」というのがあります。ただ、このその他村長が認める事業というのも何でも使えるというわけではなくて、この基金の条例の第1条に目的がありますので、その目的に合致した事業で、この条例に具体的に記載されている事業に、この文言には当てはまらないんですけれども、この条例の目的には合致するというようなもので、その都度判断して実施しているという状況です。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間議員の御質疑にお答えいたします。

例えば逆のほうから見るといえると思うんですけれども、ふるさと応援基金を要望する住民がそれを要望した場合、その目的が非常に曖昧なグレーゾーンにある、どこに該当するのかなかなか微妙なところにある要望があると思うんです。そうした場合に、その人は確実にふるさと応援基金を要望しているんですけれども、その要望の充当項目が大変微妙な位置にあるとした場合に、それは村長としては「じゃあ、ふるさと応援基金で対応しましょう」とか、そういったことは言えると思うんです。ですから私としては基金の条例の初期の目的をしっかりと達成するものであれば、それに合致するものであれば、私はそれで認めていいかと考えます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

最後に、今話がありましたふるさと応援基金の話なんですけれども、私が言いたいのは、条例は条例でももちろんあって皆さんやっているんですけれども、この条例の中身と一般的に皆さんが見る要綱の中身が違うんじゃないのという話をしています。ちょっと言い回しとかその辺。この辺を今までどおりやるということでもいいんですかということの確認なんですけれども、そういった形で条例を変える場合はもちろん議会でまた直さないといけないんですけれども、でもこのサイトのほうはある程度皆さんのほうで変えられると思うんです。だから条例に沿った内容で変えていただければいいのかなというふうに思っているんですけれども、それをやってもらえるのか、そのままで行くのかということをちょっと確認したいんです。それはどんな感じで考えていますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質疑にお答えします。

寄附者への周知のもの、ホームページであるとかそういったものの周知につきましては、寄附者に分かりやすいように心がけておりますので、現状変更するつもりはございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

28ページなんですけれども、7款2項1目の15節だったかな、何か仮置場のところに置かれている鋼材、資材を処分するということなんですけれども、さっき説明ではH鋼とかもあるということで、H鋼も多分二、三メートルのものじゃないと思うんですけれども、結構大きいものがいろいろあると思うんですが、具体的にどういふものがありますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今、一覧という形で一つ一つ拾い上げているものはないんですが、基になっていたのが今北中城高校線で橋梁が五、六年前ですか、橋梁の建て替え、新しく修繕してしまして、そのときの仮設、水の切替えとかでかなり大型のH鋼を使用していました。それ自体特殊なもので、一般的に流通というか使用されるものではなくて、それを一時的にその近傍で仮置きをさせていただいていたところなんですけれども、すみません、トン数だとか詳細は今手元になくて、また必要がありましたら後でお知らせをさせていただきたいと思うんですけれども、基本的にはそういう鋼材が多くあって、これを今回処分するという状況になっております。あと現場のほうはいろいろ石殻とかそういったものもあるん

ですけれども、今回の中でどこまで対応が可能かというところで、今後実際精査をしながら可能な限り片づけていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

具体的に何があるかというのを本当は聞きたいところでもあるんですけれども、ただ何が聞きたいかというのは、今いろいろこの資材等をリサイクルしている業者もあって、直接そういう工事に関わる企業とかにも問合せをしたら、これは全部処分ですよ。多分使えるものとかはあげるか、売るかもできると思うんですけれども、そういうのも検討されましたか。ただ漠然とあるから処分しなさいというよりは、ちょっと工夫したら逆にコストを抑えられたのではないかなと、ごめんなさい。私は素人だから言うんですけれども、どんなですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

おっしゃるとおりこれが商品としての価値のあるものというところでは、例えば売払い、競売にかけるとか、いろいろ方法があるかと思えます。私も知り合いの仮設屋さんにも話も聞いたんですけれども、あまり汎用性のないものというところでは、なかなか使い勝手が厳しいかもねということと、かなり腐食も起きているというところで、そのまま製品として使うのは厳しいのかなということがございます。今回、あともう一つの有価価値としては、スクラップとして引取りで値段がつくような場合には、全体の中で精算をしていくと。売払いをしながら、それを工事費、処分費と精算をしていくということを考えているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 令和7年度北中城村一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第42号 令和7年度北中城村一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第43号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（名幸利積）

日程第5. 議案第43号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第43号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第44号 令和7年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（名幸利積）

日程第6. 議案第44号 令和7年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和7年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第44号 令和7年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第45号 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算(第2号)について

○議長(名幸利積)

日程第7. 議案第45号 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算(第2号)についてを議

題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第45号 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第46号 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算(第2号)について

○議長(名幸利積)

日程第8. 議案第46号 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算(第2号)についてを

議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

すみません、1点だけ。

説明で故意に何かモップとかが入れているという話だったんですけれども、これはマンホールの中に入れる、簡単に人がマンホールって取れるものなのか、ちょっと確認だけお願いします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

マンホール自体は鍵式になっていますので、簡単に開けることはできません。例えば別のトイレから流されたのか。公園のトイレとか、その辺から入っているんじゃないかというふうにも考えられます。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第46号 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第9．認定第1号 令和6年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（名幸利積）

日程第9．認定第1号 令和6年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については議長を除く12人の委員で構成する令和6年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、本案は議長を除く12人の委員で構成する令和6年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました令和

6年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、令和6年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

令和6年度北中城村一般会計
歳入歳出決算審査特別委員会名簿

①	川上龍太	⑦	伊集守吉
②	屋良朝春	⑧	大城律也
③	比嘉悟	⑨	上間堅治
④	比嘉正志	⑩	喜屋武すま子
⑤	平安山和美	⑪	比嘉義弘
⑥	喜屋武功	⑫	山田晴憲
委員長	喜屋武功	副委員長	川上龍太

日程第10. 認定第2号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(名幸利積)

日程第10. 認定第2号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第2号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計歳入

歳出決算の認定については、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11. 認定第3号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(名幸利積)

日程第11. 認定第3号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第3号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第12. 認定第4号 令和6年度北中城村水道事業会計決算の認定について

○議長(名幸利積)

日程第12. 認定第4号 令和6年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第4号 令和6年度北中城村水道事業会計決算の認定に

については、建設文教常任委員会に付託します。

日程第13. 認定第5号 令和6年度北中城村下水道事業会計決算の認定について

○議長（名幸利積）

日程第13. 認定第5号 令和6年度北中城村下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第5号令和6年度北中城村下水道事業会計決算の認定については、建設文教常任委員会に付託します。

日程第14. 議案第47号 令和6年度北中城村水道事業剰余金処分について

○議長（名幸利積）

日程第14. 議案第47号 令和6年度北中城村水道事業剰余金処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号令和6年度北中城村水道事業剰余金処分については、建設文教常任委員会に付託します。

日程第15. 議案第48号 令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分について

○議長（名幸利積）

日程第15. 議案第48号 令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分については、建設文教常任委員会に付託します。

日程第16. 議案第49号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

○議長（名幸利積）

日程第16. 議案第49号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありません

んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第49号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第50号 損害賠償の額の決定及び和解することについて

○議長(名幸利積)

日程第17. 議案第50号 損害賠償の額の決定及び和解することについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 損害賠償の額の決定及び和解することについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第50号 損害賠償の額の決定及び和解することについては原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時25分 散会

令和7年第6回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 7 年 9 月 5 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和7年9月10日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和7年9月10日 午後2時53分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番		
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		大 城 律 也			
	9 番 議 員		上 間 堅 治			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與 那 城 世 代 子			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	仲 本 正 一	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子		
	企 画 振 興 課 長	徳 峯 惣 一 郎	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	住 民 生 活 課 長	比 嘉 利 彦		
	福 祉 課 長	安 次 富 規 昭	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		
	こ だ も 未 来 課 長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学 校 教 育 指 導 主 事	兼 島 栄		
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和7年9月10日（水曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	比 嘉 悟	1. 特殊詐欺等の対策について 2. カスタマーハラスメント防止条例の制定について 3. 防災連絡協議会について
2	上 間 堅 治	1. 島袋地区冠水対策 2. 本村企業育成の考え方 3. 村財政について
3	大 城 律 也	1. 東日本大震災から14年、重い教訓は生かしているか 2. 村発注大型工事共同企業体の取り組みについて 3. 道路景観の意義について 4. 熱田神社（御嶽）登録文化財申請について
4	平 安 山 和 美	1. 教育行政について 2. 日米地位協定について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

おはようございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

1点目は、特殊詐欺等の対策についてです。

近年、複雑多様化している特殊詐欺。令和7年上半期、全国での認知件数は1万3,213件。被害額597億円。村民の生命・財産、暮らしを守り、村民が被害に遭わないためにも、村は傾向や対策等を村民へ周知する責任がある。これまでの対応とこれからの対策について伺う。

2点目は、カスタマーハラスメント対策についてです。

北中城村内で働く者が、心身ともに健康で充実した環境で就業することができれば、豊かな消費生活を営むことができると考える。そのためには、働く人の安全及び健康を害する様々なハラスメントを未然に防ぐ必要がある。村のカスタマーハラスメント防止条例制定の考えは。

3点目は、防災連絡会議についてです。

令和7年4月25日付、14自治会会長名、7自主防災会会長名の連名により、災害に強いまちづくり推進活動に関する嘆願書が提出されたと思うが、その後の進捗状況を伺う。

以上3点、よろしくお願ひします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉 悟議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目に、特殊詐欺等の対策についてでございます。

特殊詐欺に関しては沖縄署と連携し、自治会長会で最近発生している詐欺の傾向、注意喚起のチラシを配布、防災無線を活用しての住民への広報、役場庁舎内でのデジタルサイネージを使った広報等を行っています。今後も沖縄署と連携し、村民が特殊詐欺に遭わないよう取り組んでいく考えでございます。

2番目のカスタマーハラスメント防止条例の制定についてでございます。

現時点でカスタマーハラスメント条例制定に向け、何かしら取り組んでいるものではありません。2025年6月4日に労働施策総合推進法等の一部を改正する法律が可決・成立しました。施行期日についてはいまだ決定していませんが、カスハラ対策を事業主の「雇用管理上の措置義務」とすることを主な内容としています。既に制定された4都道府県、2自治体の条例内容を確認し、今後厚生労働省から示される詳細な指針によって検討したいと思ひます。

3番目の防災連絡協議会についてでございます。

嘆願書では、自主防災組織等連絡協議会の設立支援や避難所開設訓練の実施、防災公園の整備等がありました。私どもとしましても関係機関と協力しながら取り組んでいるところですが、実現には至っておりません。まずは村内の複数の自主防災組織が互いに協力し、情報交換を行うことで、活動の活性化を図ることを目的とした自主防災組織等連絡協議会の設立を優先して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

まずは特殊詐欺対策についてから再質問いた

します。

詐欺の傾向、注意喚起のチラシを配布とありますが、村の広報紙の紙面に注意喚起等を掲載されたことはあるか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

村広報紙を使つての周知はまだございません。
以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

チラシだと見ない方もいるかと思われま
す。私は一枚一枚見ていますけれども、村のホームページ、村の広報紙もオンラインで見られますよね。過去のバックナンバーもあります。しかし、チラシはそこには含まれませんよね。防災特集を掲載したように詐欺の注意喚起等も定期的に村広報紙に掲載できないか、お尋ねします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

特に問題はございません。可能だと考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村は公式LINEも持っているじゃないですか。そこでの注意喚起を行ったことはありますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ホームページと同様にLINEでの周知活動はまだ行ってございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

私が村のLINEに登録したのが2022年4月だったんですけども、遡っても確認できなかったんで、そういったのもある程度警察からもチラシがありますよね。多分コピーしたりしてLINEで流せると思うんですけども、ちなみに公式LINEの登録者数は今御存じですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

申し訳ありません。今手元に資料がございません。存じ上げてございません。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

こちら今年の7月23日の琉球新報18面に「郵便局の職員連携、詐欺防ぐ。沖縄署、北中城局の4人に感謝状」と詐欺を防いだ記事です。村長、御覧になったことはありますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

記憶にございます。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

内容は、局内ロビーで電話をしていた高齢の女性が、電話で会話していてクラウドとかコンビニ振込など通話中の言葉を職員が聞きつけて、詐欺を疑って他の職員と局長と情報を共有し、連携し、29万円の詐欺を防いだそうです。29万円は大金ですよ。議員の報酬より高い。奪われそうになったんです。特殊詐欺というのでどこかイメージでは遠くで発生しているものだと思うんですけども、まさかすぐその北中城局で起きているなんてとても驚きです。これは村民の財産を守らないといけないという思いで今回質問しています。

そこで、これまで村内において特殊詐欺で被害に遭ったとかそういう事案の把握は、村として情報を持っているか、お伺いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

公表されたというか、マスコミを通して特殊詐欺に遭ったということは1件ございます。警察のほうで、沖縄署管内なんですけれども、令和6年に沖縄署管内で29件発生してございます。令和7年、これは1月から6月の暫定値ですが、43件の特殊詐欺が発生している模様です。ただし警察署に確認したところ、村内限定で統計を取っているわけではないので、村内の被害件数というのは申し訳ありませんがお答えできません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

沖縄署管内、沖縄市、北谷町、北中城村、この3市町村で6月までに43件、すごい数です。老後の費用が2,000万円かかると言われている時代に、コツコツと貯めた貯金などが被害に遭うと心身ともにダメージを受け、人間不信にもつながる。そういったことが起きる前に村としてできるだけことはやっていただきたいが、村長、どうでしょう。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

悟議員のおっしゃるとおりでございます、特に高齢者の皆さんの被害があるようでございますので、しっかりと広報周知に努めてまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

特殊詐欺に遭わないことも大変重要です。しかし、特殊詐欺は高齢者に限ったことではなく、いつの間にか特殊詐欺側に加担してしまっているケースもあります。若者が簡単にお金を稼ごうと闇バイトに応募し、特殊詐欺や凶悪犯罪に巻き込まれる事案です。北中城村内の若者がそういったものに巻き込まれないためにも若者向けの周知も必要だと考えるが、その点はいかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

そういった事案も結構今聞かれます。事あるごとに警察署が防犯協会、北中城村で主催する防犯協会の総会などで、さきに説明したこういったチラシだったり、いろんなケースが今想定されますよということを自治会長向け、また村民向けに広報周知してございます。あらゆる媒体、手段を使って、できるだけそういった情報は提供したいと考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

去年10月に沖縄県警察本部生活安全企画課が出した文書です。SNSなどで求人情報を探している方へ、犯罪実行者募集情報の特徴として2つ挙げられています。1つ目が、X等のSNSで「高額」「即日即金」「ホワイト案件」などで、「楽で、簡単、高収入」を強調する。2つ目が、シグナルやテレグラムといった匿名性の高いアプリに誘導して個人情報を送信させ、脅迫する。この2つの特徴があります。この種の求人には応募しないとの意識を社会全体で共有することが重要だと注意喚起しています。そういったのも若者に周知しないといけない。私はこの質問を準備する段階で、この沖縄警察本部の情報を入手できたんですけれども、普段生

活している中ではなかなかたどり着けない。だからいろいろな媒体を使って広報しないといけないと思うんですけども、前回一般質問でも村の公式インスタとかユーチューブを活用して情報発信をと提案しましたが、若い世代の周知を考えるとこれからはそういうことも考えないといけない時代だと思いますが、村の見解はいかがでしょう。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

まさにそのとおりだと思います。特にこういった特殊詐欺、年寄りから若い方まで被害者になる、もしくは加害者になるケースも想定されますので、あらゆる情報が載っているホームページにつながるように広報紙であり村のホームページ、SNS、LINE、そこにリンクを貼って。面白いページがあったので紹介させていただきたいと思いますが、警視庁のSOS47というのがあるんです。これは特殊詐欺に関するホームページで、かなり情報が載っています。それをぜひそういった媒体を通して、ここにつながるように努めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

課長、今若い人はLINEをしないそうなんですよ。おじさんたちは多分よく使っているんですけども、若い方はインスタのDMで情報交換とかをやっているらしいので、ぜひ村のインスタとか、最新の情報じゃなくてもいいんです。置いておいて、いつでも見られるようにしていただきたい。ワッターワラバーターを守らないといけない。若い世代、特に中学生の頃からそういったSNSの教育は多分やっていると思うんですけども、そういった犯罪に巻き込まれないためのそういう対策、教育も中学生あ

たりにやらないといけないんですけども、教育長、いかがですか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

お答えいたします。

今議員がおっしゃるように、今のインターネットやSNS等の高度情報化社会をしっかりとこれからうまく活用して生活していくためには、自分の身を守るすべを子供たちに教えることも大事なこととなりますので、実際そういう形で警察機関とか関係機関と連携をしながら、そういうSNS等、そういう詐欺等について子供たちが将来的にも巻き込まれないようにということを進めてまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

こういう周知はしつこいぐらいでもいいと思うんです。あなたの財産は村が守りますよと見せる誠意、その誠意が伝わり、他県でありました病院の建て替えに個人で250億円の寄附、もしかすると中央公民館の建て替えに村民から高額な寄附があるかもしれない。そういうのが目的ではありませんが、どんどん注意喚起や周知を要望します。

3年前、私の最初の一般質問でも行いましたが、QABのdボタンで市町村情報がありますよね。市町村導入実績、試験導入も含むところに北中城村も含まれてはいるんですけども、現在どのようになっているかを確認します。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

現在まだデータ放送はやっていませんが、その後確認させていただきました。あれに載せるにはかなりの費用がかかるということで、それから諦めています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

お住まいの市町村から最新の情報、行政、防災無線の情報とか災害時の避難情報、祭りやイベント、各種手続の案内、大切な情報をテレビで簡単にチェックでき、いろんな媒体を活用してほしいと思って今提案しているんですけども、ちなみに金額はどれぐらいか御存じですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

定かではございませんが、五、六十万円はかかっていたような気がします。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ちなみにLINEにも金額がかかっていますよね。それはどれぐらいですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

申し訳ありません、今契約内容の資料を持っていませんのでお答えできません。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これも3年前、有効活用したいという村長の答弁があったんです。dボタンを使ってどうかと。多分その後調べて高いから諦めていると思うんですけども、テレビはどの家庭にもあるはずです。テレビでチェックするという意識づけをできればいいと思うんですけども、パソコンを持っていないとホームページも見られないじゃないですか。携帯もないと。操作が難しいと高齢者は厳しくなる。ぜひ比べて、もしできそうならこのdボタンの市町村の情報を活用

していただきたい。今後の対応に期待をします。

次に、カスタマーハラスメント対策について再質問します。

まずはおさらいでカスタマーハラスメントとは、職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者、その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質、その他の事情に照らして社会通念上、許容される範囲を超えるものにより、当該労働者の就業環境を害することです。答弁に、現時点ではカスタマーハラスメント条例制定に向けて、何かしら取り組んでいるものではありませんとあります。例規集にもなかったもので、そうだろうと思って今回提案です。

今年7月に北海道で男性が熊に襲われ亡くなって以降、熊との共生や駆除に関して意見や苦情が相次ぎ、職員が対応に追われているというのがネットニュースに上がっていました。長いもので120分、2時間にわたって電話を続けるなど、熊が駆除された前後でも120件の意見が寄せられたそうです。その中でも「誹謗中傷に近いような意見をいただくと非常に辛いところであります」と職員が答えていました。

うるま市でも取組があつて、総務省のカスハラ対策事例紹介に掲載されています。事の発端は、頻繁に来庁する特定のクレマーの要求が増加。対応する職員が疲弊、会計年度任用職員、窓口職員が辞め始めることをきっかけに、「カスハラから職員を守る」という目的で、カスハラ対策を行うまでの経緯が紹介されています。早急に策を講じる必要があるが、議論に時間がかかる。そこで、うるま市は企業のカスハラ対策のノウハウを自治体のカスハラ対策に活用し、マニュアルを作成しています。ハラスメントの内容は様々です。精神的な疲弊は大きく、体調を崩し、離職にもつながるケースもある。嫌な思いや不快感が続き、腹立たしい思いが続く。

そういう思いで仕事をしていると住民サービスにも影響が出ると思いませんか。村長、いかがでしょう。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

確かにカスハラについては私自身も経験がございますまして、大変つらいものがあると思います。ただ、私もうるま市のを見まして、数条立ての条例になっていましたので、その実効性についてちょっと疑問がありまして、これから私たちがカスハラについては対策を練らないといけないと思っていますけれども、まず条例も含めてですけれども、その他の対策等、どう対応するか、そういった接遇等の側面からもまた対応が可能だと思います。

そしてまた、この条例についてはそれぞれの責務がうたわれていまして、なかなかそこに実効性を見いだすようなことが難しかったものですから、今そこに及んでいないところでございますので、ただ、これから今御指摘がありましたうるま市の事例がございますので、しっかりとしたうるま市の事例、そしてまたそこに至った経緯等うるま市のほうから情報収集して、これから取り組んでまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

もし役場内でカスハラ等の事案が発生した場合、1人で抱え込まないなどの村独自の対策、対応はどのようになっていますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

まず職員には、できるだけそういった長時間に及ぶ顧客対応であれば、そこで不当な要求であったり、先ほど悟議員がおっしゃっていたカスハラ行為に該当するのであれば個人で対応す

るのではなくて、まずは上司に出てもらおう。それでも解決できないのであれば総務課なり、必ずしもこの課で対応し切れないのであれば総務課が出てくるというふうな流れというか、今までそういった形になっています。できるだけ私たち管理職の人が職員の後ろ盾となるような意識で取り組んでいかなければならないと考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

次は逆に外からじゃなく、中の職員の一言がきっかけで相手方に嫌な思いをさせることもあるかと思われまます。きっかけをつくらない、そういったことが起きないためにも都度都度研修なども必要と考えるが、定期的な研修は行っていますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

特にカスハラに特化した研修ではございませんが、そういった行為、接遇であったりハラスメントの研修は定期的実施してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

先ほどのうるま市では、ハードクレーム対応スキルアップ研修というのをやっているそうです。うるま市を参考に、特に窓口対応職員研修、とりあえず年度初めとか時期時期に開催してほしいと思います。

何人もあらゆる場においてカスハラを行ってはならないと条例に明記し、お客さんや働く人、事業者、村に対して責務を定める。特にひどい人には警告、それでも改善しない場合は行為者の氏名を公表できる等、制裁措置を定めるなど、

安心安全に働く環境をつくることもこれからは考えないといけないが、どうでしょう、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

カスハラについてもかなり耳にすることがございますので、しっかりとその対応をこれから行政としてやるべきだと考えておりますので、総務課をはじめ一緒になって先進事例も研究しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

今年6月に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）が6月11日に公布されています。多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずることが改正の趣旨です。カスタマーハラスメントを防止するため、答弁にもあります事業主に雇用管理上、必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化するというのが概要です。

施行期日についてはまだ決定していませんとの答弁ですが、厚生労働省の概要資料には10個の項目があって、そのうちの4項目の施行期日は6月11日の公布日、3項目は令和8年4月1日が施行期日です。残りの3つの施行期日は公布の日から起算して1年6月以内で、政令で定める日と記載されています。1年6月だと、今から計算したら令和8年12月頃なんですよ。国から示される詳細な指針によって検討したいとの答弁ですが、来年の12月頃を待たずに少し

ずつでも進めていくお考えはございませんか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今回の一般質問を契機にいろいろ調べさせていただきました。先ほど悟議員からおっしゃっていたうるま市のハラスメント、これは特集で組まれていた文献なんですけれども、これもいろいろ参考に、国での指針ももう少し明確になると思います。先進地、東京都が一番最初に条例を制定してございます。そういったのも参考に条例制定と併せて、私たちが雇用主になり得ますので、企業の措置義務も適用されますので、そういったのを今から研究していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

県内には何か所か首長や議員、職員を対象としたハラスメント防止条例や規程を制定しているところがありますが、八重瀬町はカスハラも対象とした条例です。

令和6年12月、職場におけるハラスメントは被害者の能力発揮を著しく制限するにとどまらず、当事者相互の信頼関係を破壊し、組織全体の円滑な業務遂行を阻害して、ひいては行政サービスの低下による町民への不利益をもたらしかねない重大な人権侵害行為である。そのような問題を発生させないためには社会的規範に従い、ハラスメントに関する知識を深め、ハラスメントの防止に取り組むことで良好な職場環境を確立しなければならない。いずれも全体の奉仕者である町の職員、町長等及び課長等は、本町の職員に対する職場におけるハラスメントを防止し、健全で風通しのよい職場環境を確立することを決意し、この条例を制定すると条例制定しています。行政サービスの低下で村民が不利益をこうむる前に、八重瀬町を参考に進めて

ほしいと思いますが、お考えにお変わりないか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

私たちのほうも北中城村職員のハラスメント防止に関する規程というのがございます。特にその中で今おっしゃっていたカスタマーハラスメントの記載はございませんが、その他ハラスメントということで考えられるのではないかなと思います。もし必要に応じて改正が必要であれば、いろいろ見ていきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

このハラスメントの規程というのは例規集には載らないんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

例規集に掲載されてございます。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

先ほどの労働施策総合推進法の改正に伴い、沖縄県内の中小企業の皆さんにもカスハラ対策と求職者に対するセクハラ対策が新たに事業主の義務となります。

先日行われたパブリックコメント、北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例素案の第6条、中小企業者・小規模企業者の役割、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成、雇用の安定及び従業員の福利厚生の実現に自主的に取り組むよう努めるとあります。県内の中小企業者の事業主の義務と村内の中小企業・小規模企業者の役割が合致する部分があると思うんですよね。私はパブリックコメントにも意見を出したんですけども、このカスタ

マーハラスメント条例と北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例を同時並行で進めていったほうがいいんじゃないかなと考えたんですけども、いかがでしょう。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えいたします。

中小企業の振興の基本条例については、中小企業基本法に基づいて村の中小企業の振興を図るものですので、村としては別立てで考えているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

別なんですけれども、その職場内でまたパワハラとかセクハラをやってはいけなくなりますよね。事業主の責務になるわけですから。だから一緒にやったほうが一括して分かりやすいんじゃないかなと、村内企業にも伝わるんじゃないかなと思っての提案でございます。働きやすい環境づくりは官民間問わず利益がある。条例は村内で働く人が対象。村内にはこういった条例があると、北中城村内で働きたいという人や、これからの子供たちにも我が北中城村には働きやすい環境が整っているということにもつながると思います。条例制定に向け着実に、前向きに進んでいくことを望みます。

では最後に、防災連絡会議について再質問いたします。

嘆願書には3項目、1つ目が北中城村自主防災組織等連絡協議会の設立支援について、2つ目が令和7年度総務省消防庁が推進する自主防災組織等活性化推進事業を活用した避難所開設訓練の実施について、3つ目が防災公園の整備についての3点です。連絡協議会が設立、発足すると、おのずと2つ目、3つ目の項目につな

がっていくと思うので、今回は1つ目の北中城村自主防災組織等連絡協議会の設立支援に絞って質問していきたいと思います。

これまで一般質問や質疑等で何度も連絡協議会の設置を要望してきました。3年前、私が議員になって最初の一般質問、議会だより103号にも掲載されています。防災組織の連絡協議会の発足を提案、その村長答弁、村長は覚えていますか。村長答弁、情報交換の場として大変有効と答えています。あれから3年が経過しています。そして今回の答弁、まずは村内の複数の自主防災組織が互いに協力し、情報交換を行うことで活動の活性化を図ることを目的とした自主防災組織等連絡協議会の設立を優先して取り組んでいく考えですという答弁、何か3年前と同じような雰囲気が漂っていますが、3年後も同じことになっていないよう村長、設立をいつにしましょう。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

あれから進捗していないということについては反省をしております。今担当課ともしっかり話しておりまして、これについては優先的に組織をしていくということで話し合いましたので、しっかりとこれについてはできるだけ早く協議会が発足できますように頑張りたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これから各自主防災会や自治会に打診や伺いを立てなくても、この嘆願書を見てください。全14自治会会長連名で、7自主防災会会長の連名で皆さんOK。9月1日は「防災の日」でした。それから10日。明日9月11日にしますか、村長。私の誕生日なんですけれども、それは早過ぎるとして、重い腰を上げればそれぐらい早く連絡協議会の設立につながるということです。

議長も熱田自主防災会の会長です。後からまたお願いしますね。連絡協議会が発足すれば、村長公約の全村的な避難訓練の実施も現実味を帯びます。連絡協議会はなくて全村的な避難訓練をしたら大変するのは役場職員です。そう思いませんか、総務課長。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

確かに今悟議員がおっしゃったとおりだと思います。先ほど村長は3年で何もやっていないというふうな答弁でしたが、やっています。ゆっくりではあるんですけども、皆さん一堂に会して話合いの場を持ったり、2回ほどやっています。実は令和6年度にそういった連絡協議会を設立する予定でしたが、なかなか皆さんの都合がつかなくてというか、なかなか話がうまくいかなくて、まだ設立には至っていませんが、連絡協議会の重要性を十分認識してございますので、早急に連絡協議会が発立できるよう努力したいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

いろいろな角度から考えても、連絡協議会の設立は村の防災力強化に確実につながると思います。特に連絡協議会の設立を強く要望しているのは東海岸地域だと思われます。そこには5つの自治会があり、令和7年7月末現在、5地区で外国人を含め3,929人が住んでいます。地震が起きるたびに住んでいる方々は気が気でない。どこからどこへ避難するべきか。これからは避難誘導案内看板の設置や避難路の整備等々、そこに住んでいる方々にも少しでも安心が与えられ、災害に強い北中城村を推進していくためにも北中城村自主防災組織等連絡協議会の設立を強く要望して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

一般質問を続けます。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは通告に従い私のほうから3点、一般質問を行いたいと思います。

まず1点目、島袋地区冠水対策、5号調整池の進捗状況について伺います。

去年の9月定例議会予算委員会の答弁では、正月に家族が集まるので回答がもらえるとのことでした。今年3月の定例議会でもはっきりとした回答がもらえませんでした。今回、定例会が始まる前に事務局を通して進捗状況を確認したところ、旧盆に再度家族が集まるので、そこでの結論待ちと回答がありました。村長の1期目の公約でもあります。この5年間の担当課はもちろん、村長の問題解決に向けた行動と考え方を伺います。

続いて2点目、本村企業育成の考え方です。

去る8月臨時議会の答弁で、村契約等の共同企業体の活用については、特定建設工事共同企業体のみでの活用と捉えてよいのか。答弁をよろしくお願いいたします。

続いて3番目、村財政について。

本村の実質単年度収支が令和5年度決算で約マイナス4億6,000万円、令和6年度ではマイナス数千万円となると聞いています。大きな事業を行っていれば、この収支が赤字になることは知られていますが、本村においては令和5年度、令和6年度は大きな事業は行っていないと記憶しています。実質単年度収支の赤字が続くことは、財政運営が健全ではない状態を表しています。実質単年度収支が赤字の場合は、貯金を取り崩して資金をやりくりしている状態です。これは将来的な財政運営に影響を及ぼす可能性があるとも言われています。このような状況に至った理由と、このような状況をどのように考

えているのか伺います。よろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、上間議員の御質問にお答えいたします。まず、1番目の島袋地区冠水対策、5号調整池の進捗状況についてでございます。

5号調整池については当初、物件を全て補償する考えで交渉しておりましたが、近隣に補償費相応分の物件がないことから立ち退きを拒んでいたため、物件の一部居住部分を残す形で設計変更を行い、交渉を継続しておりました。その後、家族への意向を確認したところ、当初の計画どおり補償してもらいたいとのことで一致していますが、家主本人が納得していない状況であるので、再度家族で確認してもらいたいと伝え、9月には回答いただけるようお願いしている状況であります。

2番目に、本村企業育成の考え方についてでございます。

これまで村で発注してきた事業は特定建設工事共同企業体を対象としていたところですが、それ以外にも経常建設共同企業体等があります。今後このような受注形態での発注も見据え、発注者としての体制を含め検討してまいりたいと考えております。

3番目の村財政についてでございます。

令和6年度の実質単年度収支につきましては、6,796万2,000円のマイナスとなる見込みです。一般廃棄物処理施設建設等基金への1億円の繰出金が主な要因となっております。実質単年度収支はマイナスとなっておりますが、将来負担に備えた必要な経費を支出しており、計画的な財政運営を行っているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは順次、再質問を行いたいと思います。

まず島袋冠水対策の件からですが、答弁では物件の一部を残す形で計画変更して交渉しているとありますけれども、私、前新垣村長から直接聞いた話では、立ち退き交渉は行わず、その物件自体省いたので、計画してすぐ進めたいという話を聞いていました。今の計画ということになると、ちょっとまた変わるのかなというふうに私の今までの考えで、これはいつ変更したのか。それとも前村長のときからそういった計画で進めているという話なのか、この辺をちょっと確認したいと思います。どうなっていますか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

この変更につきましては、当初前村長が残す形で進めていきますというようなことをおっしゃっていたかと思いますが、そうすると進入路もなくなり、あと池の容量も確保できないということで、一部進入路の確保は絶対必要ということで、その一部物件の補償をして、池の容量はその設計容量を満たす形で、設計変更という形で行っております。これは令和4年の設計変更で行っております。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。

じゃあ、今令和7年なので3年前ですね。3年前にまた新たに変更したということですが、この立ち退きの土地自体は、物件自体は、土地は多分で賃借だったと思うんです。上物だけその人の所有だったと思うんです。上物を土地は今賃借している部分ですから、例えば今の地主との交渉になると思うんですが、な

ぜこの物件の方の交渉も必要なのか。許可も必要なのか。その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

確かに土地については別の方の所有でありまして、土地に関しては了解をいただいているところでもあります。物件については借地借家法ですか、前の法律、以前のもので、居住されている方の権利があるということで、この方の意向を確認しないことには撤去できないということになっております。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今の答弁の確認ですが、借りている土地が住居に関わらなくても、その借りている土地は前の土地の借家法によって保護されているので、この土地の賃借人の理解が必要だということの理解でよろしいですか。分かりました。

それじゃあ、そういう形であったら仕方ないのかなというふうには思っていますが、ただ、令和4年度変更して3年なっています。3年間この計画があって、今現在、物価高騰も考えられます。なぜすぐできなかったのかということ、この承諾ですね、ただ住めば別に問題ないという多分で家主の意見だと思うんですよ。なぜこの交渉に当たってすんなり行かなかったのか、この理由をよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

先ほど述べましたとおり、村長からもありましたとおり全体を全部補償する形で当初は計画していたんですが、近隣に相応分の物件がないということで何度か当たってはいたんですが、どうしてもこの住み慣れた土地、

地域で暮らしたいということの要望があったものですから、それに見合うような土地といえますか物件がなかったということで、今回まで長引いている形になっています。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

すみません。一応計画変更で進入路を造って移住部分を残す形で進めていたんですけども、それで家主のほうはある程度了解はしてはいたんですが、その後、交渉する中でこの家族、息子さんたちが全補償、要するに当初の計画どおり補償してもらいたいということで、御高齢のことも考えて全部補償してもらいたいということになったものですから、二転三転意見が食い違ひまして、そこで3年ぐらい延びている形になっています。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ですから、交渉する段階でどこの意見を尊重しているのか、どこの意見を尊重しながら計画を進めていくのかという話が重要だと思うんです。だから家主はOKしているのに、なぜやらないのか。それをやれば、家主がOKしているからいいんじゃないかという話をすれば、そのまま令和4年でスタートしていたはずなんです。でも、ただ家族が言っただけでしょう。「いや、やっぱり全部補償してくれ」という形で、家も取り壊してくれという形で。だから、そういう交渉の仕方がおかしいんじゃないかという話をしている。交渉の捉え方、どこに主を持ってやっているのか。結局今回また、家主が反対して

いるからという話になっているということで、3年間もそういう状況になっているということ。一方はOKしている、一方は反対している。じゃあどこが主なのかというのをしっかり基にやらないと絶対交渉は進まないと思いますけれども、この辺はどういうふうを考えているか、お願いします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

本村としましても家主の意向は尊重して、一部残す形で進めていきたいということですけども、言っているんですけども、やっぱり家主のほうも御高齢で、なかなか判断といいますか、二転三転したり、あと子供たち、息子たちに任せているというようなことをおっしゃるものですから、それで同意といいますか、なかなか取り付けられないということになっています。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

この点に関して村長は直接交渉したのか。お会いになって、しっかり進めたいという気持ちでやったのか。どのような行動を起こしたのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私としても3回ほど交渉に行ったと思います。ただ、家主の高齢の方は家族と相談して決めたい。非常に公共事業に対しては理解のある方だと思っていたんですけども、なかなか決断という段階で1人ではできない、家族と相談して決めるということだったものですから、何度か家族会議を開いたと思います。その中でも私はそこで契約にサインをしてくれるのかなと思ったんですけども、また家族との相談とか、そういう理由づけでなかなか判を押してもらえ

ないような状況がございましたので、これが今家族とどういう相談をしているのか、そして今家主は高齢だと申し上げましたが、大変1人で決断できない状態なので家族と相談して決めるということです。今後また私もこれから、今所管課長と話していますけれども、村長も一緒になって交渉に当たるということを決めておりますので、これからしっかりと交渉してまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

しっかり交渉をよろしく願いいたします。

ちょっと私が心配しているのが、先ほど申し上げました物価高騰です。工事費用が大分膨らんでいるんじゃないかな。3年前の計画と、これから始める計画と、もちろん計算し直してやると思います。もちろん皆さん、今年にちゃんと了解がもらえる、判断してもらえるということで進んでいると思います。この計画の中で、令和4年で事業をやったときと、今年は無理だろうけれども、令和8年度、来年度やったときの工事費用のこの差額というのかな、その辺は出ているのか。分かるのか。この辺はどうなっていますか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

当初の計画からすると、約1.3倍から1.5倍近くはなっているかと思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

もちろんですね。今、全国的に物価高騰、どんどん上がっています。最近では沖縄県の最低賃金も上がりました。どんどん賃金、また物資等上がっていて、来年度、また再来年度と延びると、今1.3倍から1.5倍と言っていましたたけ

れども、遅くなると下手したら1.8倍、2倍以上になる可能性も含めています。この辺も考えて早めにやっていただきたいということですが、9月に回答がもらえるということでした。私のイメージでは、お盆で集まったときにしっかり話ができていうふうに考えています。現在9月です。旧盆も過ぎました。どのように回答をもらっているのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

旧盆明けに連絡を入れまして、家族に確認しました。そのときにまだ家主からの了承が得られていないということだったので、村としましては現在も大雨時に道路冠水が頻繁に起きていることから、家主の了解を得られなければ居住部分を残した形で調整中の整備を進めていきたいというふうにお話ししております。それについてこの御家族の方はちょっと難色を示していたということで、今交渉を進めているのは息子さんなんですけれども、この方が今本土のほうにいまして、12月に沖縄に転勤になるということで、そのときに再度お話ししていただいて、この時点で年内で結論を出していただきたいということで今息子さんには了承してもらっているところです。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

だからさっきから言っているように3年前からそういった形で9月まで、12月まで、じゃあもう来年まで、そういう形で交渉しているから物事が進まない。工事費用も上がっていく。そういう悪い循環になっている。ましてや先ほど課長も言っているように、今年3回冠水しています。今、全国的にもどこで大雨、災害が起こ

るか分からない状況です。ましてやその地域というのは、大雨が降れば冠水するというのは確実なんですよね。そういったのも含めながら、この地域の方々は心配しながら5年間待っている。この辺も考えながらしっかり交渉していただきたい。

また別の観点から申し上げて、今はこの地域の方々の心配の話をしました。早めにやってほしいということで。しかし別の考え方では、この冠水地区はここ5年間で数件新築が建っているんです。もちろん私の知っている人は私に相談に来て、村はこういう計画を持っていて、今3号調整池があって大分軽減されています。次、5号調整池があればしっかりできますという計画をしっかりと説明して、納得してもらって数軒建てています。今、知らない業者なのかな、1軒建てて半年空いています。買い手が見つけません。値段を下げました。それでもまだ買い手が見つけません。なぜかという、今年冠水したときにこっちは水が入ってきたんです。業者も慌てふためいていろいろ対策していたんですけれども、やはり看板が立っているんですよ、この地域は大雨が降ると冠水しますよと。やっぱりそういったところを見ると、買い手がつくのかどうかというのも心配なんですよね。

さらに、この地域というのは空き地もあって、駐車場も多くあります。なぜ家が建たないのか。やはり冠水地域なんですよね。今本当にこの地域というのは病院にも近い、商業施設にも近い、立地条件的にはすごくいい土地なんです。でも、こういった冠水問題があるということは経済的にも、今問題になっている人口増加に関しても相当マイナスになっている。影響が出ていると思う。ここに家が建てば固定資産税も入ってくる。住民税も入ってくる。村にとって相当プラスになってくるんです。それを早めに解決してどんどん家を建ててもらおうということが村の財政に対してもプラスになるということは前々か

ら言っているんだけど、分かってもらえない。その辺に関して村長はどういうふうに思っていますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについては所管課のほうも精力的に交渉を進めていると思っています。我々も村行政を預かるものとして当然に財政的な支援等、税収等が見込まれますので、そういった利点もあります。ただ、やはりその借地等をしている方の了解を得られないとなかなか前に進めないという状況がございますので、まずはその説得に当たる、理解をしてもらえんということがまず先決だと思っておりますので、それは担当課も肝に銘じて精力的に頑張ると思っていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

まだまだ先は長いのかなというふうに思っています。それで今の現状というのをちょっと確認したいんですけれども、仮の調整池があります。そこを運用して浚渫工事とかをやった実績はあるのか、お伺いします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

昨年ですか、浚渫のほうを一度やっております。昨年は重機も入れて浚渫を行っています。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

昨年浚渫して、重機を入れてやって泥を除いたということなんですけれども、私はちょっと心配になって見たら、やっぱり昨年ではあるんだけど、草も生えているということはヘドロ、泥がまだすごい堆積、1年間で相当堆積し

ていると思います。そういうのでしっかり機能を果たすということはやはり浚渫しながらやらないと、ここに水が入る量が少なくなるということ、ということは早く冠水が始まるということだと思えるんですけども、この辺もしっかり考えながら浚渫工事のほうもやっていただきたいと思います。

もう一つ、防犯カメラがあるんですけども、調子が悪いんですよ。更新して二、三年だと思えるんですけども、今回3回、道があふれました。私はずっと大雨警報、大雨注意報になるとアプリの雨雲情報を見ながら、防犯カメラでこの水位はどうなっているのか見るんですけども、3回とも止まっていたんです。1回は職員に言って、止まっているよ、どうなっているかという話をしました。電話して。3回目、2回目に上がってきたときに上下水道課の職員が来て、その職員に話しました。防犯カメラが止まっているけれども、どうなっているのと。我々もちょっと困るんですよという話をしていました。これを見ながら出動するというか、そういった形でやっているからちょっと困りますねという話をしていました。3回目、もう諦めて電話もしません。このような状況は分かるのか。担当課は防災カメラの今の状況ですね、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

前に上間堅治議員からそういった御指摘があって、対応させていただきました。この経緯が、一旦こちらの回線が県の回線を通ってやっているということで、少しタイムラグがあるというふうなことを担当からの説明を受けて、県のほうにリアルタイムでできるようにということで改善した経緯がございます。これは私どもも確認して改善しました。その後そのままうまくいっているものと思っていましたので、もしそう

いった状況であるならばもう一度確認させて、どういった原因でそういった遅延が起こっているのかというのを再度確認させていただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今年、私は職員にも言っています。電話して話しています。じゃあ多分でちゃんと連絡ができていなかったのかなというふうに思っています。上下水道課の職員とも話しています。直接こっちに来て、たまっているときに来て話していますので、この辺しっかり対応をよろしく願いいたします。

続いて企業育成です。答弁では経常建設共同企業体の在り方も検討したいということですが、8月の臨時議会前の全員協議会で国も県も特定建設工事共同企業体での共同体発注を奨励しているから今回はやらなかったという話をしていました。簡単な発注工事と説明もあって、村の方針だというふうに私は思って、今回確認のために一般質問に取り上げているんですけども、高額な工事等は簡単な工事で共同企業体発注を検討するというのでよいのか。村長、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

これまでにつきましては指名委員会のほうでそれを決めているということではございませんでしたので、これから多くのハード事業部門の課がその指名委員会のメンバーでもありますので、そういったメンバーとの調整をいたしまして、

その発注方式をどういうふうを選択するかということまで決めて、これから対応してまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

なぜ今までそういうことができなかったのか、お伺いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

これまで発注に関しましては、基本的には所管課と村長で発注形式も含めて打合せした上で決定していった状況がございます。これまでは特定建設事業共同企業体の発注が主に全国的にも行われてきたところです。ただし、令和4年度ぐらいから、村長の先ほどの答弁にもありますとおり経常建設共同企業体などのJV発注方式も一般的になってきたところがございますので、こういった企業体による受注、こういったのを希望される業者たちがいらっしゃるようであればということで、これに私たちも発注者として対応していきたいということを内部で相談して、検討していきたいというような考え方になってきたところがございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今の話だと令和4年度から全国的にもこういった経常建設型をやっているという話でしたけれども、全員協議会の説明と今回の答弁が全然違うんですね。国・県から単独発注が望ましいということで我々は話を聞いて、仕方ないと言う議員もいて、そういった採決になったと思います。村長、この方針を変えた理由、なぜこ

の方針が変わったのか。前回8月の臨時議会のとくと今回の答弁は全然違うんですけども、方針が変わったというふうに捉えています。なぜこの方針が変わったのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時08分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的に公共工事というのは単一事業・単一施工ですね、1つの事業を1つの企業等で施工するというのが原則かなということがあります。ただ、私は全員協議会での説明が特定JVだけのものという感覚で今おっしゃっていたような気がいたしますけれども、ただ、それと今の話が違うということはまた、私は違わないと思っておりますので、あくまでも私たちは特定JVでこれまでやってきました。そしてまた経常JVにつきましては、企業登録の際にそれはしっかり彼らがうたってやるべきものであるものですから、ただ、我々の事業発注といたしましてはできるだけ村民を対象とした、村の事業者を対象とした、あるいは村の商工会に帰属している方々を優先的に扱っているということとは間違いないと思っております。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

特定企業体ですか、それと経常企業体との違いをちょっと今話していて、その中で村は特定何かという話ですけども、前回これも話しました。墓地公園で私は、あれは経常企業体でやっているというふうに思っています。土地を更地にして、ただ墓地公園を造っただけというふうに認識しています。そういった特定の技術

を持った工事ではないというふうに考えています。その中で、だからなぜできなかったかという話をしている、方針が変わっているんじゃないかという疑問があってもやっていますけれども、これからはじゃあこういった経常企業体、共同企業体も考える、大きい工事はまずそこから考えるという考えでよろしいのか。村長、よろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まずその制度、JV制度としまして特定建設工事協同企業体というものは、発注工事ごとに団体の業者に充てるのか、JV制度を求めるのかという判断を行います。これに対して経常建設工事共同企業体というのは、業者が自主的にお互いでチームを組んで有資格登録にエントリーしていただくということで、そもそもの我々が発注で求めるものと、その業者が自主的に資格登録を行って、例えばそれで指名をもらうというものと、そもそも制度的な違いがございます。そういった中でさきの臨時議会、協議会の中でお話ししたのは、その求めるものが特定建設工事共同企業体を意図したものではないのかなというふうに理解して、その中でお話をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。私のほうの理解が足りなかったようでありましてけれども、担当課からこの共

同企業体の在り方についての改定についてというのをもらいました。その中でしかるべきところに問い合わせたところ、そういった企業体を選ぶのは各自治体が状況によって考えてくださいというふうな回答をもらっているんです。だから、その辺の精査というのもまたもうちょっとしっかり勉強しながら、今やっけていけないのかなというふうに思っています。ただ、資料の下にやっけて回答ももらってそういった話もしていますので、その辺は理解していただきたいというふうに思っています。

続いて、村の財政のほうに行きたいと思えます。令和6年度のマイナス赤字のほうは確認しました。令和5年度は4億6,000万円、赤字になっています。その理由はどこにあるのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

議員の御質問にお答えいたします。

令和5年度の単年度収支に含まれる主な支出につきましては、まず一般廃棄物処理等建設基金に6,700万円、公共施設整備基金に約1億円、国保会計の法定外繰入金で3億6,000万円かかっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。国保の赤字が主な原因、大きい部分だというふうに理解しています。ただ、ほかの部分に対しては基金なんですよ。基金積立てをやりながらやったために、この実質単年度収支が赤字になった。今年度も同じような新一般廃棄物処理施設に充てて赤字になっています。初めでも話したように、この赤字というのは結局は財政調整基金を食い潰しながら、補填しながらやっている。要は貯金をすげ替えた

だけのようなイメージになっていると思うんです。この辺はどういうふうに考えているのか、よろしくお願ひいたします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えします。

議員おっしゃるように財政調整基金から目的基金へ基金を積み増しして、一般廃棄物処理施設の建設に向けて対応しているというような状況です。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

だから基金というのは、やっぱり余裕があるから基金に積立てするというイメージを私は持っています。そういった計画もしながら基金を積立てする、やらんといけないというような私のイメージです。答弁では計画をしながらやっているという話は、計画的な財政運営を行っているということでしたけれども、今ちょっと問題になっているのがやっぱり新一般廃棄物処理施設等の基金、積立てなんですよね。この計画、毎年積み立てていくというふうに考えてやっていると思うんですけれども、この計画はどういうふうになっているのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

上間堅治議員の御質問にお答えいたします。

新クリーンセンター、新一般廃棄物処理施設の建設に当たりましては、一般財源として合計で約5億2,000万円の経費が必要となっております。現在の基金の状況が令和7年3月現在で3億7,000万円積んでおりますので、残りの分を令和10年までに、令和10年にお支払いが一番大きい額となっておりますので、令和10年まで

には5億2,000万円になるように積立てをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ですから、こういった建設にこれだけかかるよということで、計画的にやらんといけないんじゃないのという話をしているんです。令和6年度予算では5,000万円やりますよとやっています。でも、蓋を開けたら財政調整基金をいろいろやって1億円やっています。前回も一緒だと思います。これからもそういった形でやっています。この計画がないからそういった赤字になるんじゃないのという話をしているので、それを答弁では計画的に財政運営をやっているという話をしています。計画的にやっているのかという話を聞いているんですけれども、この辺どういう考えですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的に今一般廃棄物の積立てが出ましたけれども、建設の際に我々の一般財源充当がかなう、できるような体制に持っていくことが大事だと思っておりますので、それに充てての計画的な積立てをやっていると思います。そして、今回の一般会計の決算につきましては85%を超える経常収支比率が出ましたよね。そういった面で最も大きいのは人件費なんです。人件費と扶助費、そして物件費等が出てきますので、そういった面の上昇でかなり財政を圧迫したところがございますので、そういったことについても

御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今の村長の答弁はよく意味が分からないんですけれども、計画的にできていないから5,000万円の予算やって1億円出しているんでしょうという話をしている、初めて1億円を何で出してやらないのか。その中で予算を調整するという考えを持たないのかなというふうに、だから債務負担行為で去年でしたか、29億、30億円ぐらいの債務負担行為を出していますよね。今からこれだけお金が出て行くんです。その中でまた火葬場建設もあります。それはもちろん防衛省の予算も使いながらやっていて、少しは楽になると思うんですけれども、これからこういった形でどんどんお金を出してくる。これを計画的にできてないから、こういった実質的な赤字がどんどん増えていって財政調整基金が減っていく。経常収支比率がどんどん上がって行って財政調整基金にも入れられなくなる。そういう悪循環ができてくるんじゃないかなというふうに危惧して質問していますけれども、この辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えいたします。

村といたしましては基金全体の積立額も参考にしておりまして、令和6年度から令和7年度にかけては全体の基金としては増えている状況でございます。ちなみに令和6年度の全体の基金といたしましては約17億4,000万円で、令和7年度の当初の基金の額といたしましては約18億1,000万円と全体としては増えている状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

いろんな指標で見ながらやるというのが財政の基本でもあると思うんですけども、ただそれだけで大丈夫なのか。災害等、急に出てくるお金というのもある。その中で財政調整基金が減っていくというのが危惧しているところ。

最後に、ちょっと皆さんにしっかり考えていただきたいという意味合いで資料を持ってきています。愛媛県、これはNHKニュース、ウェブニュースなんですけれども、西予市なんですけれども、深刻な財政危機に直面しているということでやっています。これは健全化比率の指標を見ても、うちと一緒ぐらい。大体将来負担比率も68%で、公債費比率も12.9%あたり。しかし、実質単年度収支が令和4年、令和5年は赤字です。連続して赤字になっています。これはなぜかといったら、やっぱり財政調整基金が減っているということでやっています。ここも基準内の1割を切った段階で有識者会議を開いて、この答申では深刻な財政危機に直面しているということで答申をもらって、今プランを立てながらやっているということです。表面的には問題ないという話ではあるんですけども、こういった財政調整基金が10%切っているから将来どれだけ使うか分からないということ。各自治体に対しても、どのくらい将来お金を使うかというのは分からないです。ただ、本村では今言っているようにクリーンセンターもある。火葬場建設もある。また、村長は陸上競技場を造りたいという話もある。そういう中で、いっぱいあります。だから問題じゃないかなというふうに思っています。

またもう一つ、喜多方市、これは福島県です。こちらのほうも財政調整基金が減って大変になっているということで、首長直々に報道機関に話して、住民の協力を得ながらやっていきたいという話をしています。そういうふうにならな

いために、計画も含めてしっかり調整をやっていたきたいということです。

今、中期計画を出していますけれども、3年です。令和7年、8年、9年やっています。また令和8年でやると思いますが、10年だと思えるんですけども、それ以降に出て行くお金がいっぱいあると思えるんですよね。ただ3年間だけじゃなくて、もっと長期的な部分でしっかりどれだけ村債でやらないといけない、村民の負担がどのくらいあるかというのをやりながら、我々も見ながら、ちゃんとどういった形でやらないといけないよというのを見ていかないといけないので、その辺ただ3年間じゃなくて、来年度はしっかり5年、10年ぐらいを見据えながら、この財政計画をつくっていただきたいんですけれども、この辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

確かに長期的な計画も必要かと思いますが、まずは3年程度の中期的な財政の見直しを行って、その根拠であるとか数字であるとかを積み上げて毎年度の予算編成に反映させていきたい。ただし、将来に向けて中央公民館の建て替えであるとか、いろいろ施設の老朽化も進んでおりますので、そういったものにも対応できるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前 11時30分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

午前に引き続き、一般質問を続けます。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

こんにちは。午前に引き続き、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、4点を中心にして質問をしてみたいです。1点目、東日本大震災から14年、重い教訓は生かしているか。2番目、村発注大型工事共同企業体の取組について。3番、道路景観の意義について。4番、熱田神社（御嶽）登録文化財申請について。

1. 東日本大震災から14年、重い教訓は生かしているか。

令和6年は、元旦の能登半島地震という災害で新年を迎え、阪神淡路大震災から今年で30年。東日本大震災から14年目を迎えますが、いつ起こるか分からない災害への備えの大切さを痛感している。国難と言われる南海トラフ巨大地震の発生確率が、今後30年以内に80%近くと言われている。沖縄でも台湾花蓮の地震で津波警報、カムチャツカ半島地震では津波注意報が発表された。村民の避難行動が注目された。過去の災害での教訓を踏まえて、想定される災害の傾向と対策の課題に関連して質問をしてみたいです。

①高齢化が増加する災害犠牲者を減らす対策は。

本村の東沿岸地域集落では、3人に1人が65歳以上という時代を迎えている。その過半数が75歳以上で占めている。フレイルと呼ばれる要介護認定予備軍も多く、自力で逃げ切れない高齢者が災害で真っ先に犠牲になることが立証されている。また、障害者手帳を持つ人たちの災害犠牲者も増えている。直接死に加えて、長期にわたる避難所生活の孤独による災害関連死も増えている。自力避難が困難な要配慮者の避難支援を推進するために、個別避難計画策定が市町村行政の義務になっている。沿岸地域の過疎化とコミュニティーの希薄化で地域の共助体制の強化が求められる。明日は我が身と考えての自助努力の強化と、地域共助体制を築き直すまちづくりが急務であるとする。個別避難計画

と地域共助体制の取組について見解を伺います。

②地震の直接被害だけでなく、液状化への対応は。

地震大国日本では、地震に見舞われない地域はないと言われている。東日本大震災でも注目されたように、離れた地域でも地面の沈下や砂と水が噴き出し、建物が傾くなどの液状化が広がっている。液状化で最も懸念される事態が下水道管の浮上である。能登半島地震でも1.5メートルも浮き上がっている。生活用水が流れないためにトイレが使えず入浴もできない、不衛生な環境が続き、感染症等を引き起こしている。液状化で上下水道管がどうなるか、不測の事態への対処法も検討する必要がある。見解を伺います。

③震災総合避難訓練の重要性。

震災避難訓練は災害発生時に被害を最小限に抑えるために非常に重要である。訓練を通じて避難経路の確認、避難方法の習得、初期消火や救命措置などのスキルを身につけることができる。訓練を繰り返すことで緊急時の冷静な行動も養われ、パニックの発生を抑える効果も期待できる。東日本大震災、能登半島地震は深い爪痕を残した。大震災の教訓をいま一度振り返り、災害に強い村づくりである。行政も各自治会とともに震災意識を高めて、効果的な避難訓練を早期に実施することで災害時の被害を最小限に抑える取組が重要である。行政が中心になって積極的に震災訓練の内容を高度化させていかなければならない。行政として「防災の日」の設定と、村内一斉の震災総合避難訓練を早急に実施する必要がある。見解を伺います。

④護岸整備について。

熱田マーシリー沿岸部の護岸は、越波を減少させる構造になっていない。また、破損箇所も多く、深刻な状況である。護岸整備は地域の安全度を高め、背後地の人命及び財産を守るため不可欠である。令和6年6月の一般質問でも取

り上げた。海岸管理者に対して護岸整備の要請状況を伺います。

2. 村発注大型工事共同企業体の取組について。

①村が発注する大型工事における企業体の取組については、共同企業体の結成や地元業者優先の入札制度などが挙げられる。企業体は複数の建設会社が協力して大規模工事を請け負うための組織で、技術や経営基盤の弱い企業が単独では受注困難な大型工事に参加できる手段である。本村においても地元建設業者の受注機会を増やして、地域経済の活性化を図る配慮が必要である。見解を伺います。

②地元企業共同企業体参入も、入札の原資は税金であることから公共性や公益性が重視されなければならない。自治体は住民や事業者から税金を徴収し、自治体は住民のために支出します。地元業者の売上げが上がり、利益が増えれば税収が増え、次の施策につながる。見解を伺います。

③共同企業体工事は村外企業が代表者となる工事についても、構成員として村内建設業が参画することは技術力の向上やノウハウの蓄積につながり、村内建設業の成長の機会ともなる。地元建設業は村の産業構造においても重要な位置を占めている。見解を伺います。

④村発注工事は村内建設業界の成長と発展に欠かせない重要な位置を占めている。行政には村内建設業界の発展と村経済の活性化のためにも、村内建設業の参入機会の拡充と受注額増加に資する取組をさらに強化することを求めたい。建設業界を取り巻く環境は日々変化しており、人手不足や資材価格の高止まり、2024年4月より適用された時間外労働の上限規則に伴う工期の長期化等、向き合うべき課題は多い。村内建設業の参入機会の拡大で村内建設業界のさらなる発展を牽引する取組が必要である。見解を伺います。

3. 道路景観の意義について。

①道路景観は人々の心のありように大きな影響を与える。景観の主役は沿道の自然や、街並みや人々の姿である。美しいと感じる道路は利用者に地域の好印象をもたらし、地域を訪問する意思を喚起する。観光客数、観光収入、経済効果を高める。観光を主要な産業に位置づけするならば、道路景観の善し悪しが地域観光に及ぼす影響は大きい。道路景観の重要性について見解を伺います。

②雑草が生い茂る和仲トンネル、和仁屋側坑口。

③街路樹の立ち枯れが目立つ、イオンモール南通り。和仁屋側坑口、イオンモール南通り。現場を確認して、現状について見解を伺います。

④「イオンモール沖縄ライカムと本村とのネーミングライツ契約」内容について伺います。

4. 熱田神社（御嶽）登録文化財申請について。

文化庁は有識者による調査会を組織して、対象となる有形文化財の価値などを確認するため8月25日、現場調査を実施する。調査の結果、文化財としての価値が認められると、登録有形文化財に指定されることになる。

①熱田自治会が管理するお宮が登録有形文化財に認定されると、文化財としての価値が公的に認められ、保存・活用の促進、地域住民の意識向上、観光資源化による地域振興といったメリットがある。建物の活用がしやすくなる。文化庁や自治体からの支援、地域資源としてのPR効果が期待でき、文化財の確実な継承につながる。文部科学大臣からの指定通知後の指定書の交付を待ちたい。

②熱田自治会管理のお宮が国に登録有形文化財として認定されると、自治体は文化財の知名度向上、文化財保護への住民意識の醸成、観光資源としての活用、財政的支援の機会増加といった効果が得られる。認定後の行政効果につい

て見解を伺います。

以上、私見を申し述べました。よろしく願います。ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大城律也議員の御質問にお答えいたします。

1 番目の

1. 東日本大震災から14年、重い教訓は生かしているかということで、①高齢化が増加する災害犠牲者を減らす対策はということです。

災害時における自力避難が困難な要支援者については、東海岸地域を対象として今年度から避難行動要支援者名簿登録、個別避難計画作成に取り組んでおります。名簿登録に際し、要支援者の同意を得ないと個別計画作成や地域の支援者に情報提供ができないので、まずは同意取得を進めているところです。

現在のところ東海岸地域の要支援者対象者は131名で、そのほとんどの対象者に事業説明を行ったところです。名簿登録・情報提供同意の状況は下記の表のとおりであります。

また、地域共助体制の構築につきましては、社会福祉協議会と連携して、地域の自主防災組織を主体とする地域防災計画の策定支援や平時における防災訓練等の活動支援を図っていく考えであります。

②の地震の直接被害だけでなく、液状化への対応については、液状化は砂質系の地盤や埋立地等で起こりやすく、本村では熱田団地埋立地や美崎地区が液状化が危惧されますが、東日本大震災（2011年）以降、国による液状化対策が推進されております。熱田団地埋立地の下水道施設については、平成13年度に実施設計でボーリング調査により液状化の判定を行い、一部を除き液状化しないことになっております。美崎地区の下水道施設については、平成8年度に設計されておりますが、液状化の判定は考慮され

ておりません。

③の震災総合避難訓練の重要性についてでございます。

毎年9月1日は国が定めた「防災の日」です。村独自に特定の日を設定する予定はございませんが、避難訓練については議員御指摘のように災害時の被害を最小限に抑え、災害に強い村づくりのためにも早急に実施できるよう関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。

④の護岸整備について。

令和6年7月に県中部土木事務所との意見交換会、同年8月の県土木建築部との行政懇談会で護岸の早期改修について要望しており、令和7年7月の県中部土木事務所との意見交換会において、事業化に向けて予備設計を今年度実施する旨、聞き及んでおります。

大枠の2の村発注大型工事共同企業体の取組についてでございます。

村内企業の育成、健全な発展は村としても重要であると認識しており、公共工事の発注に際しては工事規模や技術的要件など、当該工事に求められる施工力を考慮の上、村内企業の優先的な指名に配慮してきたところです。

御質問①から④については関連しますので、一括して次のとおりお答えいたします。

公共工事の実施については単体受注・単体施工が基本であり、工事規模や難易度など工事内容によって共同企業体（以下「JV」という。）による施工が適切であると考えられる場合において、JV制度を活用するものと理解しております。

なお、御質問にある受注施工技術や経営基盤の弱い企業の受注機会の拡大については、経常建設JV制度を活用した企業の自主的な取組が考えられます。

地元建設企業の受注により雇用の確保や技術力の向上がなされ、地元企業の健全な発展は村

全体の利益につながるものと理解しております。

補助予算が年々厳しくなる中、村民のニーズに応じた事業の優先度も踏まえて、適切な工事規模による発注単位を考慮しつつ、村内企業の受注機会の確保に努めてまいります。

大枠の3番目に、道路景観の意義についてでございます。

道路景観は当該地域のイメージとして日常的な利用者はもとより、観光客に与える影響は大きいと考えております。

①の回答といたしまして、現在村では道路景観の改善に向けた取組として、ライカム地区の村道を対象に修景設計業務として道路植栽の調査を行っているところです。また、沖縄県においては、沖縄らしい世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観形成を目指した取組が進められており、村内では県道146号線（中城城跡周辺）と県道沖縄総合運動公園線（県総周辺）をモデル地区として、整備や維持管理の在り方等について検討が進められております。

②の回答といたしまして、和仲トンネル和仁屋側坑口の雑草については、坑口周辺一帯に繁茂している状況を確認しております。

③の回答といたしまして、イオンモール南通りの街路樹の立ち枯れについて、現在実施中の修景設計業務において活力度を5段階で区分評価しており、そのうち枯損・空き枿が5か所（全55か所の約9%）あることを確認しております。

④の回答といたしまして、イオンモールとのネーミングライツ契約の内容については、南部延伸線（約930メートル）をイオンモール東通り、東西線（約500メートル）をイオンモール南通り、比嘉186号線（約33メートル）をアライバル通りとして、令和7年度からの5年間で総額750万円（年150万円）の契約更新をしております。村広報紙や印刷物、ホームページ、新聞、雑誌、テレビ等のマスメディアでの村道名とし

て、原則としてこの愛称を使用することや標識の設置などが契約事項となっております。

4番目の熱田神社（御嶽）の登録文化財申請については教育長のほうから回答いたします。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

大城律也議員の質問の4点目、熱田神社（御嶽）登録文化財申請についてお答えいたします。

まず①の熱田「島根殿」につきましては、昨年度より地域から登録申請の意向があると伺っており、登録申請に当たっての事前調査の段階から生涯学習課の担当職員が立ち会い、村として進捗や課題を共有してきたところでございます。

今年度に入りまして4月に県文化財課担当者の現地確認を経て、7月には仮の登録申請資料を事前提出し、事務調整を進めてまいりました。さらに、議員がおっしゃる文化庁と県の調査官による現地調査を8月25日に実施しております。

今後は、物件の所有者である熱田自治会から村・県を経由して文化庁へ登録申請書類を正式に提出いたします。その後、国から文化審議会へ諮問され、文化審議会による調査審議を経て登録当否の答申をいただく流れとなっております。

②の認定後の行政効果についてでございますが、議員のおっしゃるとおり「島根殿」の登録によって文化財としての格付、保全・継承に対する住民意識の向上などが期待されます。歴史資源としての活用に関しましては、学校教育の場や村の出前講座を通じた普及、観光分野と連携したイベントなどが想定され、その他、村広報やホームページ、SNSなどを通して広く周知することで文化財愛護の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

それでは答弁に対して順次再質問をしていきたいと思っております。

まず1点目、高齢化が増加する災害犠牲者を減らす対策、そのために避難行動要支援者名簿の名簿登録とか名簿の作成と申しますか、個別避難計画作成に取り組んでおりますということについて再質問をさせていただきます。

この避難行動要支援者名簿、それから個別避難計画作成に取り組んでいますというところで、要支援者が訂正されて135名、要支援者の対象になっているようであります。この地域というのは健常者も含めて、熱田団地、それから熱田、和仁屋、渡口、美崎を含めると、ゼロ歳児から含めると約4,000人が住んでいる地域であります。そこに約1,000人余りが65歳以上と。そのうちの75歳以上が半分ぐらいという状況の地域であります。

そこで要対象者135名を認定するために、その基準というのがありましたらお聞きをしたいというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

今回この災害時の要支援者避難行動支援事業ということで、今同意をもらうためにいろいろ進めていますが、その対象となる基準というものが、まず要介護であれば要介護3以上、3と4と5。あとは身体障害者手帳の1級、2級所持者。あと精神保健福祉手帳保持者の1級。あと療育手帳のAという形で、通常名簿登録というか、村で持っている名簿の方はその方を対象としています。その方を東海岸地域を中心として情報提供等の同意を得ていくという事業にただいま取り組んでおります。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これについては今の説明では理解できるところであります。それ以外に私は高齢者であるとか、それから妊産婦とか、それから乳幼児、児童、日本語に不慣れな外国の方々も含めて調査をすべきだろうというふうに思っておりますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

国が定める個別計画策定というのは、議員が質問にあるように義務化ではなくて努力義務なんです。結局は避難がかなり困難である方を優先的に個別計画を地域でつくってくださいという内容になっておりますので、今議員がおっしゃっていた、いわゆる要配慮者と言われる方たち、要支援ではなくて配慮すべき方々についても取組はしていこうということですが、今その要支援の方から先にやろうということですので、そこまで今手が届かないところでありますが、実際例えば外国人だったり、妊産婦であったり、その年で変わってきますので、なかなか日頃の健診であったりとか、そういったもので周知していったりするのがいいのかなと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これは大変な作業ですよ、本当に。

それからこの避難行動要支援者、いろいろな調査をされているようですが、これは家庭訪問で調査をして対応してもらっているのか。あるいは、例えば熱田の人は公民館に集まってくれとかというような形でやっているのか。家

庭訪問かどちらか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

基本的にこの135名リストアップした後に、福祉課のほうで個別訪問をしております。その中でやはり会えない方もいらっしゃる、施設へ入所とかもあるので、一旦その方がそこに所在するのを確認できたら、その文書、封書をお送りして返信を待つという形になりますので、大体30%、40%は会えましたけれども、残りは不在連絡票という形で入れて対応しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

施設にいたりとか、手帳は持っていても家にはいないとか、そういう方々もいっぱいいらっしゃると思いますよ。

それから家庭を訪問していますということですが、これは例えば課長1人とか、何人かで回られているんですか。その辺をお聞きします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

お答えします。

この同意をもらうための調査については、まず今年の5月から団地、集めやすそうなところから、団地から始めまして、今ちょうど和仁屋が最後で8月の中旬ぐらいまでかけて、一応この事業説明も含めて行っています。配布については福祉課全体で、係が2つありますけれども、グループ分けしてそれぞれ回って、地区分けをして回っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これは提案をしたいなど。役所だけの方が回ると、やっぱり「ヤーターナトーガ」というふうに思うわけですよ。顔を見たこともない役場の方が二、三名グループになって回っていると思うんですけども、提案ですが、私はそこにまず自治会の誰かが一緒に参加する。そして自主防災組織の役員とか、それから民生委員、児童委員の方々も一緒になってこの家庭訪問をして、その資料を作成すべきだろうというふうに思っておりますが、もし今後この作業が残っているようであれば、そういうふうに検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

今議員のおっしゃった提案は誠にありがたいんですけども、一発目というか最初に回るときにはやはりナイーブな個人情報があって、その方の身体状況とかを分かっている役場がしか行けなくて、そこを例えば「じゃあ自治会の皆さん、この名簿と一緒に回ってくれませんか」となるとちょっと問題が起こるので、そこは役場だけでやるもので、実際お手伝いというか一緒に協力していただきたいのはその同意をもらった方、情報提供してもいいよという方は今後名簿と、あと個別計画が出来上がったらそこを提供していくんですけども、そのときに重要となるのが個別計画の中に支援者というのがあって、その方を支援してくれる人というのを集めていくのがとても大変な労働でして、そのときに地域の力は必要になるかなと思いますので、情報提供を同意した方の次のステップ、動きとしてその協力を地域にぜひお願いしたいなど、一緒に回っていただきたいなど思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

分かりました。

最後になりますが、民生委員、児童委員はもう地域を把握していますよ。今まである程度家庭訪問をしたりしていますので、見ていまして大変な作業だなど。この状況の中で一生懸命やっています。ですから、民生委員と一緒にできるだけ、民生委員も大変でしょうけれども、一緒に回るというのも。しかし、それぞれ顔見知りなんです。できたらそういう取組も必要だろうというふうに思っておりますので、提案をさせていただきました。

それから、この表を見ると回収率は3分の1ぐらいですよ。それから登録リスト数、これも20%ぐらいですか、まだまだこれからだなど。これは急がないといけませんよ。相手は自然災害ですから、いつまで大丈夫という期限はありませんので、できるだけ早く確認をしたい。しかし、1回やったから終わりじゃないです。半年後には変わっていますよ、状況がまた。1年後にはまた変わっていますので、その辺も含めて繰り返し繰り返しということになるわけです。そういう状況もぜひ検討課題として取り組んでいただきたいなどというふうに思っております。それから次に行きます。

液状化です。この液状化、これも東日本大震災とか能登半島地震においてもかなりの液状化で生活環境が大変な状況になってしまったというものであります。下水道、それから水道というものは電気と一緒になんです。これが止まってしまうと住民の生活、それから社会活動等に極めて大きな影響を与えることになる。ですから、常日頃から災害時の対策や体制を整えておく必要があるだろうと。災害時に一刻も早く復旧を目指し、迅速に対応する必要があります。その辺の関係課の判断とかというもの、もし今あり

ましたらお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

今おっしゃったように能登半島地震等により上下水道施設が甚大な被害を受けて、国として重要施設、避難所等への水道管及び下水道管の耐震化を優先するようというところで発せられていますので、まずこの重点施設に係る水道、下水道の耐震化に取り組んでいきたいというふうに考えております。その液状化対策につきましては、管路の更新時期に合わせて液状化の対策を検討していきたいと考えております。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

先ほどの答弁を見ると何かよく分からないです。美崎地区の下水道調査は液状化の判定を行い、一部を除き液状化しないことになっておりますと。全体じゃないんですね、これは。しかし東海岸、熱田の団地と2か所ぐらいの調査報告です。14自治会ありますので、全て地震とかが発生したときの状況。それからこれは美崎地区、これは平成8年、1996年、約30年前の調査です。その30年間でどうなっているか。ちょっと資料としては、調査間隔として30年もたしますから古いなという気がいたします。

そこで例えば液状化が発生した、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難、これは全くそのとおりだというふうに思います。この場合に備えて広域的な下水道事業関係者間の支援体制、協力体制を結んでおく必要があるだろうというふうに思いますので、この辺の支援体制はどのように考えているか、お聞きします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

これにつきましては、関係市町村で連携して取組を強化していきたいというふうに考えております。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

それからいっても地元の企業はいかに大事であるかというのが分かってくるわけでありまして。それじゃあ、それもしっかり役割、作戦としていろいろと策を立て直していただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

3番目の震災総合避難訓練の重要性について、関連して再質問をさせていただきます。

沿岸域の防災対策として津波対策を対象に、特に住民避難の視点から沿岸域に居住する住民の生命を守るためには、そこに居住する住民、地域単位での備えが必要不可欠であるというふうに思っております。その実行を促すためにも防災訓練、震災総合訓練、これを行うしかないというふうに思っております。災害対応、再生には年月をかけて取り組む、継続的に実施する努力を要します。1回やったから終わりじゃないですよ。巨大津波の発生が近い将来迫っているものと言われている今日、沿岸域における地震、津波対策は一刻を争う課題であることを強調したいなというふうに思っております。

村長、村長は去年の正月、村長室で能登半島地震について新聞報道にも紹介されていますよ。この取組は重大だなと、早速村民に対しても取り組まなければならない。住民を守るためにはという新聞報道、あれから1年9か月です。喉元過ぎれば熱さを忘れる何とかかなと。1回もしていないじゃないですか、避難訓練。いいですか、これで。この東海岸に4,000人も住んでいて、1回もやっていないです。

それから難しいのは消防なんです。消防は北

中城村、中城村の協同組合ですから、本来でしたら両方一緒にやる。それで消防の対応の仕方、こっちは沖縄署ですから、中城村が宜野湾署、これも訓練しないとどうなるか分からないです。早速訓練をどうするか庁議で決めて取り組む必要があると思いますよ。先ほど9月1日は防災の日というお話もされているわけですから、早速やらないといかんですよ。高齢化がじゃんじゃん進んでいるこの北中城村です。特に熱田、和仁屋、渡口区域が一番進んでいます。30%。そして健常者ばかりじゃない。30%の中には、もう一人で動けない方々がいっぱいいる。フレイル予備軍、そういう方が増えている。これは訓練しかないですよ。

それから防災無線もほとんど聞こえないです。ですから熱田に1基しかありませんので、熱田の話ですけれども、これを2基、3基ぐらいに増やすとか、地域を確認しながら職員にお願いしてアンケートを取る、それも必要だと思いますよ。聞こえたか、聞こえなかったか。この前のロシアの地震でも英語を使ったりしていますよ。台湾地震のときは日本語ばかりでしたけれども、改善された分、英語も、それから韓国語でしたか入っていますけれども、聞こえないです。特に海側になると余計分かりませんので、私も車で走りながら聞いたら、100メートルぐらい公民館から離れると何をしゃべっているのかなという感じです。風向きによっても違うし、顔というのが村には、顔、昼の顔、夜の顔、天気の悪いときの顔、そういう状況を把握しないといかんと思っていますよ。雨が降っているかも分かりませんよ、そのときは。幾ら放送をしても聞こえないです。そのときどうするか。増やすしかないんじゃないかなという気がいたします。ですから、北中の顔というものをよく検討していただきたいなど。夜の顔、昼の顔、雨の顔、台風ときの顔もありますので、そういう状況をしっかり把握していただければという

ふうに思います。この震災訓練、これはもう何回も何回もやるしかありませんので、ぜひそれを早速取組していただけるように村長に要請いたします。次に行きます。

護岸整備ですけれども、護岸整備は実際去年の一般質問でもお願いしてありますけれども、現地に行かれましたか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

はい、行きました。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

建設課長とか農林水産課長とか行かれましたか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

私自身は、この質問の後で行ったということはないんですが、それ以前にこの海岸付近のほうは見たことはございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

一般質問では現地を確認していますと言わないですよ、もしそれ以前に行っているのであれば。これも先ほどの答弁では中部土木事務所との話合いが進んでいますということですから、早急に現場着工できるように交渉していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。次に行きます。

先ほどから村内の建設業をどうするかということをお願いしておりますので、地元の建設業者はインフラ整備、それから雇用創生、防災対応、地域経済の活性化などを通じて不可欠な貢

献をしている。道路や水道などの維持管理、公共施設の新設、災害時の緊急対応や復旧活動、これは防災提携でやっていると思います。地元産の活用、地域イベントや祭り関係でも商工会、建設部会も一生懸命やっています。住民の生活の質の向上と安全安心なまちづくりに貢献している。改めて行政は地域の建設需要に応える必要があると思います。改めて見解を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

議員の御指摘のようにハード部門等の事業等についてはしっかりと村内業者、それ以外にもありますけれども、特にハード面の事業等については今後指名委員会のほうでもそういった優先的な扱いをしていきます。これまでも基本的には村内業者を優先に扱ってきたとっております。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

時間も迫ってきましたのではしょっていきます。道路景観に行きます。

魅力的な景観、重要な観光資源なんです。主な交通道路や移動路として重要な視点場となり、道路から見られる景観は地域の印象に大きく影響を与える。役場前の通り、これは大事ですね。朝から晩まで車が走りっぱなしですよ、村の方々も。それで、あのトンネルの両方の出入口は確認をされたか。それと雑草がどのように影響があるのかというものをお聞きしたいなというふうに思っておりますので、それからイオンモールの街路樹の立ち枯れ、これは両方現場を確認されたか、お聞きします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

一般質問でも現地を確認するよというお話がございましたので、私どもも現地を直接見てまいりました。それでトンネルのほう、現状こういうふうな写真を撮ってきていますけれども、こちらが仲順側というんですか、こちらが和仁屋側というような状況になっております。ただ、こちらの景観設計というところで、県のほうでは緑化ウォールをイメージしたようなものがもともとございまして、どの程度の緑化が適切なのかというのはさておき、一応緑化のイメージはもともとあったということは聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

素人が見ても、これは管理不十分だなと思うわけです。なぜ管理不十分かというと、ああい雑草が生い茂ると地すべりに発展する可能性があるわけです。それを指摘しておきたいなと。

それから、今後もし管理をするのであればどこ対応されるのか、お聞きします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

当該箇所は県道になっておりまして、何かあれば県管理において対処されるものと理解しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

沖縄県中部土木事務所ですね。それでついでに、郵便局の向かいの交差点から仲順のトンネル口まで両サイドのヤシの木の枝葉が垂れ下がって、幹も見えないぐらい垂れ下がっています。これも含めて中部土木事務所に管理するように

交渉していただければと思います。

それからイオンモールの立ち枯れ、これも先ほど言いましたようにネーミングで結構な収入があるわけですから、管理する義務はあると思います。これもしっかりやっていただきたいなと。それからライカムの経済効果です。574億円というふうに報道されております。それから雇用者所得の195億円、これも効果があるというふうに言われておりますので、そういうものも含めて道路の管理をしっかりお願いいたします。それから次に行きます。

熱田神社、御嶽の登録文化財、私たちの周りに残していきたい風景なんです。これはしっかり守っていけたらなというふうに思っておりますので、今後認定された場合、役場として、村としてどのような支援があるのか、お聞きします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えいたします。

村としてという前に、まず文化庁として補助金等の保存修理とか、公開活用に資する事業の場合に補助金という活用がございますので、そちらのほうも担当課のほうに相談していただいて、条件等がありますので、活用していただければと思います。村としましては人的な支援、文化財担当の職員が一緒になって今後普及啓発も含めて支援していきたいと考えております。以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

文化財と指定されたら熱田自治会としてもこれをうんと活用して、厳しい自治会運営をしておりますから、何とかここからこのものを生かして収益を上げていければなというふうに思っております。これから村のほうもしっかりと支

援をお願いしたいというふうに思っております。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

では通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

1. 教育行政について。

本来、児童生徒を守り育てる立場にある教職員等が、児童生徒に対し「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等が行われている。中には教師という権威と信頼を悪用し、被害児童生徒自身が気づかないように性暴力に至ったケースなどもあります。懲戒免職等を受ける教職員等が後を絶ちません。事態は極めて深刻な状況です。そうした状況を受け、第204回国会において「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立し、令和3年6月4日に公布されました。

内閣府が令和4年に行った性暴力被害者約2,000人を対象にした調査では、加害者で最も多かったのは教職員や先輩、クラブ指導者など学校、大学の関係者であった。

「社会の宝」でもある子供を性暴力等から守ることは全ての大人の責任であり、社会全体に課された課題です。学校現場において被害児童生徒が自身の性被害を打ち明けられずに苦しんでいます。

以下の点について伺います。

(1) 教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律について本村の見解は。

(2) 児童生徒に性暴力を行った教職員等へ

の懲戒処分等の本村における実態は。

(3) 学校以外での性暴力や性虐待など、学校や教育委員会で把握されているのか。

(4) 未然防止並びに再発防止のための取組は。

(5) 性暴力に関する情報や相談を児童生徒から教職員等が受けた場合、対応についてのマニュアルのようなものはあるのか。

2. 日米地位協定について。

沖縄タイムス紙の6月10日の新聞記事より、「北中城の路上で大型犬一時徘徊」の見出し。6月8日午後1時10分頃、北中城村美崎の路上で、ピットブルとみられる大型犬が徘徊するのを近隣住民が目撃し通報した。4月には沖縄市では大型犬が、5月には金武町で闘犬種のピットブルなどによる咬傷事案が起きています。県や基地周辺の市町村の要請を受け、米軍は基地内外を問わず攻撃性の強い犬種の飼育を禁止した。にもかかわらず咬傷事案は後を絶ちません。基地の外に住む米軍関係者が日米地位協定によって住民登録の対象外になっていることから、飼い犬の登録も必要ありません。

以下の点について伺います。

(1) 米軍基地内外における闘犬を含む大型犬の登録状況について。

(2) 咬傷件数は。

(3) 対策について。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、平安山和美議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の教育行政につきましては、教育長のほうから回答をいたします。

私のほうからは2番目の日米地位協定についてでございます。

まず(1)の米軍基地内外における闘犬を含

む大型犬の登録状況についてでございます。

外国人で登録している大型犬は10頭であり、うち2頭が闘犬種とされる犬種に該当します。その中で、米軍基地内の登録は1件であり、闘犬種とされる犬種に該当しません。

(2) 咬傷件数とはということで、過去5年間で2件、うち軍関係者はゼロ件となります。

(3) 対策について、基地内で飼育している犬でも基地の外へ出かける場合は日本の法律が適用されるため、登録する必要があります。しかしながら周知方法等、対策に苦慮している状況でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

平安山和美議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠1の教育行政についてでございますが、(1)の教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律についての見解についてでございますが、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、児童生徒の権利、利益の擁護に努めることを進めてまいります。

(2) 本村においては懲戒処分等の懲罰を受けた職員はおりません。

(3) の学校外での事案についてでございますが、案件によっては当事者、保護者、警察、保護児童対策地域協議会等により学校や教育委員会に連絡があり、把握する場合もあるかと考えております。

(4) の未然防止、再発防止につきましては、校内研修を通じて教育職員に対する服務研修を計画的に実施し、児童生徒自身が被害を予防できるよう啓発し、指導を徹底してまいります。教職員がSNS等による私的なやりとりの制限に関する規則・指針や取組を確認し、保護者等とも連携して進めてまいります。

(5) の対応についてのマニュアルでござい

ますが、県教育委員会により策定されたマニュアルがございます。それに基づいて対応してまいります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

それでは順次、再質問を行っていきます。

（1）の児童生徒の尊厳を守るため施策を進めるとのことですが、少し抽象的に感じます。具体的にどんな施策を想定していますか。そして、現在実施している取組について伺います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

平安山議員の質問に回答させていただきます。

県のほうから教職員の綱紀粛正、服務規律の確保ということで、このような事案が起こるたびに通知のほうがございます。それに基づいてこちら各学校に対して通知をするということと、あと人権ガイドブックを研修等で活用するというところで、このような取組を推進しているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

県の教育委員会から通達が出た場合に教育委員会のほうから学校へ通達をして、校長から周知をしていくということによろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

平安山議員の質問にお答えいたします。

その都度その都度周知もしながら、校長会、教頭会においても何度も服務については指導しているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

この法律は令和3年6月4日に公布されている法律に基づいて今の質問をさせていただいているんですが、このことについて今年になってかなりたくさん事案が出てきていますし、また県の教育委員会では20代の男性教諭に対して児童生徒にわいせつ行為をしたことでの懲戒処分だとか、30代の男性元教諭職員に対しては懲役2年6か月の判決が出るぐらい大きな問題になっているんですが、それはその通知が出たということでの周知のみで行われるというにはあまりにも軽いように私としては受け止められるんですが、現場ではどのような意見等がありますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

平安山議員の質問にお答えいたします。

こちらからは7月4日付で児童生徒暴力等の防止に関する教職員の服務規律の確保の設定についてということで、おっしゃるように相次ぐ服務事案についての対策ということで、国・県に基づきながら村としても5つの項目について周知をしながら、その徹底を図っております。

1つ目に、児童生徒の性暴力の防止のための研修の実施。2つ目に、被害を未然に防止する観点を持つこと。3つ目に、盗撮防止。そして4つ目に、事案の早期発見、対応。5つ目に、相談窓口の周知ということで、研修等についても服務指導における参考資料に基づいた研修、教職員の服務規律の確保についての研修、そして公立学校教職員の人事行政状況調査等の結果に係る留意事項についての研修、そして教職員等に対する啓発ということで、このような研修を徹底して行うようにと県のほうでは緊急の校長会も行われまして、このことについては周知を

しているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

7月4日には県のほうからそういった通知というんですか、5つの項目についてということ、まだ日はそんなにたつてはいないんですけれども、今はまだ夏休み期間とかということもあるんですが、その研修が多岐にわたっているんですが、これを今後どういったスケジュールでやっていくのかということまで話合いはされているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

今回の事案については重く受け止めて、このような形で多くの研修を徹底的に行うようにということでお伝えしているところですが、各学校におきましては服務に関する年間指導計画がございますので、それに基づいて学校では実施しているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

その研修を年間計画の中で行っているというところからちょっと質問をさせていただきたいんですが、その研修の内容について教育委員会としては把握されているのか。何回、各学校で行われているのか。その効果はどういったものがあるのかということは把握されているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

各学校においては学校経営計画がございます、その中で服務研修計画がございます。1学

期、2学期、3学期それぞれ教育公務員の服務についてであったり、あと飲酒運転防止についてであったり、具体的に示されながらこちらにも報告があります。また、その効果性というところでは、近年におきましては性暴力等についての大きな事案はないというところからは、日々管理職としては職員に対して指導がなされているのかなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

今学校のほうではそういった事案がないということで、管理者を通してそういったことが実施されているのではないだろうかということでの答弁なんですけど、後からも出ますけれども、それが本当に事案が発生していないだけなのか。それが発覚していないのか。報告されていないのかということを含めて、どのような実態の把握をされているのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

平安山議員の質問にお答えいたします。

実態把握につきましては、関係機関と密な連携を持ちまして、いざ事が起こったときにはすぐにこちらに連絡が来るようにというところで状況を確認してまいります。そのような事案があった場合には、今後の対応策を講じていくということと、あと性被害があった場合には被害児童生徒の心のケアを中心に体制の強化、そして組織的な取組だったり、あと保護者のケアというところの進め方で計画をしているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

子供たちが安心して声を上げられないからこそ、こういった温床があるというふうに思うんですね。その対応というのはどういったふうに今構築されているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

平安山議員の質問にお答えいたします。

相談窓口は教育委員会ということなんですけれども、各学校におきましては心の相談ということでカウンセラーの先生方がいらっしゃいますので、そのカウンセラーの先生だったり、あと担任、養護教諭等、相談できるチャンスはあるんですけれども、常々校長会、教頭会でもお伝えしているのは、子供たちの様子をしっかりとアンテナを張って見るようにということを先生方にお伝えして、「あれ、ちょっとおかしいな」と思ったら必ずこの子だったり保護者だったり、何でもないときに連絡するというのも効果的ですよということでお伝えはしているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

子供を観察するほど学校現場ってゆとりはあるのかなというのが率直な感じがいたします。心の相談室というのは常時開かれていて、子供が気軽に相談できるような環境が整っているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

平安山議員の質問にお答えいたします。

心の教室という名称ではないんですけれども、中学校におきましてはカウンセラーの方を中心に子供たちを受け入れるという状況もありますし、村内でありましたらスクールソーシャルワ

ーカーが家庭だったり、子供たちもちろんそのような関わり方、ちょっと様子がおかしいときにはすぐに報告に来てというようなところで連携をしているところです。小学校におきましても担任を中心に、忙しいということは日々続くんですけれども、担任についてはしっかり子供たちの様子を見るようにということで指導助言をしているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

子供たちが性被害を受けているという自覚はあると思いますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時18分 休憩

午後 2時19分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

平安山議員の質問にお答えいたします。

各学校におきましては毎月のようにいじめについてのアンケートがございまして、その中でも困り感だったり、そういうところで子供たちが回答できるようなそういう環境がありますので、何か性被害に遭っているというところでの子が困っているという場合には、すぐにそれを察知することが可能だと捉えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

アンケートの内容がちょっと見えていないので、それがどういった形なのか、もしここでお伝えできるんだったら、ちょっと内容を聞かせていただきたいと思います。その対象となる学

年というのは全学年なんですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

平安山議員の質問にお答えいたします。

具体的には友達から嫌なことをされましたかとか、嫌なことはありませんでしたかとか、そのような項目の内容のものになります。また、その内容は集計されて、また組織的なところで学校は確認して、もし早急に対応が必要であれば対応していくと、そういう流れになっております。

対象学年は全学年になっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

嫌なことをされたかどうかというのはすごく抽象的だなという感じがします。それが性被害ではなくて単にいじめというんですか、そういったところも含まれるような気がするんです。そういったところをはっきり書けないのかなって今の答弁を聞いていて思うんです。それは性被害なのか、そうじゃない被害なのかという区別というのはどういったふうにされているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

平安山議員の質問にお答えいたします。

各学校においては、いじめの芽を摘むということで軽微なものでも全て報告できるような環境を整えているところです。例えば嫌なことがあったと回答したならば、それはどんなことかということを担当を通してこの子に聞いていくと、そういう流れがございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

私は今性被害に特化して質問させていただいているんです。子供たちが、自分が性被害を受けているということでアンケートに回答されたということはありますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

平安山議員の質問にお答えいたします。

これまではございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

今の答弁とかいろいろ聞いていく中で、性被害があったかどうかというアンケート形式になっていないような気がします。そこはもう少し見直していく必要があるのかなというふうに思います。だから子供たちが声を上げきれないというのはそこにも一つ問題があるのかなと思いますし、先生にそういった嫌なことをされたかというようなこともそのアンケートの項目の中にはあるんですか。友達同士というだけなんですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時23分 休憩

午後 2時24分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

平安山議員の質問にお答えいたします。

主にこのアンケートについては子供同士のアンケートにもなっておりますので、大人から何かをされたというような項目ではないものになっております。状況に応じてこのアンケート内

容については検討していきたいなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

それではなかなか実態を把握しているとは言えない状況があったんだなということを今確認できたと思いますので、ぜひそのアンケートの内容をしっかりと見直して、子供たちが性被害に遭っているんだということを自覚できるようなアンケート形式、特に低学年は自分が何をされているのかさえも分からない。先ほども小学校低学年のお子さんが性被害に遭い、そういう不同意わいせつ罪で2年6か月の判決を受けた。その子供はもうPTSDにまでかかって学校に登校できないというようなことも出てきている。それぐらい学校現場というのは大変な状況なんですよね。後からまた出てきますけれども、SNSとか盗撮の問題も教員同士が一緒になってやっている事案というのものもあるわけです。だから先ほどから私の言いたいことの一つとして、臭いものに蓋をするというような、お互いをかばうようなことは絶対してはいけないというふうに思うんです。特に沖縄というのは米軍からの性被害というのも後を絶たない状況、そういった尊厳を守る意味でもしっかりとこは、子供たちの性教育の必要性というのはとても問われているんじゃないかなというふうに思います。

先ほどの相談窓口の体制について回答がまだ得られてないのかなと思いますので再度確認したいんですけれども、それは常時いるのか。どういう体制であるのかということをもう一度お願いいたします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

平安山議員の質問にお答えいたします。

主に常時、指導主事のほうでそういう相談がございましたら対応させていただいております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

指導主事というのは先生のことでしょね。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

失礼いたしました。各学校におきましては、教育相談の先生を中心に相談を受け付けるような体制を整えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

すみません、何度も繰り返して申し訳ないんですけれども、それはちゃんと学校に常時いて、子供たちがいつでもその相談窓口のほうに相談ができる体制ということでしょうか。それとも何かしら担任を通すとか、何か手続をしないとイケないような状況なんでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

平安山議員の質問にお答えいたします。

各学校にはカウンセラーの先生もおりますので、その先生にも相談するんですけれども、身近な担任の先生に相談するというのが小学校では主に行われているのかなというふうに思います。それと中学校におきましては、そのカウンセラーの先生が子供たちの対応をしながら相談を受け付けているのかなというところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

この教職員における性被害というのは、子供たちがもし担任にそういうことを受けていたらまずできませんよね。それをどうやってほかの先生たちがカバーしていくのか。まず、そもそも教員自体がそういったことをしちやいけないんだということを理解して、学んでいくことが大切なことだというふうに思うんです。研修もいろいろ計画をされてやっているということなんです、何か今の話を聞いていて実態が伴っていないような気がするんです。だから、それがすごく懸念されるなというふうに思います。

今後この処分者がいないということを維持するためにはどのような取組が重要だというふうに思いますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

平安山議員の質問にお答えいたします。

やはり服務に関する指導を徹底していくというところで教育委員会としても校長会、教頭会において事例を出しながら、あとこれに係る処分等も含めたところで、具体的なところでなぜいけないのかということの大前提としながら指導助言をしていく必要があるなと捉えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

改めてまた確認なんですけれども、それは今現在やられていないということでしょうか。今後それをやっていくということでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

平安山議員の質問にお答えいたします。

校長会、教頭会におきましては、毎月のように服務については口酸っぱく指導助言をしてい

るところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ぜひ実態が伴うような研修等をしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

案件によっては把握する場合があるというふうなことなんですけれども、案件というのは既に対応しないとイケない重要なことだというふうに私自身は認識しているんですが、それを把握する・しないという線引きというのがあるんでしょうか。何かその辺がちょっとよく分からないんですよね、この答弁の趣旨が。把握する場合もあるというところの意味がちょっとよく分からないので、もう少し具体的にお聞かせいただけますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時31分 休憩

午後 2時34分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

平安山議員の質問に答えいたします。

事案が担任に伝えきれない場合というときには、本村の各学校の特色でもあるんですけれども、チームとして各学年運営しておりますので、子供についてはほかの担任の関わり、そういうのもとても深いところがあるのかなというふうに捉えております。よって、担任が難しければ隣の学級の担任とか、隣の学級の担任もこの子の変容とかそういうのに気づきながら情報交換をしていると、そういうふうな報告は随時受けております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

かなりしつこく質問したのかなと思っておりませんが、被害者が出ないということは加害者も出ないということなので、そういう学校環境をつくっていただきたいというふうな思いから、少しちょっと踏み込んだ質問になったというところを理解していただきたいなというふうに思います。

県教育委員会よりマニュアルがあるということなんですが、それは学校現場ではちゃんと活用されているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時36分 休憩

午後 2時36分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

平安山議員の質問にお答えいたします。

令和5年9月1日に県のほうから性暴力被害児童等への対応手順ということでA4、1枚にまとめられた対応手順のものがあります。全部で4つの項目がございまして、性暴力被害の発覚・初動対応、2つ目に初動対応から得た情報共有・判断、3つ目に対応方針決定後の対応、最後に継続支援ケアということで、対応をすぐに行えるようにということで県のほうから出されているものがございます。これをまた校長会、教頭会等でも何度も周知しているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

これは全ての職員に対しても周知されているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

平安山議員の質問にお答えいたします。

会議等を通して学校長のほうから各職員にこの対応手順については周知されております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

分かりました。教員によるわいせつ事案は被害に遭った子供やその家族に深い傷を残し、学校への信頼も揺るがす大変深刻な問題です。事件後に不安で眠れなかったり不登校になってしまう子供の姿から、その苦しみの大きさを私たち大人は決して見過ごしてはなりません。子供が毎日安心して学校に通えること、そして保護者の皆様が安心して大切なお子さんを託せることは教育の基本であり、地域社会全体で守るべき土台です。教員は子供にとって模範であり、人生を左右する存在であることを改めて自覚していただきたいと思います。では、次の質問に行きたいと思います。

日米地位協定について、外国人で登録している大型犬は10頭である。そのうちの闘犬は2頭とありますが、外国人の定義とは。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

平安山議員の御質問にお答えします。

ただいま外国人の定義というふうにありますけれども、日本国籍を有していない外国籍の方が北中城村に住んでいるというくくりとして外国人というふうにお答えしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

日米地位協定該当者の飼育状況は把握されて

いるんですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

とりわけ日米地位協定に該当する外国人の方ということで、別立てで把握しているということとはございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

先ほどの外国人の定義について、これは北中城の広報紙の世帯数とかが書かれているところを見ますと、外国人とは大使、公使、総領事及びその家族、大使館の職員、外交官とその家族、地位協定該当者を除いた数というふうなことです。それで、ここはあくまでも外国人、軍人軍属ではない外国人のみの登録者というふうなことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

これについては日米地位協定に限らず、外国人として私らのほうがペットとして飼っている犬の登録、それがあつた場合のものへの数として上げてございますので、その詳細については把握してございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

確認なんです、外国人としての登録者というのは住居がここに登録されているから把握しているということでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

そのとおりです。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

日米地位協定に該当する米軍に所属する軍人や軍属、そしてその家族は住民登録はしなくてもいいというふうな日米地位協定でなっているので、犬の登録もしないというような状況なんです。今地域が、自治体がそれを把握するというのは事実上難しいというのはとても感じるところではあるんですけども、この間、美崎地区でそういった大型犬が歩き回っていたのを見たときに行政としてどのような対応をされていたのか。住民の不安を解消するためにそのときどのような対応をされていたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

御質問の件について、その大型犬の徘徊があつたという日が6月8日、日曜日になっておりましたので、翌9日になって私どものほうも沖縄署のほうから連絡をいただいて、その現場に行つてその飼い主から情報を聞き取つて、厳重注意をしたところであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

この方はやっぱり日米地位協定の関係者だつたということでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

一般の村民ということです。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

外国人じゃなくて日本人、沖縄の人だったということなんですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

犬の登録もございましたので、これに関して飼い主としては日本人であるということを知っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

理解しました。

過去5年間で咬傷事故が2件、うち軍関係はゼロ件とのことですが、いずれも住民生活に影響を与えかねない事故だというふうに思いますので、その後、同様の事故を防ぐために自治体としてはどのような事故防止策や指導を行っているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

咬傷事故が起こった場合、我々のほうとしましても事故があった現場というか飼い主のほうを調査いたします。どういったものがあったのかなということを含めて警察に届けるのか、あるいは病院に行く必要があるのか、そういったものも調査して、飼い主にも適切に飼うように指導をしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

この方たちはこれまでの事件というんですか、

事故の場合にはちゃんと指導されて、適切な飼育の上でそういった事案が起こったというところでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

過去5年間のうちの2件ですけれども、これはいずれも例えば我々のような村民の自宅に訪問する方、あるいは郵便物等を配達するような方が対象者に訪問した際にかまれたという事件でありましたので、徘徊等は関係なく適切に飼っていたけれども、その敷地内でかまれたという事件になっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

分かりました。

その辺はちゃんと狂犬病予防法に基づいて予防接種もちゃんとされているという認識でよろしいですね。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

1件に関しては予防注射が未接種であったために、早急に接種を行うよう指導票、あと宣誓書を記入してもらっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

その際、そのかまれた方というのは病気とか何かそういった異常があったりしましたか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

そういった異常があるとは報告は受けており

ません。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

その方は今後しっかり予防接種はしっかりやっていると認識でよろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

そのとおりでございます。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

対策についてですが、周知方法等対策に苦慮している状況は理解いたしました。多くの住民は大型犬や基地内の犬の扱いについて不安を感じていると思います。住民の安心を高めるため、自治体として基地側との連携や効果的な周知方法をさらに工夫していただくことが望ましいと思いますが、本村としてはそのような取組とかというのは行われているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

外国人に特化して周知啓発するというようなことは本村のみで、単体で行ったことはございませんけれども、昨今の事件の事案に関しまして沖縄県のほうで在日米軍の協力依頼文を6月3日付で発出していると聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

北中城も周辺にはそういった喜舎場ハウジングとか、あと地域の方でも外国人が多く住んでいらっしゃいますので、その辺の対策もしつ

かりやっていただきたいというふうに思います。

今年、沖縄市では4月に飼い主と散歩していた小型犬に米軍族の家から逃げた大型の土佐犬が飛びかかった事件とか、5月には金武町の民間敷地内で飼われていた犬が米兵の元から逃げ出したピットブルに襲われたとか、宜野座村では路上で米軍人がリードなしで散歩をさせていた大型犬が70代男性にかみついて腕にけがをさせたという事件とかもあるんです。日本国内で犬を飼う際はしっかり居住している市町村において登録申請を行い、狂犬病予防をしっかり受けているというふうに思うんですが、先ほども言いましたように日米地位協定によって住民登録の対象外の米軍関係、飼い主の登録が必要ないというところからも、民間地に住んでいるのなら日本国内法に遵守するべきだというふうに思います。市町村に納税していないのに家庭ごみや収集などの行政サービスを享受するなど、不公平であるというふうに思うんです。

改めて日米地位協定の見直しについての懸垂幕を常時設置することを求めますが、当局の意見を改めて伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

現在設定している懸垂幕なんですけど、鋼鉄製というか鉄ではなくて布地になります。今おっしゃっていた常時懸垂幕を設置するとどうしても紫外線にやられますので、私どもとしては喜屋武すま子議員の御質問でも答弁したようにイベントごとに、今懸垂幕をイベントの日を境に前後1週間ずつ計2週間掲示してまして、このスタイルを継続したいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

分かりました。米軍基地内外の大型犬の登録

や管理、咬傷事故防止、狂犬病対策やワクチン接種の徹底など、地域の安全安心に関わる課題を改めて確認したと思います。基地内で飼育されている犬も含め登録や管理、周知がしっかり行われることは、子供や高齢者を含む住民の皆さんが安心して暮らすために欠かせない大切なことです。自治体としては基地側へ県や国と連携しながら、情報共有や周知にしっかり取り組んでいただきたいと思います。住民の皆様が安心して暮らせる地域社会を守るため、引き続き必要な改善施策に努めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時53分 散会

令和7年第6回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 7 年 9 月 5 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和7年9月11日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和7年9月11日 午後2時58分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番		
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		大 城 律 也			
	9 番 議 員		上 間 堅 治			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與 那 城 世 代 子			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	仲 本 正 一	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子		
	企 画 振 興 課 長	徳 峯 惣 一 郎	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	住 民 生 活 課 長	比 嘉 利 彦		
	福 祉 課 長	安 次 富 規 昭	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		
	こ だ も 未 来 課 長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学 校 教 育 指 導 主 事	兼 島 栄		
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和7年9月11日（木曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
5	伊 集 守 吉	1. 米軍用機からの爆音被害防止対策について 2. キャンプ瑞慶覧返還における跡地利用について 3. 生活道路としての私道と里道について
6	喜屋武 功	1. 学力向上への取組みと環境変化（ゾンビタバコ等）について 2. 北中城村観光協会の存在意義について 3. 村内企業優先発注の見える化を図るべき 4. 公園駐車場に関わる行き過ぎた対応について 5. 村荻道登又線整備事業の進捗状況と災害対応 6. 中北消防におけるハラスメント調査の結果は
7	屋 良 朝 春	1. 環境整備、感染対策について 2. 小規模企業振興基本条例の制定について 3. クリーンセンター整備について
8	比 嘉 正 志	1. 中北消防の早期退職の流れは治まったか 2. 村内公立小中学校周辺の環境美化について 3. 立村80周年を夏季巡回ラジオ体操で盛り上げよう

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．10日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

おはようございます。

これより通告に従いまして、一般質問を3点行います。

まず1点目、米軍用機からの爆音被害防止対策について。

沖縄県には、日本にある米軍専用施設の約70%が集中しており、土地の利用制限、騒音、環境汚染、事件・事故等、様々な問題を引き起こしています。特に住宅密集地の中南部に嘉手納基地、普天間基地を抱え、日頃より県民は基地からの騒音に悩まされており、北中城村においても低空で飛行する戦闘機、オスプレイの爆音の中での生活を強いられています。また嘉手納基地からの戦闘機訓練はけたたましい爆音で、北中城村上空を何度も旋回して行きます。その爆音の中での生活を少しでも改善する対策として、防音工事が必要だと考えています。そこで次のとおり伺います。

①北中城村で防音工事が行われている地区は何か所ありますか。

②北中城村においても、全域に防音工事が必要だと考えるがどうですか。

③北中城村の防音対策について、これまで沖縄防衛局と協議したことはありますか。

次に2点目です。キャンプ瑞慶覧返還におけ

る跡地利用について。

キャンプ瑞慶覧における住宅統合で、2024年度以降ロウワープラザ住宅地区と喜舎場住宅地区の一部返還が予定されています。ロウワープラザ地区においては現在、返還跡地利用のため土地区画整理組合設立準備会で、組合設立に向けた作業を進めています。今回は、喜舎場住宅地区の一部返還について次のとおり伺います。

①喜舎場住宅地区の一部返還条件について。

②一部返還面積について。

③返還後の跡地利用計画は。

次に3点目です。生活道路としての私道と里道について。

村内には昔から村民が生活道路として利用している私道と里道があります。それは地域住民になくてはならない重要な生活道路です。特に私道については、村道と認定されていない箇所が多く見受けられます。今後、災害など様々な問題が起きる可能性もあり、村民が利用している生活道路について、次のとおり伺います。

①私道と里道を活用して、村道として認定している所は何か所ありますか。

②生活道路で災害が起きた場合の村の対応は。

③村内里道の面積について。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、伊集議員の御質問にお答えいたします。まず1番目の米軍機からの爆音被害防止対策についてでございます。

防音工事が行われている地区は何か所あるかということで、①の回答といたしまして、安谷屋、石平、荻道、瑞慶覧、島袋の5地区の全部または一部地域が指定されています。

②の防音工事が必要と考えるかどうかということで、②の回答といたしましては、村全域において防音対策は必要と考えます。

③の質問として、防衛局に協議したことがあるかということでございます。回答といたしまして、防音対策に限定した協議はしていませんが、米軍航空機騒音被害の軽減に対する要請をしています。

大枠2番目のキャンプ瑞慶覧返還における跡地利用についてでございます。

①の質問として、喜舎場住宅地区の一部返還条件ということで、統合住宅32戸の移設が返還の条件となっています。

一部返還の面積についてでございますが、面積については、約5ヘクタールでそのうち約1.7ヘクタールが県道拡幅用地となっております。

③に返還後の跡地利用計画についてでございます。跡地利用については、検討中ですが、スマートICの拡充及び公共機能、商業機能等を核とした跡地利用の検討をしているところでございます。

続きまして3番目の生活道路としての私道と里道についてでございます。

①の回答といたしまして、村道の整備に際しては、そのほとんどが元々集落で利用されていた里道を活用されたものであると理解しております。また、私道の活用について、近年では事例はなく、過去については確認が困難なため事実是不明です。なお、開発道路として整備された道路のうち、開発に先立ち道路構造基準等について村と事前調整を行い、適正に施工が完了したものが村管理として移管された道路があります。

②の生活道路で災害が起きた場合の対応ということですが、生活道路で災害が起きた場合の対応については、私道の場合は当該道路の地権者などの道路管理者が復旧等をするようになります。なお、人命救助など緊急性に鑑み道路啓開（瓦礫の除去等）を村が行うことは考えられません。

③の村内里道の面積についてでございます。村内里道の面積については、集計データがなく、またかなりの数があり把握できておりません。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

では、再質問を行います。

まず1つ目の米軍機からの爆音被害防止対策について、これは関連しますので①から③まで一括して質問したいと思っております。防音工事が指定されている地区は、安谷屋、石平、萩道、瑞慶覧、島袋の5地区の全部または一部地域との答弁です。防音工事が必要として指定されるには、何か基準があるのですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えいたします。

基準といたしましては、うるささ、騒音レベルのWという数値がありまして、その75W以上の地帯が住宅防音工事の対象地域となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。

キャンプ瑞慶覧における空き地返還は、喜舎場住宅地区の家族住宅32戸、ロウワープラザ家族住宅102戸の移設が返還条件との認識でよろしいですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

では、この新聞ですね、これは9月3日の新聞です。米軍用機騒音夜間、早朝増として掲載されたもので、嘉手納基地と普天間飛行場周辺の騒音について、2024年度県が騒音測定局、32局について発表したものです。村長、これを御覧になりましたか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

掲載されたことについては存じております。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

これによりますと、県の騒音測定局、計32局の中に、荻道、大城、熱田の3か所の測定局があります。その騒音レベルを示す指数が普天間飛行場の宜野湾市の大山や、その周辺と変わらないのです。先ほど答弁にありました北中城村で防音工事が指定された5か所以外にも喜舎場、仲順の学校周辺をオスプレイや軍用機が低空で飛行しているのが確認できます。学校に、特に子供たちに大きな影響を与えていると思いますがいかがですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

確かに区域以外でも騒音があるのは把握しております。それにつきましても、防衛局等に度々騒音被害についての要請は行っているところ です。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

ぜひよろしくお願ひします。

それから、先ほど話ししましたが、嘉手納基

地からと思われる戦闘機が物すごい爆音で何回も旋回して行きます。米軍航空機からの騒音は、村全体が影響を受けていると私は考えます。沖縄防衛局に、米軍航空機騒音被害の軽減に対する要請をしているとの答弁ですが、それはどのような要請ですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

騒音被害についてでございますが、要請といましては令和4年7月26日付で沖縄防衛局長に対し、米軍航空機に起因する地上デジタル放送及び受信障害及び航空機騒音被害の改善について要請しております。また、毎年軍用地転用促進基地問題協議会において騒音被害が取り上げられておりますので、昨年度も村長も県外要請に参加して、防衛省へ米軍機の騒音被害の軽減については直接要請をしているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。

基地からの騒音は、沖縄県が抱える大変な問題ですが、なかなか解決しないどころかさらに騒音が増加し、基地周辺地域住民の生活環境に大きな影響を与えています。答弁では、村全域に防音対策は必要と考える。しかし沖縄防衛局と防音に限定した協議はしていないとのこと です。村として、もっと米軍機の防音対策に取り組む必要があると思うが、村長はどう考えますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

伊集議員の御質問にお答えいたします。

住宅防音の対象地域の拡大についてですけれ

ども、これについては我々も承知しておりますので防衛局のほうにしっかりと要請をしてまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

私も、村全域に絶対防音工事は必要だと思っています。最近は、もうひっきりなしに飛行機が、今まで屋宜原は飛ばなかったんですよ。それで最近もううるさくて、ぜひこれは頑張ってください。

騒音からの生活環境を改善するため、村全域の防音対策が必要です。沖縄防衛局に村の現状を説明し、ぜひ実現させてくださるようお願いします。

次の質問に移ります。2点目、キャンプ瑞慶覧返還における跡地利用について。キャンプ瑞慶覧における基地返還は、喜舎場住宅地区の家族住宅32戸、ロウワープラザ家族住宅102戸の移設が返還条件との認識でよろしいですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えいたします。

キャンプ瑞慶覧における住宅統合に伴う施設の返還条件ですが、喜舎場住宅地区の一部が32戸、ロウワープラザ地区が102戸となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。

喜舎場住宅地区が家族住宅32戸、移設の返還条件ですが、同時返還ではなくロウワープラザ地区より先に返還される可能性はないですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えいたします。

戸数の少ない喜舎場住宅地区の一部から返還というお話をお伺いしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。

もし返還が先になるようでしたら、早急な対応が必要だと思うのですが、対応はどうなっていますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

現在、喜舎場住宅地区の跡地の利用検討業務を進めておまして、この事業の中で跡地利用の検討を進めているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。

喜舎場住宅地区の一部返還については、約5ヘクタール、そのうち約1.7ヘクタールが県道拡幅用地との答弁で分かりました。県道拡幅用地以外の残り3.3ヘクタール、約9,900坪の跡地利用をどうするのか。キャンプ瑞慶覧喜舎場住宅地区の総面積からすれば、すごく一部の細切れ返還だと思っています。県道拡幅用地は、ぜひ必要ですが、残りは区画整理事業をするにも厳しい面積だと思う。このような返還の在り方について、村長はどう考えますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御指摘のように、細切れな返還ですと大変跡地利用に苦慮するところがございます。そして、

また地権者の皆さんの意見等、なかなか自ら開発するということが大変困難なものがあると思いますので、そういった返還については、行政としては大変難しいものがありますので、やめていただきたいということは本音ですけれども、しかしこれはもう返還されることが決まっておりますので、とりあえず村としてもその跡利用計画についてはしっかりと検討して、また地権者と一緒に提供できればと思います。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。ぜひ頑張ってください。返還は決まっていますので。

先ほど話した跡地利用をどうするかです。跡地利用については検討中で、スマートインターチェンジの拡充及び公共機能、商業機能等を核とした跡地利用との答弁です。様々な検討をしているようですが、一番大切なのは地権者の理解だと思います。地権者に対する説明はどうなっていますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えいたします。

今年の4月に防衛局長より直接村のほうに訪問がありまして、その際におおむね喜舎場住宅地区から先に返還する、先ほど申しましたように喜舎場住宅地区からの返還が先だということの御説明を受けまして、今年の5月の軍用地主会の評議会に村長、私と担当職員と一緒に地権者への説明を行ったところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。地権者に対する説明は、しっかりとお願いします。

答弁の中で、スマートインターチェンジの拡充とありましたが、スマートインターチェンジを造ることにより、村に何かメリットがありますか。例えば補助金が下りるとか、財政的な。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えいたします。

スマートインターチェンジを拡充することによりまして、現在の北中城インターチェンジであるとか、沖縄市側の沖縄南インターチェンジとかの交通量の緩和が見込まれますので、村に限らず中部圏域全体で総合的に渋滞緩和して、それによりまして経済効果が生まれるかと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。別にスマートインターチェンジに反対ではないんですが、懸念されるのは、交通渋滞です。現在、役場の前が那覇向けインターチェンジを利用する車で、時間帯によっては郵便局近くの交差点まで渋滞しているのが見受けられます。新しいスマートインターチェンジができれば、安谷屋方面からの車でさらに渋滞が発生するのではないかと考えています。そこはどう考えていますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えいたします。

北中城インターチェンジの渋滞は緩和されますので、トータル的に考えて渋滞が緩和されるのかと考えておりますが、これからも交通量推計など、慎重に判断していきたいと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

北中城インターチェンジのほうは緩和されるかもしれない。けど車はこっち側が多くなるんじゃないですか多分、私はそう思っています。渋滞が激しくなるんじゃないかと思っています。

次に、公共機能、商業機能等を核とした跡地利用等をいろいろ検討しているようですが、返還面積が小規模で、村も跡利用計画を立てるのも大変だと思っています。今後、地権者と十分協議しながら進めてほしいと思いますが、最後に村長に答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

インターチェンジの効果というのは、こういう効果も当初の段階で話し合われていました。国道とか、あるいは主要幹線道路のほうに北中城という文言が、看板が掲げられるわけです。そうすると北中城の知名度が上がるというようなことを当初、私は何十年か前に聞いたことがございます。そういう効果。そしてまた交通の利便等については、今おっしゃったように危惧される場所もありますけれども、経済効果としては非常に大きいものがあるということがありました。また今、跡地利用計画等につきまして、5ヘクタールから約3.3ヘクタールの残り分についての計画になりますけれども、これは地権者の皆さんも大変心配しているところだと思いますので、しっかりと地権者と協議をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

しっかり計画を立てて頑張してほしいと思っています。

次に3点目の生活道路としての私道と里道について。これも関連しますので、①から③まで

一括して質問をしたいと思っています。

まず、答弁では村道の整備に関しては、もともと集落で利用されていた里道を活用されたものである。私道の活用については近年では事例がなく、過去についても確認が困難なため不明とあります。私がなぜこの質問をするかといいますと、10軒ほどの方々で利用している生活道路ですが、村道か私道なのか分からない道路があります。もしそこが私道だと災害が起きた場合、復旧等は地権者で行い、村は人命救助や道路啓開、瓦礫の除去等を行うと言っています。村として、ほかに支援することはできないんですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず道路そのものが原因で崩れる、大きな意味で、要は原因者負担、何が原因でそれが発生したのかというのがまず大きいです。それとその管理者が、その管理を行うという義務を負いますので、基本的にはその管理者がいろいろな意味で責任を持つということになってきます。ただそれが災害なのかどうかというところで、例えば大規模な地滑りが生じた場合は、その地滑り対策事業としての認定を受けられるというようなものがあれば、そういった対策は、補助事業としてですね、この場合、県のほうが主体になると思うのですけれども、そういった対策が考えられます。ただ日常的な管理、例えば大雨で少し崩れたとか、そういったものは発生するというのは考えられるんですけれども、その場合もその原因者、その道路管理者が直接責任

を負うと、対応するという事になってまいります。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

大変申し訳なかったです。これは後で言おうと思ったんですよ。大雨とかの話はですね。進めます。

経済的に余裕がある地権者だと、復旧等は可能だと思います。しかし、余裕がある方は少ないと思います。もし地権者の方々がこの生活道路、これを村に提供してもいいと言ったら、村は村道に認定することは可能ですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

その道路がきちんとした、構造がしっかりしているもの、道路構造基準がそれに適用するような整備がなされて、もともと状態がいいという場合、それで村道からのつながりがあって、将来的に多くの人々が利用するというような場合、こういった場合には移管を受けるということは考えられますけれども、ただ持て余してしまって、何とか村で引き取ってくれという話になりますと、それはちょっと対応がしづらい。そもそも個人で開発して、あと困ったから面倒を見てくれというのは、これはちょっと筋が違うところで、状況によつての判断にはなりませんけれども、基本的にただ管理できないから何とかというような話は、なかなか村としては対応しづらいという状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

高台などにある、さっきのものとまた一緒に

んですけれども、高台などにある生活道路ですね、地震や大雨などで土砂崩れなどが起きないか、地権者はいつも心配だと思っています。村行政として、私道の整備に向けた助成についての考えはどうか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

これは県外の事例ですけれども、能登半島の大地震と、その後の大規模な豪雨がありまして、そこで私道が損壊を受けているというものへの対応として、その市のほうで助成金を出す。ただ助成金も1件当たり10万円とか、そういったあまり大きな額ではないんですけれども、そういった制度を設けているところはございます。もし大規模な災害とか、そういった状況に応じて、またこれは政治的な判断になると思うんですけれども、そういった対応を検討していくことになるのかと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。

まだ時間はあると思いますので、私が経験したことを少し話したいと思います。私が二十四、五歳のとき、屋宜原にあったぐしけんパン工場のほうから流れている水路につなぐ側溝を造るため、自治会員を総動員して工事を行ったことがあります。現場まで約30メートル、U字溝を二人一組で担いで運び、工事も完了しました。私道も同じだと思っています。何軒かの家を建てるため、地権者が土地を提供し、自治会員が総動員して造ったものだと思っています。もちろん資材は村の補助だと思っています。昔の人たちが苦勞して造った私道です。私道だから問題が起きたら地権者の責任でやりなさいで

は通らないと思っています。これからの時代、私道の生活道路に対しての考え方も変わってくるとしています。北中城村の考え方も前向きになってほしいと思っています。ちなみに宜野湾市の佐喜眞市長は、去年12月に生活道路として使用され、老朽化する私道の整備に向けた助成について、次年度より、今年度ですね、実施できるように取り組むと前向きな姿勢を示したと新聞に載っていました。北中城村もそういうすばらしい考えを持って、前向きになってほしいと思っていますがどうですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

伊集議員の御質問にお答えいたします。

大変村内には多くのこのような事例がございまして、我々の考えるような、規模を超えるような予算の額を計上しなければいけないというものがございまして。また私道以外に、既に認定された村道にも大変な道路整備の需要がございまして、そこに即対応するという事は大変厳しいものがあると思っています。ですからこれについてはどういう対策があるのか、これから関係課相談して、どういうことができるのかということもまた検討してまいりたいと思います。ただ私道ですから、なかなか我々行政が入り込みづらいところがございまして、それが村道に認定されるような道路であれば、我々もいろいろな手立てが可能かと思っております。しっかりとまた皆さんの要望等について検討してまいりたいと思います。ただ大変予算を要するところがございまして、これは即できるということは大変難しいものがあると思っています。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

財政的なものもあると思うんですけども、私道、生活道路というのは、やはり昔の方々が苦勞して造った生活道路です。それも1軒だけで使っているわけではなくて、何軒も使っているんです。さっき話したように10軒以上使っている生活道路もあります。そういう方々が今利用している。それもこの生活道路というのは、本当に昔の方々が自治会の方々、全ての方々が総動員して造った道路なんです。これに少しは、何かあった場合はやはり助成するとか、そういうのはやってほしいと思って、今日質問していますので、よろしくをお願いします。

次、里道の管理は村ですけども、管理はどのようにやっていますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この里道につきましては20年ほどになりますか、国のほうから地方に移管するという事で、その際に村がその里道の管理を受け継いだというところがございまして。ただし里道というのは、もともと地域で使われていた生活道路、あぜ道であるとか、そういった経緯がありまして、これは国管理のときからそうなんですけれども、その地域、使われる方、受益者のほうで管理いただくということで、日常的な草刈りであるとか、そういったのは地域のほうでお願いしていると。ただ何か構造物を造るとか、そういった場合には村のほうで対応しているというところはございまして。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

里道は、使い道はいっぱいあると思うんです。この里道というのは、村内にも相当あると思うんです。それを利用して、私は令和2年3月定例会で袋地について質問しました。私道や里道を利用して道路整備することにより、袋地も解消し、村のまちづくりにもなると思います。村も発展していくと思いますが、それはどういうふうに考えていますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

その里道を含めて、新しい道路整備、これはまちづくり全体に影響する話ですので、そういった全体的なまちづくりの中でその道路が必要であるというところであれば、新たな道路整備というのは考えられます。ただ一部の人の受益に資するため、例えばそこから道があると住宅が造れるとか、以前御質問でいただいたときにはそのようなお話だったかと思うんですけれども、そういった場合については例えばセットバックして自分の土地を提供しながら、その建築基準に見合う道路幅員を確保するようなやり方であるとか、お互いで協力しながらそういった道を造るということは考えられます。ただ何でもかんでも村道整備として取り組みということになりますと、村としてはその対応は難しい面がございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。

屋宜原のことを言いますけれども、屋宜原の一番ど真ん中に、令和2年3月定例会でもお話ししましたがけれども、袋地があるんです。それも1か所、2か所とかあるんですよ。そこですね、里道は通っているんですよ。この里道を利

用して何とかできないかと。だからこの里道というのは、本当に使い道は幾らでもあると思うんです。これを何とかやってほしい。この里道を利用しながら村のまちづくりとか、そういう考えてほしいと思っています。

これで私の質問を終わります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

それでは通告に従いまして、6点の一般質問を行います。

1点目、学力向上への取組と環境変化（ゾンビタバコ等）への対応、取組についてでございます。

令和7年4月14日から17日に、全国の小学校6年生と中学3年生を対象に「全国学力・学習状況調査」が実施され、沖縄県内からは2万9,000人が参加、さき頃結果も公表されたが小中学校ともに全ての教科で全国平均を下回るという結果でありました。小学生の正答率を見ると、国語で全国平均よりも2.8ポイント低く64.0%、算数で7.0ポイント低く51.0%、理科では6.1ポイント低く51.0%でした。中学校においては国語で全国平均よりも5.3ポイント低く49%、数学で10.3ポイント低く38%。理科においても、全国平均よりも38ポイント低いという結果になりました。

そういう状況について、当局はどうお考えか。また北中城村の子供たちの学力テスト・学習状況などどうだったか、お聞きしたいと思います。そして村が取り組んでいる学力向上への取組がどういう結果につながっているかについてもお伺いしたいと思います。

また、笑気麻酔と呼ばれる指定薬物エトミデートを含む液体リキッドを入れた電子たばこを吸引する、いわゆるゾンビたばこというものが県内でも流通し、若い世代の逮捕者が相次いでいる。このゾンビたばこの蔓延を阻止するために、行政並びに教育委員会が関係機関と協議し、地域自治体、学校現場でもその注意喚起が必要と考えるがどうか。

2点目、北中城村観光協会の存在意義について。

令和6年度から、村長が会長を務めている観光協会であるが、組織の改革、改善をどう図り、どのような結果、成果につながっているか。現状、観光協会の取組の効果が見えない中で、北中城村の厳しい財政状況と、中城村との共同のまちづくりの取組等を考えたときに、両村で1つの観光協会として進むべきではないかと思っております。

3点目、村内企業優先発注の見える化を図るべきについて。

先月の臨時議会においても、村内優先発注の指名の在り方について、議会が二分する議論になりました。そこで北中城村において、多種多様な企業が存在している中で村当局がどう村内企業と向き合っており、各担当課が購入する物品や発注する事業にどう目を向けていけるかについて伺いたいと思います。私としては、村内企業発注率を公表し、見える化すべきだと思っておりますが、それについてお伺いします。

4点目、公園駐車場に関わる行き過ぎた対応について。

村内には22の公園があるが、駐車場のある公園の数と駐車場の管理状況について、特に公園利用者ではない目的外の公園駐車場の使用があった場合の対応について伺います。

5点目、村荻道登又線整備事業の進捗状況と災害対応について。

村道荻道登又線法面对策事業の進捗状況につ

いて伺います。また、村内で災害等が発生した場合に、北中城村商工会と災害協定を結んでいるが、災害が発生し協定に基づいた対応の流れについて実績はどうなっているかを伺います。

6点目、中北消防におけるハラスメント調査の結果について。

3月定例会においても、中城北中城消防本部でパワハラ事案はないかということで一般質問しました。そこで、中城北中城消防本部の管理者、副管理者、両村長部局から選定して調査をすると答弁したが、その後どうなったかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、喜屋武 功議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の学力向上への取組と環境変化については、教育委員会のほうから回答いたします。

私のほうからは、2番目の北中城村観光協会の存在意義についてということで回答させていただきます。

まず、観光協会については、昨年度より村職員1名を事務局長として派遣し、組織体制の強化を図っているところです。また、長年運営を行ってきたスタジオキタナカを閉鎖し、コスト削減と組織体制の見直しを行いました。中城村との観光協会の統一につきましては、慎重に検討をする必要がありますので、まずは中城村観光協会との連携を図っていきたく考えております。

3番目の村内企業優先発注の見える化を図るべきということに対しまして、公共事業（工事、委託業務）発注に関しては、契約及び入札等に関する透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保を図ることが大前提とした上で、地元企業が入札に参加され受注につながること

が最も望ましいと考えております。

4番目の公園駐車場に関わる行き過ぎた対応についてでございます。現在、村では都市公園が22か所（未供用のライカム地区を含め23か所）あるほか、ふれあいの森（農林水産課所管）とそれに隣接するロードパーク（村道仲順ライカム線）があり、このうち、駐車場を有する箇所が10か所あります。駐車場の管理として、通常の公園利用については自由に利用することが可能です。また、公益的なイベント（学校や地域の行事など）の場合には、事前の使用許可手続により許可をしております。

なお、長期間に及ぶ駐車や放置車両、公園利用者ではない者の駐車が確認された場合には、警告のチラシや本人への指導を行っておりますが、改善がなされないなど不適切な利用が継続する箇所においては、バリケードによる利用制限を実施しております。

5番目の村荻道登又線整備事業の進捗状況と災害対応についてでございます。村道荻道登又線法面対策工事の進捗状況は、令和7年7月末時点の進捗率は66.4%となっており、昨今の人手不足の影響もあり予定よりも遅れている状況で、現契約工事の完成は年明けになる見込みです。その後、新規に別途残り分の工事発注を行うため、全体の完成は令和8年度を予定しております。

また、村商工会との災害協定（北中城村における災害時応急対策支援活動に関する協定書）に基づく対応としては、令和5年8月に台風6号の影響に伴い村道での倒木と土砂崩落等が数多く発生したことから、その処理に当たり村から商工会に協力を要請、地元企業により迅速な対応がなされ村民の安全・安心な暮らしが早期に確保されたことに感謝をしております。

6番目、中北消防におけるハラスメント調査の結果はということです。現状把握を目的に、現在全消防職員を対象にアンケートを実施して

ございます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

喜屋武 功議員の1点目の学力向上への取組と環境変化（ゾンビたばこ等）についてお答えいたします。

まず今年度行われました全国学力・学習状況調査の結果につきましては、小学校においては国語で国の平均を2.8ポイント、算数においては9.5ポイント、理科については、4.1ポイント下回っております。また中学校においては国語で国の平均を5.3ポイント、数学では12.3ポイント、理科については44スコアを下回っております。

学習状況の調査項目の中において、小学校において「国語の勉強は好きですか」という問いに対し「好き」という回答が県の平均を10.1ポイント上回り、「算数の勉強は好きですか」という問いに対して「好き」という回答が県の平均を2.6ポイント上回っております。中学校において「国語の勉強は好きですか」という問いに対し「好き」という回答が県の平均を4.5ポイント下回り、「数学の勉強は好きですか」という問いに対して「好き」という回答が県の平均を6.1ポイント上回っております。

続きまして環境変化（ゾンビたばこ等）についてお答えいたします。

私たちが考えている以上に、薬物が小中学生の身近にあるという認識を持ち、児童生徒を「薬物から守る」という立場に立って、引き続き児童生徒への薬物乱用防止の注意喚起はもちろんのこと、各学校の実態、学齢に応じた非行防止教室の実施など、警察、行政、関係機関と連携した防止対策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

村長、今の教育長の結果を聞いて、全国平均からすると全て下回っているんです。県平均も、いわば理科だけですか、国語は同数ということに対して、前にも議会で言ったんですけれども、教育分野は教育長が全て答えて説明ではないと私は思っているんです。村長がそういう状況を見てどう思っているか。学力向上に対する事業もやっていますよ。それが結果が出ているかとなったら、私は出てないと見えています。好きこそもの上手なれということわざがあって、今の教育長の答弁では、好きと答えた子供たちが県平均より上、それでいいんですかという、これを答弁に持ってきたということは、成績はそんなによくないけれども、好きという子供がいるからまだいいんじゃないですかというふうな、その認識で答弁したのかと思いますけれども、それはどうかなと思う。村長の考え方、方針、この結果を受けて。毎年、この学力状況調査テストとかやっていますよ。それをどう村が、その結果を見て対応してきたのかというのが表れていない。どんな目標まで持っているかというのも、村長答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武 功議員の御質問にお答えします。

私もその結果については、大変ショッキングな思いでございます。早速、教育長に対しては今後村内の学力向上等について努めていただきたいということを申し上げているところでございます。教育委員会も現況をしっかりと受け止めて、今後の学力向上に努めていただきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

教育長、一日一日が大事なんです。子供たちへの学力向上、でも多様性という表現を使ったら、いやこんな成績とかではないよと言うんですけれども、現実には学力向上というのが行政に課せられた大きい役割だと思っています。

今、村長が結果を聞いてショッキングだったとなるんですけれども、多分毎年平均以下ですよ、国よりも県よりも。だからその村としての取組の責任は大きいと思います。学力向上に関わるちむあぐみから英語検定から、いろいろな事業はやって、村民の税金を使っているんです。それで成果を出していないというものをどう村民に説明するんですかとなったときには、これはしっかりやっていただきたい。この結果を受けて、どう目標を持って事業に反映させるかというのを言えますか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

今、議員御指摘のとおり本村だけではなく、県全体的に全国平均を下回っているという状況においては、非常に私たちも危機感を持っています。

今、学力向上の施策ということで、やはり分かる授業、それから子供たちが興味、関心を持つような工夫、授業改善を進めているところですが、特に今年からは自立した学習ということで、やはり子供たちが今なかなかすぐに結果が出るというのは非常に難しい部分のところがございますが、やはり将来にわたって、根幹にある、根底にあるそういう学び続ける力であるとか、自分に対する自信であるとか、肯定感とか、そういう部分のところをしっかりと作り上げていく、つまり自分自身で学ぶ態度というのでしょうか、そういう力をしっかりとつけていきたいと思っています。もちろん一つ一つの教科の知識、テストの状況においても、もちろん今後県平均、そして全国平均を目指すところで頑張っ

てまいりたいと思いますが、しっかりと今回の状況を分析し、学校と一緒に進めてまいりたいと。

そしてもう一つは、やはり学校だけで子供たちの育成をするというのは非常に難しいところもございます。ですから学校運営協議会、家庭・地域部会、そういう部分で保護者とのそういう連携も進めて、今後学力向上に努めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

教育長から、これはすぐ成果を出すのは、この一、二年で結果は出ないよと言っているんですけども、私が記憶した限りでは前の県の教育長で、諸見里さんが県の教育長をされていて、今は興南高校の校長をされているんですけども。あの方が教育長時代に、学力テストはいつも沖縄の場合は万年びりです。でもいろいろな調査をして、現場の先生たちも研修させたりして15位ぐらいまで上がったというのがありました。でも諸見里先生が退いてからは、また万年という、だからやり方ってあると思うんです。この間の一般質問でも、今後タブレット学習が広がって行ってデジタル教科書になるとかという、これはもうヨーロッパではこれを進めると確実に学力が低下するという結果が出ています。だけど文部科学省はこれを進めようとしている。先月の読売新聞でも、やっぱり読み書きすることが学力向上につながる。いわば村長、アナログなんです。デジタルは社会的ないろいろな動きの中で必要だけれども、勉強においてはアナログを北中城村で強力に推進する。この方法は、もちろん専門なので、どうしたほうがいいのかというのはあると思うんですけども、そこをしっかりと取り組んでいかないと、私は北中城の未来どころか沖縄の未来はないのかなと。もう大

きい流れに巻き込まれてしまって、気がついたら、次に言いますゾンビたばこも含めて、これは後から、アナログ回帰というのもちょっと念頭に入れてほしいというのを聞きたいところがあります。

ゾンビたばこも、これは確実に広がるんじゃないかと思っています。今、アジア圏内でも広がっているし、それと似たようなものが、フェンタニルというのがアメリカの、特に民主党系の知事の州ではこれは本当に広がって、もう社会問題化しています。これと同じように、沖縄でこれが進んでしまったらどうなるかな。だから危機感を持って関係機関と、このまん延防止に対して進めてほしいと思っているので、それについても聞きたいです。このエトミデート、ゾンビたばこというのはどういうものかとなったときには、笑気麻酔といって歯医者で使われる麻酔なんです。鎮静、鎮痛作用があったり、一時的な作用をもたらす。また切れるんですけども。また依存性も高い。私、動画も見たことがあります。このエトミデートをやったら、もうよだれを垂らしてけいれんを起こして、体がこうなったりとか。これは対岸の火事じゃないです。これは間違ったら本当に広がっていきます。そこをどれぐらい危機感を持って取り組めるかというのを、ちょっと聞きたいです。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

ただいまの質問にお答えいたします。

ゾンビたばこについてですが、やはり非常に危機感を持っています。ゾンビたばこのことが新聞報道等で大きくなる以前から、中学生、高校生の大麻所持で逮捕されるとか、そういう事案も今年は発生しております。そういうこともあって、やはり県のほうも危機感を募らせていて、7月の夏休みに入る前にということで、県の教育委員会から一斉に各管内、6地区の管内

の教育事務所を中心に、全ての学校長を、オンラインではありましたが、教育長メッセージから始まって、これに対する危機意識、そして夏休みに入る前に確実に薬物に関する生徒への講習というか、研修会、授業を確実に打つようにということで通知がございました。それも含めて、私たちも校長会、それから教頭会において確実に子供たちの薬物、今までは飲酒であつたりたばこであつたりということがありましたけれども、今、議員からありましたように、このゾンビたばこの状況を見ていると非常に体に有害であるというのはとても明らかでありますので、その辺についてしっかりと学校と連携をしながら進めてまいりたいと思っております。

今、アナログのということで、昔から言われている読み書き、計算、本当に学力の基礎中の基本だと思っています。ですから、そのアナログ回帰が、全て回帰するのではなくて、やはりそのアナログの部分と今進めている、国全体で上げているICT教育を中心としたデジタル授業の扱い方とか、それをバランスよくやっていくのが大事なのかと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

毎年、さっきも言ったように学力向上に対する対策事業、対応とかやっていると思います。しかしそれが結果として見えてないところもあるので、これまでとは違った、どうしたら学力を伸ばすかというのは本気になってぜひ、もちろんされていると思うけれども、やはり結果だと思つるので、その点お願いしたいと思つています。

それと村長に聞きたいのが、ゾンビたばこについては子供たち、未成年が興味本位でたばこを吸うのとは全然違うんですよ、依存性も出てくるので。これはもうビジネスになるので。だから広がるんです。結局、暴対法の中でそうい

う組織がしのぎと言つたら変ですけども、それが減つたことでそういうところに入っていき、利益になるから。だからフェンタニルとゾンビたばこに今なっているところもあるので。だから村長として、危機感を持ってゾンビたばこがまん延しないようにという方法、どんなことができるかというのをお聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

これまでそんなに私としては深刻にということとは考えておりませんでしたけれども、調べてみた結果、大変な副作用と、特に副腎のほうにホルモンバランスを崩すような、副腎に影響があるということについてショックなものがございました。そこで副腎にどういった影響があるのか、それはホルモンバランスを崩してしまうというところがあつて、このバランスを崩してしまうといういろいろ体に異変が生じて、私もその経験がございまして、そのバランスを崩すと大変な思いをするなと思つました。そこで今、村でその防止啓発等についてはまだ実施をしておりませんが、これから村でもこれについては危機感を持って、防止対策の広報等について、まん延の対策についてしっかりと広報に努めてまいりたいと思つています。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

次に移りたいと思つています。北中城村観光協会が取組についてですけども、令和6年から村長が会長になって、職員を1人入れて、組織の体制強化を図つたということですけども、令和6年以前の職員の数と、今現状は人数的にはどうなつていますか。お聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えいたします。

申し訳ございません。現状しかちょっと。現状の分でお答えいたしますと事務局長が1名、マネージャーが2名、職員が2名、契約職員が1名となっております。その以前の分は、こちらで現状持っておりません。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

追加でお答えいたします。

令和5年については職員数は9名となっております。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

答弁からは、キタナカスタジオも閉鎖して、人数も少なくして、これが適正数値、適切な閉鎖という認識だったと思うんですけども、スタジオに関しては、稼働率的なものはどんなものだったのですか。さっきも言ったように、いつぐらいから減らさないといけないのか、この人数では効果が出ないという認識に至ったのはいつぐらいからですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

私としては、一番何が言いたいかというのは、今の北中城の財政が厳しいという状況の中で、この観光協会の存在意義、スタジオも使用頻度が少なく閉鎖に追い込まれた、人も減らしているということは、ざっくり見てこの9年間、8年間、効果がなかったのかなと、ちょっと悪い言い方をすればですよ。しかし私からすれば、中城城跡を中心に観光振興をもっと工夫していけば、必ず盛り返せると思っているんです。その一つのきっかけが両村の観光協会を一つにする。財政の面からも。観光振興を拡大させる意味でも。それについてどう思うのかということ、県の観光要覧というのがあるんです。観光要覧を見たときに、断トツ首里城が多いです。89万人。今帰仁城が20万人、座喜味城19万人、勝連城10万人、中城城跡9万人なんです。これは令和5年です。そう見たときに、世界遺産群の中で中城城跡が一番少ない。今帰仁城が何で我々城跡よりも倍あるかとなったら、美ら海水族館があるからなんです。セットで行くんです。では中城城跡は望みがないかとなったらそうでもなくて、イオンライカムがあるので。イオンライカムが令和5年、令和6年の訪問客1,100万人ぐらい来ています。でも全て観光客ではないから、でもそこをつなげる何かしらの交通手段なり工夫すれば、私はパーセンテージ的に城跡の訪問客、観光客は上がると思っています。村長も御存じのように最強の城として、築城技術なりロケーションなり、すばらしいものがあるので、そこを担当課が中心になって政策展開しつつ、やはり城跡となったら両村の文化遺産なので、両村と一緒にしないといけないと思うんです。いろいろな補助メニューを取るものも含めてです。だから一緒にできないかと言ってい

るんですけれども、それについてどう思いますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

観光協会としても、中城城跡を活用した事業等を展開していないわけではありませんので、例えば一昨年でしたか、オペラ、それから能楽を中城城跡でやりました。ただそこに大変な、思った以上の反響がなかったものですから、大変財政的な影響を及ぼしたということもございます。ただ中城村の観光協会、そして北中城村の観光協会、両村とも将来合併というんですか、そういった辺りも視野に入れた検討をしていると思います。ただそれだけではなくて、さらに中城村とだけの広域的な観光協会がいいのかということもまたありまして、今サンライズ協議会等についてもそういう話が聞こえてきますので、いずれは北中城村だけの単独の協会ではなくて、広域的な観光協会にするということも我々としては視野に入れております。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

周辺市町村との広域というのは、これは後からの話でいいです。まずは目の前、私が言っているのは中城村の話なので。実際、共同のまちづくりの中で城郭の復元計画であるとか、関連施設の整備計画等もうたわれています。それを着実に、これは私は進んでいないと思うんです。着実に一步一步進めるには、やはり両村の民間レベル、観光協会レベルでのやり取りがないと、これはスピードアップしないのかなど。もう絶対に伸びますよ、やり方によっては。だからこれをしっかり今後視野に入れて、進めてほしいと思っています。この共同のまちづくりとの兼ね合いの中で、村長はどう思っているかお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

中城村との共同のまちづくりについては、しっかりと、我々も気にしていないわけではございません。ただ今年度から中城城跡の管理協議会の中に観光協会も入っておりますので、これから中城城跡の管理について、それから運営についてもまた両村の観光協会も含めた協議に入りますので、ある意味では両村の共同したいいろいろな事業が展開されることを期待したいと思っております。回答になっているかどうか分かりませんが、私は両村の観光協会を巻き込んだ城跡の管理運営をしてみたいと考えております。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

次に、村内優先発注の見える化についてですが、ごめんなさい。この答弁は誰がつけましたか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

農林水産課のほうで原本を作成してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

この答弁を見たら、ごくごく至極当たり前、分かっているんですよこれ。私が聞いているのは、見える化についてどう進めるかなんですよ、村内優先発注を。先月か先々月ぐらいに、商工会のほうから全企業リスト、この企業、事業者がどういうものを扱っているかというリストも配られていると思います。その中で、まず行政側、担当課が、この企業は何の商品を扱ってい

るんだ、こんな事業ができるんだという理解の下でやらないと発注もできない。それをできればですよ、今、例えばあるA課が10の事業、物品購入を含めてやっているとしたら、これは県外、村外、村内と分けて、これは村内でもできるなということで見える化していく。それを議会に見せていくということが出来るかということを行っているんです。だからその答えになっていないから。前から言うように、通告を出しているんですよ、こっちは。一般質問の間にこの趣旨、これは私の質問の趣旨は見えていと思うんですけども、それが反映されていないから。今言いましたように、見える化についてどうですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今、喜屋武議員からおっしゃられた見える化について、少し私なりの見解を申し述べたいと思います。

先ほど来、喜屋武議員のほうから、商工会からいろいろな業態の資料が出されていますという話がありました。私たちが物を調達する、例えば鉛筆から紙、ましては工事に至るまでという話をすると、今、特に見える化というのが、結果として受注発注の状況の説明が工事に特化してやっています。委託業務もそうなんですけれども、それは半年間の発注予定だったり、受注業者は結果で分かります。今おっしゃられた物品だったり、いろいろな物、弁当にしてもそうです。私たちがいろいろ行政の活動をする中で調達していくものに関しては、なかなか見えていないというのは、確かにおっしゃられてい

るとおりです。それが全てにおいてできるかというのはなかなか難しいんですけども、調達としてはいろいろ村内の業態を見ながら、村内の小さな企業の育成というのを考えると、調達できるものは調達してもいいんじゃないかというの也被えられます。一方で、コストの面も同時に考えないといけないと思います。村内業者を優先するあまりに、膨大なコストをかけて調達をするのもどうかと思います。この辺はバランスを見ながら調達していくのが筋かと思ひます。育成もしつつ、私たちにもメリットがあるというか、そういったのが期待できる調達の方がいいかと思ひます。この辺は今後庁議を通して祭りの弁当であったり、選挙の期間中の弁当の調達も考えながら、どういったのができるのかというのは少し投げかけてみたいと思ひます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

予算の問題も出てくるというのは、分かります。ただそこを言ってしまうと、村内企業が大きいところに負けてしまう。特に北中城村においては小さな村の中で、企業も中小、零細が多い。それを考えると、役場が指導的な役割、地元企業を成長させるという役割も担っているんです。だから私は多少高くても、特に公用車の車検とかで村外と村内を比べたときに、まさか10万円とか20万円は変わらないと思ひます。ちょっとした差はあると思ひます。けどそこは村内企業だから。商工会を通して。商工会は常にキッタニアとか、祭りも含めて盛り上げている存在です。災害対応に対しても。だからその人たちに快くボランティアをさせる意味からも仕事を与えるというのをぜひシステム化していただひて、見せていくというのは必要。この間、ちょっとした雑談の中で総務課長に話ししたんですけれども、何か場を持ったほうがいいです

よ。発注元の課と議会と商工会となったら温度差も分かるし、我々も分からないところがある。そこをあえて理解度を深めるためにも、そういうのも必要かと思うんですけども、それはどうですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

まずはとりあえず庁舎内で一旦お話をさせていただいて、それから議会の方、商工会の方とお話をできればと思います。そういったのは、私たちにとっても情報を得る意味でもいい機会だと思っていますので、それは必要に応じて対応させていただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

この答弁書は農林水産課で書いたということですが、地元企業が入札に参加され受注につながる事が最も望ましいとあるんですけども、これを地元企業が入札できるように進めますと、ちょっと強めの表現がいいと思うんです。望ましいというのは、私からすると表現が曖昧過ぎる、何とでもできる。入れてもいいし、入れなくてもいいみたいに。もっとこの点は村長、これは同じ方針ですか。地元企業が入ることが望ましいということは。指名委員会の委員長は副村長ですよね、二人の意見を聞きたい。地元優先発注に対して進めるのか、望ましいがいいのか、どっちがいいですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私たちは地元優先ということを進めていると思っています。そしてまた、私たちは常に会計検査を伴いますので、そういった面からしてもただ望ましいということが適切ではないかと思っています。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（仲本正一）

議員の御質問にお答えします。

今、村内発注という話もありますけれども、我々としては商工会の会員の中からある程度の指名をやっているつもりです。たまたま村内企業と商工会の会員を含めて、我々はできるだけ発注を今進めているというところでありまして、今後ともできるだけ地元企業を含めて商工会の企業をいかに入れていくかということを考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

この間の臨時議会でもあったんですけども、商工会の会員に入れば地元企業じゃないんですよ。周辺から聞くと。私は周辺の沖縄市、宜野湾市に聞いています。地元企業というのは本社があるところ。もっと厳しく言ったら、営業所があっても地元企業ではないです。会員が地元企業になったら、では村長、那覇から、県外からみんな会員に入ったら、地元の零細企業は入れないです。だから村として、もっと商工会と情報交換をして、地元企業の認識を高めていかないと、だからそこが方針なんです。村長と指名委員長のやり方次第ですよ、育成できるのは。今、建設業界は厳しい環境です。律也議員が前に言ったように、取るも地獄、取らなくても地獄。だから育成して、災害で、いざ万が一何かがあったときに大きい仕事。いや、優先発注していますよと、1,000万円以下の小さいところに発注かけて仕事を取って、それで満足したら駄目だと思います。大きい規模のJVで与えていくというのが、村のやり方。これ国土交通省とかが単発発注が望ましいって、望ましいなんです。あとは地方自治体に任せられていますか

ら、指名は。だからその点をはっきり示していないと、みんな信頼関係がなくなりますよ。私は村長のために言っている。どうですか。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（仲本正一）

今、商工会ともいろいろ協力体制を組んでいます。今、功議員がおっしゃったことも含めて、商工会とも話をしながら、本来の地元企業を育成できるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、副村長が申しあげましたように、地元企業の定義ですけれども、地元の土着の北中城村の企業にしっかりと着目して、傾注して、入札事業を進めてまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

次に、公園駐車場に関わる行き過ぎた対応についてですけれども、10か所の公園駐車場があると答弁にあるんですけれども、ここで目的外使用があったらバリケードをするんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

いきなりバリケードで排除というわけでもございません。これは相手方と、ずっとそういった指導などを繰り返しながら行っていくところがございます。

それと全てのところでバリケードが可能なのかというと、不特定多数の利用があって、なかなか閉めづらいというところもありますので、そこは場所に応じて判断するというところもござ

います。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

つい先日まで、ふれあいの森ロードパーク駐車場というんですか、そこが長いことバリケードされていました。最近開放されて、ライカム1号公園に至っては放置車両があって、今バリケードしている。その2つのバリケードの措置を取るまでの流れ、例えば何回指導したかとか、貼り紙したとか、いろいろ至るまでの手順があると思うんですけども。公園利用の規定の中に、そういう事案があったらバリケードをするというのも、これは書かれていますか。どうですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず規定があるかということについては、特に何か条例とかそういったもので縛りがあるという明確にこれを示しているものはございません。あくまでも管理者として、その状況に応じた対応をその都度やっているというところです。

それと指導状況というところで、例えば今回ふれあいの森のところで言いますと、この状態が起きたのがかれこれ10年ぐらい前からそういう不正な利用が、いわば店舗利用者がそこに駐められるというのを確認しております。それを踏まえまして、その後、我々職員のほうもその状況を確認したときに、その相手方にお話をさせていただいて、少なくとも年に2回ぐらいはそういう話をしているかと。しょっちゅうではなくて、ある程度話をして改善を見ていた。それでも改善ができない、ずっとそれを繰り返しているという状況がありまして、そういったことでここは公園利用者の駐車場ですよという看

板もつけていたんですけれども、その場所はその隠すかのように店舗の看板が出されていたり、ちょっと普通ではない状況が見られたというところがありました。途中、コロナがありまして、その期間中は特段我々も動いていなかったんですけれども、コロナが明けまして再度そういうふうな指導を行ってきて。一部、その店舗利用者のほうの駐車がちょっと減ってきたという状況があったんですけれども、その代わりに従業員がとめるようになってきたということで、状態としてはその店舗側がずっと使用しているという状況があったということです。

それともう1か所、ライカムのほうですけれども、向こうは常時同じ車がずっと駐まっている、要は放置状態に陥ったところがあって、そういったところで最初は貼り紙とかそういった指導をしていました。その後、相手がなかなか動かないという場合には、今住民生活課とタイアップしながら、そういった放置車両の取締りなどを行っている。空いたのを見計らって、バリケードを今置かせていただいていると。そこで一定期間、これは啓発の意味合いがあって、そういったところで今バリケードで閉じた状態を続けているという状況でございます。

具体的に何回という記録は、ちょっと手元に残っていないんですけれども、見かけたときにその都度やっているということは、年に数回はやっていたということは記憶、チラシを挟んでというようなことはやっているんですけれども、具体的な回数までは記憶はしてございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

そこは重要なところなので、何回紙で指導、車に貼るとか。でもしかし、お客さんのフロントガラスにやって、お客さんが取っていたらお店に伝わっていないかもしれないですよ。お店

の人にですよ、というものを、これはとても重要なので、後からぜひ明確に。感情論で行政がそういう対応をしていると思われたくないんですよ。ちゃんとした手続に則ってということから考えると、私、5日間ぐらい渡口の多目的公園とか若松公園とか、駐車場がある公園を見してきました。あまり言いたくないんですけれども、こんなみみっちい話は。若松公園も、上と下に駐車場があって、同じ車が大体同じところに駐める。5日間、必ず駐めている。私、8時半前に行って、どこに行くかも分かる。明らかに目的外使用。渡口の公園も。もうどこに行くって言いませんよ、同じ車が駐まる。これは閉鎖できますか。やらないと、何でふれあいの森公園だけバリケードやって止めて、ここはしないかとなりますよ。統一的なものが必要じゃないですか。そうでないと、これは担当課、やった人の感情論と思われれますよ。どうですか、これについては。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

我々、常時見張っているわけではないので、いつもあるという、そこは我々が行った際に同じような車がずっと見られる、そこは確認した上で貼り紙などを行っている。本人がその場に来たときには、直接本人とお話をする。あるいは放置車両の場合は、そのナンバーから所有者を特定して、その方とお会いしながら施錠しているということがございます。

ほかのところでは、ではバリケードしないのかということなんですけれども、冒頭でもお話ししましたとおり不特定多数の方が入れ替わり利用される比較的大きな駐車場の場合だと、全体を閉めるということは、その公園利用そのものへの影響がございましたので、そこは行ってないというところがございます。今回の場所

は比較的特定できる方、場所が比較的閉鎖に向いていたというんですか、こういう場所であれば閉鎖は可能であろうということで、一定期間の閉鎖をしていたというところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

こんな答弁じゃないと思う。

村長、バリケードをやるというのは、適切ですか、これ。私は、住民側と村への信頼関係を失墜させていると思いますよ。実際、もちろん駐めた人に注意しているけれども、何度かあった。でも次から閉めるよとか、ちょっと強力な言葉を使ったり、何か対応してやればいいと思うんですよ。でもバリケードとなったら、もとの公園を利用する人たちにとっても迷惑になるし、さっき言った渡口の多目的公園、若松公園、毎日ですよ、毎日。管理者でしょう。ふれあいの森の駐車場だけ管理して、ほかはしないとになったら、そこは答えにならない。村長どうですか、これは。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

いろいろ場所による特徴もあります。我々としてもしっかり対応していきたいというところがございますけれども、常時張りついているというところは、なかなか難しい面もございます。可能な限り、できれば任意で、口頭での指導の中で改善できればいいと思いますけれども、必要に応じてバリケードというものは、ここはやむを得ない、我々としても対応はしていくとい

うことは考えられます。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

だから担当課が、強力な措置としてバリケードという考え方が、私にはちょっと考えられないんです。次から、駐めないために一筆書けとかまでというのもあったと聞いています。だから、そこまでやるのかな、村が。このやり方は、私は不適切だと思っています。もっと軟らかく対応すべきじゃないかと思っています。村長、どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的には公共施設の管理条例に基づいた措置が適切かと思います。ただ、管理条例の中にそういう取締りがないというのであれば、それはまた別の例規のほうで対応することが可能だと思います。ただ我々地方公務員は全体の奉仕者としての誓いを立てます。奉仕者でございますので、一部の人に付度を与えるとか、そういったことを防ぐための全体の奉仕者の意義があると思っておりますので、今、功議員の言うところも全体の奉仕者として平等に扱おうと。それがどういうことかといいますと、ふれあいの広場の駐車場を閉じるんだったら全体を閉じるということになるかもしれませんが。しかし、今建設課長が申し上げたようなことについても、非常に悪質感があるような感じを受けましたので、それはただ建設課としては対応するところは、別に全体の奉仕者の行き過ぎたそれではないと思っております。これもまた公共施設の管理から、必要やむを得ない状況かと思えます。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

そういう認識だったら、それを認識して私も今後考えていきたいと思えます。

次に、村道荻道登又線の整備事業の件で、答弁では昨今の人手不足の影響もあり予定より遅れているよということですがけれども、これはもう繰越しになっているということですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回、ここで記載しているのは人手不足という現状でのお話をさせていただいているんですけども、今の工事自体が繰越しで実施をしております。その際の繰越しの原因が、工事の途中で大雨があつて斜面が崩れて、その対策を取らないといけないということで、そういった対策の検討、その対策にも時間を要したという状況でございます。さらに現状としては、またその間に下請けの手配というのが、なかなか工程上難しい状況に陥って、今ちょっと延びそうであるという状況になっておまして、年明けの完了、今回のこの工事自体は年明けになりそうだという状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

なかなか難しいところはあると思うんですけども、担当課でどうですか。指名するときに人材は確保できていますかとか、答弁は事故繰越しできている。その後、新たに発注されて、それも今繰り越していつているということですよ、ではないのか。

それと実害がどう村に、延びていることで、繰越しになったことで実害が出ていますか。それについて。人材の把握も含めて。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

もともとこの予算自体が令和5年度の繰越しを利用して令和6年度に発注、さらに令和6年度から今令和7年度に繰越しということで、一部事故繰越しも含んでおります。

これはほかの工事でもそうなんですけれども、昨今いろいろと人手不足というのは社会的問題にあつて、こういったものは繰越しの理由としても成り立つというところはございます。

影響として、何か費用負担なりという話はあるんですけども、基本的にその工事の単価自体は当初の単価が基本的にはそのまま継続するところがございますので、その影響そのものというのは、その工事としては特にないのかと思えます。ただ別途、これを施工管理、これは発注者側の監督体制の中で業務委託がございまして、その業務委託については一部工期延期がありまして、全体としてはその延びる分で、多少の業務費用の増額は起きるということは考えられます。ただ全体の中で、今どの程度がこれに伴うのかというところは、正直なところ最終的な精算にならないと明確には出てこないという状況がございましてけれども、いろいろな理由があつての工期延期がございまして、その責任を問うというのも、また難しいのかというところはございます。よろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

答弁を聞いて、分かりました。結局のところ、繰越ししてもそんなに実害がないよというところは、何で聞いたかというのは、臨時議会のときの安谷屋かんがい施設の件です。年度内に終わらせないといけないというのは分かります。だけど入札を延期して、トータルで延期したときの実害が何かとなったときには、繰越ししてもさほど、オペレーションの仕方だと思うんですけど

れども、それが聞きたかったんです。そこを聞いています。分かりました。

最後、中北消防におけるハラスメント調査について。今、アンケートを取っているということですが、このアンケートの作成元はどこですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

中北消防のほうでアンケートの原案は作成しています。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

私そこが、消防内で起こっているかもしれないもののアンケートを消防でつくるということが、第三者につくってもらわないと、表現とか文言にも、いろいろオブラートするものが出てくると思います。何で管理者、副管理者、当局で、できなかったんですか。何で消防本部の方につくらせたんですか。とつても疑問に思いません。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的には消防のハラスメントアンケート調査というのは、多分消防庁のそういったひな形があって、それに沿ってやりました。ただそれには無記名、回収元は全て管理者のほうにということで徴していますので、これは消防内部のほうでも、それは誰も知り得るものではございません。誰が書いたか、それを知り得るものではありませんので、そういう秘密を守るために管理者に、送付先は管理者ということになっておりますので、今分析をしているところでございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

だから今村長が言っているから、機密性ということも分かりもするんですけども、本来だったら管理者、副管理者、両村の部局で何かやればよかったんじゃないかと思うんです。

機密性に関しては、このアンケート調査の結果というか、いつまでアンケートが、いつ終了するのも含めて、誰まで知り得ますか、この中身は。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

現段階では、両管理者です。そしてまたこの分析の結果等を調査する場合は、外部の立会いというのが必要になるかもしれません。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

3月定例会で、過去5年間で10名、中途退職も含めて辞めていっている。今、聞いている限りは、今年度で3名辞めるんじゃないか。今、辞める人もあと1人出てきそうなどという声も聞いています。人材が流出している。1人が辞めることで、俺も辞めようかなというのが現実起こっていることに対して、村長、これは危機感を持たないといけません。本当に、いつの間にか、前も言ったけれども、優秀な、一人前になるのに五、六年、七、八年かかると聞いたので、若い職員を含めて中堅が辞めていったときの損失は大きいと思うので、このアンケートを基に、ではパワハラ事案が見つかったときにはどう対処しますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

それはちゃんとした委員会で、それぞれの措置があると思っておりますので、例規に則した対応があると思います。そのように対応いたし

ます。

ただ今、機密性、秘密ということをおっしゃっていましたが、非常にこれはデリケートな問題で、両村の村ということ自体も非常に個人を特定される可能性があるものですから、今のところは両管理者でしっかり読んで、アンケートをまとめたい。まだ提出されていない方もいらっしゃるようで、できるだけ多くの方のアンケート調査を聴取するということが、両管理者は肝に銘じております。そしてこれについては両管理者で封を切って、その中身をチェックする。そしてまとめ上げると。今後、これに対して両管理者だけでいいのかということはこれから話ですけれども、庁部局の方から、立会的な、第三者的なそれを持ってくるのか、これから両管理者で話し合っただけで決めます。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

アンケートの結果もいろいろあるんですけれども、客観的に見てここまで人が辞めている、なぜだと思いますか。安定した仕事ですよ。仕事は大変だと思うけれども。そこをどう見るか。どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

退職の理由については、その理由としてちゃんと書いてありますので、理由については見いだすことはできませんけれども、ただ異常に職員が退職したということについて、両管理者として危惧したと。そこでその対策として、今のようなアンケートを両村長で取るということに至ったわけですので、決して私たちは看過しているわけではございません。特に管理者のほうでは非常に危惧しているところがございます、8月の初め頃にその話が出まして、非常に心を痛めたところがございます。ただし

っかりと、アンケートというのは非常にデリケートなものがございますので、しっかりとこれはその人たちの尊厳とか、そういったものを守る意味、そして個人を特定されるようなことは決してあってはならないものだと思っております。そうしますと、アンケートに協力した職員に、とても大変な御迷惑をかけますので、今は両村長でしっかりとアンケートの結果を今まとめているところがございますので、しばらく静観していただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

個人特定と村長は言っているけれども、この個人というのは誰のことを言っているのか。

それともう1つは、辞めたいとか辞めるといふ人たちを、直接インタビューみたいな、面接みたいなものはできますか。どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

個人というのはもちろん職員でございます。面接というよりも、しかしそこまで気にかける職員の状況もありますので、できるだけアンケートで意見等は聴取してまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 0時09分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

私から、3点ほど一般質問をします。

1、環境整備、感染対策について。

県内の新型コロナ感染は7月頃から8月の中旬にかけて増加傾向で、新たに新変異株ユンバ

スの感染が再び広がりつつあります。村内のこども園、認可園、小中学校の感染対策について伺います。

2、小規模企業振興基本条例の制定について。

村のホームページでパブリックコメントを募集していますが、条例制定の時期と今後の計画内容について伺う。

3、クリーンセンター整備について。

クリーンセンター整備の進捗状況と将来の費用対効果について伺う。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

屋良議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の環境整備、感染対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、沖縄県では去る7月4日付けで「新型コロナウイルス感染症拡大準備情報」が発出され感染が拡大しておりましたが、第28週（7月7日から13日まで）をピークに減少傾向にあります。村内の保育施設等においては、国の感染症対策ガイドライン等に基づき対策を行っております。今年度これまでに集団感染やクラス閉鎖等の情報は入っておりません。小中学校におきましては、以下の内容で取り組んでいます。

①毎朝、欠席状況と欠席理由の把握。

②職員室の欠席状況の一覧を毎朝更新し、発生状況や感染拡大状況の把握を行う。

③換気と手洗いの呼びかけ。

④感染者が出たときは、学級の健康観察を念入りに行う。

⑤清掃時間は、除菌剤を使った拭き掃除の実施。

⑥調子の悪い児童にはマスク着用を促している。

2番目の小規模企業振興基本条例の制定についてでございます。

条例制定の時期は未定です。現在、条例案のパブリックコメントを終えたばかりであり、内容の精査を行っているところであります。

3番目のクリーンセンター整備についてでございます。

整備の進捗状況については、令和7年4月に契約締結（実施設計・建設工事）をしております。今年度については建設予定地にある野球場の撤去工事と実施設計業務を並行して行い、令和8年度から本格的な建築工事に入り、供用開始は令和11年度予定となっております。また、将来の費用対効果については、平成28年に基本合意書の締結をする前に、単独処理と広域処理を比較・検討を行っております。その結果、広域処理の方が費用対効果が高いと判断し、事業を進めております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では環境整備、感染対策について質疑いたします。

国のガイドラインに基づいて対策を行っているとありますが、それはマスク着用、咳エチケット、手洗い、換気のことであり、そのほかに独自の対策を各小学校、中学校、こども園がしているか伺います。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

私のほうからは、保育施設等での対応について回答させていただきます。

村長の答弁にございましたが、感染症対策ガイドライン等に基本的に基づく形にはなりませんけれども、各施設それぞれ施設の形態等も違いますので、その施設に応じた対応をされているかと考えております。基本的にはそのガイドラインに基づいたものを基本として、それ以外の

ものにつきましては各園の判断で実施している
というような状況であると認識しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の御質問にお答えいたします。

小中学校におきましては、先ほど村長のほう
からもございましたが、毎朝欠席状況と欠席理
由の把握をしております。また、職員室の欠席
状況の一覧を毎朝更新して、全体で見える化を
しているところです。また、感染がある場合に
は発生状況や感染拡大状況の把握を行っており
ます。あと換気と手洗いの呼びかけ、感染者が
出たときは学級の健康観察を念入りに行いなが
ら、児童生徒の様子をしっかりと見るということ
と、清掃時間においては除菌剤を使った拭き掃
除を実施と。毎日の実施ではないのですが、時
折、このようにきれいにしているということ
です。また調子の悪い児童にはマスクの着用とい
うことで、声かけを促していますということ
でした。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時36分 休憩

午後 1時37分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の御質問にお答えいたします。

小学校、中学校においては特に変わった対策
ということは実施しておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、換気について伺います。

換気はどのような、例えば授業が終わった後
15分とか10分休憩がありますよね、その間にや
っているのか。ではこども園ではどのように、
寝る前に換気しているのか、食事前に換気して
いるのか。その時間帯を伺います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

小学校、中学校におきましては、午前中の中
間休みの時間に喚起を促す校内放送だったり養
護教諭が回って喚起を促すという声かけだつた
り、あと昼過ぎの長休みにも同じように喚起を
促す放送、あと見回りを行っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

保育施設等におきましては、先ほど御紹介し
ましたガイドラインの上では、基本的に各施設
の設備にもよるんですけども、機械換気がさ
れていることがまず望ましい。それが難しい場
合に窓を2方向空ける。それも難しい場合には、
1方向であった場合には例えばプラス扇風機を
つけるとか。それでも換気が足りないという場
合には空気清浄機というような記載がされてお
ります。それぞれの換気方法につきましては、
各施設の先ほど申しましたとおり施設の状況に
よってそういった換気方法を取り入れているも
のと認識しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では感染する要因としては、病原体、感染経
路、宿主、3つがそろふことで感染します。
我々議員も行政もですけども、経路としては

接触感染、飛沫感染、空気感染があります。一番何が言いたいのかというのは、空気感染は高性能の機能の空気清浄機とかで対処できるんです。今は99.9%除去の機械も出ています。幼稚園からやって、小学校、中学校にその機械自体を置くのはやはりコストもかかるし大変だと思いますが、全クラスに、その小中、こども園に置いてもらいたいと思いますが、村長はいかがだと思いますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

現段階では予算措置もございませんし、現在のところそれを設置する意向は今のところございません。

○議長（名幸利積）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

財源が厳しいということで、設置はちょっと厳しいということですが、まず小さい子供、幼稚園児とかは、やはり免疫が弱くて感染率が高いと言われていています。

調べてきましたが、うちの国民健康保険の加入、ゼロ歳から4歳まで186人います。大まかですが、例えば1人当たり県が令和5年に出しているのが21万4,684円。この21万4,684円は病気なりけがなり、そのほかで医療費がかかっていると思います。その186人を大まかですが、21万4,684円を掛けて、186人を掛けて、ゼロ歳から4歳児で大体4,000万円の医療費が大まかですが発生しています。この中には先ほども言いましたけれども病気なりけがなり、いろいろなものがあります。例えば、その機械を入れることで数千万円とか削減ができるなら、村長は、今の私の意見を聞いてどう思いますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、単純に計算してそうなるかもしれませんが、精査する必要があると思います。果たして単純に単価に人数を掛けての試算でしたけれども、それが実際そのような数値で変動していくのか。そしてこれはまた単年度だけではなくて複数年度にまたがる、それがまた効果があるのではないのかということも言えるんですけども、ただしっかりと精査して決めることだと私は思っております。

○議長（名幸利積）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、先ほども言いましたけれども小さい子供たちから、ではこども園からその機械を置いてやるのも、私はそこから実証検証して、例えば2年後、3年後、公立のこども園から置いて、認可園もありますし、こども園から置いて認可園。それが実証実験で感染率がもしなくなるのであれば小学校、中学校にも置いて、さらに役場、多くの方が役場に来庁します。役場にも置いたりかしたら、感染率自体が減るのかと私は思います。機械を導入することによって、コストもかかります。例えばフィルター交換などのコストがかかりますけれども、フィルター交換が不要でランニングコストが抑えられるという、今機械が進化してそういう機械もありますので、ぜひともそういうふうにやってもらいたいし、安心できる保育の環境を提供するためにも、安心して過ごせる環境を整えるのも私は行政の仕事だと思っています。また保護者へのアピールにもなるし、空気清浄機を導入することによって、衛生管理の園への取組を保護者に明確にして安心感を与えることも、私はできると思います。いろいろな事例がありますけれども、子供が風邪とかに感染した後、子供、大人まで感染して、その後おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に暮らしている方は、そういうふうにな

るので、子供がかかって医療費もかかり、大人がかかって医療費もかかる。仕事も休まないといけない。そうしたら最終的には小さなことですけれども、住民税とかも多少は減っていく、働けない時期があると考えて。そういうことをやはり村側としては、まず最初にこども園とかにそういう機械を導入するという形を取ってもらいたいのですが、村長の見解を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まずここで即答というよりは、まず原課のほうにそれは照会をいたしまして、それが必要なのか、そしてまた適切なのか、昨今の我々の本村の財政状況からそれが可能なのかを投げてみたいと思います。まずは原課のほうとその辺については調整をさせていただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ぜひともその調整をよろしく願いいたします。

今朝のニュースでも、インフルエンザが前倒しで、全国で四十一、二校ですか、休校にもなっておりますので、ぜひとも感染に関しては早急に。これから多分沖縄も11月、12月、1月にかけてインフルの患者が流行していくので、早めに対処をよろしく願います。

では、次の商工会の基本条例について伺います。商工会の基本条例について。条例の制定は、時期は未定とありますが、それはなぜ未定なのか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

捉え方のあれだと思えるんですけども、着実に進んでいます。それでいつ制定できると、具

体的に明示するのが困難ということで、今後のスケジュールとしては最初の村長の答弁からもありましたように、パブリックコメントを終えて、今その内容を精査しているところです。その次に、条例案の内容を再度設計し直しまして、今度は村の例規審議委員会に諮って、その次に12月定例会、また3月定例会、それ以降に議会の皆さんにそれを提案していくという流れになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

パブリックコメントをする前に、商工会などに出向いて意見交換したり、会議とか、制定までのスケジュールという流れがあるじゃないですか。パブリックコメントをして、では何をやるというのを事前に商工会と打ち合わせとかはできていますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

商工会のほうと具体的に条例案の中身については、相談したことはないというか、向こうから要望があったので、それも含めて条例案を策定したところです。パブリックコメントを実施するに当たっては、実施する際に商工会のほうにお電話で一報を入れて、パブリックコメントを実施しているので御確認くださいと御連絡は入れております。

以上です。

○議長（名幸利積）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ではパブリックコメントを終わったばかりで申し訳ありませんが、今後の制定についてのスケジュール、流れはどのようにお考えですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

繰り返しの答弁になりますが、パブリックコメントの中身を精査いたしまして、条例案を再度固めて、例規審議委員会に諮って、その後の議会に提案するという流れになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

早急の対応をお願いしたいと思います。

やはりこの基本条例を制定することによって、地域一丸となった支援体制の強化ができると思います。企業とか、そういうのをやはり条例があると村長も強く職員とかに言えると思うんですよ、条例があるので商工会優先というのもあるんですけども、一体化になろうと。やはり村政は、結局商工会をバックアップする立場で、商工会が活性化すれば私は村も活性化できていると思っています。

村長、この条例について先ほど課長からもありました、早めにできるようにとありますが、村長はこの条例についてどうお思いですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私も条例案を見まして、感ずるところはこの条例の制定によって、ある意味では商工会の励みになるのか、そしてまた商工会の活性化につながるのか、そのように感じました。ただ中身といたしまして、私たちが具体的な助成措置とか、そういったのはうたっているものではございませんけれども、基本的に私たちが、行政のほうで商工会を、この条例を定めることによってその助けになっているのではないかと思いますので、しっかりとその条例を定めて商工会の

バックアップにつなげていきたいと思います。

○議長（名幸利積）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

早めの制定をよろしくお願いします。

制定することによって、商工会、村も活性できると私は思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

では次に行きます。クリーンセンターの整備について。懸念されるところが運搬、搬入、今後の住民負担はどうなるのか。ごみ処理体制、ごみ分別、車両搬入条件。遠いですよね、浦添市って、やはり片道20分、往復40分以上はかかると思います。それでごみを下ろして、なんだかんだして1時間かかるかもしれません。今の現状で、浦添市に今の対応で持っていけるのかをお聞きしたいです。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

屋良議員の御質問にお答えいたします。

屋良議員の御心配のとおり、やはり我々のほうもその距離が延びることによって、収集運搬の時間が延びるということは想定してございます。それでちょうど、我々も今月にですけれども、正確に言うと昨日なんですけれども、ごみ処理委託業に関わる業者を集めて、今後どういった影響があるのかとお互いで話合って、一つ一つ懸念を潰していこうということで、毎月集まることを決定しております。その中で問題が起きれば、我々がどう対応するのかというのを話し合っていくものとしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、まだそのごみ処理とか、時間とか、ごみの分別、曜日によって、まだそれは決まって

いないのでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

ごみの分別等については、基本的に浦添市と中城村の協議会において、分別の方法等、取決めをしないといけないことになっております。今、調べていますけれども、大きくそんなに変わらないので、対応はできるかと思っております。

それと運搬時間等、やはり時間がかかるということは前々から我々も把握してございましたので、今後どれぐらいかかるかというのを実験も含めて、先ほど申し上げた連絡会の中で協議することになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

今、時間もかかるとおっしゃっていましたが、では住民に対して、私たちの家のほうは大体燃えるごみだと11時ぐらいに回収が始まります。住民に対して各場所、各場所時間帯が違うじゃないですか。運搬に時間がかかるのだったら、時間帯も変えないといけないんですよ。多分、もうここ何年間、私たちは10時半から11時ぐらいという感覚があるんですよ。住民も、村民もそういう感覚があるので、その住民に対しての周知方法とかはどのように行っていく予定ですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

収集の時間等については、影響がないような形でできるのではないかとということで、例えばパッカー車、車両を増やしたりルートを見直し

たり、住民に対して今までとほぼ変わらないような形でできるのではないかとということで、まず今それを考えてみようということで話し合っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では今後、物価高騰もしていく中、ガソリン代も上がります。人件費も沖縄は1,000円を超えます。その中で5年後、10年後を見て、業者や住民に今後の負担がどのように関わっていくのか。コストもかかります。委託料も上がります。人口減少にもなりますし、税収が減収するのに委託料とかコストが増えることに対して、私は住民に負担がかかると思っていますが、その辺のことをどう思っていますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

このごみ処理に関しては、広域化することによってコストが下げられるということが一般的な話になっております。我々も浦添市と中城村と広域化をすることに当たって、平成28年にコンサルタントに委託をして、そのまま中城村、北中城村で清掃組合を運営した場合、それと浦添市と一緒に広域化した場合、それを比べております。単独でやった場合の指標を1とすると、総合的だと広域処理のほうが0.68と、負担が3割程度低くなるというふうに答えが今出ておりますので、その計画を基に、なるべく負担を下げて、住民のほうには転嫁されないような形でできないかということで、今考えております。

○議長（名幸利積）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

今後、コストもかかるし業者にも負担にならないように、ちゃんとそういう組合で協議をして、今後住民の負担にもならないようにしっかりと協議をしてもらいたいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

質問を続けます。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では議席番号4番、比嘉正志。これから通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願ひします。大枠3件の質問を行いたいと思います。

まず1件目、中北消防の早期退職の流れは治まったのか。

今年の3月議会一般質問でも取り上げましたが、その後の中城北中城消防組合（以下、中北消防）の現状が気になるところです。村民の安全安心な暮らしのためには消防職員の活躍は必要不可欠であります。しかし、近年の消防職員の早期退職者の多さは異常であると言わざるをえません。中北消防の副管理者である村長も十分に理解をしていることと思っております。そこで以下の質問をいたします。

①中北消防の令和6年度の退職者の数は（定年退職者と早期退職者の数は）。

②中北消防の今年度の退職者の数は（定年退職者と、既に早期退職を希望している職員がいるのか）。

③北中城村役場の職員数は（会計年度任用職員も含む）。

④北中城村役場の令和6年度の退職者の数は（定年退職者と早期退職者の数は）。

⑤直近過去に中北消防でハラスメント事案があったと聞いているが、その時の結果と、その後の対応は。

⑥上記の件で中北消防の全職員へ通知はどのようにされたのか。また、消防議会へも報告は

されたのか。いつ、どのように通知をされたのか（議事録等の文言があるのか）。

⑦上記の件で、消防議会に報告がされていた場合、その後の消防議会の動きはあったのか。

大枠2件目は、村内公立小中学校周辺の環境美化についてであります。

本村公立小中学校の父母教師会が衰退し数年が経過しようとしています。その現状の結果、学校周辺の環境美化にも影響が及んできているように感じられます。特に、中学校の裏手付近の農道ですが、側溝が雑草で確認しづらくなってきているようです。車両の脱輪のおそれもあり、村民の身体及び財産に悪影響を及ぼしかねません。学校周辺の環境美化については、児童生徒の安全な登下校のために確実に取り組まなければならないと考えます。学校で取り組めないのであれば、役場のほうで対応をせざるを得ないと思いますがいかがか。

大枠3件目です。立村80周年を夏季巡回ラジオ体操で盛り上げようです。

今年の長く暑い夏が終わり、最近では秋の霽囲気が漂い、いつもどおりに時が過ぎていくところですが、今年の夏にこれまでにはないイベントが行われました。

それはイオンモール沖縄ライカムの屋上駐車場で夏休みラジオ体操が行われたことです。これはライカム地区で有志の方がイオンモールと交渉し、開店前の駐車場でラジオ体操を行なうという画期的な試みを実現していました。すばらしい行動力だと思いますし、それに応えてくれた企業についても感謝の念に堪えません。このような動きがライカム自治会発足へつながっていくのではないかと期待しているところです。

そこで来年は本村立村80周年を迎えるに当たり、イオンモール沖縄ライカムの駐車場で多くの村民が集い、夏季巡回ラジオ体操を行なってみてはいかがでしょうか。全国の皆様へ北中城村立村80周年をアピールするよい機会になると

思われます。

以上、大枠3件の質問です。答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では比嘉正志議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の中北消防の早期退職の流れは治まったかということで、①の質問で、令和6年度の退職者の数、定年退職と早期退職についてですけれども、定年が2人、勸奨が1人、早期が3人でございます。

②の今年度の退職者の数ということで、定年がゼロ、勸奨が2人、早期退職が1人。

③の質問で、役場の職員数ということで、会計年度任用職員を含むということですので、職員数で327人、うち会計年度任用職員が184人です。

④の令和6年度の役場の退職者数、定年退職者で1人、早期で3人でございます。

⑤中北消防でのハラスメント事案があったと聞いているが、そのときの結果とその後の対応ということで、パワハラの手紙が2件あり調査した結果、1件は不適切な発言があったということで厳重注意の処分がありました。対応は、管理者から当事者への直接通知を行っております。直近では、現状把握を目的に全職員を対象にアンケートを実施しているところでございます。

⑥で、上記の件で中北消防の全職員で通知はどのようにされたか、また消防議会への報告はされたのかということで、手紙のあった2件については懲戒処分ではないので、全職員への通知及び議員への報告は行っておりません。しかし全職員を対象にしたアンケートについては、消防議員に対して説明をしております。

⑦消防議会へ報告がされていた場合、その後

の消防議会の動きはあったかということで、その後の消防議会の動きについては把握してございません。

大枠2番目の村内公立小中学校周辺の環境美化についてでございます。

基本的に、校内や学校敷地の管理については学校にて行っております。しかし、これまでも学校で対応できない高木の剪定や斜面の草刈りは、教育委員会で対応しております。議員御指摘の道路沿いの学校敷地の草刈りについても学校と連携しながら対応していきます。

大枠3番目の立村80周年を夏季巡回ラジオ体操で盛り上げようという回答につきましては、全国に北中城村を知ってもらう機会としては、良い方法だと思いますが、実施には多くの時間と多くの職員の協力、財政的支援が必要となります。今の各課の業務量等を総合的に勘案すると、現時点では夏季巡回ラジオ体操を実施することが大変難しいと考えます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、再質問に移らせていただきます。

大枠1件目の中北消防の件ですが、私は令和6年度の退職者の数ということで、定年退職者と早期退職者の数を聞いたところ、回答が定年2、勸奨1、早期3とあります。総務課長、勸奨って何ですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

うちで言う勸奨というのは、50歳に達した以降にお辞めになることを事前に通知してもらって、お辞めになることを勸奨退職と定めてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

私が質問したのは、定年退職者と早期退職者の数ということで問いました。合計で6名、定年2名。勸奨と早期退職、結局勸奨って早期退職者のことですよ。なぜこれを分けるのか。早期が3、勸奨1。早期の数を少なく見せるために、あえて分けたのか。この辺が何か隠蔽だったり歪曲だったり。私は以前の3月議会でもそのように伝えたはずなんです、なぜ分ける必要があったのかと。堂々と定年2名、早期退職者4名ですよというふうにおっしゃればよかったのではないのかなと。小さいところですけども、そこからまず突っ込んでいきました。

その次なんです、今回の回答をいただいた中で、令和6年度の退職者、中北消防6名。そして既に今年度、退職者3名、こちらも勸奨2名、早期1名とありますが、早期退職者、既に退職を希望している者が3名いると。これに対して、北中城村役場職員327名に対して退職者4名、何か大きなパイの中でこれだけの人数と、中北消防は60名にも満たない職員でこの数、ほぼ一緒というのは、これはもう大変なことじゃないかと思うのですけれども、副管理者である村長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

正志議員の御質問にお答えします。

勸奨退職は、早期退職者に含まれるのではありませんか。それを意図的に何か私のほうがやってみたいにおっしゃっていましたが、私はやっていません。これは消防に問合させた結果、そういう回答をもらっただけですので、何も意図的にやってはございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

正志議員の御質問にお答えいたします。

職員の規模からして、異常な退職者の数ではないかということをおっしゃっていますので、これについて、管理者とも相談して、そのように確かに気づきましたので、両管理者でこれについての対策、どうしてこうなったのかというように現況を把握したいという意味合いで、現在アンケート調査をしているところでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

総務課長、すみません。総務課長がこれを答えられるわけがないんですよ。当然、あちらに問合せをしているはずですので、私はそういう意図はありませんでした。

今、アンケート調査をしているということなんです、アンケート調査の結果は今精査中でしょうか。既にある程度の結果的なものが見えてきているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これは直接管理者のほうに届くようになっておりますので、管理者の話ではまだ送ってくる職員もいらっしゃるということで、まだ全体が集まったというわけではございません。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

はい。了解しました。

特に職員に対して、急かせてあまりいい結果が得られないというのも大変ですし、しっかりしたアンケート調査をするためにも、職員の皆さんの熟考したいアンケートの回答を待たうほうがいいと思いますが、昨今の早期退職の流れを鑑みるに、当局の動きが大分遅いんじゃない

いかと思いますが、それについては副管理者である村長はどうお考えになりますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これまでの件については、以前浜田村長とそれを対処いたしましたので、それ以降、今年度また新しい村長ですが、管理者も変わりまして、そこで両管理者会議の中で辞める方について、我々多いということを感じましたので、それについてはやはり両管理者は真摯に受け止めて、それに対応する対策を練らなくちゃいけないということ。それでもなかなかこういうのは立証する、あるいはした側、される側、それぞれがはっきり特定していれば難しい問題ではありませんけれども、これがなかなかそれができないところがありますので、そのためというよりも、まずはどういった状況があるのか、両管理者でそれを把握したいという意味合いからこのアンケート調査をしたわけで、ある意味では対応はそんなに遅くはないと考えました。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

今、回答で残念な部分があったんですが、今朝も喜屋武議員のほうからもあったように、消防職員というのは成熟していくときにすごい時間がかかるんですよ。この知識と技術を兼ね備えた職員が、今どんどん辞めていっている。それに対して、あまりにも当局の対応も後手後手ではないかと思うんです。やはり首長という者は、想定外の想定をして、今30メートル級の津波が来るというのは、あくまでも想定内の範囲でして、やはり職員がどんどん辞めていく、さらにもっと辞める。また10名、20名辞めていく、その後どうなるのかという、そこまでの想定をされているのかどうか。そういったことをしっかり考えたときには、では次はこういう手を打

とう、次はああいう手を打とうというのを事前に準備しておくべきではないかと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

先ほどの回答について、失礼いたしました。遅くはないと申し上げましたけれども、ただ私は管理者のほうがとても敏感に感じ取って、申し出てきたものですから、それは管理者のほうは非常に手際よくやったかと思います。決して管理者の手だてでは遅くはなかったと思っています。ただ私は昨年度からずっと続けておりますので、そういった面では私のほうについては遅いところがあったかもしれません。ただ気づくというのは、そしてまずは私たちは現況というのはどういうふうに把握するのかということ、どうしても意向調査とかヒアリングを通してなかなか難しいものがあります。それがまた誰を特定してヒアリングをしていくのかと、そういったことも大変厳しいものがありますので。消防でやっている組織があります。そういった相談窓口とかありますけれども、しかし消防の例規で定められた相談窓口というのは、なかなかこういった場面では小さい職場のほうでは機能しないわけです。そこで両管理者の会議の中で、これはもう両管理者の責任の下でやりましょうということになったわけでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

私のほうにも、中城村長である、中北消防の管理者である村長が、すごくアグレッシブに動いているという話も聞いておまして、今、村長の答弁のほうで何か温度差を感じたものですから、このような質問をいたしました。

では通告の質問に戻りますが、直近、過去に

ハラスメント事案があったかと聞いたところ、2件は確かにあった、訴えのあった2件についてはというところで回答で、懲戒処分ではないので全職員への通知及び議員への報告は行ってないということですが、これは私がいるときなのか退職後なのか、はっきり定かではないのですが、そのときに確か次長職が解かれたんじゃないかと思うんですよ。その辺、どうでしょうか。確認、覚えはありますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私もうろ覚えでありますけれども、そこで次長職が解かれたと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では総務課長、次長職の役職が解かれて別の職だけになったんですが、これは懲戒処分ではないので職員への報告、議員への報告は行ってないということが適正な判断なのでしょう。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

先ほども答弁しましたが、実はこの答弁書は消防のほうで作成してもらいました。

今の単純に一般的な懲戒についての御質問と捉えると、懲戒については公表することになってございます。嚴重注意ということであれば懲戒処分には該当しませんので、必ずしも公表するわけではないというふうな解釈をされたのかと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

何かちぐはぐなんですよ。この訴えがあっ

たことについて、兼務であったはずの次長職が解かれて、しかし嚴重注意であったので、特に職員にも議員にも報告しなかったというのが、これはどうなんだろうと。そういうところが隠蔽、歪曲というふうな懸念を感じているんですが。村長のほうでも、確かそういった役職を解かれたことがあったなというかすかな記憶。私のほうも、実はかすかな記憶なんですよ。なぜかという、私が在職したときであっても、職員に報告されていないので分からないんです。ただいつからなのか、名前が消えているというのがあったものだから、ちょっとそれを確認したんですけれども。村長としては、これは本来なら職員、議員に報告すべきではないかというふうな助言とか、そういったことをすべきではなかったんでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

非常に文書上の決裁で回ってきたかどうか、ちょっと私も覚えてはいないんですけれども。ただこれが辞令とかそういったので、例えば辞令で職を解くとか、そういったのに人事異動の通知としてはいきます。そうしますと、これはあくまで全職員に届くということでは、我々の職場でもそれはありませんので、多分そこは全職員には知らされていなかったのかと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、この件に関しては今後また消防議会なり何なりにお任せしたいと思います。

先月、先週ですか、9月4日木曜日、消防議会の一般質問の中で、小橋川議員から質問があったようですが、その中についてちょっと確認したいと思います。

質問1の②実施した改善策の内容、実施時期、その成果についてどのように評価しているかと

の質問に対して、当局の回答はいかがだったのでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず最初の質問の回答といたしまして、メンタルヘルス対策支援業者による全体研修は以前から実施しておりましたが、役職ごとに分け、パワハラや職場の人間関係に関する研修会を計4回実施しました。また業務環境調査を行う予定であり、内容については現在調整中ですという回答をしております。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

すみません。私のほうでも何件か文言を確認しておりますが、質問1の②のほうで、小橋川議員が質問したことによって、消防本部としては24時間即応態勢には人員が必要であり、現在予算等を含め協議中という回答は得られたのでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

2番目の回答について、今、正志議員がおっしゃったような24時間即応態勢の人員が必要であり、現在予算等を含め協議中であり構成村、関係課と人口増加問題や充足率の課題について詮議する協議を開始しておりますということで、回答しています。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

通告の質問に戻ります。

今年度、退職を予定している勸奨2名。この勸奨2名の現在の担当課を御存じでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、承知をしております。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

私見といたしますか、ちゃんと確認していないところも間違いなんですけど、恐らくこの方、2名は事務方2名になっているかと思われまして。そのことにより、この事務方2名が1つの課から一気に退職することによって、今、現場のほうから1名補充して、その課の体制を維持しようとして、また次の年にしっかり引き継いでいけるような体制を今構築しようとしているようです。

先ほどの24時間即応態勢には人員が必要である。そこから1名を引き抜いて、さらに脆弱な24時間即応態勢になっていると思われるんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

消防にとっては、大変厳しい環境が出てくると思います。そこで新たな採用計画も今練っているところでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

確かに正副管理者についての任命権は消防長の任命しかなく、職員の中については消防長が任命権者であるため、こういった人事異動についてもしかするとそこまで、正副管理者までは確認が行き届いていなかったのかどうかなんですけど、現状、近年早期退職者の波がどんどん大きな波になってきているというのを敏感に捉えて、今職場内でどういう人事が行われているのか、そういったところにもしっかりと目を光らせて、チェックしていくのが正副管理者の努めではないかと思うのですが、私の考えは間違っているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

おっしゃるとおりで、こういった状況に陥っているのは、我々両管理者の責任も伴うと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

では、また消防議会の小橋川議員から質問のあった中から確認したいと思います。質問2の②、そこで休職取得状況の実態はどうかと質問されているようですが、それについて当局の回答はいかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

それに対する回答といたしまして、まず勤務体系、本務職員が毎日勤務、消防署職員、隔日勤務3交代制、時間外労働については労基法で示された40時間以内で行っております。年度別内訳として、職員1人当たりの年間平均時間は次のとおりでございます。令和4年度、本部14時間、支署77時間。令和5年度、本部5時間、支署95時間。令和6年度、本部10時間、支署97時間。

休暇の取得状況であります看護休暇、育児休業等の取得者は多く、年次休暇の取得率は以前と比べると低い状況です。以前のように職員全体が70%程度は取得できるような基盤づくりが必要であると考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

この休暇の取得状況というところで看護休暇なり育児休業等の取得者が多くなっていると。それだけ育児休業等の取得が多いというのは、

恐らく若い職員が増えているのではないのかと、そういったのも考えられます。これはやはり当然の権利として取らざるを得ないわけですし、しかしそれによって本来疲弊しきって休みたい職員が休みが取れない。どんどん悪い、負のスパイラルに陥っているんじゃないかと。そういった職場環境であるからこそ転職サイトを検索しようかなとか、そういった職員が増えてきてもおかしくないなと思っております。ぜひそういった職場環境改善、それに向けて正副管理者のほうでしっかり目を光らせて取り組んでいただきたいと思います。

では、消防議会の小橋川議員の質問の中で、質問2の④過去3年間の病気休暇、メンタル不調による休職者は何名かとの質問に対して、当局の回答はいかがだったのでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問にお答えいたします。

まず令和4年度、病気休暇1名、メンタル不調休職者1名。令和5年度病気休暇1名、メンタル不調休職者ゼロ。令和6年度、病気休暇5名、メンタル不調休職者2名。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

このように令和4年度から令和6年度にかけて、少しずつ少しずつ増えてきているわけです。一般質問の冒頭で言いましたとおり、北中城村役場職員のパイに対してのこの数。しかし、この中北消防60名に足りない中で病気休暇5名、メンタル不調休職者2名というのは、やはりこれも大きな数になっていますので、令和4年、令和5年辺りからこういった職員が増えてきているよというような報告はあったのでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

報告ということはございませんでしたけれども、私たちはその休職願とか、退職願とか、そういうものが出た場合に感じたものでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、これからはしっかり連携を取って、そういう小さなところにも気を配っていただいて、蟻の一穴という言葉もありますので、ぜひそこを気をつけて。ぜひ村長のほうから、消防職員一人一人に声をかけて、どうか元気か、何か困ったことはないかと、そういう兄貴分の肌を見せてほしいんですよ、ぜひよろしくをお願いします。

では、消防議会の小橋川議員の質問3の③過去3年間の相談件数と対応の概要はどうかとの質問に対して、当局の回答はいかがだったのでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

その回答といたしまして、相談件数が14件、内容は職員間のコミュニケーション、人間関係等ハラスメント関連の相談件数は令和4年度、令和5年度はゼロ、令和6年度が2件です。対応については、相談者から公にしておほしくないということで、メンタル不調者に対して産業医によるアドバイスがなされております。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

こちらに関しても、やはり令和4年、令和5年はゼロで令和6年度から2件。これも少しずつ増えているんですけども、実際声を出せな

い職員というのが潜在的に絶対にいると思うんです。声なき声をぜひ拾っていただきたいと思えます。

では続いて、議員の質問4の①総務省消防庁のガイドラインに沿った職場環境改善計画はあるかとの質問に対して、当局の回答をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

その回答といたしまして、最新の総務省消防庁のガイドラインに沿って対応しております。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

最初の質問の頃に戻りますが、質問1の②で改善策の内容、実施時期、その成果についてというところを質問したところ、小さな消防では機能しないんじゃないかという答弁が村長のほうからあったと思いますが、この総務省消防庁、このガイドラインに沿った対応というのは、本村の約5万人に満たない村民に対しての消防に、それって機能するのでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

このガイドラインの中身については、私たちはまだ承知をしておりませんが、確かにパワーハラスメントとか、そういった面については小さい職場では、いわゆる相談窓口とか、あるいは委員会とか、そういった面では全て本来ですと除籍の対象になるような職員がほとんどだと思いますので、そういった面では、ある意味では対応というのは難しいかなという気がいたします。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

しかし難しいといって放置するのではなく、しっかり対応のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

では同じく質問4の②職員アンケートや第三者による実態調査を実施する予定はあるかとの質問に対して、当局の回答はいかがだったのでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

アンケートは管理者、副管理者において実施済みです。実態調査を今後行う予定で産業医、ボウルと調整中でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

今年の3月から、結構この消防のことについて喜屋武議員とともに今触れてきているわけですが、これまであまり改善がされていない。どんどん早期退職者が増えている、職場環境がどうなっているんだろうかという、そういったある意味一部事務組合のそういう閉鎖的な空間で何が行われているのか。村長は副管理者としてもしっかり目が行き届いていないのかなと、実はそう思っているところなんです。そこで外部の人員を投入して、そういう職場環境がどうなっているかというのを、それを職場環境改善調査の一つとして外部の人員を投入するというお考えはどうでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

これについては管理者と相談いたしまして、そういう提案があったこと、そして確かに今の段階で、内部だけでは先ほど申し上げましたように非常に身近な存在の方々ですので、なか

か秘密保持とか、プライバシー保持とか、そういったのが難しい環境にあると思ひています。

ですから外部を導入することについては適切かと思ひますが、ただそれでも機関が、どういう機関に帰属するのか。消防に帰属するのか、あるいは管理者のほうに、直属の機関として置くのかというものも出てくると思ひますので、そういった面は今後管理者と相談して決めてまいりたいと思ひます。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

今、答弁の途中まではすごい力強いお言葉だと思ひたんですが、だんだん言葉尻にいくに従って、トーンが下がってきたような印象を受けました。今、この画面を通して消防職員はしっかり期待を込めて村長、副管理者の答弁を、一言一句聞き逃さないように聞いている職員もいるかと思ひます。本当に今、消防職員にとって村長である、中城村長でもあります正副管理者2名の動向がすごく注視されているところであります。何もなければいいんですよ、何もなければいいんですが、近年の早期退職者の数というのは、やはり何かあるのではないかと疑わざるを得ませんので、ここはしっかり調査をしていただきたいと思ひます。

では消防議会の中で取り上げられた質問に戻りたいと思ひます。質問4の③採用や人事配置の工夫による負担軽減策はあるかとの質問に対して、当局の回答はいかがだったのでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

採用については、今年度は即戦力で対応できる社会人枠も採用しております。

人事配置はかなり頭をひねらせ考えておりますが、他の消防本部同様、人員補充でしか対応できないのが現状です。負担軽減を支持してい

ますが、待機業務を図ることの難しさは火災、救急救助の災害を図り費用対効果を説明するぐらい難しいです。直面している課題は令和3年に育児介護休業法での働き方の改正に伴い、男女ともに育休、介護休暇等を取得するためには、上司や同僚の理解と代替人員の確保が必要となります。育児休業取得や介護休暇、有給休暇はどんな立場の人でも可能性があり、そういう方が休暇をいつ取得しても業務が回る24時間即応態勢業務を維持していくための強靱な基盤が必要だと考えております。社会の制度や経済活動が時代とともに大きくなり、消防体制も間合わなくなってきました。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

長い回答、ありがとうございました。

今の回答の中で2点ちょっと気になったところがあるんですが、人員配置が厳しくかなり頭をひねらせているということですが、人員補充でしか対応できないのが現状というのは、休みの職員を買い上げて当務につかせるということと、またここでも24時間即応態勢業務を維持していくための強靱な基盤が必要だと。そういう24時間体制の業務が必要であると言いながら、その24時間体制のところから人を引き上げて充てていく。そこを充てていかないと24時間体制が回らないので、そういうのを充てるのは必要なんです、やはりここでも24時間体制を休ませるためには、何か別のいい方法がないのかとか、そこも改めて考えていくのも手ではないかと思えます。

何かところどころ、どこかで24時間即応態勢という言葉が出てくるのですが、実際にやっていることについては、その24時間体制の人員を引き上げたり、どんどん酷使していくような状況が見られるんですが。例えばこれについて何

かい改善策、村長のほうで何か思い当たるところはありますでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

いわゆる我々一般行政がやる行革とか、そういったのを真剣に取り組めば、例えば事務職とかそういった、あるいは民間委託とか、そういったことも考えられると思います。ただそれが非常に効果的なのかどうかというのは、ちょっと厳しいものがありますけれども、私たちの一般行政からすると、そのようなことを考えます。ただ消防組合とは、また違った環境にあると思いますので、そういった面はまたこれから考えてまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

私が口酸っぱく24時間即応態勢のところから人員を引き抜くのはいかがなものかと訴えているのは、先月の8月18日午前、大阪府中央区6階建てビルにおいて大阪市消防局の職員2名が殉職しました。これは消火活動中に建物内に残り残されて、その後、病院に搬送されましたが死亡が確認されましたと記事はなっております。恐らく家屋火災のところに、建物内に進入していくときには一人では突っ込んでいきませんよ。最低2名以上で入っていくはずですが、そういうしっかり2名の方が突っ込んでいったんですが、そこで人命救助に当たろうと、検索に当たっていったはずなんですが、その検索に入っていくその環境、その建物内が果たして突入するに安全な状況ではないんですが、その判断が正しかったのかどうかというのが、ちょっと心配される場所です。年齢のほうを見ると55歳と22歳というコンビで突入しているようですが、ここも現場の人間を引き抜くことによって、経験値の浅い、職歴の浅い方々、そういっ

た方々がそういう現場に出くわしたときに、何というのか、職務に対しての忠誠心といいますか、そういったところから誤った判断をして建物内に突入していかないかなと、そういうのもすごく危惧されるんです。これは午前にもありました、対岸の火事というような言葉がありましたけれども、これはもう対岸の火事どころか、本当に今喫緊に迫っているような、そういう危険な状況だと思われるんですが、こういったような大きな消防局でもこういう事故が起きている。これは本村でも起こり得るのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

事故ですから、事故はどこでも付きまとうと思いますので、そういった万全を期すということが事故防止につながるかと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ハインリッヒの法則でしたか、300件のヒヤリとした事故の中に、30件のちょっとした中等症的な事故、そして1人の大きな死亡事故につながるというところがあるんですが、消防隊員は現場現場に行ったときに、やはりその後の振り返りで、今回の現場はどういったところがよかったか、悪かったか、そういった振り返りをもって今後に生かしていくと思われま。その中で、そういう経験値の浅い職員だけで協議、研究するのと今まで多くの現場を見てきた先輩職員がいる中で、ああいうところは気をつけたほうがいいよ、こういうところは気をつけたほうがいいよというのは、やはり振り返りの度合いにも大分差が出てくるんじゃないかと、そういうのも危惧しているところなんです。実際、私の近くで救急事案があったときにも、ここで隊員がつかずいて、けがするんじゃないかと思

ったところがあつて、後日その隊員には、ああいうときはストレッチャーをちょっとずらしたほうがいいよとか、そういうアドバイスもしたことがありました。何を言いたいかという、その現場に出た隊長も、そういう周囲の状況に目を配れていなかったというようなことも、今既に起こっていますので。既に小さな事故がちょっとずつちょっとずつ起きているんじゃないかと思っております。これは本当に早急に消防のほうに目をかけていただきたいと思います。

もう一度戻ります。消防議会での質問のありました質問4の④メンタルヘルスケア体制を強化する計画はあるかという問いに対して、当局の回答はいかがだったのでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

回答といたしまして、専門のカウンセラーは導入済みですということで回答されています。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

専門カウンセラーは導入済みという結果が今これなんです。だからこれからよくなるかもしれない。よくなるかもしれないが、今ではちょっと物足りないのではないかと思いますので、そこはもうちょっと真剣に取り組んでいただいて、細かく細かく、よく目を光らせてこれからも消防のことをしっかり見届けていただきたいと思います。消防のことに関しては、これで終わりたいと思います。

続いて大枠2件目の村内公立小中学校周辺環境美化についてですが、学校と連携しながら対応していきますということですが、具体的にはどのような連携を図っていくのでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

正志議員の質問にお答えします。

学校のほうからは、通常の草刈りであれば学校のほうで対応するんですけども、できない部分に関しては、これは役場でやってもらえないかということで依頼というかあって、それを私たちも見に行っ、できないのであればこちらで対応ということでこれまでは対応してきております。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。現場の確認も行っていただけたんですね、ありがとうございます。

夏は草の成長も早いし、また台風後は草が倒れたりしてすごく路面の状況も悪いですので、今後ともパトロールを続けるなり、また一番やってほしいのは父母教師会をしっかり活性化して、そこと連携していただいて、父母の皆さんと一緒に環境美化に取り組んでいただきたいというのが本音です。その辺どうでしょうか、PTAのほう、父母教師会のほうを盛り上げる何かいい考えとかありますでしょうか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

現時点で、3校ともこの父母教師会の盛り上げについては、島袋小学校については今休止中ですので、新たに再結成することに向けて、いろいろ考えながらやっております。現時点でどういう手だてがいいかというのは、まだ私どもにもございませんが、いろいろな関係機関といろいろ話をしながら、可能な限り父母教師会を盛り上げていけるような協力体制ができたらと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

教育委員会のほうもお忙しいと思うのですが、しっかり目をかけて3校の父母教師会と連携を図って盛り上げていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では大枠3件目の立村80周年夏季巡回ラジオ体操で盛り上げようですが、回答では、実施には多くの時間、多くの職員の協力、財政的支援とありましたが、おのおのどれだけの日数を必要として何名の職員の協力を得て、財政的に幾らぐらいの予算を必要としているのか、それは見積もっているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

開催した市のほうから資料をお借りして調べたんですが、おおよそ期間的なもの、まず9月から募集受付が始まります。それと翌年の2月上旬に開催地の決定という発表になります。2月下旬から、例えばやると決まった場合、開催マニュアルの作成及び関係機関など連絡先などを送付します。次に3月から4月にかけて、関係機関と事前打ち合わせの準備。4月から6月にかけて第1回事前打ち合わせの実施、巡回ラジオ体操の実施要綱の作成、ポスターチラシの作成、6月から7月にかけて第2回事前打ち合わせで8月に開催という、約1年時間がかかります。

続きまして職員の協力、これは当日だけの話でいくと浦添市、規模によっても全然違うと思うのですが、朝5時から50名以上の動員がかかっています。これは職員だけです。ほかにも各団体、恐らく動員呼びかけをしていると思いますので、これだけではきかないのかと思います。

金額的なものからいきますと、ちょっと細かいことになるのですが、実際、やったところの支払った金額でいくと、司会の謝礼金、ピアノ

の運搬費、音響機材夜間警備、会場の設営費、記念品代、これも規模によりますが、名護市に確認したところ委託するのであれば100万円近くはかかりますよということを確認してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

確かに今回回答にありました名護市ですね、名護市市制55周年記念ということで、8月22日の朝刊のほうに載っていました。904人が巡回ラジオ体操を行ったということで、これと同じように岡山県美岬町ですか、合併20周年記念事業として、こういう夏季夏休み巡回ラジオ体操を誘致しているところなんです。やはりアピールのにはすごくいいのがあるなと思っているんですが、課長が調べられているとおり、今年の夏季夏休み巡回ラジオ体操の受付が9月から開始されて、同年、去年10月4日まで、約1か月間しか受付期間がないんですね、すごいタイトなスケジュールになっているようです。しかしそこも予算的にも100万円ぐらいかかるということですが、今年は比嘉太郎で頑張っていて、来年は夏季巡回ラジオ体操で頑張っているということで、村長、これは決断力とスピード感だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

正志議員のおっしゃったアイデアというのは、非常にいいアイデアかと思えます。ただこれについては既に申込みのためにその準備があるので、なかなかそこに間に合わせきれないような状況がございまして。ただ私もこれは子ども会の頃の経験がございまして。当時は那覇市でしたけれども、朝、確かに4時半頃喜舎場を出発して、

バス2台で繰出したことがございます。そのときは奥武山の陸上競技場での体操でしたけれども、相当の数があふれていました。そして私たちのバスの駐車場が軍港だったんです。それぐらいの駐車場の規模でないとなかなか収まりきれないところがあったものです。そしてまた、今イオンでもしやるとした場合、恐らく駐車場の問題が出てくると思うんですけども。駐車場はロウワープラザとか、そういったので確保できるかもしれませんけれども。さらにそのイオンでやるということについて、果たしてそこに人が入れるかどうかということも問題があると思います。大変、多くの人数を要するイベントですので、これは関係課といろいろ話し合った結果、そういう回答をしたわけがございまして。大変難しい問題だと思っております。しかしアイデアについては、大変80周年記念事業として、また今、全課でいろいろな80周年記念事業を模索しているところがございますので、それも一つの案かと思えます。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

準備期間に要する、また費用もかかるということで厳しいかと思えますが、教育長、立村81周年に向けていかがでしょうか。

子供たちの教育のためにも、すごく有意義な経験になるかと思えますので、その辺のことも含めて、今後そういった夏季巡回ラジオ体操に取り組んでいただけるのか、回答をお願いします。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

冠をつけてとか、また村全体を上げてやるということも大きなねらいにあるかもしれませんが、教育委員会としましては、各自治会の子ども会育成のほうに、このラジオ体操については

毎年お願いしているところですので、まずはやはり地域で地域の人たちと交わって、大々的ではないにしても、子供たちが体を動かす、夏休みの40日間を健康に過ごすという形を進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

今回のラジオ体操のイベントですね、冒頭でも言いましたが有志の方がイオンモールと交渉して行った経緯があります。これはライカム自治会発足にもつながっていくと思いますので、今後教育委員会の皆さん、そういった方の後押し、約束をまたできますでしょうか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時57分 休憩

午後 2時58分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えいたします。

教育委員会としましても、事業をいろいろ実施されると思うんですけども、その事業について賛同するところにつきましては後援等の協力をして後押しというか、やっていけたらと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時58分 散会

令和7年第6回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 7 年 9 月 5 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和7年9月12日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和7年9月12日 午後2時04分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番		
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員			大 城 律 也		
	9 番 議 員			上 間 堅 治		
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長			比 嘉 直 也		
	議 事 係 長			與 那 城 世 代 子		
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	仲 本 正 一	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子		
	企 画 振 興 課 長	徳 峯 惣 一 郎	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	住 民 生 活 課 長	比 嘉 利 彦		
	福 祉 課 長	安 次 富 規 昭	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		
	こ だ も 未 来 課 長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学 校 教 育 指 導 主 事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第5号

令和7年9月12日（金曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
9	比 嘉 義 弘	1. 火葬場建設について 2. 「比嘉太郎」の劇について 3. 牡蠣の養殖事業の計画について
10	川 上 龍 太	1. 本村の財政マネジメント
11	喜屋武 すま子	1. 北中城村「村民平和の日」の制定について 2. 中央公民館に新聞を置いてほしい

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1． 一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1． 11日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

おはようございます。

これから通告に従い、一般質問を行いたいと思います。大別的に3点であります。

まず、1． 火葬場建設について。

沖縄市、宜野湾市、北谷町、そして北中城村の4自治体で計画している火葬場の建設については大分時間も経過しておりますけれども、事業計画は着実に進んでいると考えるが、その進捗状況の説明を求めたいと思います。

（イ）4自治体での具体的な会合はこれまでに何回持っていたのか。

（ロ）火葬場の土地購入は必要な分実現できたのか。

（ハ）その場所の近くに民間の火葬場も現在あるが問題はないか。

（ニ）その面積はどれくらいか規模をお願いします。

（ホ）4自治体が納得いく計画になっているのか。

（ヘ）地域の皆さんからの反対の声はあるか。

（ト）完成し活用できる見通しは何年先になるか。

2． 「比嘉太郎」の劇について。

「比嘉太郎」の村民劇の進捗状況について。以前（2001年）北中城文化協会、会長が新垣洋

子さんでしたが、「護佐丸の星」の劇を上演したが、大変好評でありました。後に民間のテレビで全県的に2回放映してもらいました。その劇の上演によって護佐丸についても村民の認識や関心が深くなったと思います。今回の「比嘉太郎」の劇は島袋区民だけでなく村民や県民に対して大きな影響を与えることは間違いないと信じております。同時に戦争に対する捉え方も違ってくると思います。下記のとおり質問を順次していきます。

（イ）「護佐丸の星」は記憶するところ1,000万円村から補助をしてもらい、そして文化協会自身も金策に力を入れながら実現しました。今回の「比嘉太郎」の劇の村からの補助は幾らでしょうか。

（ロ）ハワイで直接島袋出身の比嘉武二郎さんに私は以前会いました。そのとき武二郎さんが心配していたのは、村出身のハワイの現地の皆さんが北中城村に対する意識や想いが希薄になりつつあると、そういうことを言っておりました。今回村長はハワイを訪問されましたが、その成果は。

（ハ）北中城村は「平和で活力ある田園文化村」と言われているが、「比嘉太郎」の村民劇は戦争を否定し、平和に対する意識を一層深める機会になると思うが、いかがでしょうか。

（ニ）念のために今回の村民劇に対して村民から否定する言葉もあったかどうか、その辺りもお聞きしたいと思います。

3． カキの養殖事業の計画について。

カキの生産は日本では宮城県と広島県が中心で有名であるが、南国の沖縄県でカキの養殖を事業にと考えたのはどんな意図があったのか、順次質問をしていきたいと思ひます。

（イ）カキ養殖に力を入れている有名な国は御存じでしょうか。世界の中でです。

（ロ）日本の広島県と宮城県とその国は相互扶助の精神で助け合っていますが、そのことに

については知っていますか。

(ハ) その事業には村のシルバー人材センターの人も活用できると思いますが、いかがでしょうか。

(ニ) アーサの事業も成功していると思うが、それをヒントに考え事業を進めるとよいと思うが、いかがでしょうか。

(ホ) しおさい市場は残念ながら継続できなかったが、今回の事業は自信ありますかということであります。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉議員の御質問にお答えいたします。火葬場建設についてでございます。

まず(イ)のこれまで会合を何回持っているかということですが、令和6年度に9回、令和7年度に6回行っています。

続きまして(ロ)火葬場の土地購入は実現できたかということですが、年度内に用地取得(用地交渉から契約まで)を完了する予定でございます。

(ハ)その場所の近くに火葬場も現在あるかということについては、広域火葬場については、火葬待機問題の改善を図るため、4市町村で取組を進めています。民間の火葬場への対応については、アンケート等により現状を把握し、広域火葬場の料金等を検討する予定でございます。

続きまして(ニ)のその面積はどれくらいという規模ですが、敷地面積は1万2,100平米、施設面積が3,500平米程度となります。

(ホ)といたしまして4自治体が納得いく計画になっているかということですが、整備・運営に関する事項は、4市町村で構成する連絡会議で決定します。具体的な運営方法なども、そこで決定されることとなります。

(ヘ)地域の皆さんからの反対の声はあるか。

住民説明会は、これまで2回実施しており、その中で火葬場整備に対して直接的な「反対」の意見はないとの報告を受けております。

(ト)完成し、活用できる見通しは何年先になるか。令和9年度供用開始予定となっております。

続きまして、2番目の「比嘉太郎」の劇についてでございます。

(イ)比嘉太郎の劇は村からの685万円の補助をもらっております。

(ロ)今回の劇を契機に村長はハワイを訪問しましたが、その成果はということです。8月28日から9月2日にかけてハワイ沖縄移民125周年記念式典に参加し、その際、ハワイ北中城村人会の会長、比嘉太郎の親族の方とも交流をいたしました。

(ハ)北中城村は「平和で活力ある田園文化村」と言われているが、比嘉太郎の村民劇は戦争を否定し、平和に対する意識を一層深める機会になると思うがいかかということですので、比嘉太郎村民劇を通して改めて平和の尊さ、命の大切さを認識する機会になればと思います。

(ニ)念のため村民劇に否定する村民もいるかということですが、比嘉太郎村民劇に否定的な意見等は聞いておりません。

大きな3番目のカキの養殖事業の計画についてでございます。

(イ)外国のカキの養殖で有名な国はどこかということですが、世界的にはフランス、オーストラリア、アメリカなどがカキ養殖で有名で、品質向上や生産量の拡大に取り組んでおります。特にフランスは世界的に高級食材として流通しており、養殖技術やブランド化において参考になる点が多いと認識しています。

(ロ)広島県と宮城県とはその国は相互扶助の精神で助け合っていますが、そのことについて存じているかということですが、海外との相互扶助については把握していませんが、

国内二大カキ養殖産地である宮城県と広島県のつながりについては承知しております。東日本大震災の際には被災した宮城県のカキ養殖事業者に対し、広島県から養殖いかだの復旧支援や稚貝の供給などが行われたと伺っております。

(ハ) シルバー人材センターを活用できると思うかどうかということですが、現在漁業者の高齢化が進む中、作業負担が少なく、一人でも管理・作業が可能なカキ養殖を新たな事業として推進しております。その特性を活かし、シルバー人材センターに登録されている高齢者の方々にも新規の漁業者として参入いただける可能性があると考えます。地域の漁業の持続可能性を高めるとともに、個人でも取り組める漁業の新たなモデルとして、地域経済や雇用の活性化にもつなげられるものと考えております。

(ニ) アーサの事業も成功していると思うが、それをヒントに考え事業を進めるとよいと思うかどうかということですが、北中城村におけるアーサ養殖事業は、地域資源を活用した新規漁業のモデルとして一定の成果が得られていることは承知しております。この実績や経験を参考にしつつ、カキ養殖事業も地域の気候・海域条件や漁業者の負担軽減といった特徴を踏まえながら、慎重に実証実験を進めてまいりたいと考えております。

(ホ) しおさい市場は継続できなかったが今回の事業の自信はということですので、昨年より取り組んでいるカキ養殖事業については、実証実験により生育状況の確認も随時更新しながらできており、一定の手応えを感じております。これらの成果を踏まえ、今後も慎重かつ計画的に事業を進めることで地域漁業の新たな収入源の一つとして期待できると考えております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

1点目の火葬場の建設について再質問を順次してまいりたいと思います。

沖縄市、宜野湾市、北谷町、そして北中城村の4自治体で火葬場の建設のための会合は令和6年に9回、そして令和7年度に6回行っているということですが、どのようなメンバーで構成されているか教えてください。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

比嘉義弘議員の御質問にお答えします。

令和6年度の9回というものについては、まず課長を含めた担当レベルで調整会議というものを6回持っておりまして、あと村長を含めた会議、課長と担当も含めて3回、計9回行っております。そして令和7年度につきましては作業部会、課長を含めて担当者レベルで4回、あと幹事会と申しまして副村長を含めた私、課長と、あと担当者を含めて1回、あと連絡会議というものが首長関係で全4つの市町村長を集めて1回、計6回となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

私からすると予想より大分会合を持たれているような気がいたします。令和6年に9回、そして令和7年度は6回ということですが、その会合の内容をもし具体的に説明できるのであれば説明できますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

令和6年に関しましては、まず火葬場の建設を4市町村で進めていこうというようなものが多かったと思います。令和7年度については既に協定書も交わしておりますので、4市町村で火葬場の建設についてどういった中身にしようかという具体的などころも含めて話合いがされております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今担当者も、そして首長も一緒に会合をやっているということですが、首長の皆さん方の会合のときには主にどんな話をされているか、もし説明できるのであればお願いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

首長が参加する頃には、おおむねこの事業に関してはどういったことをしますよというのは決めて、報告してスケジュール等、あと建設の規模、そういったものを報告した後、4市町村で成し遂げようということで意思確認をしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今首長の話合いはどちらかというと皆さん方が議論した、担当が議論したものを報告という形で進められているんですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

これまで作業部会、あるいは幹事会で話され

たことも首長のほうに逐一報告してございます。その中で積み上げたものに異論があるかどうかというようなことまで含めて、最終的な確認ということになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

会合は順調に進んでいると思いますが、その中で例えば議論が止まるということもありますか。もしそういったことがあれば、どういったことで止まるのかということも教えていただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

これまで議論が止まったということはございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

次、（ロ）の土地購入は今年度内に完了することですが、相対的に早いような感じを受けますが、購入価格等の問題はなかったか教えてください。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

用地取得に関しては既に交渉も終了しているというふうに報告は受けておりますけれども、金額についてはまだ契約締結には至っておりませんので、ここでの公表は控えたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ちょっとよく聞こえなかったんですが、例えば金額負担は4町村でありますけれども、その予算額で大小があったりするケースも考えられますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

用地の取得に限らず、これまで火葬場を建設するに当たって負担割合というものを取決めしております。施設整備費に関しては、その自治体において死亡者推計を出して、この自治体で必要な火葬炉の数を算出します。その全体の炉数が出ますので、この各市町村全部合わせるとですね、その全体の炉数に占める構成市町村が炉を幾つ必要かという計算をしますと、北中城村の場合が必要炉数を見ると8%ということになりますので、この用地の取得に関してもその8%が該当するかなと思っております。その後、負担金として請求されることにはなると思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

なぜそれを聞いたかといいますと、単純に人口のいわゆる大きさ、大小もあると思います。そうすると利用回数がやっぱり差が出てくるんじゃないかと思っております。その負担金も少し差が出てくるのかなと思ったんですけれども、それで答えを求めました。そういった意味では考えていないですよ。使用回数が多い自治体と少ない自治体があると思うんですが。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

ただいま申し上げたのは死亡者数です。もちろん人口が多いところは死亡者数も多くなると思います。その人口によって死亡者数で必要な火葬炉の数というのが平均的な計算があるようなんですけれども、それで打ち出して、北中城村の場合はどれくらいの炉が必要なのかというのを4市町村の全体分の北中城村の必要炉数で割りますと、8%になるということです。だからおのずと大小によって決まるということになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

4自治体はそういった条件はみんな納得されていますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

納得して今進めております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

次に行きたいと思いますが、すぐ近くに民間の火葬場があるが、4市町村の首長が担当し、まとめるということですが大丈夫でしょうか。料金だけでなく交通の問題もあると思いますが、例えば渋滞、そういった意味でちょっとお聞きしたいんですが、隣の民間の火葬場の皆さん方との問題はないのかということでもあります。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

我々整備を考えている火葬場に関しては葬式、葬儀をする施設は造らない予定です。ですので渋滞等、車両の乗り入れ等は必要数というか、家族単位ぐらいしか来ない想定ですので、それほど多くはならないというふうに見込んでおります。

また、民間のほうでは葬儀をやられると思いますので、そういったすみ分けはやろうということで、民業圧迫にならないようにしていこうということで話し合われております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

民間の葬祭場はある意味では生活を抱えていると思うので、そのあたりは非常に厳しいと思いますけれども、ひとつ円満に解決してもらいたいと思いますけれども、この車の渋滞等の件に関しても、予想できるので話し合いは民間ともやっていますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

今予定している道路については、その民間の火葬場のほうとはちょっと離れていまして、同じ道路を使う分というのは一部でありますので、その辺については特に話し合ったということは聞いておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

若干離れているようではございますけれども、この現場は首長の皆さん方は見えていますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

私どもも村長含めて確認しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

敷地面積が1万2,000平米、それから施設面積は3,500平米とのことですが、その面積に駐車場も入っていますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

駐車場の整備も考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今駐車場の分も入っているということでしたか。ありがとうございます。

ついでに聞きたいと思うんですけども、土地の所有者はお一人ですか。それとも複数の方とのやり取りで確保できたのか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

予定地は牧場というか牛を飼われているところ、用地がありまして、2者企業があるということで、2者の持ち物だと聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

直接所有者との話し合いではなくて、ある意味では中間に2企業が入っているようではございますけれども、そのあたりは皆さん方も十分納得ですか。若干その企業が入ることによって円滑に進むということもありますから、高くなるということ

もありますので、そのあたりはどうですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

分かりました。ありがとうございます。

じゃあ（ホ）に行きたいと思えますけれども、整備・運営に関する事項は、4市町村で構成する連絡会議で決定するとのことですが、地元の市長、つまり沖縄市の市長はそういった意味では納得、了解されているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

そもそもこの火葬場自体が沖縄市単独で行おうとしていたところ、たまたま我々ほかの3市町村が基地所在市町村であるということで、合同して造っていかうということでもありますので、沖縄市のほうがリーダーシップを取ってやってくださっておりますので、納得をしているということになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

なぜ聞いたかといいますと、沖縄市長は新しい市長なので、十分自分たちの話合いの中でしっかり理解されているのかなと思って質問をしました。じゃあ（へ）に行きたいと思えます。

住民説明会は2回実施しているとのことですが、それは大丈夫でしょうか。私の友人もその場にいたと思うが、大変厳しい印象を持ったようですが、住民説明会でのやり取りはいかがで

したか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

恐らく義弘議員がおっしゃる住民説明会というのは令和7年7月8日に行われた都市計画の決定に向けた住民説明会、そのことかと思えます。実は用途変更、こちらは農振農用地となっていますので、用途変更のための住民説明会を開いたところ、その予定地となっている池原地域の皆さんが多く参加していたと。その中でいろんな質問があったということは聞いて、私もその場に参加しておりました。強い口調ではありましたが、反対ということではなくて、池原地域についてはごみ処理場であったり、モータースポーツの施設である騒音があって、様々な影響があるということなので、我々に対して例えば道路を整備してくれだとか、そういった要望が以前からあるということで、それについて沖縄市は池原住民に関してもその別の会で話をしていたりすると。そういった要望が都市計画の説明会のときにあって、そのときに強い口調で望んでいたというところでもありますので、この火葬場に反対するというような意見ではなかったと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

分かりました。実は私も沖縄市にも議員の仲間がいるものですから、そこからそれとなく情報が入っていたので、今言った池原地区の皆さん方が反対しているのではないかなという、そういう危惧をしていますという情報がありました。そして、かつて宜野湾市を中心とした例の火葬場の件で中城のある地域は非常に反対して、結果的には頓挫した形もあったので、それでち

よっと気になったので今質問しましたけれども、池原自治会の反対は今説明したとおり、特に極端に絶対造るなという意味ではないということですよね。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

そのとおりだと認識しております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

令和9年度供用開始の予定とのことですが、正直若干心配ではあるが、その予定どおり行きそうですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

我々もこれまで4市町村が集まって何度も会議を重ねております。沖縄市のほうからも報告がありますように、スケジュールについてはおおむね順調に進んでいると聞いておりますので、令和9年の供用開始を目指すというところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今火葬場については、火葬場もなくなって、結局1週間ぐらい待たされるとか、2週間待たされるとか、そういうケースが最近多いので、ぜひ早めに実現できることを期待したいと思います。

大きい2の比嘉太郎さんの劇について質問をしたいと思います。護佐丸の星は、たしか当時の行政から1,000万円ほど補助してもらいました記憶があります。今回は685万円程度なのですが、規模的にどれぐらいのイベントなのか。また、入場料も必要なのか。もしそのあたりを

予算化すれば規模的にもっと充実した劇になると思うが、いかがでしょうか。護佐丸の星は入場料を取ったような気がするが、念のためもう一度チェックしてみます。そういう意味でちょっと質問させていただきます。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉太郎の舞台劇につきましては入場料を取ります。1,000円ということで今設定して計画を進めているところでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

この護佐丸の星では民間から、あるいは高校生からも大分協力をもらって、出演者を募って大規模になりましたけれども、比嘉太郎さんの場合には出演者は何名ぐらいですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

確かな数字ではございませんけれども、50名程度それに係る出演者が出てまいります。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

この村民劇の出来栄えは演出家にかかると言われてはいますが、演出家の役目が重いので、その方はいわゆる民間人ですか、専門家ですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

民間人で専門家であると思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

これはボランティアですか。それとも金銭を

払っての役目ですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

実行委員会の中で有償ということを考えておりますので、ただ、あくまでも予算の範囲内ということになります。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今度村長はハワイに行かれたようですが、向こうの中で比嘉太郎さんの村民劇をやるということについてはお話しされましたか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お話しいたしました。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

先ほども言いましたけれども比嘉武二郎さんと会ったときに、いわゆる北中城村との交流が非常に希薄になりつつあるので心配していたので、できればハワイの皆さんに村長は話されたようですが、できたら11月でしたか、ハワイから募集したらどうですか。いわゆる見に来いという話はできませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

それも可能だとは思いますが、公演の施設が中央公民館ということになっておりますので、そのキャパでそこまで行けるかどうか分かりませんが、ただ、これから想定される入場者数を考えますと、ハワイからの受入れ等については大変厳しいものがあると思いますけれども、実行委員会とお話しいたしまして、そこまで可能なかということ議論いたしま

して、それから御案内するか、しないかは決めたと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

正直言って、やっぱりお声をかけたほうがいいんじゃないかなと思います。来る来ないは別にしましても、北中城村はそういうふうな思いを持っていますよということを伝える意味でもいいのかなと思っております。

次の（ハ）の質問に行きます。私は間違いなく比嘉太郎村民劇は村民の心を捉えるのではないかと考えています。同時に戦争の惨めさや悲惨さと、逆に平和の尊さを訴えるものがあると思います。県民にも比嘉太郎さんを知ってもらいたいが、いかがでしょうか。さらに自治体の中で唯一平和を守る村民の会の平和団体もあるので、県民にその存在を認識してもらう必要はないか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今NHKも含めて取材等を受けておりますので、最近朝日新聞にも掲載されたようでございますので、これからいろんなメディアのほうから取材に来ると思っております。当然我々の広報でもそれを村民にも知らしめますし、県民の皆様にもそれを知らしめます。

先ほど申し上げましたハワイについては、既にハワイから遺族の方はいらっしゃるということになっておりますので、ハワイの人たちも北中城村で比嘉太郎の舞台劇があるということは承知しておりますので、これからハワイからいらっしゃるかどうか分かりませんが、いらっしゃるということであれば歓迎をしたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

先ほど申し上げました護佐丸の星では民放のテレビで2回放映されて、2回とも見ましたけれども、ある意味では納得できましたし、村民もとても喜んだと思います。そういう意味では村長はメディアとのやり取りもされているようですから、ぜひ実現するとよろしいかなと思っています。

先ほどちょっと否定的なことも私は質問しましたけれども、例えばその費用対効果でどうかとか、あるいは政治的な思想という意味でどうかということで、村民の中にもそういった否定する人はいませんかということでしたけれども、そういった意味では全く問題はないと思ってよろしいですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そういった否定的な方はいらっしゃらないと思いますので、むしろ激励を受けているような状況があると思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

実はその護佐丸の星で議員が3名誕生したんですよ。主役はあのとき、もうお話し申し上げていいと思いますけれども比嘉次雄さん、全く素人だったんですけれども、練習の結果プロみたいになっていましたけれども、またもう一人は今現在議員であります比嘉正志さん、あのときは子供役でしたよね、議員になりました。私も出演はしませんでしたけれども、そのときのいわゆる演出家が幸喜良秀先生でしたので、私も彼との交流があるので、その裏方で頑張りました。そういったこともあって私も議員になれたと思っています。

今回の劇については今後の行政においても初めての大きなイベントとなると思いますので、

ぜひ盛り上げて期待したいと思います。では、次の質問に行きたいと思います。

次はカキの養殖事業の計画についてですが、世界的にフランスはカキの生産が有名で、要は世界でも一番と思います。もちろんカナダやアメリカもありますけれども、フランスは御承知のとおり工業国と言われそうですけれども、実は農業大国でもあります。また、観光立国でもあり、そのカキ生産については世界から観光客を呼んでいます。私も旅行業界に身を置いていたので何度かフランスへ行く機会がありましたけれども、やっぱりカキのうまさというか、カキは日本のカキと若干違って丸く平べったいカキですけれども、非常においしい。そしてそういった店はほとんどいっぱい、お客さんもいっぱい、レストランでもいっぱいということだったので、日本でもそういう意味ではカキの養殖が非常に盛んになっている相互の影響があるのではないかと思いますけれども、ぜひカキ養殖を成功させて、そして全国からお客さんが呼べるようにしてもらいたい。というのは、カキはどちらかというと南国よりも北の宮城県、あるいは広島県も沖縄県よりは北のほうですが、そういう意味で南国でそれをやるということは非常に特徴があってお客さんも呼びやすいんじゃないかと思いますけれども、村長、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

もしそれが今実証実験のほうで成功して、さらに漁業権を取得いたしまして、それから本格的なカキの養殖となりますと、観光客とかそういったのを誘致する資源にはなると考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ぜひ期待したいと思います。幸いに北中城村はアーサ事業が私は成功していると思います。恩納村といわゆる競争できるぐらいのレベルの域に達していると思うので、それを考えるとこのカキ養殖も若干似ているので、私はぜひ油断さえしなければ素晴らしいカキ養殖事業になるかと思っています。

次の質問の日本の広島県と宮城県とはお互いに助け合っています。相互の扶助の精神でやっています。例えば最近ではフランスの生産が非常に厳しくなり、宮城県と広島県がフランスの今の不作の件について手伝って助け合っています。その点は御承知でしょうか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

比嘉議員の御質問にお答えします。

フランスに限ったわけではなくて、ヨーロッパのほうでカキが不作の年度があったというふうな情報は聞いております。その際に日本のカキ養殖が盛んな地域からの種苗の提供とか、こういった協力があったというようなお話は聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

やっぱり日本で不作になったらフランスが積極的にお手伝いする、あるいはフランスが不作になった場合には宮城県と広島県が応援するという相互の扶助の精神は今しっかり、私も調べたり、あるいは聞いたりしていますけれども、うまくいっているようであります。ぜひ北中城村もそういう意味で成功して、そしてお互いの仲になるといいと思いますが、じゃあ次の質問に行きます。

私はシルバー人材センターの会員でもありま

すけれども、ぜひそれを成功させてシルバー人材の皆様がお手伝いできるようなそういう形になればいいと思うんですけれども、どちらかというシルバー人材の皆さん方はボランティア精神が旺盛です。そういった意味では、お手伝いしてもらうには非常に格好のシルバー人材でありますので、そのあたりをもう一回説明いただけませんか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

比嘉議員の御質問にお答えします。

比嘉議員が考えられているシルバー人材センターの利用というのが、まずどういったものに対してできるものなのかというのがこちらでは把握できないところもありますので、ちょっと申し上げにくいところがあるんですけれども、実際このカキ養殖事業と言いますのが、やはり漁協が主体となる事業ともなりますので、実際は漁業がこれ以降で運営していくためにそういった人員の必要性があるのかということが確定しないと、なかなかこういったものは私どもが申し上げにくい事案でもございます。ただし私たちが言えることは、このカキ養殖事業が本格化していった場合に、実際もっと養殖していきたいとなった場合には実際養殖業者として、個人として参加していただくことは可能なのかなということで、村長がおっしゃられた答弁のような回答になるかと思われま

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

確かにおっしゃるとおりです。また、シルバー人材も年齢的にも60歳以上になっていますし、みんな素人です。そういった意味で皆さん方が成功してこういった仕事があるというときに、

皆さん方との話し合いも持てればなと思います。

質問はこれで終わりたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

それでは通告に従いまして、私の一般質問を始めていきたいと思っております。

私から本村の財政マネジメントについて質問させていただきます。

「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と、自治体・行政の役割について地方自治法第1条の2で定められています。具体的には、住民が安全に安心して暮らすことができるまちづくり、地域産業の活性化、地域課題の解決などが自治体の使命だと言えるでしょう。そのためには、地域住民の税金を効果的に活用した予算編成と執行が必要であります。

自治体の行政サービスの財源は、住民や法人が納める地方税と国から交付される地方交付税や国庫支出金等で構成されています。ゆえに、自治体は財政運営を行っていく上で住民の理解と協力を得て、住民の皆さんが納得するように税金を有効に活用する必要があります。自治体が予算編成をする目的は、住民から徴収した税金を住民のために適切に運用・管理することだと言えます。ただ、現在多くの自治体において財政が厳しい状態が続いており、少子高齢化による社会補償の増加や公共施設の老朽化による維持管理・更新費用の増大により歳出は増加傾向です。それゆえ、自治体において予算の削減

が課題となっています。各自治体において、どの事業にどれだけの予算を分配するかは優先順位を決め、限られた財源の中で効率的な予算配分を行い、適正な予算編成に導いていきます。

この適正な予算編成のために査定が行われるなど、財政マネジメントが大切になっていきます。

財政マネジメントとは、地方公共団体が保有する財政資源を効果的・計画的に管理・運用し、健全な財政状態を維持・改善しつつ、ビジョンや目標達成を目指す一連の経営管理活動を指します。

本村の財政については今年度当初から予算が厳しいと村長自ら発言し、各課の事業においても削減が見られます。そこで、なぜ本村は予算が厳しいのか、本村の財政マネジメントの内容について伺います。

①予算編成の査定方式の種類は。

②予算配分の優先順位の決め方は。

③国や地方交付金の獲得方法は。

④地域特産品や観光資源を活用した収入増の考えは。

⑤公共施設の有効活用や公共資産の売却等は。

⑥村長のビジョンや目標は。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、川上議員の御質問にお答えいたします。本村の財政マネジメントについての御質問です。

①の質問は本村の予算編成の査定方式の種類はということですので、本村の予算編成の査定方式については、各課が予算編成方針に基づき予算案を作成し、財政担当がこれを査定する積み上げ方式となっております。

②予算配分の優先順位の決め方はということですので、予算配分につきましては、各課での優先順位を踏まえた上で、村の計画等に基づく

事業を優先的に措置しております。

③国や地方交付金の獲得方法とはということで、特定財源の獲得につきましては、国、県の動向を踏まえて特定財源の確保に努めております。

④地域特産品や観光資源を活用した収入増の考えはと。ふるさと納税を活用して特産品及び体験コンテンツを販売しております。

⑤公共施設の有効活用や公共資産の売却等についてです。公共施設につきましては、効率的な維持管理、施設の長寿命化に取り組んでおります。公共資産の売却に関しては、社会情勢や村民ニーズの変化などにより不要な資産については売却も可能であると考えます。

⑥村長のビジョンや目標はということで、本村も将来は人口減少に転じることが推測されますが、子育て施策、地域活力の向上等、村の発展につなげるための政策を実施してまいりたいと思います。そのような施策を実施するためにも、中長期的な視点に立った財政運営を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

それでは順次、再質問させていただきます。

まず地方自治体の予算編成は職員の経験や慣例だけで行われるものでなく、地方自治法をはじめとする法令に厳格に規定されたルールに基づいて進められていきます。これらの法的根拠と原則を正しく理解することは適正な予算編成業務の一つと言えます。地方自治法では予算の透明性と網羅性を確保するため、幾つかの基本原則を定めています。まず1つ目、総計予算主義の原則、一会計年度における全ての収入と支出は相殺することなく、その総額を歳入歳出予算に計上しなければならないという原則。これにより自治体の財政規模や活動の全体像を正確

に把握することが可能です。それから単一予算主義の原則、自治体の会計は原則として一つの一般会計で一体的に経理されるべきという原則です。ただし、国保事業や介護保険事業のように特定の収入で特定の事業を賄う必要がある場合には、条例によって特別会計を設置することが認められています。その他公開性、統一性、限定性、年度性という様々な規則があります。本村ではこの規則について、財政の考えについて若手からベテランまで全ての職員がこういった意義、理解しておくことが重要であると思いますが、本村職員に周知徹底はできているのか伺います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えいたします。

まず年度当初に予算を作成する前に、大体10月から11月頃に当初予算の編成方針の説明会を行いまして、その中でそういったことを周知してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この当初予算を組むに当たっての周知というのは全職員に対してでしょうか、お願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

説明会につきましては、係長クラスの各課から代表何名というふうに限定して行っておりますが、その中の資料をまた各課それぞれの参加者が持ち帰って各課に周知するという流れで、その会議で使用しました資料につきましては村内のデスクネットというインフォメーションを使って周知してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひこの辺も全職員に周知徹底して、皆さんが理解しながら当初予算、予算等を組んでいくべきだと考えますので、その辺よろしくお願ひします。

また、これについて財政等、予算等に関する研修等がありますでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

これに限定して担当課のほうで研修は行っておりませんが、自治研修所を通してこういった研修を行っていたり、また中期財政計画を策定した際にはその内容を職員を集めて周知を行って、意見交換などを行ったところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

今あった中期財政計画の中で職員から逆に質問とか疑問とか、そういった意見があったのかどうか。話せる内容でお伺ひします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

中期財政計画では各課の予算の要望を査定することなく一旦積み上げて、それを村の歳入に当てはめるとどれぐらいの差が出るかということを中期財政計画に記載してありますので、その内容について、村がどうしてもこのマイナスが出るのかというような中身についても御質問があったかと記憶しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

今課長からありましたように、なぜ本村の予算が厳しいのかという質問があったということで、この答弁というか答えはどのように回答したのか、お願ひします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

今後建設を予定している新クリーンセンターであるとか、あと今土地開発公社から借用している土地の件について、そういったことを踏まえて厳しいですというふうにお伝えをしております。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この件についてはまた後ほど触れていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

まず①の予算編成の査定方式についてまた再質問していきたいと思ひます。

この査定方式が大まかに一件査定方式と枠配分査定方式、シーリング方式と言われる方式がありまして、その内容が一件査定方式は昔から使われている手法で、各課の担当者が一つずつの取組に対して予算要求を行う方式、その後ヒアリングなどの審査を受けて予算が計上されるか、それか否決されるかが決まります。一つ一つの事業を財務が査定していくので膨大な時間と労力を要する課題がありますが、その都度予算編成方針に基づいているかどうかを確認することが可能。次に枠配分査定方式、シーリング方式については、財務係が各課に対し、前年度予算額に一定の削減率を掛けた予算の上限枠、シーリングをあらかじめ設定し、その枠内で各課に予算編成の裁量を委ねる手法です。一件査定方式よりも担当者に裁量があり、それゆえ現

場の声を予算に反映しやすいとも言えます。近年、この財務係の負担軽減を考慮して各課の自主性を尊重し、コスト意識を醸成する効果が期待されるため、近年多くの自治体で特に経常的な経費を中心に導入が進んでおります。本村は答弁のほうで積上げ方式とありましたが、恐らくこの一件査定方式の積上げ方式だと思います。この利点は具体的な支出内容が明確になりやすく、予算の妥当性や効率性を評価しやすい。一方で、多くの事業や項目について詳細な検討が必要となるため、準備や審査に時間と手間がかかるというデメリットもあります。本村がこの方式を採用している理由、その辺について伺います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

明確にこの方式でいこうということではなく、本村の現状に合わせて今これがベストというような回答になるんですけども、議員おっしゃるようにシーリング方式についても担当レベルで検討は行ったことはありますが、議員おっしゃっていたそれぞれのメリット・デメリット、それを勘案して今の現在の積上げ方式、一括査定方式というふうな査定方式となっております。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

これが全国的に昨年9月、10月にかけて今年度の、新年度の令和7年度予算編成手法に関するアンケート調査が全国的にあったと聞いております。全体の約4分の1を超える462自治体から回答があり、そのうち一件査定方式は71.8%、枠配分方式は25.8%、その他2.4%という結果で、多くの市町村では一件査定を主要な査定方式として採用し、予算編成の際に部門ごとの具体的な事業施策が個別に精査される形

が主流であることが明らかになっております。ただ一方で、約4分の1の自治体で枠配分を導入している点、これが最近増えております。これは決して少ない比率でなく、この手法や具体的な事例についてはやはり調査すべきかなと思っております。先ほど課長からもあったようにいろいろメリット・デメリットを総合的に見て判断して、ぜひよい予算編成を目指してほしいと考えます。この辺が検討はあったという課長の答弁でしたが、ずっと続いているのではないかという予測も立てられますが、通例になっていないのか、この辺の内容も伺います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

確かに議員おっしゃるように長年一括査定方式を使わせていただいておりますが、財政担当課として一番の理想はやはり枠配分方式ではないかというふうに思っていますが、北中城村の現状として例えば各部署ごとに財源を割り当てて、またそこで査定を行わないといけないとなると同じ業務の二重化になるであるとか、また各部署における査定を行う業務負担、そういった方々の財政的な知識とか、通常の業務をこなしながらそれを行わないといけないとか、あとは例えば各部署ごとの温度差が出てくると村全体としてアンバランスな予算編成、「ここは厳しいけれども、ここは厳しくない」とかそういったところも危惧されるので、現状の方式となっております。決して枠配分方式を否定しているわけではなくて、いろいろな方法で現状に合ったようにどんどん改良していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

今課長からあったようにいろいろメリット・

デメリットを考えながら、バランスも見ながら考えているということで了解いたしました。また後ほどこの辺も触れていきたいと思えます。

では次に②予算配分の優先順位の決め方について具体的な決定方法の流れ、それから村長はどのように関わっているのか、お伺いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えいたします。

予算配分の優先順位につきましては、まず当初予算の編成方針において、それを各課に通知いたします。令和7年度の当初予算につきましては総合計画や総合戦略に寄った事業、あと一括交付金や健康長寿の対策事業、子育て環境の充実に予算を確保してくださいというふうに各課に伝えております。それを受けまして各課が予算を要求しまして、副村長を含めたヒアリングを行いまして、最終的に村長査定で決定しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

村長としても私の公約等についてぜひそれは入れていただきたいということはあるかもしれませんが、ただ、いかんせんこれまでずっと大変な予算要求超過が出ていまして、なかなか公約のそれを当初から入れるということは難しいものがありましたので、先ほど枠配分の話もありましたけれども、あまりにも要求額が超過するものですから、そこで枠配分も提案いたしましたけれども、しかしそれでも真っ赤な、今企画振興課長から説明があったように各課の負担等、そしてまた時間等を要するものですから、ある意味では政策等をちょっと抑えたところもございまして。ただ、比嘉太郎さんの件は補正等で認めていただきましたけれども、これから予

算等の編成については積上げ方式も大事ですけども、ある意味ではまた職員の周知を図る意味合いでも、財政をよくしていただくためにもまた枠配分という手もあるのかなど。そしてまた、シーリングということも考えました。これからまた新年度の予算編成に入りますけれども、これから枠配分もシーリングもしっかりと考えた予算編成をしてみたいと思います。私もまた財政の皆さんと一緒に、この手法について検討してみたいと思います。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

村長、今年の市政方針で第5次総合計画に基づいたまちづくり、5つの目標、それが掲げられています。村長の答弁にもあったようにその辺が予算にも反映されていると思いますが、今答弁の中で政策を抑えたという発言がありましたが、今年度どのようなところを抑えているのか、抑えていくのか、よろしくお願ひします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいま申し上げましたように比嘉太郎さんとか、あるいはまた総合運動公園とか、そういったあたりの基本計画等も含めて抑えたものがございます。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

比嘉太郎さんの劇は今年立ち上げていますよね。それはもともと予算が600万円以上かかるということで抑えたという意味合いでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

かなりの金額を要するものですから、それは今の積上げ方式でした場合にかかなりの予算超過

がありましたので、ここは控えた。ここを80周年にするか、次年度以降にするかということは大変迷いましたが、当初はこれは厳しいなと思ひまして削ったような状況が、私としては下ろした覚えがございます。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

分かりました。村の流れについては理解しました。

ただ、予算を決定するのは最終的には議会です。それは住民の選挙に選出されている議員たちとともに考え、そもそも予算の決定権は村民、住民でありまして、我々議会も住民の付託に答える予算編成・配分をしっかりと考えていかなければなりません。施政方針にも掲げていますが事業の費用対効果、効率的な財政運営を行ってほしい。住民のための予算編成・配分、その点は考慮されているのか。それから、それをぜひ住民に対して見える化、住民が見えるようにしてほしい。その辺につなげてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えいたします。

今年度当初予算につきましては、物価高騰であるとか人件費の高騰であるとか確かに厳しいものがございましたが、できるだけ住民の皆様には迷惑にならないような予算編成を心がけたところです。予算の内容とか決算状況についてはこれまでどおりというか、周知に工夫をしながら周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ周知のほうをしていただいて、ただ住民

から見て予算の内容とか難しい文言等もありますので、見える化につなげるためには分かりやすくその辺も周知徹底していただきたいと思ひます。

それでは③に移りたいと思ひます。国や地方交付金の獲得方法について。ごめんなさい、これはちょっと補助金の内容もぜひ聞きたいので、その辺も踏まえて質問させていただきます。国・県からいろいろ補助金、交付金、それから給付金、助成金等、いろいろなメニューがございます。この辺で本村はどういった流れで獲得方法、それから獲得して住民サービスにつなげているのか、お伺いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

まず大きく国庫補助金と国からのものについての国からの補助金と、あと地方交付税とか、あとその他の譲与税とか、そういったものが歳入として上げられますが、まず国庫の補助金とまず負担金がありまして、補助金につきましては各事業をこちらが希望いたしまして、それに対して国から2分の1であるとか割合がありまして、それで補助を交付されるものとなっております。獲得方法としましては、各事業に応じてこういった補助金のメニューがございますので、各担当課において情報収集しながら申請をしているところです。財政担当課といたしましても、そういった情報があれば担当課へ情報提供しているところです。

続きまして国庫の負担金ですが、これは福祉であるとか、例えば児童手当とか、こういった法律に基づく業務を行うときに負担金として国から交付を受けるものとなっております。

続きまして地方交付税、これにつきましては基準財政需要額と基準財政収入額を差し引いた額が交付税として交付されるものですので、基

準財政需要額を算定する際であるとか、基準財政収入額を算定する際に算定額に取りこぼしのないように努めているところです。その他の各種譲与税であるとか地方消費税交付金といった交付金等については、国税を一旦国のほうが地方へ配分するものとなっておりますので、村税の獲得と同じような形で村の経済発展に努めて、そういった財源が下りてくるように努めているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

御説明ありがとうございます。この中で私が聞きたいのは、補助金の獲得方法で今答弁ありましたように補助金、負担金は各課、各事業においてその担当者が獲得するというところで、この辺各課、各職員、各事業を回しながら、それを調べて要請でしたり書類を作ったりというのは非常に業務負担になるかなと思います。全国的にも幾つか機構改革において、この交付金、補助金、予算担当課、そこにおいて獲得するというところも年々見えてきています。その辺村長、ぜひ機構改革をしながら予算の獲得、現在財政が厳しいという話ですのでその辺の考えはどうでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今おっしゃっているのは多分臨時的経費の事業かなと思います。通常義務的扶助費とか、そういった辺りの補助金等については既に決まっておりますので、義務的経費等については既に決まっていると。そして経常的な補助金、負担金等、国庫補助金、負担金等がございましたけれども、そういった面については基本的には各課のほうがよく承知しているわけでございまして、これが臨時的な経費になりますと、これはまた

通常の業務とは別に、普通建設事業とか建物を建設するとか、そういった面で臨時的経費になりまして、これについては国との折衝、まずは計画をつくって、計画に基づいた予算を作成しまして、それを県や国と調整をして大体の事業費を確定していく。そして、その事業を達成するために県や国と調整をして、何年度の補助金、次年度の補助金が確定したときにはその申請をするわけでございますけれども、ただ、これを1か所にこういった、臨時的経費だったら1課でまとめていいかと思うんですけども、ただ、それぞれの義務的経費とか経常経費に係る国庫補助金や負担金等については、それぞれの課で執行したほうが私は適切だと考えております。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この臨時的経費について、もし本村が予算がたくさんあって潤っている、問題ないよということでしたら、こういう提案はしません。ただ、財政が厳しいというところなので、どこから予算を作らないといけない。そのためには村長にも聞きたいんですけども、自ら村長が国・県に足を運んで、村長が無理なら副村長も一緒に協力しながら、我々議員も協力しながら、そういった予算を作らないといけない。そういった考えを今持たないと、どんどんどんどん財政が厳しい状況になっていくかと思います。その辺も踏まえて機構改革なり、どうにか改革をしてほしいという考えで提案しました。もう一度その辺も踏まえて答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

補助金の要求とかそういった国の要請等に村長が出向く場合は、恐らくこれについても政策的なこと、国庫補助金交付要綱の中に出てくる事業等についてはそれぞれの課で十分だと思っ

ております。そしてまた、念を押すために村長がまた防衛局へ行って、あるいは防衛省へ行くとか、そういったことは十分やっていると思っています。ただ、政策的な面で基地問題とかそういうあたりは国関係、そしてまた特定事業推進費とかそういうのがございますので、そういうあたりではまたいろんな国の折衝等、内閣府の折衝等も出てきますので、そういったことはやっているつもりでございます。ただ、今各課がやっている普通建設事業については、それぞれの補助金交付要綱がございますので、ある意味では私は各課がそれを知るためにも、あるいはまたそれに強くなるためにも、むしろ各課でやると。そして、村長が要請等へ出向く場合については非常にこれが難しい問題、例えば米軍基地の返還等でそこに係る経費、あるいは返還時期とかそういうあたりの要請、いろんな要請、補助金の要請ももちろんしています。補助金の要請だけでなく、いろんな施策の面で要請する場合がございます。ただ、事業については、もともと補助金交付要綱等に即した事務執行をしておりますので、そういった面では私は各課がやるべきこと、村長がやるべきことはしっかり振り分けてやっていると思っております。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（仲本正一）

川上議員の御質問にお答えします。

今、川上議員がおっしゃっているのは、たまたま本来の事業じゃない、例えば突発的な大きな修繕が出たりとか、どうしてもやらないといけない事業で出てくる、ただ担当課が補助金自体を探しきれないという状態があると思います。その場合は我々も直接国にこういう補助金がないというのを担当課は聞いているんですが、実際は何かないですかという話合いとか相談等はやっていますので、実際的に担当課がやるのと

村長とか担当、企画がやるのと分けながら、できるだけ予算をどうつくっていくかというのを含めて、予算規模も含めて考えています。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

分けながらやっているということで了解いたしました。じゃあ次に移りたいと思います。

④地域特産品、観光資源を活用した収入増の考えについて。これは地域特産、ふるさと納税等で寄附があって、それが収入増につながると思いますが、この辺の最近の実績と特産品とか体験コンテンツの収入が高いものを少し紹介いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

特産品という定義が少しこちらでも振り分けにくいというところがありまして、例えば一例を挙げますと、マンゴーですと村産品というよりは村のちゃんぷる一市場というところを通して出荷されるもので、そこに村のふるさと納税のサイトを経由して販売とか寄附を募っておりますので、そういったところも前提にあるということをお承知いただいて、件数についてですけども、まず令和5年度、上位5件ですが品名ごとに、マンゴーも種類が幾つかありまして、マンゴーの1.5キロが4,153件、続きましてオリオンドラフトが2,160件、続きまして同じくマンゴーなんですけれども、これは次年度に発送する予約分のほうです。これが1,222件、ちんすこうが821件、オリオンビールプレミアムが324件となっております。続きまして令和6年度につきましては、マンゴーの1.5キロが5,806件、この1位の分はこれが翌年度に発生する予約分となります。次に2位のほうもマンゴーとなりまして、これは数量限定キャンペーンを行

った際のマンゴーの出荷になりますが、これが1,075件、これもすみません、翌年度発送する予定のマンゴーで、1位2位は翌年度発送分のものとなっております。続きまして3位も4位もマンゴーとなっておりますが、マンゴーの1.5キロが899件で、これは当年度の数量限定キャンペーン分です。4位もマンゴーで、605件で限定キャンペーン以外のマンゴーとなっております。続きまして5位にちんすこう、253件となっております。今年度の8月末までの実績ですが、マンゴーの1.5キロが2,236件、マンゴーの2キロ、こちらが54件。続きましてちんすこうが32件、EMランチが13件、マンゴーの1.5キロの2箱分が今度10件というふうになっております。観光コンテンツや体験等については数件程度というふうになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ありがとうございます。今お聞きした中で、やはりマンゴーが多い。ただ、マンゴーについては村の特産品とは言えない商品というところで、ぜひ地域の特産品、商工会とも連携しながら何年も前から恐らく議会では商工会と連携してつくっていききたい、検討したいという答弁があったかと思いますが、現状でもこのようなマンゴーという状況です。ぜひ商工会と協力してやっていく中で、最近村内の食堂でアーサとキクラゲを活用した冷麺という商品も出ています。これを加工したりという方法もあるかと思いますが、その辺の意見交換とか、各商工会とか村内の食堂、それから企業というのは自分たちなりに商品を開発していると思いますが、その辺の意見交換、情報交換、ふるさと納税に生かすという、そういった場はあるのでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えいたします。

中間事業者を通してそういった方々と意見交換を行ったり、直接こちらに相談に来ていただいても、こちらとしては商品開発のために受け付けておりますので、そういったことを行っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

村担当から出向いたり、これが収入増、ふるさと基金というのはいろんなものに使える、村長の裁量もあります。そういった活用できるものだと考えていますので、村から逆にアプローチする考えはありますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

具体的に覚えていませんが、ちょっとうっすら覚えているのが、昨年担当が直接農家の方に出向いて行って返礼品として扱えないかというような相談とかを行っていた記憶があります。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

全体的、農家も含め村内食堂をやっている方、そういった食品を扱っている方、商工会を通して村からアンケートとか書類を作って、こういったふるさと納税に生かしたいんだという村の思いも含めながらやる方法も一つあるかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

納税のアップにつながるようにそういった取

組もありだと、今おっしゃった提案ありましたものもありだと思いますので、検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

あと体験コンテンツに関しては数件というところで、喜屋武 功議員からもありましたように世界遺産中城城跡がせっかくあるので、その辺の体験ツアー、観光ツアー、世界遺産を生かした取組、ライカムとの動線で連携という方法も生かしながら、この体験コンテンツというのが全国的に今増えてきているので、本村も収入アップのためにそういった資源、国指定重要文化財中村家もありますのでその辺も踏まえ、また以前2年前に私がふるさと納税について提案したNFTという今ネットを通したコンテンツを利用して、例えば村の応援団を本村に住んでいる方だけじゃなくて全国的に本村の応援団をつくってそこから寄附をいただく、その返礼として村長とオンラインで対談できるとか、実際に足を運んでもらうためにEMホテルの格安チケットとか、そういった宿泊しやすい状況もアイデアとしてはいいかなと思います、その辺改めて伺います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

体験コンテンツ等、今実際に商品化されていない、ふるさと納税としての商品化ではないのですが、観光協会を通してそういった体験コンテンツの斡旋というか、行っていますので、また観光協会とも相談しながら、これがふるさと納税の商品化ができるのか、そういったものも含めて、また村長にまた汗もかいてもらいながら、いろいろな商品開発、皆さんが喜んでい

ただけるような、北中城村をアピールできるようなふるさと納税の商品づくりに取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひよろしく願いいたします。

あと村長、村長は今度万博に行かれますよね。そこで当初3月議会ではしっかりと本村をアピールして、PRしてインバウンド、観光客誘致をつなげていくという答弁もありました。今全国的な自治体でも稼ぐまちづくり、そういったものを進めていかなければならないというところがありますが、村長はどのように万博に行かれて、この観光客誘致、インバウンド誘致というのを進めていくのか、その辺の考えをよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私の役目といたしましては、向こうで北中城村をアピールすること、そして北中城村が取り組んでいる事業等について紹介するということになります。そしてまた、向こうからの万博での情報がまた北中城村にまいりますので、そこで北中城村がインバウンドをどう受け付けるかと、周遊ツアーとかそういったのを今事業として受入れの整備をしているところでございます。私はとにかくその意見発表等、さらには北中城を紹介するイベントに参加するということになります。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

村長、ただイベントに参加するだけではなく村長が自ら、課長からもありましたように汗をかいてどうやって引っ張ってくるか。ただ向こ

うに行くのではなくて引っ張って来てほしい。ツアーを計画しているなら、そのツアーもしっかりアピールしてほしいと思いますが、どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

おっしゃるようなことになると思います。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ村長、期待していますのでよろしく願いいたします。

じゃあ次に⑤の公共施設の有効活用、それから公共資産の売却等について考えを伺います。

例えば本村のしおさい市場等公共施設ですよ。今現在の状況や漁業組合に無料で貸しているという話も聞いていますが、その辺の現状をお伺いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

川上議員の御質問にお答えします。

現在、旧しおさい市場の施設につきましては、そのちょうど向かいにあります漁協の建物自体が老朽化で雨漏りしている状況で、これの修繕が今県に今相談してやっているところではあるんですけども、やはりあと2年ほどかかるようなお話が届いています。この修繕が終わるまでにつきましては、今漁協のほうに貸借しているような状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

2年かかるその間、漁業組合に貸しているということで、これは無料に至った経緯、例えば

少しでも賃料といたしますか、いただければその分村の財政に入りますよね。そういった考えはなかったのか伺います。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

漁協自体も村の補助団体にもなりますことから、現在漁協に負担していただくのは維持管理費、あと電気料、水道料金につきましては漁協の負担というふうになっておりまして、施設の賃借につきましては、現在費用はいただいております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

じゃあ2年後、県から2年かかると言われ、修繕ができた暁のこのスペース、ここはどういう活用方法を検討、考えしているのか伺います。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

現在施設自体は御存じのとおり国の補助金を使って造られた建物でもございますので、このあたりの取扱いにつきましては、その補助金の使用の適化法、これに即したような取扱いを検討したいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

旧しおさい市場だけではなくて、本村もいろんな公共施設を持っております。この公共施設でのところでこの駐車場、役場にもありますよ

ね。中央公民館にも広い駐車場があります。この辺も全国の事例を調べますと、駐車場を有料化して、これを収入源にするという方法もあります。これが受益者負担の適正化、長時間利用の課題解決、昨日の一般質問でもありましたように公園でも勝手に止める方がいらっしゃる。だったら夜間は駐車場を有料化してきちんと規制を図る、その分予算を取れるという方法もあるかと思えます。この辺の有料化について考えを伺います。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

公園駐車場をもっと広く一般に利用できないかということは私どもも考えておまして、ただ場所によってその採算性の問題であったり、あるいは本来の利用目的の方が止められなくなるという弊害というものも考慮しながら設定が必要であろうと。そういったものを含めながら例えば指定管理者制度とかそのあたりの活用も含めて、全体的にそういう活用の仕方というものをまた検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この駐車場については全部が全部有料化ではなくて、例えば昼間庁舎に来る住民のためには既存どおり、今までどおり使っていただいて夜間だけ有料化にするとか、土日だけ有料化にするという方法もあるかと思えますので、ぜひ御検討をよろしく願いいたします。

あと本村が所有しているいわゆる建物、土地の箱物、それについて施設管理費、それから運営管理費、維持費、そういったものがどれぐらいコストがかかるのか、そういった集計と

ますか把握はされているのか、お伺いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えいたします。

施設ごとの毎年の維持管理経費については、集計をしておりますので把握しておりません。以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この辺もぜひ計算すれば出てくると思いますので、施設管理運営費を計算して把握することでこれが本当に必要なのか、それから修繕費もかかってきますよね。これが修繕に値するのか、別の方法がないのかということまでつながると思いますので、この辺もぜひ施設管理費プラス運営管理費、そして維持費がかかっているか把握して、この辺の費用対効果も見ながら継続できるものは継続していく、削減に値するのであれば削減していくという考えで、ぜひやっていただきたいと思います。

次、⑥村長のビジョンや目標についてなんですが、上問議員の質問でもあったように財政基金も減り、これが目的基金に積み立てているという答弁ではありましたが、債務負担行為でも約20億円これから出ていく予定、この辺は見るからに大丈夫かなという不安が募りますが、村長、これは財政破綻しないように早急に改善すべきである、計画を立てるべき。目標、ビジョンを改めて村長からよろしく願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

将来の負担等それはしっかり財政計画にも反映されていると思いますので、しっかり将来の負担を見据えて、それに対応できるような財政基盤、そして予算編成を進めてまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

あとはちょっと確認なんですけど、本村の条例を見ますと北中城村財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の中で第4条、運用益金の処理というところで基金の運用に触れています。この辺ただ基金を持つとくだけではなくて運用も可能なのか、この辺を伺います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えいたします。

基金自体、実際こういった運用は可能ですが、今現状として民間からも年度末はお金を借り入れている状況と、あと利息を伴うこういった運用につきましては、逆にこういった銀行の倒産であるとか、そういった現金を失うリスクもありますので、現在そういった運用は特に行っておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

了解いたしました。

あとは最近国のほうでできた臨時財政対策債、臨財債というものがありますが、これを活用して事業を実行して全国の事例を見ますと、それで収入といいますか、国からまた返してもらうという方法も見られます。一般財源にも当てられる方法と聞いていますが、その辺を少し伺います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

臨時財政対策債につきましては地方交付税の算定と、あと国から実際に交付される額の差額が借入れできるかと記憶しております。昨年度もたしか……、ごめんなさい。今国の方針で、この臨時財政対策債はできるだけ発行しないというような方針になっております。ただ、それが発行可能という場合については、こちらとしても積極的に活用するという方針としております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

活用できるのであれば活用して、この辺も予算が増える一つの方法になるかと思っておりますので、ぜひ活用できる際はよろしく願いいたします。

あとちょっと私のほうから国がやっている事業について紹介したいと思います。総務省と地方公共団体金融機構というところが共同で事業を行ってまして、これが地方公共団体の経営財務マネジメント強化学業という事業になります。内容としましては公営企業第三セクターの経営改革、公営企業会計の内容、地方会計の整備内容、公共施設等総合管理計画の見直し実行、地方公共団体のDXとGX、地方公共団体間の広域連携、地方税務行政のDX、地方創生の取り組み、首長・管理者向けトップセミナーといういろんな項目があります。これがアドバイザーを派遣したり、オンラインで学ぶことができる事業となっております。今年度スケジュールが第1次から4次までありまして、今第2次まで終わっています。募集期間、第3次が9月30日まで、支援決定が10月下旬、第4次の募集期間が10月1日から12月26日、支援決定予定が今

和8年1月下旬というこういった有効活用できる事業がありますので、本村でも活用してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

そういった補助金も含めて、あとはコンサルタントに委託をしたほうがいいのかとか、今村が検討している基地の跡地利用とか、そういった村の将来を描く際にそういう事業を活用したいと思っておりますので、一括交付金のほうが村としてメリットがあるのか、それともほかの事業がいいのかというのは、そういったことを含めて検討しながら村として有利になるような事業を活用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ検討いただいて、この事業が庁内全体に関わるもの、各事業についてもいろいろアドバイスをもらえるということなので、ぜひ検討してください。

先ほども申したように中長期的な見通しに基づく持続可能な財政運営、経営を行っていくためには、まず的確に把握して見える化することが重要だと思います。今回私が質問した6個の項目で、これを参考にぜひ精査して財政の立て直し、見える化につなげてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

議員から質問があった項目につきましてはしっかりと斟酌をいたしまして、我々のこれからの財政運営等に生かしてまいりたいと思っております。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ村長を中心に、村長がリーダーシップを発揮して、村長がイニシアチブを取ってぜひよくなるように私どもも、我々議員も協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

一般質問を2点行います。

1点目は、北中城村「村民平和の日」の制定について伺います。

沖縄県は、今年戦争終結から80周年を迎えています。平和の尊さを県内マスコミや各市町村及びNPO等が企画をし、二度と沖縄を戦場にしない、させないの取組が行われている。

さて、私たちは脅威となる核戦争を食い止めるためにどう行動すればいいのか、北中城村では1982年5月3日、地球上からの核廃絶を求め、「北中城村非核宣言」を行った。また、「北中城村平和を守る村民の会」が1983年5月3日に施行され、平和活動が行われてきたが、昨今の世界情勢は平和構築に遠い緊迫した政治状況が続いている。

悲惨な沖縄戦の体験者は、平和への思いを強く訴えている。戦争をしない、させないためにも沖縄戦・世界の紛争を通して考えなくてはならない。そのためには村民が結束し、村民平和の日を定め、より強いメッセージ性をもって行動する必要がある。以前私は村民平和の日を9

月7日に制定してはどうかと提案しましたが、世界は核戦争へと向かいつつあることを踏まえ、1982年5月3日の北中城村非核宣言を踏まえ、5月3日の憲法の理念を再度確認し、「北中城村平和の日」と定めてはどうか提案したい。

2. 中央公民館に新聞を置いてほしい。

今や情報化社会である。スマートフォンの普及等で新聞を手取る人口が減りつつある。新聞は社会の情報を的確に正確に伝える道具である。

村中央公民館は学習の場、交流の場であり、社会教育の施設である。学習等共用施設にはふさわしく、せめて県内の新聞を置いてほしいが、見解を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の北中城村「村民平和の日」の制定についてでございます。

現在、「北中城村平和の日」制定に向け要綱の整備、委員の選定等を実施しております。議員提案の5月3日についても検討委員会において候補日として挙げていきたいと思っております。

2番目の中央公民館については教育長のほうから回答いたします。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

喜屋武すま子議員の2点目、中央公民館に新聞を置いてほしいについてお答えいたします。

村中央公民館は学習の場であると同時に地域の交流を深め、社会教育の核となる施設であると私どもも認識しております。

また、県内紙を中央公民館に設置することについては、地域の学習ニーズに応えるとともに、教養の幅を広げるといふ点で重要性があると認

識しております。

しかしながら、現在北中城村においては中央公民館の図書室機能を廃止し、情報提供はあやかりの杜図書館が担うという運営を行っており、同館との連携を前提に地域情報の提供体制を組むことが現状の組織として適切であると考えております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それでは順を追って再質問いたします。

「北中城村村民の日」の制定に向け、議員提案の5月3日についても検討委員会において候補日として挙げていきたいとの答弁ですが、ほかに村が平和の日の制定に向け予定している、検討委員会に提案したいと思っている日はいつか。そして幾つありますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

日付から行きますと、まず4月1日、これは島袋収容所の開設の日です。続きまして、今おっしゃっていた5月3日、平和を守る北中城村民の会の結成日です。同じく5月20日、中城村村から分村し北中城村が誕生した日。12月7日、安谷屋初等学校の開設日。1月29日、村民が初めて安谷屋区に帰村した日を今想定してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

6月には今総務課長がおっしゃったように中城村では戦後最初の引き揚げ団が到着したということで、8月17日を中城村平和の日と定めて

おります。また、北谷町は、北谷町民の日は沖縄戦の激しい戦いの中で故郷の土地を失った町民が1946年10月22日に初めて居住を許可され、戦後復興を始めた記念すべき日として定めています。また、沖縄市においては、沖縄市民平和の日は沖縄戦が公式に終結した旧越來村森根で米軍と南西諸島の日本軍との間で降伏調印式が行われ、沖縄戦が正式に終結した1945年9月7日を沖縄市民平和の日と定めております。

今課長のほうから幾つか候補の日が挙がっておりますけれども、やはり私は日本国憲法が1946年3月3日に制定されております。しかしながら、まだまだ沖縄では戦争は終わってはいないという状況が続いています。1947年5月3日、憲法が施行された日なんですけれども、北中城村ではまた1982年5月3日に地球上から核廃絶を求め、「北中城村非核宣言」を行っております。翌年1983年5月3日施行、草の根の平和運動団体として平和を守る北中城村民の会が結成し、村民の平和に対する意識の高揚及び平和運動を展開しております。やはり平和のメッセージというのは、戦争が終わったからということもあるんですけれども、そこから平和が進んでいくという話にもなるんです。やはり私たちは今平和憲法を変えない、戦争させない、その強い決意でもって、平和の日を定めるということは二度と戦争しない、させない、起こさないという意思の下で平和の日を定めるべきではないかと私は考えております。

そして5月3日がちょうど憲法の施行日、そして北中城村の1982年5月3日は「北中城村非核宣言」、そして翌年の1983年5月3日施行したのが平和を守る北中城村民の会となっております。一貫して私は北中城村のこの意思というのを示すべきではないのか、そして今戦争が終わったわけでもなく、沖縄においてはずっと戦闘が続いております。私たちの上空はいつも戦争状態です。ですから私たちは世界の情勢も見

据えながら、この地球上からなくすのではなくて守り続ける、平和を希求していかなければならないと思っておりますので、私はやはり憲法の理念を変えないという強い意志でもって、特に北中城村では5月3日というのが2回ありますので、村民平和の日を5月3日に定めてはどうかということで再度提案したいんですけれども、再度御意見を伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

提案は提案として受け止めさせていただきます。ただし、平和の日を制定するのはこの場ではございません。あくまでも制定委員会の中で平和の日は制定されるものですので、先ほどの答弁にもありましたとおり一つの案としては提案したいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

審議会任せではなくて、やはり村が強い意思を示して、村としてはこういう日を考えているんだけれども、複数に考えるのではなくて絞って、2点とか絞って提案することが大事かと思っております。やはり審議委員に任せるのは最終的に審議委員会で決めるかもしれないけれども、村としてはこういう考えを持っている。だからそういう日を考えておりますけれども検討願いますと、複数でやっちゃうとどうなのかなと私は思っております。村の意思が伝わってこないのではないかとということがありまして、ある程度絞った日にちを設定して審議委員会に諮ってもらうのが一番ベターかなと思っておりますけれども、村長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

やはり今総務課長が申しあげましたように、これについては審議会を設けるということで有効な整備をしています。そして、やはり我々がそこを誘導してしまうと審議会の意味合いが非常に弱くなるというものがございますので、できるだけこれは審議会の意見を徹して、しっかりと北中城村の平和の日というのを定めたいという思いがございます。もちろん今提案理由の中にそういった審議会への説明も出てくると思っていますので、それは理解していただきたいと思えます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それでは次に2点目の再質問をいたします。

中央公民館に新聞を置いてほしいという意見を申し上げておりますけれども、この新聞の重要性については認識しております。しかしながら、現在北中城村においては中央公民館の図書室機能を廃止し、情報提供はあやかりの杜図書館が担うという運営を行っており、同館との連携を前提に地域情報の提供体制を組むことが現状の組織として適切であると考えておりますという答弁なんですけれども、これは情報というのを集めて一つの何か拠点とするのかなということがあると思うんですが、こんな情報化社会で情報を1か所に拠点としてやるのはどうなのかなと。拠点があってしかるべきなんですけれども、しかしながらこんな情報社会で一番集うのは中央公民館なんです。予防接種をし、赤ちゃんからずっとお年寄り、90歳以上の人まで集って、そこでいろんな交流をしたり、講座を開いたり、講演会をしたり、ダンスをしたり、そこでいろんな人たちが集っているんです。本当にこういう答弁でいいのかどうかと私は非常に疑問を持っております。中央公民館というのは人が集って、そこに行っちゃった時間に新聞を読む。新聞は社会の鏡だと私は思っ

ているんですけれども、この答弁で教育長はよろしいのでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

議員おっしゃることももったいなことだと思いますが、先ほど御答弁申し上げたとおり中央公民館からあやかりの杜へそういうふうに図書、それから新聞とかそういういろんな情報、雑誌等も含めてそういう形で多くの情報を一括で集約して、そこでいろんな情報に触れていただくという機会もあっていいんじゃないかというふうに捉えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

情報にはいろんな媒体があります。SNSであるとか、チラシであるとか、雑誌であるとか、本であるとかいろんなものがございます。そこに集約するのであれば、例えばチラシだけ見ても、あやかりの杜にはあやかりの杜関連のチラシしかないんです。中央公民館にはたくさんのチラシがあります。それがあやかりの杜にはほとんどないんです。重複しているのは、あつて2枚ぐらい。それが情報発信と言うのか、拠点と言えるのか。そして図書館ですけれども、図書館には確かに両紙の新聞もありますし、全国紙もあります。地元の新聞を読んでいる方はほとんど成人です。沖縄タイムス、新聞紙もありますけれども、琉球新報のりゅうPONとか、あるいはワラビーというのがあるんですね、小中学生向けの。私はこれをどう扱っているかということで何回もあやかりの杜に通ったんですよ。これはどこに置かれているか御存じですか、課長。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

あやかりの杜のほうで新聞紙各社、8社程度新聞を置いているんですけれども、そこにほかの雑誌等も含めて一緒に設置していることとおっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

これはあやかりの杜に入りまして、入り口から入りましてすぐ右に曲がるとこれを立ててあります。ここは空欄です。これを立てても誰もこれは、ここに表表紙がないものだから誰も見る人がいません、はっきり言って。あやかりの杜の職員にも聞きました。利用されていません。だけど、この新聞というのはとても大事なことが毎日書かれているんです。私は地元新聞を毎日両紙読んでおりますけれども、日曜日がとても楽しみです。これはいろんな政治状況を詳しく書いてあります。誰でも読める。そして全部振り仮名がつけられています。本当に小学生、中学生の新聞ということではあるんですけれども、大人が読んででも本当にいろんなことが分かりまして、自分も分からないことが結構あるんです。社会情勢であるとか、政治情勢であるとか、参議院選挙のことであるとか、地震とか津波とか、紛争の問題とかいろいろあるんです。非常に勉強になります。そして英語も入っています。英語でGOというのがありまして、これはとても大事な情報なんです。県のほうでもこういう新聞を読もうという推進を何年も啓発事業としてやっております。こういう大事なものをこうして置くというのは、読まなければごみにしかならないんです。これを1週間分置くんだったらまだしも、ここは何かと見るんですけれども、2日置いて収めて、また次の日のものを収めてという感じで2冊しかありません。

だからこれは背表紙になっているから誰も見ない。そして通り過ぎていく。そして和室に行つて、大体お父さん、お母さんというのは赤ちゃんを連れしたり、幼児を連れしたりして和室に行つて絵本を見るんです。だけど、これを小さいお子さんを連れて読むとたくさんの情報が入って勉強になるんです。場所によってはお父さん、お母さんと一緒になってこの新聞を読んで情報を得ていくという活動もしているんですよ、図書館によっては。だから現場を見ることが大事かと思えます。ただ皆さんはあっちに任せていると言うけれども、その責任じゃないですよ。情報をきちんと伝える、伝わるようにしてほしいんです。それを私は言いたいと思います。

そのあやかりの杜の施設がどうなっているか映像で見るとはなくて、実際に視覚で調べる。そして情報というのはスマートフォンとかいろんなもので見ることはできるんですけれども、やはり紙媒体で手に取って見る、これは非常に脳の中に入っていくんです。SNSとかああいふものは瞬間的に見るけれども、入ったように入らない。SNSなんていうものは誰がもできるわけだから、それが真実かどうかも見極める必要があるんです。しかし新聞というのは事実、検証して数字も正確で、そして正確に伝えるためいろんなデータをもって新聞記者たちは一生懸命これを検証しながら、そして伝えていく。これは非常に道具なんです。私たちの知識の道具だと私は思っております。ですから公民館には一体何名ぐらい来ていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

実際に中央公民館を訪れている方の人数を調査しているわけではないので、利用申請があった際におおむね利用人数ということで報告され

ている、申請されている人数で集計しましたところ、令和5年度は約5万人、令和6年度は4万5,000人、令和7年度は8月末現在で2万6,000人となっております。これのほかにあと駐車場とかロビーだけを使いたいということで申請されている場合もありますが、そこは除いて実際に研修室とかホールを使いたいという方の人数となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

中央区公民館は先ほど言ったように予防接種をすることもありまして、本当に赤ちゃんから、幼児から90歳以上の方たちがそこに集っている交流をしたり、本当にいろんな社会活動をしたりしているわけなんです。やはりそういうところで圧倒的にあやかりの杜のほうが多いと思うんです。それはただ申請してやった数だけですので、あやかりの杜は村外からもたくさんいらっしゃいます。ですから、あちらと明らかに人数が違うわけです。そして中央公民館に来るのは、ほとんど村民なんです。なじみのある顔の人たちがいつもここにいらっしゃっているわけです。

この前、原爆と沖縄戦という展示をしたんです。沖縄戦とそれから原爆の本をそこに並べて、原爆展のところで並べてあったんです。私も「よし、読めるだけ読んでいこう」と思って、そこで踏ん張って朝から来て読んだんです。したら途中から女の子が来て、ここでダンスか何かをしてお母さんを待っているわけです。この子が一生懸命にこの本を取り出して見ているんです。もう一生懸命に読んで、私が声をかけられないぐらい本当に熱心に読んでいるわけです。本当に子供というのは飢えているんだなと思いました。大人もそうですけれども、やっぱり情報に飢えている人たちも多いんですよ。や

っぱり今はSNSとかスマートフォンとか、なかなかついていけない大人もいるわけです。

また、この前ある男性の方が中央公民館に座っていたんです。車の運転手をしているらしくて、そしたら「自分は新聞を読みたいけれども、あやかりの杜に行ってみよう」と。どうしたんですかと言ったら、「仕事が忙しいので新聞を読む時間もないし、お金でも買えない」と。そして1週間に1回あやかりの杜に行ってみよう、「告別式の欄を見て自分は知り合いがいたら行くんですよ」という方もいたんですよ。ですから、やはりそのニーズに応じていく。お年寄りでも目を通したいという方は結構いるんですけども、最近は物価高で新聞を買えない本当に貧しい人たちもあらわれているんです。やっぱりそういう教養とか、あるいは情報を与えるのは、私は生涯学習の責務だと思っております。

中央公民館というのは、社会教育施設であることは間違いないですよ。皆さんのいろんな文献を私は読みました。そしたらこのように書かれているんです。家庭や学校の外で児童から青年、成人、高齢者に至るまで全ての年齢の人が学習や研修、スポーツや趣味に講じたり楽しむ機会を提供されることが生涯学習のための施設ですと。これは納税者の施設なんですよ、お金を払っている人たちの。このお金を払っている人たちって、一つの情報というのは新聞も一つのものなんですけれども、そこから置き去りにされていないのかなと思うんです。一番身近なものが新聞なんです。本は読まなくても新聞は読みたいという人もいます。声の欄を読みたい人もいます。それぞれの関心のあるところを読みたいということがあるんです。お年寄りほとんど中央公民館に行きます。あやかりの杜に新聞があるから、あっちに行きなさいって言うんですかね。やっぱり身近にあって、何か待合の時間とかそういうときに新聞を読んでもらうという、その提供役と、何々してもらおうとい

うのが社会教育施設の役割でも私はあると思うんです。村民の教養を身につける、高いレベルに達するというのも生涯学習の私は仕事だと思っております。

皆さんの北中城村第1次生涯学習推進計画を読みました。2022年11月につくられておりますけれども、この度、村民が生涯にわたり「いつでも、どこでも、だれでも」学習活動に取り組み、全てのライフステージに応じた、充実した生涯学習活動が行えるよう、北中城村第1次生涯学習推進計画を策定しました。今後は本計画に基づき、地域や関係機関、行政が連携し、あらゆる年代への学習機会の提供や村民ニーズに沿った学習支援を図り、学びを通じたひとづくり、地域づくり、つながりづくりを推進してまいりますと。そしてその中段には、生涯学習とはと書かれているんです。教育基本法第3条では、「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」という生涯学習の理念が示されており、その学習活動は個人にとっても社会にとっても意義のあるものと考えますと記しているんです。そして、3のめざすべき知の循環型社会の形成ということがありまして、生涯学習活動は自らの生活の向上だけでなく、仲間づくりや地域コミュニティづくりにつながることを期待できるとともに、学んだ成果を社会に還元していくことにより、社会全体の持続的な教育力向上に貢献することができます。本村では、「いつでも・どこでも・だれでも」学習可能な環境づくりに努め、個人のキャリア開発の支援を図っていくことはもとより、学習成果を地域課題の解決等に役立てていく中で成長を実感し、新たな学習の需要につながっていくなど、学び続けることができる環境形成を目指していくものと

しますとあるんです。だからたかが新聞、されど新聞かもしれないけれども、この新聞からたくさん学びを得ることができるんです。子供たちにもチャンスを与えて、副読新聞になっているものも子供たちに読み上げて、あやかりの杜だけじゃなくて、施設だけじゃなくて、やっぱり中央公民館にぜひ私はこの新聞、せめて地元の両紙の新聞を置いてほしいと切実になっておりますけれども、前にも私はこの一般質問をしましたけれども、これで2度目なんですけれども、再度教育長の考え方は変わったのか、変わらなかったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

私たちが今あやかりの杜で集約をする方向で今進めていますよということと、あと議員がおっしゃるように新聞の価値であるとか、それからそういうものを否定するものではございませんので、そして先ほどのりゅうPONとかそういう部分のところのあやかりの杜での掲示の方法であるとか、そういう部分についてもまた私たち職員とあやかりの杜職員と協議をしながら、また広く来訪者に読みやすい、そして学習しやすい環境を整えていきたいと思っております。

中央公民館の新聞の配置については今のところ少し即答は難しいのかなと思っておりますが、今現在ある部分のところでは何とかやっていきたい。それから子供たちの部分の新聞の活用については、学校図書館のほうに置いていまして、そういう形で日々授業で活用できる部分の、特に今回の戦後80周年のそういう特集であるとか、そういう部分については大いに学校のほうでも実際に活用し、子供たちと学習を深めているところですので、そういうことで御理解いただきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

こういう情報化社会の中で特に新聞というのは本当に適正に書かれていて、信用が十分できるものなんです。そして地元の情報が分かる、世界の情報が分かる。新聞というのはもともと日々の新聞であるし、子供新聞に向けても私たち大人が学ぶことがたくさんあるんです。私もこれを読んで分からなかったといって恥をかくことも多いんです。ですから、やはり公民館のほうにもたくさんの年代の方たちが集うので、新聞を手にとってもらう、読んでもらうという方向をぜひ再度検討していただければと思っております。

私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時04分 散会

令和7年第6回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 7 年 9 月 5 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和7年9月26日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令和7年9月26日 午後0時17分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番		
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		大 城 律 也			
	9 番 議 員		上 間 堅 治			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與 那 城 世 代 子			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	仲 本 正 一	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子		
	企 画 振 興 課 長	徳 峯 惣 一 郎	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	住 民 生 活 課 長	比 嘉 利 彦		
	福 祉 課 長	安 次 富 規 昭	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		
	こ だ も 未 来 課 長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	健 康 保 険 課 長		上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学 校 教 育 指 導 主 事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第6号

令和7年9月26日（金曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第40号	北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	委員長報告、質疑、 討論、決定
2	議案第41号	北中城村下水道条例の一部を改正する条例について	〃
3	認定第1号	令和6年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	〃
4	認定第2号	令和6年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
5	認定第3号	令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
6	認定第4号	令和6年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
7	認定第5号	令和6年度北中城村下水道事業会計決算の認定について	〃
8	議案第47号	令和6年度北中城村水道事業剰余金処分について	〃
9	議案第48号	令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分について	〃
10	※追加議案 同意第4号	固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
11	陳情第7-5号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）	即 決
12	陳情第7-6号	県産品の優先使用について（要請）	〃
13	陳情第7-7号	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求め る陳情書について	委員長報告、質疑、 討論、決定
14	意見書第4号	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求め る意見書について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
15		閉会中の継続審査の申し出について	

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第40号 北中城村水道事業
給水条例の一部を改正する条例に
ついて

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第40号 北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

議案第40号 北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

令和7年9月8日、本委員会に付託されました議案第40号 北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月12日、18日、22日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

課題として老朽化管路の更新とあるが、更新の長期計画を勘案しての答申なのか。精査した内容はどの質疑に対し、現在、第5次拡張計画に基づき令和10年度までの施設の更新及び耐震化が計画されて事業を執行している状況である。老朽化管路の更新については、第6次拡張計画（令和11年～令和20年）の更新計画を立案し実施していくが、具体的な更新内容はこれから検討する。更新費用を年間1億5,000万円として計上しているとの答弁。耐用年数40年経過の施

設の対応及び令和8年度以降、執行予定の更新費用1億5,000万円の執行内容はどの質疑に対し、現在の事業計画は耐震化対応として、喜舎場ポンプ場及び配水池、熱田配水池及び配水管の耐震化を令和10年度まで計画している。令和11年度以降は優先順位を確定して対応していきたいとの答弁。

耐震化の必要性があるとしているが、耐震化の現状、進捗状況について。また、国・県の補助はあるのかとの質疑に対し、現在の耐震化管路については、重要施設である配水池への送配水管の延長約29キロメートルのうち、約24.8キロメートルが耐震管として機能を有している。今後も第5次拡張計画及び今後計画する第6次拡張計画に基づき耐震化整備に取り組む。国・県の補助は、国庫補助金として2分の1の補助があるとの答弁。重要施設の耐震化とは、また一般家庭向け配水管の耐震化の国庫補助金2分の1の補助対応はどの質疑に対し、重要施設とは災害時に重要拠点として位置づけられている施設に配水する管路の耐震性に対する国庫補助を行う制度である。それ以外の一般家庭等への配水管耐震化の補助金は、主に自治体が行う水道事業で単費負担で対応しているとの答弁。

審議会で検討した水道料金改定案①から案③まで示されている。案①と案②の引上げ幅は約10ポイント、案②と案③の引上げ幅は約4ポイントとなっているが、この差の理由はどの質疑に対し、案①の率については、県が旧単価（102.24円/㎥）から最終単価（135.7円/㎥（税抜き））に引上げた場合の率で、案②は県が旧単価（102.24円/㎥）から減免する前の徴収単価（125.24円/㎥）まで引上げた場合の率で、案③は、令和5年度決算ベースで本村の供給単価平均は182.17円/㎥であり、県が値上げする単価のみ引上げた場合の率（33.46円/㎥÷182.17円/㎥）となっているとの答弁。審議会で検討した水道料金改定案②に決定した理

由はとの質疑に対し、案①は令和8年度以降黒字を計上し、健全で安定した事業運営が図られるが改定率が32.73%と最も大きく住民生活や企業の経済活動が懸念される。案②は純利益は案①より少ないが令和8年度以降黒字を計上している。資金残高は年々減少するが事業運営は可能である。改定率22.50%と案①より低いが、水道事業経営と住民負担のバランスが良いと考える。案③の改定率18.73%は値上げ分が全て受水費の増加分に充てられ、全ての年度で赤字を計上しているため、健全で安定的な事業運営が困難になると考えられる。改定率については案①②③を水道事業経営と住民負担の双方の観点から検討した結果、案②改定率22.50%増が妥当と判断したとの答弁。

物価高騰、賃金の上昇がない中で料金等改定は、村民の負担を考慮したとは見られないとの質疑に対し、本村においては沖縄県企業局が浄水単価を上げたことにより、企業局から100%購入し供給している現状の中で、令和7年度決算においては赤字決算を見込んでいる。このまま料金を改定しなければ、今後の施設の老朽化、耐震化対策にも影響を与え、安定した水の供給ができなくなることが危惧される。水道法第14条第2項第1号で、「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること」と規定されていることから今回の改定案については、本来なら案①の32.73%引上げた方が資金残高も右肩上がりになり、健全で安定的な事業運営が図られると考えられるが、昨今の物価上昇などにより、水道利用者への負担も考慮した上で22.50%としている。これについては、県が5年を目途に見直しの検討を行うとしているので、本村においても、5年程度の目安で、県の状況や社会情勢により、検討を行いたいと考えている。資金残高は右肩下がりになるが、事業運営は可能であると考え決

定している。御理解をお願いしたいとの答弁。物価高騰の中での水道料金改定延期の可能性はとの質疑に対し、今回の値上げの背景には、沖縄県企業局の水道料金の値上げがある。村内に供給されている水道水は全て企業局から購入している。そのため、企業局の値上げに伴って本村も水道料金を改定せざるを得ない状況である。物価高騰での水道料金値上げ延期の考え方は、水道事業の財政状況や老朽化対策が優先されるため、延期は困難であるとの答弁。

村民への周知方法はとの質疑に対し、ホームページや広報紙への記載を予定している。さらに、検針時による料金改定に関するチラシのポスティングなども検討しているとの答弁。料金改定に関するチラシやポスティング資料の内容と全戸配布の考えはとの質疑に対し、水道料金の値上げに関する住民への周知は、広報紙、ホームページ、暮らしの情報などを通じて行っている。値上げの目的や開始時期、新しい料金表、問合せ先などを分かりやすく記載した情報を告知していきたいとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は賛成4名、反対2名の賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。

反対2名の意見として、昨今の物価高騰による家計への負担も踏まえ、料金改定の条例改正を先延ばしにしてもらいたいとの意見がありました。

以上であります。

○議長（名幸利積）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありません

んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第40号 北中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第41号 北中城村下水道条例の一部を改正する条例について

○議長(名幸利積)

日程第2. 議案第41号 北中城村下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長(大城律也議員)

議案第41号 北中城村下水道条例の一部を改正する条例について。

令和7年9月8日、本委員会に付託されました議案第41号 北中城村下水道条例の一部を改正する条例について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月12日、18日、22日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁につ

いて御報告いたします。

下水道使用料の改定で今後の接続率への影響はないかとの質疑に対し、接続率への影響については、現在も年間10数件程度である。物価高騰などの影響により、資材価格や人件費の増加で工事費が高くなり接続を控える傾向にあると思われる。さらに使用料の増加により、接続に対して影響があることも考えられるが、値上げに対して丁寧に説明し理解をいただけるよう取組んでいきたいとの答弁。下水道への接続のメリットはとの質疑に対し、下水道に接続するメリットは環境の改善、悪臭や害虫の減少、地域排水路の水質保全が挙げられる。衛生的で快適な暮らしが可能になるとの答弁。下水道接続率を上げるためのイベントなどの取組はとの質疑に対し、下水道接続の向上を目的とした県からの直接的な「下水道の日」に特化した支援はないが、村独自の接続促進のための啓発活動を実施しているとの答弁。

経営状況での改定理由として、経費回収のためどのような取組をしたか。また、接続人口の数値で正しく判断できるのか疑問がある。接続戸数として下水道に接続可能な住宅等は現在何戸で、接続ができていないのは何戸かとの質疑に対し、接続率を向上させることで、経費回収率も改善することから普及地域での未接続家庭等に対して、戸別訪問、ポスティングを定期的に行っている。同時に接続補助の説明も行っている。接続戸数として集計はしていないが世帯当たりの平均人数をもとに算出すると令和6年度末(R7.3)時点の利用可能世帯としては5,140戸で接続戸数は3,828戸、1,312戸が未接続となっているとの答弁。下水道普及員の役割はとの質疑に対し、下水道普及員は、未接続家庭を訪問し下水道接続のメリットを説明したり、接続できない理由や諸事情を聞いたり、個別の相談に乗ったりしているとの答弁。下水道整備率100%、接続率100%の場合の下水道事業

の経営状況はとの質疑に対し、下水道整備率・接続率が100%であるということは、インフラが完全に整備され、経営的には収支が均衡しているとは必ずしも言えず、人口減少や施設の老朽化対策、さらに将来的な財源の確保など、依然として多くの課題に直面しているとの答弁。下水道使用料の県内他団体との比較はとの質疑に対し、県内団体の下水道事業における1か月20立米当りの家庭料金と比較すると、県内平均1,422円に対し、本村は1,155円となっておりやや低い水準にある。下水道事業は汚水私費の原則に基づき、利用者の使用料で経費を賄うこととされている。しかし、県内の多くの市町村において使用料が適正に設定されていないために使用料収入が不足し、一般会計からの繰入金に頼っている。安定した経営を実現するためには、接続率の向上、使用料の適正化（改定後1,427円）、効率的な維持管理を行う必要があるとの答弁。

本村の下水道の運用は平成9年から始まっている。下水道普及率は64.9%で更新工事より新規工事が多く行われていると考えるが、今後管路の更新・耐震化にどの程度の予算が必要か。また審議会で検討した過程でどのように議論されたかとの質疑に対し、下水道の更新については、供用開始から27年で、法定耐用年数50年をまだ経過していないので、今回の中期計画（10年）の中では考慮していない。また耐震化については、下水道法施行令が平成18年4月1日に改正され、耐震化が義務化されたことから、平成18年度以降設計・施工された下水道については、耐震対応となっている。それ以前に施工された施設については、管路更新に合わせ耐震化を検討し、重要管路施設について耐震化が必要な個所は、国・県と調整の上現在執行可能な予算の範囲内で、新規工事と併せて耐震化を進めていきたい。審議会においても同様な説明をしているとの答弁。下水道重要管路施設とはとの

質疑に対し、汚水を集めて下水処理場や放流先へ運ぶ管渠、避難所等から排水される下水道施設との答弁。下水道重要管路施設の補助金制度はとの質疑に対し、下水道重要管路施設の補助金制度は国土交通省が水道と下水道を一体で耐震化する工事費を補助する新制度の創設を計画しているので状況を確認したいとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は賛成4名、反対2名の賛成多数で原案を可決すべきものと決定しました。

反対2名の意見として、昨今の物価高騰による家計への負担も踏まえ、料金改定の条例改正を先延ばしにしてもらいたいとの意見がありました。

以上であります。

○議長（名幸利積）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 北中城村下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第41号 北中城村下水道条例の一部を改正する条例については委

員長の報告のとおり可決されました。

**日程第3．認定第1号 令和6年度北中城村
一般会計歳入歳出決算の認定につ
いて**

○議長（名幸利積）

日程第3．認定第1号 令和6年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長長の報告を求めます。

一般会計歳入歳出決算審査特別委員長。

○一般会計歳入歳出決算審査特別委員長（喜屋武 功議員）

認定第1号 令和6年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和7年9月8日、本委員会に付託されました認定第1号 令和6年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月9日、16日、17日、22日、24日に開催し、24日に屋良朝春委員、上間堅治委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長、担当職員が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入1款村税、全体の滞納繰越分の収入未済額が対前年度比で増になった理由はとの質疑に対し、主な要因として、個人住民税及び法人住民税については、過年度分からの申告により、その過年度分の納付が発生したため、一括納付が困難となり収入未済となったことが考えられる。固定資産税については、負債相続又は相続人未設定などにより納付が滞っていること、軽自動車税については、納税者1人で車両を複数台保有し滞納が続いていることで収入未済となったことが考えられるとの答弁。徴収率は対前

年度比でどうかとの質疑に対し、令和4年度が97.3%、令和5年度が96.83%、令和6年度96.65%となっているとの答弁。徴収率向上の目標を設定しているのかとの質疑に対し、過去5年間でおおよそ97%後半だったが、担当課としては今年度から現年度分について、徴収率100%を目指して強化をしていくとの答弁。令和4年度から村民税は右肩上がり収入増。同様に滞納繰越分も上がってきている。毎年収入未済額が増えれば、次年度に滞納繰越分が増えていく。そういう状況だが、徴収体制の強化をどう進めるかとの質疑に対し、県内で徴収率上位南風原町が99%で、その徴収体制を例に見ると、町内を4つに区分けして2名1組の体制を取っている。また、現年度分で第1期でも未納があれば差し押さえ手続をして強化している。本村は、これまで2年目に差し押さえや滞納手続をしていたが、今年度からは現年度分に限って3期目までに未納があれば差し押さえを強化していく。固定資産税においては、今年度から3期目未納の納税者から滞納の手続を強化していくとの答弁。時効消滅処理や執行停止処理の件数などは把握しているかとの質疑に対し、未納して5年過ぎると納付義務がなくなるため、督促状や催告状を発送することで時効期限を延ばし徴収していこうと考えているとの答弁。

1款1項2目法人税が対前年度比減の理由はとの質疑に対し、法人税割が対前年度比で75件増となつてはいるものの、法人税割の収入が対前年度比で1,366万4,700円の減で、これは法人税割が、法人の収益に応じて申告納付されるもので法人収益の減少が影響しているものと考えられるとの答弁。自治体の収入は、住民税、固定資産税、法人税が主な収入源になるが、その中で、なぜ法人税割の収入が約1,300万円減になったのか、全庁的に理由を調査する必要はないのかとの質疑に対し、この件については庁議で話していくとの答弁。

13款1項1目1節、地方交付税、普通交付税が対前年度比で大幅減の理由はとの質疑に対し、前年度より基準財政収入額の基礎となる税収入が増えたことが要因となっている。なお、地方交付税のうち地方交付税12月追加分1億1,154万円については、臨時経済対策費及び地方公務員の給与改定に伴う経費の一部等の経費として追加交付された普通交付税となるとの答弁。

17款2項8目3節、社会資本整備総合交付金で収入未済額が出ている理由はとの質疑に対し、社会資本整備総合交付金の収入未済額6,986万9,317円については繰越しによるもので、翌年度の収入に振替となるとの答弁。該当する事業はどこかの質疑に対し、村道荻道登又線整備事業で工事期間中の大雨により施工個所ののり面が崩壊し、その対策に時間を要したため事故繰越しになったとの答弁。

19款1項2目2節、伝統芸能振興基金預金利子が対前年度比で大幅増の理由はとの質疑に対し、伝統芸能基金を預金先である普通預金の利息が前年度より上がったことが理由となるとの答弁。他の基金と比べて預金利子に違いがあるがなぜかの質疑に対し、地域福祉基金については、定額の利率となっている定期預金で、伝統芸能基金は少額なためにペイオフ方式の普通預金に預けているため預金利子に違いが出ているとの答弁。条例の中で最も確実、有効な形で管理しなければならないとある。基金は預けるというより運用しなければならないと考えるが、元金を保証するだけというのは条例に沿わないのではとの質疑に対し、基金の運用については会計管理者のほうで運用しており、地域福祉基金においては、利息は少ないが定期で運用しているとの答弁。

歳出1款1項1目18節、政務活動費の実績はとの質疑に対し、議会政務活動費は、議員14名分年額168万円の支給であったが、全額返還した議員が1人、ほか8人の議員が支出の残額分

を返還したため、支出額は132万2,755円であった。支出内訳として、調査研究費（県外行政視察、地方議員研究会研修）としての支出が最も多く、ほかに広報費、事務費の支出があったとの答弁。収支報告書や政務活動報告書は期限内に提出されているかとの質疑に対し、収支報告書は出納整理期間中にきちんと提出されている。しかし、政務活動報告の提出においては毎回ではないが若干遅れての提出者がいるが、その点はしっかり期限を守るように指示していくとの答弁。

2款1項1目18節、総合事務組合負担金で2回流用した理由はとの質疑に対し、令和7年1月の臨時議会で人事院勧告に基づく給与条例の一部改正を行ったが、その際に補正予算への計上漏れがあった。同じ4節の市町村共済組合負担金及び厚生年金保険料に不用額が見込まれたことから、そこから流用して支出したとの答弁。人事院勧告に基づく給与条例の一部改正で、なぜ計上漏れが起こるのかとの質疑に対し、共済費等を最終の3月定例議会で補正を行う予定であったが足りない分が発生した。ただ、年度末時点で不用額の発生が見込まれたため、補正予算を計上せずに不用額の流用ということで節内で対処したとの答弁。監査委員の意見にもあるが、流用が異常に多いということと、過去の議会でも流用が多過ぎるということで、附帯意見をつけている。認識が甘いのではないかの質疑に対し、人件費の増だけでなく給与や共済金にしても負担が大きく、当初の見込みよりもはるかに違っていたということが原因と判断している。議会や監査委員からの指摘どおり、流用、充用を極力やめるようにとアナウンスしているとの答弁。

2款1項2目7節、茶の間通信員報償金で不用額が出ている理由はとの質疑に対し、不用額の主な理由としては、美崎、瑞慶覧、大城3自治会における茶の間通信員の欠員分及び講師謝

礼金の不用額分となるとの答弁。行政として自治会と相談して早めに通信員の確保ができないか。また講師謝礼金の不用の理由はとの質疑に対し、これまで茶の間通信員は自治会で人材確保しているが、自治会としても人材確保に苦慮している。講師謝礼金は茶の間通信員への指導料で1時間4,000円の2時間分の謝礼金になり、開催できなかったのが不用額が生じたとの答弁。

2款1項7目18節、海外移住者子弟研修生補助金が対前年度比36万9,900円減の理由はとの質疑に対し、受入期間を3か月から2か月へ変更したことで、受入れする家庭への1か月9万円の補助、研修生本人への1か月3万円の補助、またショートステイの対応になるので国保加入(1人当たり3,300円)ができなかったために合計36万9,900円の減になったとの答弁。受け入れ期間を1か月短縮した理由はとの質疑に対し、「ヒアリングで3か月では負担がかかるという意見があったので、受入れ家庭の負担軽減のために1か月短縮したとの答弁。受入れ先の負担や物価高騰対策も考えて補助額を増やしてもいいのではないかと質疑に対し、確かに物価高騰もあるので以前と同額では厳しいと思う。今年度は既に契約済みのため、次年度にプラス分を考慮するとの答弁。

3款1項1目18節、災害ボランティアセンター運営等補助金、機能強化補助金の実績はとの質疑に対し、災害ボランティアセンター運営等補助金の30万円はポータブル電源の購入。機能強化補助金の50万円は災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施したためのもので、11月28日に情報伝達訓練、避難者受入・避難所設置運営訓練を行い、参加者は86名。11月29日は災害ボランティアセンター設置運営訓練を行い162名が参加したとの答弁。令和6年度は多くの機関と連携して訓練が行われているが、資機材の使い方など忘れないように定期的な訓練が必要と考えるがどうかとの質疑に対し、災害ボ

ランティアセンター設置運営訓練は平成27年度に1度開催し令和6年度に2回目の開催となっているが、もともと災害ボランティアセンターの設置は大規模災害後の復旧に向けてのものになるので、社協と連携して、常に非常時があったとしても対応できるよう準備をしていきたいとの答弁。協定書の締結についてはどうなっているかとの質疑に対し、一度協議はされていたが中身を少し詰めるところがあり、現在一時保留となっている。速やかに協定が結べるよう進めていくとの答弁。

3款1項3目12節、生きがい活動支援通所事業委託料の実績はとの質疑に対し、この事業は令和6年度から医療法人アガペ会を指定管理者として実施しており、閉じこもり傾向にある高齢者の社会的孤立を防ぎ社会参加を促す事業で、この事業の対象者は71名で週に1度通所してもらい平日の曜日で日を決めて10時から16時までの間で健康チェックだけでなく日常機能訓練や集団レクリエーション、体操、脳トレなどを行っているとの答弁。財源を含めて、この事業は県からの指示でやらなければならない事業なのかとの質疑に対し、平成16年度から行っている村独自の事業になるとの答弁。介護保険事業のデイサービスとどう違うのかとの質疑に対し、要介護認定を受けていない閉じこもり気味の方が対象で、設立当初からすみ分けはできているとの答弁。本人や家族がなかなか要介護にいくまでの判断が難しいところがあるが、この事業に通う中で担当が適切に判断して介護保険サービスに向けるような体制になっているのかとの質疑に対し、71名のうち、事業対象者が8名、要介護認定なしの方が48名、要支援1が15名となっているが、担当の職員が対象者それぞれの状況を見て、適切に判断して必要性が出てくれば家族とも相談し介護保険サービスに移行してもらうようにしているとの答弁。シルバー人材センターの事業も社会参加を促すものであるが、

シルバー人材センターに向けることも可能かとの質疑に対し、元々は要介護を遅らせるための事業で、社会参加を促すものでシルバー人材センターでの活動も問題はないが、対象者の平均年齢が87歳となっているとの答弁。

3款1項3目17節、シルバー人材センター車両購入と利用状況はとの質疑に対し、購入したのは環境衛生管理作業車（2トンダンプ）で令和7年3月24日から使用し、これまで36日間使用しているとの答弁。このトラックの使用は無償なのかとの質疑に対し、村から無償で提供されているので作業見積りにはトラック使用料は反映されていないと思うとの答弁。北中城村財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例があり、その中の第4条に普通財産の無償貸付又は減額貸付は公用、公共用、公益性のあるものに当てられるとあるので、一般社団法人のシルバー人材センターへのダンプの無償貸付は条例に抵触するのではないかと考えるがどうかとの質疑に対し、担当課として、シルバー人材センターにはダンプ納入の際に、使用料として取るものではないと指示はしているが、いま一度条例と照らし合わせて確認してみるとの答弁。

3款1項5目19節、介護用品給付事業で予算が流用されている理由はとの質疑に対し、令和6年度の予算額は520万2,000円であるが、給付対象者が増えたことで予算不足が生じ予備費よりの流用となっている。令和6年度当初の登録者数は73名で、令和6年度末には18名増の91名となった。介護用品については、紙おむつ、尿取りパッドが大方を占めているとの答弁。高齢化社会が進む中で、当初で見積もってもそれを上回るものになっているが、国・県・村の負担割合はどうなっているかとの質疑に対し、村の一般財源での事業になる。給付額は中部地域で見ると1番目に嘉手納町で1万円、2番目に北中城村で8,500円となっている。今後も現状のレベルでこの事業を続けていきたいとの答弁。

この事業については必要性のある家庭に行き届いていないと思われるところもあるがどうかとの質疑に対し、実際はケアマネジャーからの周知になっているが、周知不足が否めないところもあるので、定期的な広報等も検討していきたいとの答弁。

3款2項4目10節、食糧費（子どもの居場所運営支援事業）の実績はとの質疑に対し、この事業は沖縄こどもの貧困緊急対策事業補助金より8割の助成を受けて実施しており、村内2か所の児童館と中央公民館で行われている無料塾で週に1回程度、地域の民生委員児童委員らの協力をいただき、おにぎり等の軽食を提供している。人数については制限なく不特定多数の子供たちに提供しているので1日50名～100名前後の数になるとの答弁。補助金対象範囲はとの質疑に対し、今年度から月5万円を上限に自治会で運営している事業が対象範囲になるとの答弁。ボランティア団体が自治体と一緒に活動するのであれば補助対象となり得るかとの質疑に対し、国からの補助を使った事業になるので、適正な会計管理ができるかが重要な審査基準で、そこがクリアできるのであれば補助の適用が検討できるとの答弁。喜舎場地域に自宅を使って地道に子供たちのために活動されている方がいる。場所は自宅だが、自治会の後援があれば補助対象になり得るかとの質疑に対し、提案があればしっかり審査してくことは可能との答弁。貧困緊急対策事業補助金からの8割補助とあるが、本当に支援を必要としている子供たちを把握できているかとの質疑に対し、夏休み期間中、給食がない子供たちへのお弁当配布等も実施しているので、ある程度把握しているつもりだが、申出がないと見えないところはあるとの答弁。

3款2項2目18節、4目18節、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業の実績はとの質疑に対し、子供のプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるため記録な

どを通じ、設備における性被害防止対策を図る事業になる。村内の私立保育所・認定こども園に対する事業として、1施設でパーテーションを購入。児童館費の事業については、村内の放課後児童クラブ（学童クラブ）6施設に防犯カメラを導入しているとの答弁。パーテーションや防犯カメラ導入の背景は何かとの質疑に対し、パーテーションについては、お着替え時や内科健診等での利用で、園からの要望があり設置。また防犯カメラについては保護者からの要望があり導入設置となったとの答弁。防犯カメラ画像の管理、運用についてはとの質疑に対し、画像データの確認は、施設の代表だけが見ることができる仕組みになっているが、他市町村の運用状況を見ながら検討していきたいとの答弁。

3款2項4目18節、放課後児童健全育成事業の実績はとの質疑に対し、放課後児童クラブ（学童クラブ）の運営費、障害児受入れに係る経費、賃借料、送迎に係る経費等に対する補助で、財源内訳として国3分の1、県3分の1、市町村3分の1となっている。令和6年度は、村内7施設9支援単位に対して8,637万5,000円の実績となっている。令和6年度の利用児童数については316人（5月1日現在）との答弁。この事業に必要な資格要件はとの質疑に対し、これまで通常配置職員を2名のうち1名は放課後児童支援員であったが、令和6年に法律改正があり、2名中2名放課後支援員であれば基本単価を30%上げていいとなり、予算額も1,000万円余り補助額が上がったとの答弁。障害児受入れ人数はとの質疑に対し、各施設ばらつきがあるが1名～6名となるとの答弁。

4款1項6目12節、犬の登録管理システム保守委託料について管理状況はとの質疑に対し、村の登録犬数は令和7年8月時点で856頭。狂犬病予防法では、飼い犬の生涯一度の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が法律で義務づけられている。また、システムの導入により予防注射

のお知らせや注射記録の入力、登録・転入・死亡など、各種届出処理が効率化されている。犬が逃げたときや咬傷事故が発生した際にシステムを利用することで登録のある飼い主を迅速に確認し早期の対応が可能となっているとの答弁。狂犬病予防注射は毎年何月頃か、また予防接種時に登録する方もいるのかとの質疑に対し、集団予防注射、予防接種は毎年6月で接種時に登録する方もいるとの答弁。未登録犬への対応はとの質疑に対し、広報等でお知らせし、予防注射は義務ということを知っているとの答弁。主に闘犬やピットブル等犬種も登録されているのかとの質疑に対し、システム上で全て犬種は把握できるとの答弁。首輪で予防接種や登録を管理する方法やチップを入れて管理する方法はとの質疑に対し、国や県、市町村自治体ではまだチップ登録はないが、ブリーダーにはチップを入れるようにと義務づけられているとの答弁。

4款1項6目12節、地球温暖化対策実行計画策定業務（事務事業編）委託料の実績はとの質疑に対し、北中城村が実施している事務・事業に関し温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定され、計画年度は令和7年度から令和12年度の5年間となっているとの答弁。本村が実施する事務事業に関して、目標達成に向けた取組はとの質疑に対し、基本的には、体制の整備と重要性の周知徹底で、地球温暖化対策として9施設がLED照明への更新を行い、令和7年度にはあやかりの杜や全ての公園の照明をLED化する。その他、各施設への適切な取組も継続的に実施し、住民へは自主的取組の促進という形で進めていくとの答弁。住民に対して自主的な取組の内容はとの質疑に対し、住民には節水、節約、自転車の利用、マイバッグの持参、食品ロス削減、再生可能エネルギーへの切替え、緑化の促進など、あくまでも周知や意識啓発を図っていくとの答弁。再生可能エネルギーの内容が報告書の中に、EM研究機構の

バイオマス発電に家庭からの生ごみを受入れられれば削減できるとの質疑に対し、費用対効果を含めて検討していきたい。民間の事業ではあるが他にも資源化ヤード等でも連携はできると考えるとの答弁。

4款1項6目12節、公営墓地管理委託料の業務の実績はとの質疑に対し、村シルバー人材センターに管理業務を委託しており、公園内の維持管理、利用者、来訪者の受付対応等を行っているとの答弁。管理委託料が約550万円、墓地管理料金の収入が41万5,000円。約500万円の差額は基金から出すのか、それとも一般財源からなのかとの質疑に対し、毎年、墓地の区画を使用する方を募集して当選した方の使用料を一旦基金に積んで委託料で支出している。基金の残高が現在5,657万9,000円あるとの答弁。毎年500万円の差額が出ているが、持続可能なのか。委託内容も踏まえて今後の計画はとの質疑に対し、364区画全ての使用料が入れば1億4,000万円。現在は139区画のため人的管理が必要で現在の委託内容に含んでいる。現在の計画では20年間は問題ない。364区画で年間管理料2万円から3万円取らないと運営できないと考える。村民が必要であるとして造った公営墓地のため、公共施設と同様の考えであるとの答弁。

5款1項3目12節、しおさい市場の現状はとの質疑に対し、旧しおさい市場施設については、現在北中城村漁業組合に無償で貸し付けている。理由は、北中城村漁業組合事務所兼店舗が老朽化による雨漏りや天井のカビなどが常態的に発生し、適正な環境でないことから、令和6年10月21日に北中城村漁業組合から旧しおさい市場施設を漁業組合事務所兼物販店として利用したいと要請文書が提出されていた。補助事業を活用して漁業組合事務所の建て替えを計画しているが、事業着手には数年を要するため、令和7年1月20日から緊急的に漁業組合へ無償貸与しているとの答弁。緊急性があったから漁業組合へ

無償貸与とのことだが、今後は賃貸になるのかとの質疑に対し、漁業組合事務所建て替えが完了するまでは無償で貸していくが、工事完了後は移動することになる。しかし、引き続き利用したいとなれば有償にすることも考えているとの答弁。条例上無償貸与は妥当なのかとの質疑に対し、緊急性も含めて、村が認める補助団体ということで準公的機関と捉えて判断しているとの答弁。無償貸与は、条例上の疑義が残るので第三者にも確認すべきと考えるがとの質疑に対し、内部で整理した上で再検討するとの答弁。

5款1項3目18節、沖縄県植物防疫協会会費の実績はとの質疑に対し、会費は各市町村一律で3万円になる。同協会の目的及び事業は、農業生産の安定を目的に植物防疫に関する調査と研究、並びに講習会や講演会等での普及、啓発指導の実施、野そ、ミバエ類等防除対策等を行っている。また、昨今のセグロウリミバエ対策として、テックス板（誘殺板）の設置、ミバエトラップ板の増設、トラップ板でミバエが確認された場合には周辺圃場での果実調査、寄生果の確認された圃場での撤去作業、撤去後のベイト剤散布などを行っているとの答弁。令和6年の年末に本島北部でセグロウリミバエが見つかったからどういう指導があったか。また、令和7年の3月定例議会での質疑ではこれまでのテックス板ではセグロウリミバエ対策にはならないと答弁していたが、現状どうなのかとの質疑に対し、県からはこれまでのテックス板でも効果はあるという報告があったので、通常ミバエ対策のテックス板（誘殺板）6,000枚も配置し、さらに今年度はセグロウリミバエ対策として1万2,000枚のトラップ板を村内各所に設置している。また、トラップ板内にセグロウリミバエがないか月2回の確認をしている。見つかった場合には半径1キロメートル範囲の全ての果実の調査を行うとの答弁。セグロウリミバエの発生元は分析報告されているかとの質疑

に対し、県からの調査報告はないが、もともと東南アジアや中国に生息するもので大きさは1センチにも満たないものなので飛来は考えにくい。空輸便など何かに紛れて来たのではと言われているとの答弁。北中城村でのセグロウリミバエの発見事例はとの質疑に対し、北中城村では7月に熱田地区で1か所、9月に瑞慶覧地区の1か所でトラップに入っているのが見つかっているとの答弁。

5款1項3目18節、パイプハウス整備事業補助金の実績はとの質疑に対し、令和6年度は、村内2か所に1,152平方メートル（比嘉432平方メートル、荻道720平方メートル）のパイプハウスを整備している。栽培品目は2か所ともマンゴーになるとの答弁。個人が受ける補助金かとの質疑に対し、JAが会員の中から査定を行い補助対象者を選んでいるとの答弁。この補助金は年々増えているが何度も同じ人が使えるのかとの質疑に対し、細かな審査はJAが行っているが、この補助金に関しては同じ人が使っているという事例はないとの答弁。パイプハウス整備後に担当課はどう補助金利用者とやり取りしているかとの質疑に対し、パイプハウス整備直後に完了確認を行い、生産実績についてもJAから報告を受けている。また、営農指導員が随時農家さんのところを回っているとの答弁。

5款3項1目12節、副業型地域活性化起業人業務委託料の実績はとの質疑に対し、令和6年10月1日に委託業務が進められているが、アサの養殖場にカキの稚貝が入った籠を置き、水温や海水の栄養分などカキの成長にどの程度効果があるのか見ているとの答弁。新たな特産品として期待できるが、品質管理の体制はとの質疑に対し、実際の販売段階になると、食中毒が起こらないようなカキの毒を吐かせる施設も必要となるとの答弁。

6款1項3目12節、観光誘客プロモーション事業の実績はとの質疑に対し、観光誘客プロモ

ーション事業委託料については、一括交付金を財源とし、北中城村観光協会へ業務委託を行い事業実施している。主な内容としては、①WEB情報発信、観光案内業務、ホームページやSNSを活用した情報の発信、北中城村観光案内所の年中無休開設。②マーケティング・地域ブランディング業務、Googleを活用したデジタル・マーケティング支援、村内訪問者へのアンケート実施とデータ分析。③イベントキャンペーン業務、中城城跡を活用した「きたコス」イベント実施となっているとの答弁。ホームページの閲覧数が令和5年で約26万回から令和6年には約57万回と伸びている要因はとの質疑に対し、村内観光情報を31本とイベント情報を61本、また観光アンバサダーを活用したウェブ記事が10本、動画2本などを出していることが閲覧数が伸びた理由と考えるとの答弁。ホームページやSNSを活用した取組みの目的は、来訪者の滞在型観光を促すこととあるが、その取組から来訪客が増えているというデータはあるかとの質疑に対し、ホームページから直接宿泊施設へ誘導するというわけではないが、体験コンテンツなどを主に掲載しているとの答弁。SNS活用について、バズる発信を観光アンバサダーや観光協会と連携してできないかとの質疑に対し、観光協会と連携して取り組んでいくとの答弁。アンケート調査からの分析結果はとの質疑に対し、アンケートは953件の回答をいただいております。内容としては、どこから来て、どのような目的で来たのか、移動手段は何か等、合わせて満足度調査までを行い会員向けに展開を図っているとの答弁。

6款1項3目12節、国際ウェルネスツーリズム推進事業の実績はとの質疑に対し、ウェルネスツーリズム推進事業委託料については、一括交付金を財源とし、北中城村観光協会へ業務委託を行い事業実施している。主な内容としては、ワークショップの開催、中城城跡を活用したフ

ラダンスの体験イベント、「国際ウェルネスツーリズムEXPO」への村内ホテル事業者との共同出店、外国人観光客に対応するためのインバウンド受入講座を実施したとの答弁。インバウンド受入講座について、どのような方を対象に講座を開いたかとの質疑に対し、安座間珈琲、北中ファーム、ソルファコミュニティーの3社に向けて2回実施したとの答弁。ウェルネスイベントの参加者が令和4年、5年に比べて6年が減っているがなぜかとの質疑に対し、悪天候によるイベントの延期が影響しているとの答弁。北中城村の文化や風土を考えたときにウェルネスツーリズムが合っていないと思うところがあるとの質疑に対し、世界的なブームがあるのでそれに合わせたツーリズム事業があるとの答弁。世界各地のブルーゾーン地域にはそれなりの根拠があるが、北中城村にはその根拠が見えてこない。北中城村の女性長寿というのは戦争被害者が少なかったことが起因しているのではと考えられることから、一度立ち止まって他の観光振興策を構築する考えも必要と考えたとの質疑に対し、立ち止まることも重要と思うが、いろいろな側面から考えてウェルネスツーリズム事業を進めていきたいとの答弁。

6款1項2目18節、北中城村商工会補助金の実績はとの質疑に対し、北中城村商工会補助金については、経営改善普及指導事業費、地域総合振興事業費等の費用に使われているが、30万円増の理由は沖縄県産業まつりへの出展費用となっているとの答弁。商工会補助金を増やして欲しいとの要請が議会にあったがどうかとの質疑に対し、昨今の物価上昇等の影響もあり各種団体の公平性であるとか財源の問題もあるのでその範囲内で対応したいとの答弁。

6款1項3目18節、北中城村観光協会補助金、対前年度比減の理由はとの質疑に対し、対前年度比140万698円減の理由については、北中城村観光協会事務局長職を本村職員から派遣したこ

とで人件費分の400万円の減とスタジオキタナカ閉鎖に伴うリース物件解約等で259万9,302円の増で差し引いて140万698円の減になるとの答弁。北中城村観光協会は地域経済の牽引役でなければならない。担当課がしっかり把握して取り組んでいるかとの質疑に対し、北中城村観光協会や村内事業者とともに取り組んでいる。特に村内周遊ツアーとして、多くの村内事業者が協力しているところで、そこを中心に輪を広げていながら村内滞在を促し村内でお金を使っただけでなく、お金を使っていただくようにしたいとの答弁。

7款3項2目12節、無電柱化支援業務委託料の実績はとの質疑に対し、この業務は、村の単独事業費で行われており、ライカム地区（イオンモール東通り、イオンモール南通り）での無電柱化を推進するため、土地区画整理事業において整備された電線共同溝に入線を予定している各電線事業者との協定締結に向けて、各事業者との調整を行い、占用延長の算出及び建設負担金の調書等の資料の作成をした。その結果、各電線事業者と円滑に協定締結が完了し、現在、入線作業に向けた現地調整を進めているとの答弁。いつ頃完了予定かとの質疑に対し、2年から3年後。返還跡地で無電柱化を前提としたロウワープラザ地区や歴史的まちづくりとして事業認定いただければ、大城、荻道地区も進めていけると考えるとの答弁。

9款1項2目18節、学力向上推進協議会補助金の実績はとの質疑に対し、教育委員による学校訪問、地域教育懇談会の実施、2年に1度の教職員の県外視察。イングリッシュコンテストや「教育の日」式典の開催などを行っているとの答弁。北中城村は教育立村と言われて久しいが、実際は全国学力・学習状況調査においては、国平均、県平均よりも下回っている現実がある。そういう厳しい状況を見ると、目標を持って目に見える実績を上げてほしいとの質疑に対し、PDCAの中でしっかり取り組んでいるとの答

弁。P D C Aの手法で進めているなら課題が見
つかり成果が出るはずだ。また、イングリッ
シュコンテストは内容をブラッシュアップして公
平公正なシステムで開催すべきとの質疑に対し、
教育長を中心に計画的に学校訪問、授業観察も
行い授業方法も指導している。イングリッ
シュコンテストは公平公正なものになるよう他の地
域を参考にしてみるとの答弁。地域教育懇談会
が学力向上につながっているか疑わしいところ
がある。また懇談会への参加者も少なくなっ
ているとの質疑に対し、今中部地域では北中城村
だけになっているので、次年度以降検討事項
になるとの答弁。

9 款、学校プールに係わる年間予算はどれく
らいかとの質疑に対し、学校プールに係る年間
支出額は395万9,656円。内訳として、北中城小
学校131万1,375円、島袋小学校123万4,833円、
北中城中学校134万3,448円となっているとの答
弁。提示された年間支出額は通常維持メンテナ
ンス料になるのか。またプールの耐用年数はど
れくらいかとの質疑に対し、数年に一度、設備
等の修繕を入れたりするが、令和6年度は何も
ない中での維持メンテナンス料になる。法定耐
用年数が30年と言われており、北中城中学校で
30年経過、北中城小学校で15年経過、島袋小
学校が31年経過しているとの答弁。周辺市町村に
おいて民間のスイミングクラブのプールを使っ
ている事例がある。答弁を聞くと学校プールの
耐用年数も超えてきて今後の大規模修繕、建て
替え工事等の費用が出てくる。民間プール利用
の安全面、指導面、教師の負担軽減、天候に左
右されないことなども考えると民間プールの利
点は大いにあるとの質疑に対し、コスト面がネ
ックになっており現状のプールを使ったほうが
いいとの判断になるとの答弁。

9 款 3 項 1 目 12 節、スクールバス運行委託料
の実績はとの質疑に対し、極東警備センター株
式会社へ委託している。登下校時で2便ずつ運

行しているとの答弁。財源は何かとの質疑に対
し、村の単独費用になるとの答弁。村の単独費
用にも関わらず発着場所が島袋方面だけとい
うのはいかがなものか。美崎地区など他の地域
の方からのルートの拡大や発着場所を増やす声
はあるとの質疑に対し、ルートが島袋方面にし
かないのは島袋自治会が運行していたものを村
で引き取ったことが理由で、今後のバスの経路
を含めて発着場所の件は、バスの検討委員会
において検討されるとの答弁。本村の条例で通
学バス基金条例があるが、今後もそれを利用し
て進めるのかとの質疑に対し、防衛省のほう
から今年度交付金が1,000万円入る。それが
基金に積み立てられるが、防衛予算については
財政と計画的な配分を調整しながらだが、2年
に1度バスを買い替えしながら6年ぐら
いかけて3台を更新していくとの答弁。3台購
入した後はルートの拡大等の話になるのかとの
質疑に対し、現段階では北中城小学校で全学
年バスが利用できるように話し合いがされてお
り、その次は中学校となるとの答弁。

9 款 3 項 2 目 18 節、生徒派遣費負担金、生
徒の県外派遣に関する補助金の実績はとの質
疑に対し、生徒派遣負担金の実績は68万4,950
円。実績件数では体育系68件、吹奏楽7件、
英語弁論2件となっている。県外派遣補助金
69万258円で7団体に補助との答弁。派遣費
交付規定は令和2年度につくられたもので、今
の社会情勢、エネルギー価格の高騰、物価高
騰などが反映されていないとの質疑に対し、
規定は数年おきに変えるということではないが、
社会情勢を考慮に入れるものになる。しかし、
近隣市町村と比較調査した結果、北中城村が
極端に安い状況ではないこともあり周辺市町村
での動向を見ていくとの答弁。

9 款 5 項 1 目 12 節、中学校英語学習講座
委託料の実績はとの質疑に対し、前期・後期
として2期開催し、英検対策講座、英語体験
活動、ま

ちなか日帰り留学を実施した。前期の受講者数9人、後期の受講者数5人となっている。英検合格者については、前期6人（3級5人、4級1人）、後期4人（3級3人、4級1人）となっているとの答弁。定員30名で前期後期合わせて14名の受講者となっているが、周知方法はどうか。また受講者を増やす方法はどの質疑に対し、案内チラシの配布や村の公式ライン、ホームページ等を通して周知してきたが、今後は担当課としても学校側に足を運んで周知に努めていきたいとの答弁。委託業者にはレベルの高い講師がいるので、準2級、2級それ以上を目指せるようにすべきとの質疑に対し、令和6年度は沖縄県教育委員会の指標の中で3級程度という基準があったが、今年度は受講者が受けたい級、レベルを目指せるようになったので、幅広く対応しているとの答弁。

9款5項3目12節、基地内文化財発掘調査等委託料実績についてとの質疑に対し、基地内埋蔵文化財包蔵地「喜舎場西原近世墓群」について、近世墓とは1,600年代頃の手法・技法を用いて造られたものになる。その墓自体は基地に接収する前に基地の外に移設され利用されているが、基地内に残った墓の中にまれに厨子甕等が残っているので、その調査になり、その基地内に残った19基の墓の記録保存目的の発掘調査を実施した。そのほかに「瑞慶覧東原近世墓群」付近のエリアにて、防衛局の工事中に7基の墓が不時発見されたことから、簡易的な記録作成を実施後、現地保存の措置を講じたとの答弁。発掘されたものはどうするのかとの質疑に対し、県の文化財課から文化財認定されれば村教育委員会で保管し、学術的な知見で内容をまとめて公開はできるとの答弁。

9款5項3目12節、村内遺跡試掘調査委託料の実績はどの質疑に対し、農林水産課が所管する「農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業」の第2段階及び第3段階施工予定

区域において、埋蔵文化財の有無確認調査（試掘調査）を実施したが当該区域内において、遺物や遺構などは検出されず、埋蔵文化財は確認されなかったとの答弁。今回文化財は見つからなかったのであれば、今後の試掘調査はどうかとの質疑に対し、開発が行われる所ではどこでも事前の試掘調査というものが努力義務として出てくるが、このエリアは近くに国指定の史跡萩堂貝塚が近接しているのでしっかり調査し今後も進めていくとの答弁。

9款6項2目12節、体育施設費で窓口、清掃業務の予算が見えないが、どこから支出がされているのかとの質疑に対し、令和5年度から中央公民館と体育館施設を社会教育施設として一緒にして社会教育費で組んでいるが、これまで管理業務と清掃業務をそれぞれで委託するよりも一括契約が経費を抑えられるということで委託契約をしているとの答弁。1社に警備、清掃、窓口業務に至るまでを一括することで効果があるとしているが、どこに効果があるのかとの質疑に対し、業務を追加したところもあり、また物価高騰や賃金上昇もある中で、1社と長期契約したことでの経費節減効果はあるとの答弁。

9款6項3目18節、物価高騰分公立学校給食費補助事業〈重点交付金（臨）〉の実績はどの質疑に対し、物価高騰分公立学校給食費補助事業の実績額は410万3,000円。この補助金は学校給食費の食材費高騰分について、学校給食共同調理場への補助金交付で、保護者への負担軽減につながるなどの答弁。この補助メニューは、一時的な交付金だが、この補助金がなくなったら村が負担するのか、保護者が負担するのか、給食の質、量を少なくするのかどちらかとの質疑に対し、学校給食費については、本来保護者が負担すべきものであるが、現在は4分の3補助で村が給食費補助を行っている。この補助メニューは臨時交付金として次年度はあるかわからないので、令和7年の7月に学校給食運営委員

会を開いた。その中で令和8年度から値上げが決定され、保護者にも負担を求めていくとの答弁。保護者に負担を求めていくのに、この値上げ案について島袋小学校の保護者がいない中で話がされたのは問題だとの質疑に対し、島袋小学校は父母教師会が休会中なので島袋小学校の校長が参加したとの答弁。委員会の持ち方、決め方に問題がある。父母教師会がいなければ学校運営協議会など、父母を代表とするものもいるとの質疑に対し、島袋小学校の学校運営協議会などで話合いができればと思うとの答弁。村長公約の給食費無償化と給食費の値上げの関係はどうなっているのかとの質疑に対し、村長は持ち出しが増えることは厳しいとの認識だが納得してもらったとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

○議長（名幸利積）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和6年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第1号 令和6年度北中城村一般会計歳

入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。認定第1号 令和6年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定については認定するものと決定しました。

休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

**日程第4. 認定第2号 令和6年度北中城村
国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（名幸利積）

日程第4. 認定第2号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

認定第2号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和7年9月8日、本委員会に付託されました認定第2号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会においては、9月12日、18日、22日、25日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から、担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

歳入1款1項国民健康保険税の不納欠損額、収入未済額の内容は（件数、理由）との質疑に対し、不納欠損額については97万3,900円、件数で38件。理由については地方税法に基づく時効（5年）となった保険税を不納欠損とした。収入未済額については、件数で現年分264件、過年度252件。収入未済の理由は被保険者によって異なり様々な理由があるとの答弁。これまでどういった徴収努力をしてきたかとの質疑に対し、年2回の催告状送付、また年4回程度の夜間訪問を行い、そのうち1回は村長、副村長、各課長とともに一斉的に行ったとの答弁。一斉の夜間訪問はどのように行ったのかとの質疑に対し、10班に分けて行き、特に高額滞納者やなかなか制度理解を得られない方の訪問は村長、副村長を割り当てて行ったとの答弁。徴収係の職員にはどのような指導を行っているかとの質疑に対し、普段の業務中でも徴収に対する対応法や法律に関することを指導している。また年に数回は県主催の研修会への派遣を行っているとの答弁。財産の差し押さえは行っているか、またその方が亡くなった場合はどうなるのかとの質疑に対し、財産差し押さえも通知を出して行っている。また滞納者が亡くなった場合は、財産相続により負の財産（滞納金）まで相続することになるので、相続人からの徴収となるとの答弁。

6款1項1目1節、保険給付費等交付金（普通交付金）が対前年度比で減額となった理由はこの質疑に対し、普通交付金については、県の条例に基づき村が行った保険給付の実績に応じて交付申請を行いその同額が交付され、村が行った保険給付費額と県の行った普通交付額は基本的に一致することになる。減額理由については国保被保者数の減や医療費の減などが考えられるとの答弁。被保険者数の減は後期高齢者医療保険への移行によるものかとの質疑に対し、それに加えて、社会保険の加入要件が緩和され、

社会保険への加入も増えてきているとの答弁。

6款1項1目2節、保険給付費等交付金（特別交付金）が対前年度比で増額となった理由はこの質疑に対し、特別交付金の保険給付費等交付金については、村の財政状況、その他特殊要因や事業に応じて財政の調整を行うこととなる。今回は、県繰入金に大幅な増が見られたとの答弁。

10款1項1目8節、その他一般会計繰入金に対前年度比で2億5,000万円減額になった理由はこの質疑に対し、国保の決算においては、継続的に赤字が続いている。本村の国保財政において幾度か前年度繰上充用を行い赤字の補填を行っていたが、厚労省より前年度繰上充用を行わないようとの指導もあり、財政部局との調整により令和5年度決算において3億6,000万円の繰入れを行った。これにより令和6年度においては、これまでの赤字を多く的一般会計繰入金で補えたことにより減少となったとの答弁。今後の赤字解消法としてどのような方法があるかとの質疑に対し、方法としてはまず徴収率を上げること、保健指導で病気を予防し医療費を抑制すること、また保険税の額改定による税の引上げがあるとの答弁。令和7年度から条例改正で国保税額が上がったがその効果はこの質疑に対し、令和7年度の税収入予想では約4,000万円程度増収になる予想との答弁。

12款4項3目1節、一般被保険者返納金で収入未済額16万1,765円が出ている理由はこの質疑に対し、国保から離脱した者が、国保の保険証を用いて医療を受けた方に対して医療費返納を求めているが、令和6年度においては16万1,765円の未返納となっているとの答弁。未返納の対象者は何名かとの質疑に対し、件数として12件となっているとの答弁。

歳出2款2項1目18節、一般被保険者高額療養費が対前年度比で減額となった理由はこの質疑に対し、減額となった理由については、高額

療養費は入院や手術など様々な疾患ごとの数値の積み上げによるもので、特定は困難であるが、令和6年度においては全体的に高額な医療費が減少したものと考えているとの答弁。主にどういったものが減少したかとの質疑に対し、脳疾患や心疾患、またコロナによる医療費も減少しているとの答弁。

6款1項2目12節、特定健康診査等事業費委託料で107万6,663円の不用額が出ている理由はとの質疑に対し、本委託料については、毎年度の健診予定者数に1人当たり最大かかる費用を計上しているが、それぞれ健診内容が異なるため決算においては不用額が出ているとの答弁。健診率が低くて多額の不用額が出ているのかとの質疑に対し、受診した人数ではなく、人によっては多くの種類を受診する場合もあり、全種類を受診する想定での予算計上になっているため、受診種類が少ない場合は不用額が増えるとの答弁。

9款1項1目22節、税過誤納金還付金が対前年度比で増額となった理由はとの質疑に対し、理由については様々な要因があり、社保加入や喪失、所得の更正などがあり、その年度によって変動はあるが、平均的に150万円弱を推移しているため、想定範囲内の決算額となっているとの答弁。令和6年度は社保加入者が増えたことによるものかとの質疑に対し、件数は社保加入が多いが、金額は所得申告校正によるものが大きいとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

○議長（名幸利積）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

す。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第2号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。認定第2号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定するものと決定しました。

日程第5．認定第3号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（名幸利積）

日程第5．認定第3号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

認定第3号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和7年9月8日、本委員会に付託されました認定第3号 令和6年度北中城村後期高齢者

医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会においては、9月12日、18日、22日、25日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から、担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

歳入1款1項後期高齢者医療保険料の不納欠損額、収入未済額の内容は（件数、理由）との質疑に対し、「不納欠損の理由については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき時効（3年）となった保険料を不納欠損としている。収入未済額については、現年分が30件、滞納分が12件となっているとの答弁。払えない理由はこういったものがあるかとの質疑に対し、理由は様々で、生活困窮者や特別徴収（年金天引き）から普通徴収に変更となった方がこれまでどおり天引きされているとの思い込みによる未払い、また急に身の回りのことができなくなった方で支払いが滞ったといった理由があったとの答弁。

歳出3款1項1目22節、過誤納金還付金34万6,987円の詳細内容はどの質疑に対し、死亡17万1,523円（22件）、所得更正12万9,491円（4件）、転出3万6,385円（3件）、生活保護開始9,588円（2件）となっているとの答弁。死亡に関して相続人へ還付金が行くと思われるが、相続人がいなければそのお金はどうなるのかとの質疑に対し、還付金通知書を送るが請求されない場合があり、その場合は還付金支払いにも時効（3年）があり、時効成立になれば村の予算となるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

○議長（名幸利積）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第3号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。認定第3号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については認定するものと決定しました。

日程第6．認定第4号 令和6年度北中城村水道事業会計決算の認定について

○議長（名幸利積）

日程第6．認定第4号 令和6年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

認定第4号 令和6年度北中城村水道事業会

計決算の認定について。

令和7年9月8日、本委員会に付託されました認定第4号 令和6年度北中城村水道事業会計決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月12日、18日、22日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

収益的支出1款1項営業費用の不用額2,164万4,473円の理由はとの質疑に対し、当初予算で、浄水購入費、動力費、人件費及び手数料を多く見積もったことによるものとの答弁。過大見積の理由はとの質疑に対し、水道事業における浄水購入費、動力費、人件費の過大見積の背景にはコスト増加、需要予測の変動、物価高、人件費上昇など、これらの費用は水道料金の算定に直結するため、適切なコスト管理体制を構築したいとの答弁。

資本的収入1款5項補助金の当初予算額3,600万円が決算額0円で減額となった理由はとの質疑に対し、補助金が減額の理由は、喜舎場ポンプ場機械設備（機器・弁・配管）更新工事を繰越したため。理由としては、当初、令和7年2月末までの完了を見込んでいたが、受注生産でメーカー側の納期が3月中旬になったため繰越したとの答弁。

資本的支出1款1項建設改良費の不用額1,162万5,890円の理由はとの質疑に対し、宜野湾北中城線道路改良工事に伴う配水管移設工事の入札執行残額と機械及び装置の量水器新規取り付け等の実績によるものであるとの答弁。

収益的支出1款1項2目4節、水管橋及び空気弁点検業務の実績はとの質疑に対し、村内橋梁及びボックスカルバートに添加された水道管の附属設備である空気弁、支持金具等及び水管

橋以外の道路下に敷設された空気弁、弁室の点検を行うもので、調査結果として水管橋30基、地下空気弁101基の合計131基の点検を実施しているとの答弁。水管橋・空気弁点検の結果、不具合件数と対応はとの質疑に対し、かすかな漏水箇所5か所、フランジボルトの腐食11か所確認した。対応については、状況判断で優先順位を決定するとの答弁。水管橋等の法定点検頻度はとの質疑に対し、水管橋の点検頻度は5年に1回以上、空気弁は、幹線管路に設置されたものは、2年に1巡、それ以外は5年に1巡が目安であるとの答弁。

1款1項2目6節、配水管・給水管維持管理修繕費のうち村内企業の発注状況はとの質疑に対し、漏水等による突発的な修繕であるため、入札ではなく、修繕の約9割を村内水道業者で対応している。1割は特殊な技術を有するため村外水道業者で対応しているとの答弁。その他の発注工事で村内水道業者、村外水道業者の発注状況はとの質疑に対し、工事規模にもよるが、できるだけ村内水道業者優先で対応したいとの答弁。

1款1項3目19節、経営戦略改定業務の成果はとの質疑に対し、令和2年3月に策定した経営戦略の見直しを行うもので、令和7年度から令和16年度までを計画期間とし、基本方針として計画的・効率的な更新投資の推進と経営基盤の強化を掲げ、整備面では、アセットマネジメント手法を活用し有形固定資産減価償却額を60%に抑えることを目標としている。また、更新投資費用を平準化し、優先順位を明確にした耐震工事を推進し、経営基盤の強化については浄水購入単価上昇や物価高騰に対して、料金改定、近隣自治体との業務連携などを検討し、経営の健全性を確保し、財政面では、施設の更新や維持管理に必要な財源を確保し、安定した事業運営を継続していくために、料金改定が必要という結論になっているとの答弁。県内におい

て近隣自治体との業務連携の検討内容はどの質疑に対し、水道経営戦略業務において近隣自治体との連携を検討することは、水道事業が直面する、安定した水の供給を将来にわたって継続するための広域化は重要な取り組みであるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

○議長（名幸利積）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和6年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第4号 令和6年度北中城村水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。認定第4号 令和6年度北中城村水道事業会計決算の認定については認定するものと決定しました。

**日程第7．認定第5号 令和6年度北中城村
下水道事業会計決算の認定について**

○議長（名幸利積）

日程第7．認定第5号 令和6年度北中城村下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

認定第5号 令和6年度北中城村下水道事業会計決算の認定について。

令和7年9月8日、本委員会に付託されました認定第5号 令和6年度北中城村下水道事業会計決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月12日、18日、22日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

収益的収入1款2項営業外収益の予算額に比べ決算額の増減が133万2,932円減額となった理由はどの質疑に対し、浄化槽設置補助金及び下水道接続県補助金の実績によるものである。なお、下水道設置県補助金の残額分は公共下水道汚水枝線工事に充当しているとの答弁。

収益的支出1款1項営業費用の不用額1,160万9,605円の理由はどの質疑に対し、不用額の主なものとして、流域下水道管理運営費負担金が当初見積もっていた額より、実績として約1,030万円不用となったことによるとの答弁。流域下水道管理運営費負担金の内容はどの質疑に対し、流域下水道管理運営費負担金は、流域下水道を管理する県などが下水道の維持管理に要する費用で、関係する市町村が下水道の受益限度

額に応じて負担しているとの答弁。

資本的収入 1 款 3 項国庫補助金、4 項県補助金、補助金の予算額に比べ決算額の増減が減額となった理由はとの質疑に対し、国庫補助金に係る公共下水道島袋汚水枝線工事（第33工区）を繰り越したことにより企業債も繰り越したことによる。県補助金については、防災安全交付金で 5 号調整池整備に係る用地費及び補償費の未執行によるものであるとの答弁。5 号調整池整備に係る用地費及び補償費の未執行が長期になっている。県補助金の今後の取組はとの質疑に対し、次年度の予算額として、県に要請しているとの答弁。

資本的支出 1 款 1 項建設改良費の不用額 7,187万6,508円の理由は。また、工事費等のうち村内企業の指名状況、発注状況はとの質疑に対し、入札不調が 5 件相次いだことによるもので、年度内発注をできるだけ執行目的で予算確保していたが、受注者がなかったため不用額としたものである。村内企業発注状況としては、不調になった安谷屋汚水枝線工事（第 4 工区）は 2 回不調で、うち村内業者参加は 7 者。島袋汚水枝線工事（第33工区）は 3 回不調で、うち村内業者参加は 6 者となっているとの答弁。入札不調が 5 件相次いだ理由はとの質疑に対し、入札辞退届の原因は、建設業界全体の慢性的な人手不足により、技術者や作業員が不足していることが入札参加者不在の主な原因との答弁。

収益的支出 1 款 1 項 2 目 5 節、浄化槽設置事業補助金の実績はとの質疑に対し、浄化槽設置については 6 件となっている。内訳として、7 人槽が 3 件、5 人槽が 3 件となっているとの答弁。7 人槽、5 人槽の補助金はとの質疑に対し、個人が浄化槽を設置し村が設置費用を助成する事業に対して、国庫補助金 3 分の 1 を助成する。7 人槽が 41 万 4,000 円、5 人槽が 33 万 2,000 円との答弁。

1 款 1 項 4 目 15 節、下水道事業経営戦略改定

業務の成果はとの質疑に対し、平成31年 3 月に策定した経営戦略の見直しを行うもので、令和 7 年度から令和16年度までを計画期間とし、基本方針として今後の計画的な下水道整備・更新の推進、経営基盤の強化を掲げ、整備面では未普及地域の解消に向けた新規整備を進め、接続率を高めるため個別訪問や自治会との連携による啓発活動を強化し、助成制度の活用を促進していく。経営基盤の強化に向けては、令和16年度までに接続率を 76.5% に引き上げ、経費回収率を 95% に改善することを目標とし、さらに、企業債残高を適正に管理し、財政情報を積極的に活用し、経営の効率化を図る。財政面では、今後の施設更新や維持管理に必要な財源を確保し、安定した事業運営を継続していくため、使用料の引き上げを必要としている。別添、概要版のとおり見直しを行っているとの答弁。下水道事業における経営戦略の広域化の取組はとの質疑に対し、複数の自治体が下水道事業を広域的に統合し将来にわたり安定的な事業を継続していくため、中長期的な視点で部会を立ち上げて取り組んでいるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

○議長（名幸利積）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 令和6年度北中城村下水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第5号 令和6年度北中城村下水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（名幸利積）

起立全員です。認定第5号 令和6年度北中城村下水道事業会計決算の認定については認定するものと決定しました。

日程第8．議案第47号 令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分について

○議長（名幸利積）

日程第8．議案第47号 令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

議案第47号 令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分について。

令和7年9月8日、本委員会に付託されました議案第47号 令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月12日、18日、22日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。

審査結果について御報告いたします。

令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分については、さきに付託された認定第4号 令和6年度北中城村下水道事業会計決算の認定の中で、7ページ及び8ページで審議されたため、質疑は行わず討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（名幸利積）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第47号 令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第47号 令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分については原案のとおり可決するものと決定しました。

日程第9．議案第48号 令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分について

○議長（名幸利積）

日程第9．議案第48号 令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

議案第48号 令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分について。

令和6年9月8日、本委員会に付託されました議案第48号 令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月12日、18日、22日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。

審査結果について御報告いたします。

令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分については、さきに付託された認定第5号 令和6年度北中城村下水道事業会計決算の認定の中で、6ページ及び7ページで審議されたため、質疑は行わず討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（名幸利積）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

す。

これから議案第48号 令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第48号 令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第48号 令和6年度北中城村下水道事業剰余金処分については原案のとおり可決するものと決定しました。

日程第10. 同意第4号 固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について

○議長（名幸利積）

日程第10. 同意第4号 固定資産評価審査委員会補欠委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

同意第4号 固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について。

同意第4号

固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について

下記の者を北中城村固定資産評価審査委員会補欠委員に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所：沖縄県那覇市

氏 名：今福 聡

生年月日：平成3年生

任 期：選任の日から令和8年5月16日まで。

令和7年9月26日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

北中城村固定資産評価審査委員会委員が令和7年9月5日付で、辞任届を提出したことにより、補欠の委員を選任する必要があるため。

略歴書について、添付してございますので、お目通しのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

私から数点ほど伺います。

前任者は、なぜ辞任届を出したのか。

もう1点、今回選任するにあたって、推薦はどちらからされたのか。

もう1点は、この選任者の専門分野は調べているのか伺います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

前任者は務めていた事務所が北中城村を被告とする原告の方との業務が受託した旨、利害関係にあると判断して辞任届を提出されています。

推薦と略歴、専門については、弁護士会にその旨、固定資産評価審査委員を選任したいので

ということで推薦を受けて選任したものでございます。

専門分野については特別調査しておりませんが、弁護士会に、今説明申し上げたとおり、こういったこと、固定資産評価審査委員として選任したいので推薦いただけますかということで推薦してもらっていますので、特に問題はないかと存じ上げています。

以上です。

○議長（名幸利積）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ホームページで調べたところ、この選任者は主力分野が交通事故になっていますが、今後こういう固定資産評価審査委員会において支障がないのかを伺います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

私たちが選任する場合、得意分野を加味して特に選任してございません。特段弁護士の資格を持っているということで選任してございますので、問題はないと考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

辞められた前任者は、本村の固定資産税の裁判のほうに会社に関わりがあったということですけれども、結果として本村が勝訴したということですが、何か特段不都合があったとかそういったのはなかったですか。この辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

特に本件裁判の事案と関わっていたのではなくて、別の事案で会社に関わるようになったため、倫理上辞退したいという申入れがありました。特に何かしらあるというわけではございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは後任者の件ですけれども、先ほどのことと絡めて、やはり法律というのは専門分野のほうがいいのかなと思っています。いろいろ多岐にわたってありますので、争いというのは。ましてや今後増えていくだろう、こういった固定資産評価の中でどういった対応を取るかというのは事例等を含めながら考えていかないといけないと思っていますけれども、今答弁では特段大丈夫だという話をしています。もし、評価に対して違いが出てくる可能性があるとは思いますが、この辺どういうふうにかえますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

あくまで固定資産評価審査委員は、弁護士だ

ったり不動産鑑定士、そういった方が選任されておりまして、裁判とかになった場合はまた別の弁護士に委託する旨、先ほどおっしゃっていたように専門の方もいますので、そういった方を選任すればいいのかなと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

この件で、今回辞める方が理由として北中城に裁判をかける、原告側というんですか。そこと関わりが事務所内にあるから、あったからですか。あったから、これじゃあまずいということでは今回は降りますという、前の裁判のときにそれを知ってこうなっているのか。もしくはこれからこうとしている裁判に対して、裁判を訴えようとしている側が辞めた方の法律事務所とやり取りがあるから、今回は降りますということなのか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

詳しい内容については、向こうのほうもなかなか教えてくれません。ただ、途中で分かったわけではなくて、今後そういったことが事務所として受けるから降りたいという話です。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

一応ですね、何か普通あり得ないことなんですよ。通常、例えば私がA弁護士事務所に北中を相手取ってでもないけど、裁判にかけたい、A事務所に。Aは私との裁判に関わるもので、北中城とやり取りしているとなったら断るんですよ、私の依頼に対して。いわば利益相反になっちゃうから。だから通常この法律事務所が、

過去の裁判ではなくてこれからこの方とやり取りしようとしているというのに、もともとこのことやり取りしているから、通常相手を断るんですよ。なのに断らなくて、もう相手とちょっとやり取りしようとしてるから、すみません、関係してくる可能性があるから辞めるというのはちょっと違うなというのと、よくも相談を受けるなと思うところがとっても疑問に思う。これちょっとこの事務所は、私聞いた中では懲戒処分当たるんじゃないかという、沖縄弁護士会から、という話も聞いているんですよ。

また、あと1点は、屋良議員と上間議員からあったように、専門分野が交通事故関係の専門だよという、弁護士であるからもちろんできるのかもしれないけど、今回この固定資産評価額に対しての裁判ですよ。2年から3年ぐらいかかっているじゃないですか。そういう中で、専門だったらある意味スピーディーに終わらせるんですよ。専門じゃない人がやるととっても時間がかかると言っていました。これは例え話が合っているか分からないけど、私が骨折したとする。その整骨院とか骨折に関わる専門の医者に見せるんだったら早く終わるけど、内科とか脳神経科とかに骨折を見せてもできないですよ。でも同じ医者という感じで、同じぐらい解決に対するスピーディー感が違ってくるので、時間かかればかかるほど、職員もそこに目を向けないといけないし、そういう意味では村にとっても不利益になると思うんですよ。だからその選任の仕方も、沖縄弁護士会からこの人が適当ということで、「はい、そうですか」では通らないんじゃないかなと思うところがあって、さっきのも含めて、これ前者の話は、この方が辞める理由というのが、この法律事務所もちょっといい加減だなと思うんですね。それに対する判断というのはできなかったのか。いわばもう利益相反じゃないですか。こっちの手の内もあっちの事務所は分かるし、となったら次の裁

判は長引かないですか、どうですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

あくまでも今のお話は委員であって、裁判を戦っている弁護士とは違います。だから専門の方が実際は裁判をやっていて、あくまでも評価審査委員を選任するということです。評価審査委員が裁判を行っているわけではございません。

事務所のお話は、私はこの事務所がどう考えたのか分からないんですが、事務所として受け持つことになるから評価審査委員としては倫理的に問題があるから辞任させてくれという話だと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

評価審査委員だから大丈夫っていうことですか。ごめんなさい、場違いな質疑をしてしまったんですね、私はじゃあ。すみませんでした。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

この方の略歴というかそういったのを、昨日、簡単に見せていただきましたが、本村がこの方を指名するに至って弁護士事務所なりに相談をかけたと思うんですが、この方はこれまで固定資産評価に対しての実績とか、そういった詳しい状況の話があったのでしょうか。昨日の中ではそういったものが見えなかったのですが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

実績はこれまでないと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

了解しました。

例えば前回の方ですね、その方も過去に実績があったかなかったか。そういう有無を確認しての選任に至ったのか。前回の方も例えば経験値がない中で業務を遂行していく上で、本村の固定資産評価に対して知識を深めていったのか。どんな感じでやったのでしょうか、前は。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

先生に関しては、たしか実績があったと存じています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、前は実績を確認して選任に至り、今回は特に実績を確認できないまま、今回この場に上がってきたというのはどういった理由からでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

何名かの弁護士に、実は個人的にというか、個別に委員に任命したいんだけどもというふうなことを打診しました。ただし、皆さんお断りされてですね、どうせだったら弁護士会に相談して、そちらのほうからということで今回の選任につながってございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

す。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第4号 固定資産評価審査委員会補欠委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。同意第4号 固定資産評価審査委員会補欠委員の選任については同意することに決定されました。

日程第11. 陳情第7-5号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について
（要請）

○議長（名幸利積）

日程第11. 陳情第7-5号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第7-5号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第7-5号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を採決します。

お諮りします。陳情第7-5号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は、採択することに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第7-5号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は採択されました。

日程第12. 陳情第7-6号 県産品の優先使用について（要請）

○議長（名幸利積）

日程第12. 陳情第7-6号 県産品の優先使用について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第7-6号 県産品の優先使用について（要請）は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第7-6号 県産品の優先使用について（要請）を採決します。

お諮りします。陳情第7-6号 県産品の優先使用について（要請）は、採択することに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第7-6号 県産品の優先使用について（要請）は採択されました。

日程第13. 陳情第7-7号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書について

○議長（名幸利積）

日程第13. 陳情第7-7号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

1. 審査事件

陳情第7-7号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書

2. 審査経過

同陳情は、令和7年第6回定例会において、本委員会に付託された陳情案件です。本委員会は、令和7年9月12日、18日、22日、25日に全委員出席のもと審査を行いました。

3. 審査結果

採択です。

4. 審査意見

日本医療労働組合連合会は2024年度夜勤実態調査を実施した。この調査は医療機関で働く看護職員等の夜勤実態を全国的規模で把握するため毎年実施しているものである。

長時間夜勤における安全面と健康面でのリスクは海外の研究からも明らかになっている。8時間以上の長時間勤務となる「2交替」病棟の割合は50.7%（48.4%）、看護職員数49.4%（48.1%）と昨年より増加し、過去最多となった。夜勤協定は約7割にとどまり約3割では夜勤のルールが野放し状態になっている。夜勤の問題点を解決していくには介護職員の増員しかないと考えられている。利用者の安全と労働者の適正な労働条件を確保できる水準の人員の配置をするために、配置基準の引上げを厚生労働省に求めているが適正に人員配置するには基本的に事業者の責任としている。夜勤手当等についても厳しく夜勤も含めた1日の勤務シフトの数は過去の傾向とほぼ変わらない。

夜勤の実態調査の結果を見ても全く改善がされず、劣悪な状況と言っても過言ではない。このままの状況が続くといずれ病院施設でケアされている患者や健常者の県民や国民にも悪い影響をもたらすことは必至である。

よって、本件については、採択し、関係機関に改善を求める意見書を提出することに決定しました。

○議長（名幸利積）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第7-7号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第7-7号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書については、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第7-7号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書については委員長の報告のと

おり採択されました。

日程第14. 意見書第4号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書について

○議長（名幸利積）

日程第14. 意見書第4号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

それでは読み上げまして提案とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

意見書第4号

夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年9月26日提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提案者：北中城村議会議員

山 田 晴 憲

賛成者：北中城村議会議員

川 上 龍 太

比 嘉 義 弘

屋 良 朝 春

喜屋武 すま子

夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書

人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されている。諸外国では、ILO（国際労働機関）「看護職員条約（第149号）・勧告（第157号）」や「夜業条約（第171号）・勧告（第178号）」などに基づいた規制が行われ、「1日の労働時間は8時間以内」「時間外を含めても12時間以内」など有害業務である夜間業務から労働者の健康と生活を保護している。しかし日本では、医

療も介護現場でも16時間以上の長時間夜勤は年々増え、常態化しつつある異常な実態にある。日本でも諸外国並みの保護措置をとり、患者利用者にとって安全安心の医療介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められている。同時に長時間勤務が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要がある。

人手不足を解消するどころか、現在看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っているという深刻な状況になっており、その大きな原因の一つには、他産業と比べて3分の1の賃上げ額や2分の1の一時金（賞与）など、ケア労働者の低すぎる賃金実態があることは紛れもない事実である。

国民生活に欠かすことのできない医療介護の提供体制を守ることは国の責務である。誰もが安全安心に医療・介護・福祉がいつでもどこでも受けられるように以下の項目について実現を求める。

記

1. 安全安心の医療介護を実現するために、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと
2. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職員等の配置基準を見直し、大幅に増員すること。安定した人員確保のためにも大幅賃上げを国の責任で支援すること
3. 長時間労働を規制し医療介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を改善すること
4. 新たな感染症や災害に備えるため、公立公的病院を拡充強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること
5. 医療、介護従事者の財源確保による診療報酬改定等で患者、介護サービス利用者の負担増にならないように軽減を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）9月26日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣

以上であります。よろしく願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第4号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。意見書第4号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書については可決されました。

日程第15. 閉会中の継続審査の申し出

○議長(名幸利積)

日程第15. 閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

総務厚生常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、令和7年第6回北中城村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後 0時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 名 幸 利 積

署名議員 大 城 律 也

署名議員 上 間 堅 治